

ノ他軍隊又ハ艦隊ノ用ニ供シ得ベキ一切ノ物件ノ輸出又ハ通過ヲ防止スルヲ要セザルモノトス。』の規定は、中立國の領土内に於てする交戰國の借款の募集に中立國民の應ずるを妨げざることを間接に認むるに至つたものとも解釋するのである (Ibid., p. 466, n. 2)。要するに中立國民が交戰國の募債に應ずることは、之に依りて該交戰國の軍資金計畫の上に一臂の力を添ゆることになるから、非中立的行爲と云へば云へぬでもない。されど實際の取扱振に至りては、各國必しもその揆を一にせず、即ち國に依りては、自國民にして交戰國の募債に應ずるには政府の認許を受けしむるものもある。(之に關しては、政府にして之を認可すれば政府自身も事實その應債に參與したことになる)と見る説もある——Westlake, II, p. 323)。或は公然の認許を受けしめざる迄も、自國民の外債募集の成否に對し政府は陰然之を左右するの權能を有し若くはその慣例の存する國もあるし、又は之に反し政府の全然之を自由にして置く國もある。この後者の國にありては、自國民の外債募集に應ずるのをば單なる日常の商取引の一と看做し、たとひその應募金が化して軍資金となるも、敢て中立違反の行爲とは解さないのである。

三二七〇 前掲のオッペンハイムの所説中に『慈善の目的のためにする補助金の募集、例へば負傷兵、俘虜等のためにするものは、たとひ交戰國の一方のみの利益のためにするにしても、之を妨ぐるを要しない。』とあるが、事實中立國民が交戰國の一方又は双方の國民救恤のために資金を供給することは戦時屢々見る所で、これは中立違反に非ずといふに於て諸説一致する。普佛の役に米國では兩交戰國の一方殊に佛國に對する同情者が交々救恤金を募り、その同情國に於ける傷病者救恤として之を送りたるが、これは何等中立違反とならず、米國政府の之を容認したことも何等中立義務違反を構成せざりしと説かれてある (Moore, Digest,

交戰國民
救恤のため
の資金を
供給

海牙條約
の應債の
適法を認
む

但し條件
がある

第一次大
戰に米國
政府は消
極意見

VII, § 1311, p. 577)。日露戰役に於ても、米國民にして同様の舉に出でたるものが少なからずあつたが、孰れも中立違反として之を論ずるものは無かつた。

三二七一 陸戦中立權利義務條約は前掲の如く第十八條に於て『交戰者ノ一方ニ供給ヲ爲シ又ハ其ノ公債ニ應ズルコト』は『交戰者ノ利益ト爲ルベキ行爲』と認めず、隨つて中立違反とならずと明規した。但し之には條件がある。即ちその以て中立違反と認めざる場合は『供給者又ハ債主ガ他方ノ交戰者ノ領土又ハ其ノ占領地ニ住居セズ、且供給品ガ此等地方ヨリ來ラザルモノナルトキニ限ル』のである。精しく云へば、例へば甲乙兩國間の交戰に際し、甲國内若くは甲國占領地内に在住の一中立人が乙國に或物品を供給する、若くは乙國の發行する公債に應ずるとする。すると彼は乙國の利益となるべき行爲を爲したものとす右の條件に副はざることになり、隨つて甲國から見て中立人たるの性質を失ふことになる。又彼が甲國内若くは甲國占領地内に在住するものに非ずして甲國人は甲國占領地から來る供給品を乙國に渡した場合は、これ亦同様に中立性を喪ふのである。

三二七二 之を第一次大戦中に於ける實例に見るに、米國にては當初は自國民の英國その他聯合國の起債に應じたものは少なからずあつたが、後には同政府は之を以て中立の精神に背馳すとの見解を執つた。初め一九一四年八月、當時會々佛國政府より借款の依頼に接したる米國のモルガン商會は、その應否を如何にすべきかに就て國務省の所見を質したるに、參事官ランシングは、交戰國の募債に中立國の個人が應ずるのは國際法も國內法も禁する所でなく、何等非中立的を以て論すべきものに非ずとの意見であつたが、國務長官ブライアンは之を採らず、既に武器彈藥類の供給が國際法上許さるべからざるものであらば、その購入の資

その理由

源となるべき金を供給することも中立の少なくも精神に反せずやとの見解を固持し、(後にはランシングも政策上の見地から之に賛した)、その結果國務省の意見として『交戦國政府への應債を違法とすべき理由とは無きも、政府の所見にては、米國銀行業者の應債は中立の精神と兩立し難きものと認む。』といふことになり、大統領の裁可を得、之を以てモルガン商會に答へた。國務省のこの意見は敢て應債を違法として禁ずとまで云へるのではないが、既に中立の精神と兩立し難きものと政府に於て認むる以上は、銀行家として押切つて交戦國の募債に應ずる譯には行かなくなつた。自國民が武器彈藥類を交戦國に賣込むのを禁ぜざりし米國政府が、然らば何故に交戦國への應債を中立の精神と兩立せざるものと認めたと云へば、その理由はブライアンの一九一五年一月に上院外交委員長に送りし米國の中立違反の批評に對する釋明書(第三〇五七節参照)の第十三に掲記せるが如く、要は巨額の金を國外に流出せしむることは政府自身が起債の必要に迫りたる場合に困ること、又募債に應ずる者は募債する交戦國の同情者で、随つて彼等は自然その交戦國の勝利を希ふといふ有形的利害を抱くに至り、ために累を米國の中立態度の上に及ぼすに至るべきこと、といふを顧慮したがためとあつた。

軍需品代
金信用貸
に依る事
實的應債

三一七三 然るにその後、英佛露獨の諸交戦國の米國に於ける累次の軍需品買入が巨額に達するに及び、米國政府にてはその買入代金を信用貸にするの方式に於て事實應債と同一の結果を齎さしめた。これは米國政府に於て、この方式に於ける借款振替ならば米國より正貨の流出することなきと、將た米國民の特定交戦國に對する同情心の偏重を招くの懸念なきことを認めたからである。米國內に於ける獨逸同情者は、武器彈藥類の供給は事實主として聯合與國側に對して行はるのであるから、この方式に依る借款も亦その結果に

於て中立の精神に反せずやと論ずる者もあつたが、米國政府は普通一般の應債と右の特殊的借款振替との性質上の異同を説明し、以て反對者を納得せしむるを得たやうである。

警察又は
民政關係
事の勤務従

三一七四 陸戦中立權利義務條約に於ては、中立人が交戦國の『警察又ハ民政ニ關スル勤務ニ服スルコト』も、これ亦謂ゆる『交戦者ノ一方ノ利益ト爲ルベキ行爲』とは認めない。従前にありては、敵國の斯かる勤務に従事する者は、たとひ中立人であつても悉く之に敵性を認めたものであるから、本條約の右の規定は中立法則の上に於ける新原則と謂ふべきものである。交戦國に在留する中立人は、その交戦國の軍務には強制的に服役を命ぜらるることとなつてあるも、地方警察事務の勤務には或は強制せらるることもあらう(Holland, Lectures, p. 432)。況して一般民政に於てをやだ。けれども警察も民政も、畢竟當該地方の治安を維持し住民の福祉を計る所の業務で、敢て作戦上に直接關係することではないから、之に服役したからとて一方の利益となるべき行爲を以て論ずべきに非ずと爲すに充分の理由がある。

尙ほ本條約の右規定に關しては、オッペンハイムは『本項を讀むには注意を要する。本項の意味は、斯かる勤務者は敵國領土に在留する他の中立國民に比して、より甚しくその中立性を失ふことなしといふに止まり、敵國在留以外の中立國民と全然同一に認められ且取扱はるるものたるを意味するに非ず。』(Oppenheim, II, § 88, p. 119)と云へるが、これは當然そのやうに解釋すべきである。

第五款 鐵道材料の徵發

中立國所

三一七五 交戦國はその國內又は占領地内に於ける中立國人の財産殊に船車の類を謂ゆる非常收用權の名

第五款 鐵道材料の徵發

に於て徵發使用するの權を有することは曩に述べた(第二卷、第一三八八節以下)。然るにその徵發使用するを得る物件としては、中立國より交戰國內に入り來れる一時的通過の鐵道車輛その他附屬材料にも之を及ぼすを得るや否やは、歐大陸の如き國土相接し、一國の鐵道車輛が他國の境土内に出入する國際的の運輸制の創始以來、久しく疑問とせる所であつた。一八七〇年の役に普軍の瑞西及び奧太利より入り來れる鐵道車輛數百臺をその儘徵發使用したることの當否に就ても、當時かなり議論はあつたのである。

三一七六 然るに陸戰中立權利義務條約は、第十九條の第一項に於て特定條件の下に於ける鐵道材料の徵發を適法と爲し、『中立國ノ領土ヨリ來リタル鐵道材料ニシテ該中立國又ハ私立會社若ハ個人ニ屬シ及屬スト認ムベキモノハ、必要已ムヲ得ザル場合及程度ニ於テスルノ外、交戰者ニ於テ之ヲ徵發使用スルコトヲ得ズ。右材料ハ成ルベク速ニ本國ニ送還スベシ』と規定する。

即ちその徵發使用は『必要已ムヲ得ザル場合及程度ニ於テ』と『成ルベク速ニ本國ニ送還スベシ』の條件に於て始めて認めらるるのである。必要已むを得ざる場合といふ場合は、開戰の間に於ける動員などの折一々彼我の車輛を類別して居る迫なきときとか、又は之を類別するを得るにしても、軍隊輸送が急で中立國の車輛が事實本國に歸還せんとしても歸還を許す能はざるときなどがそれで、斯かる場合には自然必要已むを得ず徵發といふことになり得るのである。交戰國が中立國の鐵道車輛その他の材料にして交戰國內の線路の上に運轉せらるるものをその儘留置し、以て任意之を軍隊軍需品等の輸送用に充つるが如きことあらば、而して中立國に於て之を寛容するあらば、中立國は自國の鐵道材料を交戰國をして任意に軍事上に使用せしむることに依りて間接に交戰國の軍事輸送を幫助することになるから、それは許されざるものと解すべきであ

る。交戰國の必要已むを得ざる場合及び程度を超えたる使用は、該鐵道材料の所有主の承諾を得て行ふ所の自由契約に依る使用で、本條の適用以外に屬する。而して所有主に於て承諾の上交戰國をしてその軍事的用途に使用せしむるものにあつても、その鐵道材料は敵性を帶び、對戰國に於て之を敵國財産と同様に押收するに妨げない。

成るべく速に本國に送還すべきことの條件に關しては、第二回海牙平和會議に於て本條討議の際、ルクセムブルグ代表は中立國鐵道車輛は開戰後特定期間に悉く之を所屬國に送還すべしと主張したが、獨逸代表の反對にて成立せず、遂に『成ルベク速ニ』にて妥協せられたのである。然しながら交戰國に依りて收用せらざたる鐵道材料は、悉くこれ直接間接に作戰用に供するものと推定すべく、隨つてその鐵道材料は前述の如く當然敵性を帶ぶるものとなるから、對戰國に於ては敵國のそれと同一に取扱ひ之を押收するに妨げなく、隨つて又後日の送還が條件通り履行能きや疑はしと云はざるを得ない。

三一七七 右は中立國領土より交戰國領土に來りたる中立國の鐵道材料の交戰國に依りて行はるる徵發使用であるが、中立國も亦交戰國より來りたる鐵道材料をば、必要と認めたる場合には、該交戰國が徵發使用したる程度を超えざる範圍内に於て留置使用するを得ること、本條第二項に於て『中立國も亦必要ナル場合ニ於テハ、交戰國ノ領土ヨリ來リタル材料ヲ該交戰國ガ徵發使用シタル程度以内ニ於テ留置使用スルコトヲ得。』又第三項に於て『右ニ關スル賠償ハ使用シタル材料及使用ノ期間ニ應ジテ雙方ニ於テ之ヲ爲スベシ』と規定する如くである。元來非常收用權なるものは交戰國の特有に屬するものとし、それが中立國にも認めらるるといふが如きは従前の觀念に全然無かつたものであるが、右の規定あるに及び、中立國も亦交戰國と同

様に非常收用権を有し、必要ある場合に於ては特定の物件に對し特定の程度に之を行使するを得ることが認めらるるに至つたのである。この新しき規定は、一は中立國が自國の鐵道材料の交戦國に徵發せられたるがために受くるに至りたる不利不便を該交戦國の鐵道材料の留置使用に依りて填補せしむること、又一は中立國より留置使用を受くべきことに鑑みて交戦國をして徒らに中立國の鐵道材料を徵發使用するのを牽制せしむること、といふ二つの目的に出でたものである。殊に中立國に依る留置使用は、敢て報復手段ではなく、單に一時の不利不便を填合せるためのものであるから、之に依りて敢て交戦國の一方に利益を偏與せしむるが如きことなきの注意の下に行ふべきである。

相互賠償を要す

非常收用権の行使には賠償を要するから、随つて交戦國が中立國の鐵道材料を徵發使用するにも賠償の伴

ふべきは論なく、況して中立國が交戦國のそれを留置使用するにも同様であること亦論を俟たぬ所である。

その賠償額は各使用の材料及び期間を按じて算定し、然るべき方法にて決済すべきである。

三一七八 以上は主として鐵道材料の徵發使用に係るものであるが、更に中立領土に於ける鐵道そのものの押收に就ては、大正三年の日獨戦に際し我軍の山東鐵道を押收したることに於て一問題が起つた。

當時我が青島攻撃軍は作戦上の須要よりして山東省の膠濟鐵道を押收したが、支那政府は之を以て中立侵害なりと爲し、強く我が政府に抗議する所あつた。之に對し我が政府は(一)膠濟鐵道は獨逸の所有及び經營に屬するものであるから、中立財産を以て目すべからざること、(二)交戦區域宣言と該鐵道とは全然別箇の問題なること、(三)日本の背後に於ける鐵道の一部即ち濰縣以西のそれが敵國の手に存するが如きは軍事行動上危険であり、且支那は濰縣濟南間の鐵道守備撤廢の要求に同意せざるが如き、敵國の利を計れる事實も

中立領土内の鐵道の押收
日獨戦に於ける皇軍の膠濟鐵道押收

明かに適法行爲

あること、(四)膠濟鐵道は獨逸租借地の延長であるから、日本軍が之を占領すると否とは支那政府の關係すべき限りに在らざること等を以て之に答へた。次で我國は該鐵道全線の押收に着手するに及び、その一驛を占領する毎に支那は抗議を反覆したが、我方は既定の方針を着々實行して之を顧みなかつた。蓋し獨逸が條約上獨占的利権を設定したる租借地の後方一帯の地域に該鐵道を貫通せしめ、之を獨逸の軍事的基地たる青島と連絡せしめ、戦時に於ける軍事上の重要機關と爲せる事實を顧みるに於ては、該鐵道は中立領土内に在りとは云へ、中立國たる支那の支配圏外に立ちしものと見るべく、殊に獨逸は該鐵道を利用して軍隊及び軍需品を輸送し、支那は之を防止せず、又防止するの力なく、別して獨支間協定の膠濟鐵路章程第十七條第二項に依れば、山東鐵道が軍事上に使用せらるる場合に支那政府には該鐵道を何等保護するの責任なきこと、随つて支那政府に於て之を防止するの義務も能力もなきことが示されてあるに鑑みれば尙ほさらである。該鐵道は中立國たる支那の領土内に在るも全然獨逸の所有及び經營に屬するものであつたから、皇軍の押收は明かに適法行爲で、之に對する抗議の如きは全然理由なきものであつた。

第五章 海戦に於ける特則

第一款 中立領水の主權尊重に基く交戦國の義務

第一項 領水の範圍

第一目 概論

三一七九 領水とは一國の主權の下に置かるることが國際法に於て認められてある所の沿岸一帯の水域である。元來沿岸の水面は世界共有の——或は無主とも云ひ得べき——海の一部で、隨つて謂ゆる海の自由の原則から云へば、何れの國民も自由にそこを往來し、その包藏する富(例へば魚族海藻等)を自由に獲取し、その他諸般の目的に向つて自由に之を使用するを得る理であるが、斯くては沿岸國は自國の安全及び利益保護を期する上に於て完しと云へなくなるから、或一定範圍の水域をば自國の國權を及ぼすを得る所とする。それが領水である。故に領水の設定は海の自由の原則に對する例外たるものである。既に例外であるから、その範圍は之を嚴格に解し、事情の許す限り之を狭く取定め、漫に之を擴張せしむることなきを要する。これが領水なるものの根本觀念である。

三一八〇 然らば一國の領水範圍は如何なる限界にあるか。この問題に對しては、世間一般の國際法教科

領水は海
の自由の
原則の例
外

三裡は國

實際法上の
定則では
ない

書に多く説かれてある沿岸から三裡——大干潮時の水際線(註)から起算したる——の分界線が則ち然りと答ふればそれ迄であるが(内灣に沿ふ領水線の起算方のことは暫く別にし)、三裡制なるものは、實は今日必しも世界の普遍的なる國際法上の定則となつてある譯ではない。昔はゲンチリの如きは領水一百裡説を提唱した(Molen, *Geniti*, p. 164)。グロチユスは、一國はその沿岸水域に對する領水權を有すと説けるも、謂ふ所の沿岸水域の範圍に就ては彼は特定の見解を示す所なかつた。國際法は一國は他國の領水權を尊重すべしとは命ずるも、如何なる範圍を以て領水と爲すかは、國際法よりも各國の國內法の制定する所となつてある。三裡制は今日世界の重なる國々の多數が採擇する所であるが、中には現に四裡制を採るもあり(瑞典、諾威、芬蘭、アイスランド等の如き)、又六裡制を主張するもあり(歐洲にありては伊太利、西班牙、土耳其、羅馬尼、ユーゴスラヴィア、ラトヴィア、米大陸にありては伯刺西爾、コロムビア、ウルグアイ、キューバ等の如き)、將た又十二裡制を要求する葡萄牙及び蘇露の如きもある。(第一次大戰前にありて三裡以上の領水權を主張せる諸國中、實際戰時に臨んで廣域の水面に中立義務を維持することの困難に直面し、同大戰中急に從來の主張を抛棄するに至れるものもあつた)。萬國國際法學會にては曾て六裡制を決議したること追て述ぶる如くである。

註 大干潮の水際線は、斷崖絶壁の下では概して常に甚しき差異なきも、砂地の濱邊であると季節に依り、かなりの変化を示す所もある。そこで之を成るべく一定せしむるため、各國は春季に於ける大干潮の水際線の平均を取り、それと成るべく懸け離れざる線を各國政府の公的地圖の上に標示することにすべしとの意見は、一九三〇年の海牙の國際法成典會議に於て採擇せられた(Amer. Jour. of Int. Law, Vol. 24, Suppl., 1930, p. 248)。

三一八一 古來各國間には、自國の沿岸附近に出没する主として海賊の取締の必要上から、海面の或範圍

第一款 中立領水の主權尊重に基く交戦國の義務

三六五

三裡制の

由來

を自國の管領視するの風がいつとはなしに發生した。それが領水權の思想の基と思はるるが、如何なる範圍を以て管領と爲すかに就ては、漠として據る所なかつた。その後領水の範圍は、土地の權力は武器の力の及ぶ限りにて竭くといふを前提とし、沿岸國の兵力の及ぶ範圍たるべしとの説が出た。兵力の及ぶ範圍を領水權と主張することは必しも新しい觀念ではない。遠き古代にありては、水邊より石を投げてその達する所までを自己の土地に當然附屬する自己の水面と主張されたものである。弓矢の發明あるに至り、矢箭の達する所亦同様に論ぜられた。後世の砲彈距離説はそれから進化したものである。兎に角沿岸國の兵力の及ぶ範圍なるものは、國々の兵力殊に海軍力の優劣如何に依りて一樣でない。而して苟も沿岸國の兵力の及ぶ範圍は之を領水とするといふ主義を無制限に肯定するに於ては、強大なる海軍力を有する國は己れの實力の及ぶ範圍内の海面をば擧げて自國の領水と稱し得ることになる。往昔ヴェニシアの覇を海上に制するや、アドリア海を擧げて自國と領水と主張した。ゼノアも同様にリグリア海を自己の專管視した。北歐諸國も、その相競ふて海上に雄飛せる日、互にバルチックを自國の領水と號呼した。西班牙や葡萄牙も曾ては大西洋、太平洋、及び印度洋を互に自國の管領と頑張り、羅馬法王の裁定にて各自の主張を各洋の一半宛に止めたことに史に詳である。斯の如きは海の自由の原則に全然背馳する所の海の閉鎖である。

三二八二 是に於てか一方には實力の及ぶ範圍なるものを或程度に肯定すると同時に、他方には之がため領水範圍の無制限の主張を牽制し、依つて以て双方の要求を調和せしむるといふ意味から、茲に領土國の沿岸の大砲の威力の及ぶ範圍を領水とするといふ説が、バインカースフックの一七〇三年を以て世に出だせる『領海論』(Bynkershoek, *De Terminis Maris*) に於て始めて提唱せられた。これが謂ゆる彈着距離説である。

彈着距離
説出づ

而して彈着の距離は當時にありては大凡三哩であつた所から、そのコロラリとして更に領水三哩説が生れ出でたのである。

三二八三 然るに彈着距離則ち領水範圍とすれば、その範圍は大砲の進歩毎に擴張又擴張を見ずんば已まない。領水三哩説は十七八世紀の交、彈着の實際の距離が三哩内外に過ぎなかつた時代にありては、彈着距離説と大體一致したものであるが、その後實際の彈着距離は著しく増大するに至つた。故に彈着距離が既に三哩の五倍も十倍も遠くに達することとなつた今日に於ては、彈着距離則ち三哩として領水の範圍を定むるの根據は最早や無意味となつた譯である。その後視界則ち領水といふ説が三哩の根據として一部の學者に依りて唱へられた。即ち人間の視力の及ぶ所は大凡三哩といふにある。然しながら沿岸の平地からは假に三哩が大凡の視界であるとするも、晴渡れる日に丘陵にでも登らば、視界は遠く四五哩にも及ぶべく、望遠鏡を手にせば更にその以上に達すべきであるから、この説の基礎も正鵠を得ない。要するに今日の三哩説は、一に國際慣例の情力に由ると、又一は三哩ならば沿岸國はその國權を擁護するに大體足りるべしとの推定に由るのである。別言すれば、今日の三哩制は、その發祥元たる彈着距離説の基礎を超越し、その關係とは離れ、別に獨立して各國の法制の自ら一致する一種の國際慣例に依り支持せらるるものと解すべきである。

三哩制は
今日には
無關係と
彈着距離
と

第二目 各國の制規

三二八四 領水の三哩制は前に云へる如く國際法上今日それが定則となつて居るのではなく、各國の國內法規が爾く之を定め、その概して一致する所よりして自然に多數國の支持する國際慣例として認められてあ

第一款 中立領水の主權尊重に基く交戰國の義務

三六七

英國は古
來三哩制

るに過ぎない。今重なる國々の制規は如何と見るに。

先づ以て英國は古來三哩制を執り、それが十九世紀初葉の *The Two Schooners* 事件の檢定中に於てストウエルに依り力説せられた。曾ては英國も一八六四年、領水を五哩に擴張せんと議を米國政府に向つて提したことがある。然るに米國國務長官は、在華府英國代理大使宛同年九月十六日の回答に於て、英國案には意義不判明の點ありと記し、二三の反問を提起せるが (Moore, *Tigest*, I, § 152, p. 773)、英國政府は結局原提議を撤回したやうである (Baty, *Canons*, p. 143)。

三一八五 その後英國政府は一八七八年 (明治十一年) に『領水管轄法』 (The Territorial Waters Jurisdiction Act) を制定し、之に依り三哩主義を自國の法令の上に認むることを明かにした。是より先き前々年の一八七六年、英吉利水道の英國沿岸より二哩半の地點に於て、獨逸船 *Francina* は英船 *Synthejyde* と衝突して之を沈没せしめ、溺死者一名を出した。それがためフランクonia 船長は殺人罪に問はれ、英國の裁判所に起訴せられた。裁判所の合議判事の間にては、英國の法令には領水の範圍内に關して規定あるものは一も無いから、遭難の地點を英國の領水内なりとして本件を英國裁判所の管轄に屬せしむべき法的根據なしといふ論と、領水三哩制は國際慣例上一般に認めらるるものであるから、當然その管轄に屬すといふ論との二つに別れたが、結局一名の多數で管轄權を有せずといふことになり、獨逸船長は免訴となつた。然るに既に列國の多數が三哩制を認めて居るに拘らず、英國にては之に關する法令なきの故を以て三哩以内に起れる事件に對し管轄權なしといふは頗る不便であり、不合理でもある、といふ論が次で起り、その結果として右の領水管轄法が新に制定せられた譯である。

『領水管轄法』の規定

この領水管轄法には『沿岸の干潮の水際線より起算し一海リーグ (One marine league) 内の水域は英國の領水と認むること、その領水内にて起れる犯罪は何人に依りて行はれたると何國の船内にて起れるとを問はず、英國の裁判所之を管轄して審問處罰を行ふこと』の規定がある。(一海リーグは一緯度の二十分の一で、即ち三哩に當る。一哩は六千八十呎・二七で、即ち六千八十呎たる一ノットに該當する。之を陸上の哩即ち五千二百八十呎に比すれば八百呎ほど長い。但し右は英國の尺度で、同じ哩制を採る他の國にては多少之と異なるもあり、現に米突の計算にて一哩を一八五三・二米突とする國もあれば一八五五米突とするものもある。) 一説に『英國捕獲審檢所にて獨逸のそれの如く三哩制を採るが、それは獨逸の捕獲審檢所に於けるが如く國內法規にて爾く拘束せらるるが故ではなく、國際の一般的慣例に一致すと認むるが故である。』とあるが (Garnier, *Prize Law*, § 161, p. 226)、既に右の『領水管轄法』にて一海リーグ即ち三哩制の規定がある以上は、國內法規の拘束を受くるものたるは論なく、隨つて右の説は當を得ざるものである。

三一八六 米國も亦夙に三哩制を採り、建國以來十八世紀の末葉頃までに英佛諸國との間に交換せる種々の外交文書の上にそれが示されてある (Moore, *Tigest*, I, § 145, p. 702 以下参照)。十九世紀以降にありては、稀には外國官憲の沿岸三哩以外に於ける法權行使を肯認したること例へば米國大審院の一八〇四年の *Church v. Hubbard* の判決の如きもあれど (註一)、この判決は爾後先例と見るべからずと爲す説もありて (例へば *Whitton, Dana's*, p. 259, n.)、他に米國には同様の判例又は公的見解は無いやうである。

その後米國は一八一八年の英國との『漁業、境界、及奴隸引渡條約』の第一條に於て英領の米大陸及び島嶼の沿岸三哩以内に於ける漁業權の主張を拋棄し、一八六二年乃至一八七四年に西班牙がキューバの領水に關

米國も三哩制

し六湮を主張するや、米國は英國と共に之を排して三湮説を支持した(Moore, *Ibid.*, § 146, p. 713)。その他同じく領水問題に關する一八七五年一月廿二日付國務長官の在華府英國公使宛公文中には『何れの國も公法上その海上管轄權を沿岸より一海リーグ以上に互り正當に主張するを得ざるものなることは米國の常に理解し且主張する所なり。』と云ひ(*Ibid.*, § 151, p. 721)。又同年十二月一日付國務長官の在露都公使への訓令中に『従前強大國が動もすれば沿岸の海面及び灣の權利を廣區域に主張し、その特に許可せしに非ざる外國の通商及び漁業に向つて之を閉鎖するが如き慣行は、悉くこれ過去の僭擬に屬す。露國にして尙ほ且之を主張するが如きは米國の殊に遺憾とする所なり。今日は何れの國も海上管轄權は沿岸より一海リーグに限る所の公法的一般法則の除外を要求するなきを希望するに理由ありとす。』と記し(*Ibid.*, § 149, p. 717)。又ベリング海問題(註二)に關する關係文書中にも、米國の三湮主義が隨所に謳はれ、殊に一九〇二年七月、ベリング海に於ける露艦の米國捕鯨船逮捕の仲裁審査會に於て米國代表は裁定者の質問に對し、本國政府の特別の訓令の下に『米國政府はベリング海及び之に沿ふ海面に於ても、沿岸より一海リーグ以上の管轄權を主張せずして、海上管轄權に關する要求の基礎を左の主義に置くものである。即ち米國政府は、特に條約上別種の取極ある場合の外、他國の海上管轄權は一海リーグを限り之を認むること、且たとひ條約に反對の規定ある場合と雖も、それは單に該締約國の間に係ること是れである。』と言明した(*Ibid.*, I, § 173, pp. 925-6)。米國の一九〇〇年制定の海軍訓令にも『國の領水は沿岸の干潮線より海面に向ひ一海リーグの距離に及ぶ。…』(第二條第二項)とある。輒近に米國が他國との條約に於て三湮主義のことを明規せるものには、例へば酒類輸入禁止法違反の嫌疑の英國船搜索に關する一九二四年の米英條約の如きがある。

Church
v. Hubb-
bert

註一。一八〇四年の或時、米國の一商船 Aurora は紐育を發して伯刺西爾の葡領の一二港に向ひ、やがてバラ河の沖合十三四湮の地點に到れる折、葡國稅關の監視船に差押えられ、載貨は沒收せられた。理由は、外國船の葡萄牙植民地との貿易を禁ずる葡國法律を無視して伯刺西爾の一港に入ること企圖したものと云ふにあつた。そこで荷主のチャーチなる者は、豫て契約の保險會社に載貨の保險金二萬弗を請求したるに、保險會社にては該保險證書に『保險者は葡萄牙官憲に於て違法取引として差押を行へることに對しては責任を負はず。』又『保險者は葡萄牙人との違法取引のリスクを負はず。』とあるを指摘し、その支拂を拒んだので、遂に訴訟となり、マッサチュセッツ州巡回裁判所を経て大審院への上告となつたのが本件である。而して大審院にては、葡國官憲は沿岸より一海リーグ以上の地點に於ても外國商船を差押ゆるの權利あるや否やを論究したる末、結局國家は通商及び稅關の規則を履行するためには右の權利あるものと爲し、原告敗訴の判決となつた(Scott, *Cases on Int. Law*, pp. 361-2; Snow, *Cases and Opinions*, pp. 198-4)。

註二。今より約百二十年前の一八二一年九月、露國は勅令を以て北太平洋のベリング海の沿岸及び島嶼の一百イタリアン哩(伊太利各地方に依り相異なるも、英國の一哩即ち一・六〇九軒に比しナポリ地方の一哩は二・二六〇軒で、即ち六五一米突だけ多く、羅馬のは一・四八九軒即ち一二〇米突だけ少ない)以内に於ける通商及び漁業は露國人のみ之を營むを得と爲し、外國船の之に入ることは海難に由る場合の外一切之を禁じた。理由は、北緯五十一度以北の太平洋は露國の發見に係り、その占有權に基き之を外國船の前に閉鎖するの權を有すといふにあつた。英米兩國は之に抗議し、殊に米國は、北緯五十一度以北の太平洋を狭める兩岸間の距離は四千哩以上もあるので、之を露國の領水視するは不都合なりと論じた。露國はこの抗議の前に讓歩し、一八二四年四月には米國と、又その翌一八二五年二月には英國と、孰れも條約を取結び、大體に於て兩國民の該海面に於ける航海及び漁業の權を認めた。その後一八六七年、米國が露領アラスカを七百二十萬弗にて露國より買収するに及び、米國政府はこの方面に海釣漁業を大に擴

ベリリン
グ海問題

張し、一八七〇年にはベーリング海のプリピロフ島の同漁獲専占権をカリフォルニア州の法律の下に設置せるアラスカ商事會社なるものに特許した(但し同島以外には海豹を漁獲せざること、同島に於ける漁獲も年に十萬頭を超えざること、年々一定の資金を米國政府に上納すること等を條件とした)。然るに海豹の漁獲は頗る有利の業であつたので、加奈陀方面からの出漁者も漸次その數を増し、而して彼等は米國の法令の拘束を受けぬ所から、特定の區域に頓着なく之が漁獲に従事する風であつたがため、米國の同業者から苦情起り、一八八六年の或時、英領コルムビアの出漁船三隻は、沿岸より約七十哩の沖にて漁獲に従事中、米國の税關船に捕へられ、米國政府の特許を得たる者以外はアラスカの海豹の漁獲に従事するを禁ずる所の法律に違反するものとして米國裁判所に起訴せられた。

裁判所にては、アラスカの領水は一八六七年のアラスカ買収條約に規定する限界、即ち幅員一千五百哩、奥行七百哩に互る全海面を含むとの見解から、之を有罪と斷じ、各船長以下職員を體刑に處せる外、その船及び漁獲品を沒收し、翌年も同様の處分に遭へるもの數隻ありて、英國は強硬の抗議を提し、爾來兩國間の重大紛争となつた。

この間にありて米國は、ベーリング海に於ける海豹保護に關する國際條約の協定方を佛、英、日、露の諸國に提議し、その同意を得たが、議熟するに至らずして中絶となつた。他方、前述の英米間の争議は容易に解決せず、殊に英國は、一八二四・五兩年の條約にある『太平洋』とはベーリング海を含むと解し、米國は含まずと論じ、却々果しがつがない。そこで英國は一八九〇年八月、本件を仲裁裁判に附議して解決することにしては如何と提議し、その附議の要旨に就て一再折衝を重ねたる末、米國も之に同意し、一八九二年二月に仲裁契約が華府にて兩國間に調印せられた。即ち第一條に於て、ベーリング海の米國の領水權、同海に出没する海豹の保存、並にその漁獲に従事する兩國國民の權利等に關して兩國間に起れる問題は之を七名の判事より成る仲裁裁判廷に附議せらるべきこと、その七名は米國の指名する者二名、英國の指名する者亦二名、餘は佛、伊、瑞諾の三國各一名を指名すること等を規定し、第六條に於て附議事項五點を掲記した。即ち(一)ベーリング海として知らるる海の如何なる專管的管轄權を、及び同海に於け

る海豹漁獲に就て如何なる專管的權利を、露國はアラスカを米國に讓渡する以前に主張し且行使したるか、(二)海豹漁獲に關するこれ等の管轄權の主張を英國は如何なる程度に承認したるか、(三)ベーリング海として知らるる海面一帯は一八二五年の英露條約中に謂ふ所の『太平洋』の中に包含せらるるか、又該條約後露國はベーリング海に於て如何なる權利を主張し且專管的に行使したるか、(四)一八六七年三月三十日の米露條約に於て、管轄權に關する及び水上境界の東部のベーリング海に於ける海豹漁獲に關する露國の一切の權利は、該條約に依り完全に米國に移らざりしか、(五)ベーリングの米國の島嶼に出没する海豹にしてそれが普通の三哩線以外に現はるるものに對し米國はその保護權若くは財産權を有するか、以上を裁定事項とする。外に第七條に於て『米國の專管的管轄權に關する上記諸問題の決定の結果、ベーリング海に出没する海豹の適當の保護及び保存に關し特に準則を設くるに就て別に英國の共助を必要とすと認むる場合には、仲裁裁判者は兩國の管轄以外に係る如何なる準則を要すべきか、且海面の如何なる部分に之を適用すべきかを決定すべし。』とのことが規定せられた。

仲裁裁判廷は巴里にて數次の會審を遂げたる末、一八九三年八月十五日その裁定を下した。即ち右の第一點に對しては、露國は一八二一年の勅令に依り、ベーリング海の管轄權を自國領の沿岸及び島嶼より一百イタリヤン哩を主張したことは事實なるも、一八二四年の米國及び一八二五年の英國との各條約締結の談判中、同海の管轄權は沿岸より彈着距離に止まることを承認し、且爾後アラスカの米國への讓渡の時に至るの間、同海に關し露國は普通の領水範圍以上に何等專管的管轄權を主張したることなく、又海豹漁獲に關し何等專管的權利を主張したることなしと思はるること、第二點に關しては、英國は普通の領水範圍以外に互る露國の斯かる主張を承認したることなきこと、第三點に關しては、ベーリング海と稱する水面一帯は一八二五年の條約に謂ふ所の『太平洋』の中に含まるること、且同條約以後、露國は普通の領水範圍以外に、ベーリング海の何等專管的管轄權及び同海に於ける何等專管的權利を主張したることなきこと、第四點に關しては、露國の諸權利は該條約に依り完全に米國に移りたること、第五點に關しては

米國は斯かる何等保護權も財産權も有せざるものと爲し、別に前掲第七條の規定に依り九ヶ條の條約案を起草して裁定に添附した。この條約案を基礎とし、翌一八九四年英米兩國間に海豹漁獲取締に關する一協定が出来た。

他方英國は、一八八六年の漁獲船逮捕に伴へる損害として五十四萬二千有餘弗を米國に要求し、米國は議會の同意を條件として四十二萬五千弗の支拂を承諾したが、議會はその支出を拒んだので、更に英米混成委員會に於て賠償額を査定することにし、その結果として四十七萬三千有餘弗が査定せられ、米國議會は結局之に同意を與へた。

この間にありて、米國のベーリング海の遠き沖合に出漁する捕鯨船にして露國の軍艦に差押えられたもの若干ありて、米露兩國間の交渉となり、これも一九〇〇年九月、兩國相約して之が裁定を和蘭の一法律家 (T. M. C. Asser) に求むることとなり、而して裁定の結果は特定の賠償金を露國政府より支拂ふことにして落着した。

話は前に戻り、一八九四年の英米協定後、米國は我が日本に對しても之に加入の勧誘ありたるが、日本は彼等の要望する如く外國船にして日本國旗を掲げて當該規定を潛るものを取締るには異議なきも、日本船をしてその規定を遵守せしむることの要望に對しては、日本の海豹漁獲業にも同様の保護が與へらるるに非ざる限り之に同意するを得ずと爲し、加入を拒絶したので、その目的は達せられなかつたが、一九一一年七月、米英日露の四國は遠洋に於ける海豹漁獲を十五ヶ年間停止することを趣旨とする一條約を締結するに至つた。この條約即ち『臘臘獸保護條約』は我國も調印國の一であるので、その締結始末を茲に略述して置きたい。

當時ベーリング海方面に於ける海豹の漁獲は益々盛に行はれ、しかもその繁殖は之に伴はず、随つてその濫獲を放任するに於ては、終にはその滅盡を見るに至るの虞あるのみならず、各國漁獲船は互に他國の區域に進入し、ために國際紛議の依然反覆せらるる懸念もあつたので、一九〇九年一月、米國政府は日露兩國をも加へて海豹保護條約を改訂するの議を提し、一九一一年五月に至り之に關する米英日露の四國會議は華府にて開かれた。帝國政府は、海豹漁獲禁止區域は米英條約第一條に準じ、北緯三十五度以北の太平洋全部、ベーリング海、オコック海、及び日本海を包

含する部面と爲すこと、漁獲禁止期間は十五ヶ年を超えざること、保護制限案には日本に對する賠償支拂又は收得分配の條件を附すること、繁殖地に於ける年々の漁獲割合を一定し、之を變更又は中止せんとする場合には豫め關係國間に協議すること、米英條約第三條にある前金拂の日本收得額は七十五萬弗と爲すこと等の方針を定め、帝國委員はこれ等の方針を體して四國會議に臨んだ。

然るに同會議に於ては、他の諸點は格別の難題とならなかつたが、補償問題は關係各國の利害互に交叉錯綜する所頗る大であつただけ、その折合は極めて困難であつた。米露兩國は共に海豹の廣大なる繁殖場を有し、その滅減は一に濫漁にありとして、能ふべくんば漁獲を禁せんと欲し、乃ち利害及び希望の同一なる所よりして常に相提携し、而して日英兩國は共に從來専ら海上漁獲を事とし、随つて之が禁止は本業に大打撃を受くるを免れざる所から、その損害に對しては相當の補償を求めざるを得ざる立場にあつた。されど米國は、我が海豹漁獲の利益を過當に見積り、純乎たる海上獵業國の英國には自國の收獲の二割を分與し、之を以て我が海豹島に均しき繁殖場を英國に與へたるものとし、斯くして關係四國は孰れも繁殖場を有する國なるに鑑み、海上漁獲を禁ずるも互に何等補償問題の是れなきに至るべしとの意見を陳して動かない。而して米露兩國は結局その收獲の二割五分を日英兩國に提供し、兩國の間に適宜之を分配せしめんと提議したるも、英國は寧ろ我國をして無償にて海上獵獲禁止を承諾せしめ、獨り自ら米露兩國より提供する補償を占取せんと欲するが如き態度を執り、議容易に纏らなかつた。帝國委員よりは(一)米國よりその收獲高三割五分を提供せしめ、之を日英兩國間に均分すること、(二)露國より同様三割五分を提供せしめ、日本は三割、英國は五分を取ること、(三)日本より提供する三割五分の分配方は他の三國間の協定に一任すること、の案を以て三國委員と折衝を試みたるも、その賛成を得ない。更に米國委員よりは、その收獲の二割五分を日英兩國に提供し日英兩國に於てその一半即ち一割二分五厘宛を均等に取得すべしとの案を提出したが、之に對し英國委員は自國一割五分取得説を唱へ、帝國委員は一割七分五厘取得説を固持して互に相降らず、遂に延會設すら出で、交渉將に不調に

陥らんとするの形勢となつた。

大統領タフトは之を憂へ、六月十二日を以て我が 聖上陛下に長文の親電を寄せ、日米兩國の親交に鑑み本會議を不調に了らしむるなきを切望すること、若し關係諸國にして互議の方針を執り、即ち日英兩國は米國の收獲の一割五分宛を領し、米國は亦日本の收獲の一割五分を領して之を米英兩國間に然るべく分配し、又日英露三國にして然るべく協定を遂ぐるに於ては、妥協の成立必しも難きに非ざるべき故に、この提案にして受諾せらるべきに於ては、自分はその妥協方を自國委員に訓令すべし、との意を披陳した。我が 聖上陛下には之に對し懇篤なる御答電を發せられた。兩國元首間のこの親電交換は幸に局面の一變を促し、爾後數回の公私交渉を経て米國の收獲分配に關する妥協を遂げ、次で露國の收獲分配に就ても米國委員より英國同様我國に便益を與ふべきの證言を與へたので、英國との間にも妥協を見、茲に四ヶ國に於ける協定成立し、各國委員は全文十七ヶ條より成れる條約案の議定を了し、七月七日之に調印した。この條約案は米國上院にては同七月二十四日之を批准し、我方にありても同四十四年十一月六日御批准を得、次で華府にてその交換を了した。而して我國にては、翌十二月二十四日條約の公布と共に別に獵虎及び臘肭獸の獵獲禁止に關する勅令の公布となつたのである。

我が日本も風を採り、明治初年普佛開戦の際の布達

三二八七 我國も夙に英米に倣ふて領水三哩制を採擇した。即ち明治三年、折から普佛開戦となるや、太政官が同年七月二十八日を以て局外中立を布告するに方り、その中に『港内及内海ハ勿論ニ候へ共、外海之儀ハ距離三里以内兩國交戦ニ及ビ候儀ハ不相成、尤軍艦商船共通行ハ是迄通差許候事』と規定し、太政官より之を兵部省に通達するに當り『諸港内、並諸灣内海者勿論、周圍之外海、島嶼、岬角ヨリ以外三里ハ我所轄ト可相心得事』と添記したのはその濫觴である。

右の太政官布告は別に記せる事情の下にその後改正が加はり、新中立規則が翌八月二十九日に太政官から

布告せられた(第三〇〇一節參照)。この新中立規則にては舊布告中の『外海之儀ハ距離三里以内』とありしその『距離』を『凡』と改め、『三里』の次に割註で『陸地ヨリ砲丸之達スル距離』の字句を入れた。即ち領水の彈着距離説を學んで之を直ちに採擇したものである。この『三里』は、當年の布告文面では三邦里と紛らはしきが、その後明治五年七月、折から新設の海軍省(同年二月二十八日兵部省は廢せられ、新に陸軍海軍の二省が設けられた)にて『一海里ハ一度ノ六十分ノ一ト定ム。即チ陸路十六町九分七厘五毛ナリ』と規定し、之を太政官は當時その布告に添え、『今般海軍省ニテ別紙之通相定候條其旨可相心得、尤海里ハ普通陸里ト不混様可致事』と達したことがある。故に前掲の三里は當然三海里を意味するの精神であつたものと解釋し得られる。

三二八八 その後我國が戦時に於て領水三哩制を主張したことは日露戦役中にもあつた。即ち帝國の一軍艦は露國ルース會社所有の一汽船 *Rosalia* を韓國九針岩附近にて拿捕したるに(明治二十七年二月七日)、訴願人はその異議の一理由として『第三。本船の拿捕せられる場所は韓國九針岩を距る正六海里の沖なることは船長の供述に依り明白にして、一國の領海は其海岸を距る六海里までなることは近時國際法學者の唱道する所なるを以て、本船の拿捕は中立國領海内に行はれたるものにして不法なり。』といふのを擧げたが、佐世保捕獲審檢所にては『第三。現今國際法上一般に認めらるる領海の範圍は沿岸より三海里とす。故に本件船が韓國九針岩を距る五六海里の沖に於て拿捕せられたるは即ち公海上の拿捕にして、何等不法なることなし。』と爲して右の拿捕を適法のものとして檢定し、高等捕獲審檢所にも之を肯認した(『日露戦役捕獲審檢誌』第一八五頁以下)。同様の檢定は、帝國軍艦の同年二月十日韓國沿岸を距る五海里半の地點に於て拿捕したる

日露戦役當時の三哩制主張

獨逸の三
渾制

露國汽船 *Mitau* に就ても佐世保捕獲審檢所に於て下された。

三一八九 獨逸も亦領水三渾を以て自國の捕獲法上の主義なりとし、第一次大戦中、伯林の高等捕獲審檢所は瑞典船 *Elida* の檢定に於て之を明かにした。エリダは一九一四年十月、瑞典にて木材を積み、英國に向ける航行の途に上りし折、瑞典の南端トレルボルグを距ること遠からざる地點にて、即ち瑞典（及び諾威丁抹等）の宣明する領水四渾の範圍内（但し多數國の支持する三渾の範圍外）に於て、獨逸水雷艇に拿捕せられた。この拿捕は、その目的たりし載貨の木材に關し拿捕者が捕獲令の解釋を誤れりといふ點に於て船主に對し賠償の責任ありといふ檢定となれる重要な一判決例たりしものであるが、別に右の拿捕地點に關する問題もあつた。即ち本件に關する獨逸の在キール捕獲審檢所の檢定を覆へせる伯林高等捕獲審檢所の決定の一節に曰く。

The
Elida,
1915

「假に國際法は各國に認むるにその中立擁護の手段として領水を三渾以上に定むるの權を以てするものとしても、獨逸の捕獲令は中立國の沿岸三渾に限つての領水に於ける捕獲を禁ずるものであるから（第三條の一）、獨逸軍艦の行へる拿捕が、よしんば當該中立國の定めたる四渾の内に行はれたりとするも、それが三渾の外である以上は、我が獨逸の捕獲審檢所にては之を違法の拿捕とは認めない。瑞典政府の自國領水を沿岸を距ること四渾までと爲せる宣言を承認したのは諾威のみで、我が獨逸は、將た英國も、之を承認したものでない。假に瑞典の宣言が國際法と一致するものとしても、獨逸の捕獲審檢所がその拘束を受くるのは國際法に非ずして獨逸自身の法令のみであるから、瑞典の宣言は全然没交渉たるものである。のみならず三渾制を採る所の獨逸の捕獲法上の主義は何等國際法に悖るものでない。勿論三渾制の由來するに至れる彈着距離の理由が今日の事態に關はなくなつたのは事實である。然しながら近代の大砲の威力の増大に鑑み自國領水の境界を任意に定むるの權を各國に認めしむるが如くんば、世界の海商國の共

同利益がその自由を要求する所の廣域の海面を遂には各國の主權の下に隸屬せしむることになるであらう。特定の國に認むるに關稅行政のため將た衛生上の目的のため特に三渾制を擴張するの權を以てするは或は可ならんとしても、その故を以て總ての目的のために之を擴張し得るものとの結論は伴はぬのである。…瑞典の四渾制宣言に對し各國中には何等抗議を正式に提せざりし國がありとしても、獨逸は必しもその鑿に倣ふて之を承認せざる可らざる義務を有しなす。』(Fauchille, *Jurisp. Allem.* pp. 9-11 參照)。

尙ほ同高等捕獲審檢所にては、瑞典船 *Puz* 及び諾威船 *Gefun* に關しても亦同様の檢定を下し (*Ibid.*, pp. 17-8, 80-1 參照)、斯くして獨逸は他國の三渾以上の領水權の主張を認めなかつた。

三一九〇 佛國も亦領水三渾制の慣例に則る國であるが、しかも他國の特殊領水制、例へば四渾制の如きをも尊重せぬではない。このことは佛國の一九一二年の海軍訓令の第五條第二十三號にも掲記してある。されば第一次大戦の始まれる後程なく、その拿捕したる諾威船 *Henna* に關する佛國捕獲審檢所の檢定にはこの點に説及し、『假に本件拿捕地點にして丁抹の沿岸を距ること三渾以上なるも四渾以内なりしならんには、本廷は丁抹の領水權を尊重し、その拿捕を無効と爲すに躊躇せざりしならん。』(Fauchille, *Jurisp. Franç.*, p. 133) と云へるは、右の海軍訓令の精神に則つたものである（ヘイナの拿捕始末は第三二四〇節參照）。

三一九一 されど北歐諸國は、前述の如く英獨佛諸國の法規又は慣例と離れて四渾制を採り、又それ以上の領水範圍を主張する國も他にある所から、時には相互の主張に衝突起り、紛議の生ずることも珍しくはない。今之に關し第一次大戦中に起りし一二の問題を擧ぐれば。

その一は、英國軍艦が諾威の領水内にて拿捕したる諾威船 *Lackon* に關する爭議である。本船の拿捕地點は諾威の南方 *Lindesnes* (別名 *The Naze*) 灣口に近き所であつた。諾威は元來領水四渾制を主張する國

佛國は他
國の特殊
領水制を
も尊重す

領水範圍
の相異なる
主張に基
づく爭議

The
Loek-
ken,
1918

であるが、同國政府は本件の場合には三哩制を肯認するとし、而してその分界點は灣の海面に向きたる際端 (Forward edge) より起算すべきであるから、この拿捕は諾威の領水内にて行はれたものとの理由に於て、本船の解放方を英國政府に要求した。捕獲審檢所長官エヴァンズは「灣の領水分界線の起算點に關しては國際法上既定の原則なきも、これは宜しく各側の岬から岬へ (from headland to headland on either side) と測るべきで、隨つて拿捕は三哩以内の地點に於て行はれたるものに非ず」との理由の下に本船を沒收すべきものと檢定した。船主は之に服せずして樞密院司法委員會に抗告したるも、同委員會にては之を棄却した。その二は、同じく英國軍艦が諾威の領水内にて拿捕したる獨逸商船 *Disseldorff* に關するものである。この事件の顛末は追て中立領水内に於ける拿捕船の解放を説く所に於て記する。

第三目 領水範圍擴張の提説

單獨宣言
に由る三
哩以上の
主張

三一九二 抑も一國は單獨宣言に由り、その領水範圍を三哩以上に主張し得るやといふに、之に就ては英米兩國は、既往二三の外國政府の斯かる主張に對し幾たびか否定的態度を示した。けれども領水は國際法上之を三哩以上に絶對に擴張するを得ずといふ拘束がある譯ではない。三哩制は今日大多數の國々の採用する所であるが、之に贊せざる國もあり、西班牙は曾て領水六哩制を主張し (Moore, *Treaty*, I, § 149, p. 706)、瑞典及び諾威も自國の漁業利益の保護として四哩説を主張し、之がため三哩の領水範圍を定めたる北海漁業條約に加入することを拒んだ。露國の如きは曾て一八二一年、ベーリング海に於ける外國漁船の出入を禁ぜんとて、領水一百哩説を提唱したことがある。一百哩説は必しも當年の露國の創案ではなく、既に十四世紀

露國は今
日でも十
二哩を主
張す

の中葉、伊太利の法學者バルトルス (Bartholus, 1311-1357) 之を唱へ、降つては十六世紀の末にゲンチリも之を祖述した所である。露國の百哩案は、當時英米兩國の一蹴に會ひ、格別問題とならなかつた。

三一九三 降つて一九一一年、露國政府はその制定せるアルケンジェル (北露の白海沿岸 Archangel)、黒龍江、及び沿海州の領水法に於て十二哩を露國の領水とする旨を規定した。該地方の漁業に利害關係を有する日英兩國は之に抗議したが、露國政府は之に對し、彈着距離は今日十二哩に達するが故に、今日領水を十二哩と規定するも以て往昔三哩の彈着距離を領水とせる精神に背馳せざること、又英佛諸國は既に税關監視區域を三哩以外に擴張せんと主張したることの事實に鑑み、十二哩の規定に對し英國より抗議を受くる理由なしと答へ、その規定を履行した。革命後の露國も十二哩の主張は依然之を固持し、一九二一年には人民委員會の決議を以て白海及び北極洋に面する自國の領水管轄を十二哩と布告し、その水域内に於ける外國人の漁業及び海豹漁獲を禁じた。英國は之に抗議し、對露通商關係を斷絶すべしとまで敦囑き、遂に翌二二年五月、軍艦を北露のムルマンスク方面に派し、武力に訴へて自國漁業者を保護すべき旨を聲明した。蘇露國政府は何程か折れ、十二哩の主張は敢て之を拋棄するの意には非ざるも、向後成るべく近き機會に開かるべき國際會議に於て本問題の解決を見る日まで北海の自國沿岸三哩以外に於ける英國臣民の漁業權を承認す、といふことで一時妥協が出来た。その後蘇露國政府は一九二四年十二月制定の國境警備令に於ても領水十二哩のことを規定したが、更に一九二七年六月十五日の布令を以て、條約上特別の規定ある方面を除く外、領水十二哩制を自國の總ての沿岸に適用する旨を宣明した。(特別の規定ある條約とは、例へば一九二〇年十月、蘇露國の芬蘭との間に締結したる講和條約第三條に於て、兩締約國は互に四哩の領水管轄權を認むること、

但し蘇露國より芬蘭に割譲したる島嶼の領水管轄は之を三哩とすること、とあるが如きを云ふのである。更に降つては、一九三一年十月制定の『太平洋水域漁業及水産物採取規則』に於ても、同じく領水十二哩のことが高調されてある。

三一九四 伊太利も第一次大戦の當初、勅令を以て領水六哩制を採用し、萬一の誤解を避くるためと稱して右の承認方を米國政府に求めたが(他の中立諸國政府にも之を求めたるや否や詳でない)、米國政府は自國限りにて同意を表すべき筋合にあらずと爲して之を拒絶した。之に關する伊米兩國間の照覆文書には參考となる點もあるから、之を左に抄譯する。

先づ在華府伊國大使の米國國務長官宛の一九一四年十一月六日付照會に曰ふ。

『本使は去八月十六日付拙信を以て閣下に對し、伊國は同月六日の勅令にて自國領水の境界は中立の目的上之を六哩に定めたること、且灣及び入江の領水に關しては同勅令第二條に於て特別に規定する所あることを通告し、更に九月八日の拙信に於て、本使は閣下の御參考迄に同勅令の該條項の全文を差進めたるに、閣下には八月十七日及び九月十九日の二貴信を以て前記拙信接手の旨を覆牒せられたり。

『領水境界のことは國際條約又は國際法の一般法則の規定する所に非ずして、各國はその主權の範圍にて自由に之を定むるの權を有し、その決定に就ては敢て他國の承認を要せざることを事實に鑑み、將た閣下より曩の拙信通牒に對し何等意見の陳述に接せざりしことの事實に鑑み、伊國政府の制定せる六哩制に對し米國政府には何等異議を有せざるものと本使は了解す。然れども事の何等曖昧を避くるため、右に關する受諾の意味を明瞭ならしむる米國政府の聲明に接するを得ば伊國政府に於て大に欣幸とすべく、この儀本使は本國政府よりの訓令に因り閣下に對し右聲明の配慮を仰ぐの光榮を有す。』(U. S. For. Rel., Suppl., 1914, p. 685)

米國は之を非認す

米國政府は諾否を明確に回答せざるを得ない。そこで同國國務長官は同一九一四年十一月二十八日付の覆牒を以て六哩の規定をその儘承認する能はざる旨を回答した。その冒頭の形式的字句は略し、要旨は左の如くである。

『予は貴國勅令の趣旨が伊國の領水範圍を三哩以上に擴張し、そこに伊國の管轄權を及ぼさんとするに在る限り、之を受諾することの不可能なることを閣下に通告せざるを得ず。本問題を検討すれば左の結論に歸着すべし。即ち一國の領水管轄權が三哩なることは今日重なる國々の間に一般に認めらるる所なること、米國政府は均しくこの法則を支持すること、且該範圍以上にその管轄權を國內立法にて擴張するの權は米國政府の承認し來らざりし所なること是れなり。

『この問題の今日まで時々討議に上れるに方り、國際法學者の或者の提出したる意見、即ち砲彈の大改善及び沿岸防禦の擴大に鑑み、海上諸國は三哩制を擴張すること能はざるやのそれに就ては、確に理由なきに非ずと思惟す。然れども斯かる法則變更は或方法の下に重なる海上諸國の相互の同意を要すべきものにして、即ち特殊の一國が特殊の利益に動かされて之を單獨に決定するよりも、宜しく關係諸國の或協同的了解の結果として之を現實せしむるに若かずべし。』(Ibid., p. 685)

米國政府の右の覆牒中に三哩制の變更には重なる海上諸國の協同的了解を要すとあるは、蓋し當然の主張であらう。

三一九五 之を學說に徴するに、由來英米の學者の大多數は領水三哩説を執り、歐大陸の彼等にしても、その過半は三哩説のやうである。(ベイチ博士の記事に依れば、歐大陸の重なる學者で三哩制に反對なるはボンフェイス、デジャルダン、ラツール、ベルルス、ホルツェンドルフ、マルテンス、及びブラジエー・フォー

國際法學者中にも擴張意見がある

デレに過ぎざるが如しとある——Baly, *Canons*, p. 110) けれども今日にありては、國際法學者中にも航空機の偉大なる發達、艦船の速力の増大等の新事態に鑑み、三哩では以て沿岸國自身の正當利益を保護するに足らずと爲し、その擴張説を唱道するものも往々ある。既に萬國國際法學會にては、一八九四年(明治二十七年)の巴里の大會に於て(一)領水三哩の制は今日の海岸砲の實際の彈着距離に符合せざること、(二)沿海漁業の保護に不充分なること、(三)沿岸國の普通に主權の行使に必要な距離は沿岸漁業の保護又は戦時に於ける中立の保障に必要な距離と必しも一致するを要せざること、の三理由の下に領水擴張問題が議に上り、種々討議を重ねたる末、左の法則案を採擇した(*Annuaire, 1894-5, XIII, p. 329*)。

『本會は：：普通一般に採擇せらるる干潮水際標よりの三哩制は沿岸漁業の保護に向つて不充分なりと認め、且この距離は沿岸からの大砲の現實の彈程に最早や相應せざること認め、左の規定を採擇せり。

第一條 國家はその沿岸を水打つ海面の一帶に對し主權を有す。但し第五條の留保する無害通過權を條件とす。之を領海(*la mer territoriale*)と稱す。

第二條 領海は海岸の全面に沿ひ干潮の水際標より六哩に及ぶものとす。

第三條 灣にありては、領海は沿岸の彎曲に従ふ。但し灣口の外海に向つて最も近き岬端にて灣を横斷して相結ぶ一直線にして十二哩なるときは、その一直線より起算す。尤も多年に互る不斷の慣例がその以上の幅員を認むる場合にはその幅員に依る。

第四條 戦時に於ては、臨海の中立國は中立布告又は特別の宣言を以て、六哩以上沿岸砲の彈程までその中立帶を擴むるの權を有す。

第五條 一切の船はその何たるを問はず、他國領海を無害通過するの權利を有す。但し交戰國は自國領海に於ける一

切の船の通過に關し取締規定を設け、又防衛のため之を禁ずるの權利を留保し、中立國は自國領海に於ける一切の國籍の軍艦の通過に關し取締規定を設くるの權利を留保す。

然るにその後一九二四年のストックホルムの同學會大會に於ては、三哩の慣例を維持する要領左の案が採擇せられた。

第六條 各國の領土的管轄權は尋常の春潮時に於ける干潮の水際線より起算し三哩の沿岸海面に及ぶ。

第七條 島嶼にありては、領水帯は當該島嶼の周圍に就て之を測定す。

第八條 灣及び入江に就ては、領水はその彎曲に従ふ。但し既定の慣例がその以上の範圍を承認する場合は此の限に在らず。

三一九六 一九三〇年の三月より四月に亘り海牙にて開かれたる第一回國際法典會議に於ては、領水の範圍に就ても一定の國際法規を編案せんとて甚大の努力を費したが、遂に不成功に終つた。同會議に於て領水に關する討議の基礎案二十八項目中、領水の範圍に係る主なるものは

第一。國はその沿岸を繞圍する海の一帶に對し主權を有す。この帶はその領水を構成す。

第二。沿岸國の主權はその領水の上空、その水底及び底土に及ぶ。

第三。沿岸國の主權の下にある領水の幅員は三哩とす。

第四。然れども沿岸國の主權の下にある領水の幅員は、下記諸國に關しては左の如く定むべし。……

第五。沿岸國はその領土又は領水内に於ける關稅又は衛生の諸規則の侵害、若くは自國の安全に對する外國船の妨害を防止するに必要な取締を自國の領水に隣接する公海に於て行使することを得。但しこの取締の行使は沿岸より十二哩を超ゆることを得ず。

第一款 中立領水の主權尊重に基く交戰國の義務

といふのであつた。この討議基礎案に對しては、右の第一を『國の領域は本條約に於て領水と定むる所の海の一帯を含む。この帯に對する主權は本條約及び他の國際法則の定むる條件に遵つて之を行使すべきものとす。』又第二を『沿岸國の領域は領水上の空間、並に領水の底及び底土を含む。この領域に於ける主權の行使に關する何等條約又は他の國際條約は本條約に依り何等影響を受けざるものとす。』と孰れも修正の上可決されたるも、第三乃至第五に關しては遂に意見の一致を得なかつた。

殊に領水の幅巾問題は最大の難關であつた。初め同會議の領水問題準備委員會に於ては、左の諮問案を參加の四十七ヶ國に提して各國の之に對する確たる意見を徴した。

『現行法則が如何なるものなるにもせよ、左記諸案中の一に關する協定を一條約中に掲記することは可能にして且望まじきことならざるや。』

『(一)總ての國々を通じ且總ての目的に對し、領水の一時的幅員を定むること。』

『(二)總ての目的に對しては一律的幅員を定むるも、各國は特殊の事情を理由として相異なる幅員を定むるを得ること。』

『(三)國は主權を行使すべき領水の限界を定むるも、その範圍外に屬する一定の水域に於て別に規定するが如き特殊の權利を行使するを得ること。』

この諮問案に對しては不回答の國も若干あつたが、回答を送れる諸國中にありて右の(一)に賛したるものは英(及びその海外領土)、伊、日、蘭、及び波蘭の五國で、白耳義、諾威、及び瑞典の三國は之に對し不賛成を確答し、獨、佛、芬、葡、米の諸國の回答は不得要領のものであつた。然しながら全然一律主義を肯定したる前記五ヶ國中にありても、三涅説は日英兩國のみで、伊國は六涅を主張するの外、更にその上六涅の

特殊水域設定説を提し、蘭波兩國も三涅を何程か擴張したる上の一律説であつた。されば前記の討議基礎案の第三の表決となるや、三涅説の賛成者は結局白耳義、智利、支那、丁抹、埃及、エストニア、芬蘭、佛蘭西、獨逸、英吉利(及び濠太利、加奈陀、印度、愛蘭、南阿)、希臘、日本、和蘭、波蘭、及び米國の二十票で、伯刺西爾、コロムビア、キューバ、伊太利、ラトヴィア、波斯、葡萄牙、羅馬尼、西班牙、土耳其、ウルグアイ、及びユーゴスラヴィアの十二國は六涅説を主張し、諾威、瑞典、及びアイスランドの三國は、各自國は四涅主義を執るも各國一律制は好まずと論じ、蘇露國(正式の代表者に非ざる單なるオブザーヴァー)に至りては、領水範圍規定不必要論に類する極端の海の利用自由主義を以て之に應へた。

三一九七 更に三涅案を一層混線せしめたものは、討議基礎案の第五にある隣接水域 (Contiguous zone) の問題であつた。隣接水域とは要するに領水に接する特定範圍の公海水域で、沿岸國に於て特定の目的のために特定の事項に關してのみ國權を行使するを得ることが認めらるる所の言はば準領水たるものである。前記の三涅維持の二十ヶ國中、佛獨白その他の八ヶ國は、或種の隣接水域の設定を條件として三涅説に賛し、その他の諸國にしても多少の程度に之に賛せざるはなく、斯くして三涅制の無條件維持論者としては、僅に英國(及び濠洲、加奈陀等)と我が日本のみであつた。米國は隣接水域設定案には絶對に不同意であつた。我國も之を餘り歡迎しなかつたが、假に之を設定するとせば(一)該水域内に於ける沿岸國の監督事項は之を關税及び衛生のことに限ること、(二)最大範圍を十二涅に限ること、(三)隣接水域内に於ては管轄國港に航入せんとする船に對し臨檢捜査を行ふことを得るも、拿捕は領水たる三涅以内に於てに限らしむること、(四)尤も船が領水内に航入せざるも、十二涅以内にありて自己の所屬船艇又は他の船艇を利用して犯則行爲を爲

すときは、該船又は利用したる船艇を拿捕するを妨げず、といふ意見を表白した。けれども、この意見に對しては賛成國殆ど無く、殊に既に沿岸國の隣接水域に於ける監督權を認むる以上は拿捕の權をも之に認むるが當然なりとの論も出で、右の條件は他の列國代表の同意を得ない。要するに三哩制に關しては、英國代表は三哩制は全世界の海運の總噸數の八割を占むる海上諸國の現に採擇する所なりと論じて之を辯護したが、格別の效なく、結局その有條件と無條件の兩派を合し總參加國の辛うじて一半に達せしに過ぎず、而して同じ三哩制維持者の間に於てすら統一を缺き、遂に討議案の第三に意見の一致を得なかつたので、第四も自然不成立となり、延いては第五も共倒れとなつた。斯の如く當年の海牙國際法典會議に於ては、他の問題の一たる國籍のことに關しては條約及び議定書が成立したけれども、領水(及び國家責任)問題に關しては、遂に條約の成立を見るに至らなかつた。

三一九八 さりながら國際法典會議に於て三哩説が總參加國の辛うじて一半に達せしに過ぎなかつたことは、將來領水範圍を三哩に確定することの當否といふ立法論としての意見表白の結果たりしに止まり、現實の制度としては、同會議に於て三哩制を非と論じたる委員に依り代表せられたる國々にして、現に三哩制を採用し居るものも少なからずあるの事實は之を閑却すべきでない。實際今日にありては、多數國の國內法上及び特殊の國別條約上、三哩の慣例的制度が一般的に行はれてある。(ベイチ博士は過去及び現在に於て三哩制の條約、外交文書、國內法規等の上にて支持せらるる事例として八十九件、反對のそれとして四十一件を挙げ、三哩制は理論上攻撃を受けぬではないが、實際上に於ては優勢で、時務の現實の運用に於ては之を難するもの殆ど無く、會々あるも曾て成功せずと説く——Baty, "The Three Mile Limit," *Amer. Jour. of*

諸案共倒れとなる

現在では三哩が多數國間の慣例

灣の領水起算法

Int. Law, Vol. 22, 1928, pp. 503, 517-537)。隨つて反對の法規が他日聯合的國際條約にて成立するに至らざる限り、三哩を以て一國の領水とする多數國の現に遵由する慣例が依然有力の制と見るべきである。領水三哩といふと如何にも時代錯誤のやうに感じ、中には國權の壓迫の如くに見て悲憤慷慨する論客が我國にも稀にはあれど、之をより廣くすれば、例へば平時に於て我國は遠洋漁業に關し外國の領水權の及ぶ範圍を現在以上に承認することになり、それだけ漁業上の利益は縮小せらるべく、又戦時にありては、交戰國としては中立國の領水に沿ふ公海に於ける海軍行動がそれだけ狭まるる結果を生じ、反對に中立國としては、中立義務の履行上地理的に餘分の負擔を荷はざるを得ずで、利害得失兩つながら存する譯であるから、双方を綿密に較量した上でなければ輕々しく領水擴張論を叫ぶべきであるまい。

三一九九 領水範圍のことを論じたる序でを以て、灣及び海峡の領水起算方に關する從來の慣例及び學案に就て概略の解説を加へて本項を結ぶことにする。

灣の入口が如何なる巾廣の所までならば之を當該沿岸國の領水と認むべきやに關しては、由來慣例及び學說共に歸一せず、隨つて議論の餘地ある問題である。オッペンハイムの左の叙述は、以てその一斑を窺はしむるに足るものであらう。

「一國の且同一の沿岸國の土地にて圍まるる灣[原文には *gulfs and bays* とあるが、英語の少なくとも俗用では、灣口の比較的狭きものをガルフ、その比較的廣いのをベイと云ふやうである]にして、その外海よりの入口の幅が六哩以上ならざるものは無論その國の領水である。又その入口が沿岸の砲臺にて制御し得るその以上の幅のものにありては、同一の沿岸國土にて圍まるるものとも、その國の領水に非ざること言を俟たない。この二點に就ては議

論の餘地なきが、單一の沿岸國に圍まるる灣の入口が六哩以上を算し、しかも沿岸の砲臺にて制御し得ざるほどの中廣でない所にありては、所説必ずしも一致しない。或は曰ふ、斯かる灣は領水たる能はずと(例へば Walker, § 18; Wilson and Tucker, 5th ed., 1910, § 53)。一九〇七年二月一日の上院にてフィッモリス卿[當時の英國外務次官 Lord Fitzmaurice]は英國政府の名に於て、入口の六哩以上に非ざる灣のみ之を領水と認むべしと聲明した。けれども一九一〇年海牙常設仲裁裁判所の裁定に係る北太平洋沿岸漁業事件に於ては、英國は同卿の右の聲明を否認した(Oral Argument, Pt. I, pp. 370-1 參照)。米國はその肯定論のために辯じたが、同裁判廷にては之に不同意を表した。或は幅十哩以上の入口を有する灣は該沿岸國の領水に屬せしむる能はずと爲す學説もあり、獨逸、白耳義、和蘭諸國の慣例はこの學説に一致する。けれども他の諸國の慣例にしてこの限界以上を認むるもあり、而して之に賛する學者も少なからずある。例へば佛國は十七哩の廣き入口を有するカンカール灣[佛國の西北に位する Cancale]を自國の領水と主張し、英國はニューファウンドランドのコンセプジョン灣、加奈陀のシャールユル及びミラミナ灣を、その入口二十哩、十六哩、及び十四哩の各幅を有するに拘らず、孰れも之を自國の領水と主張し、のみならず入口五十哩に互り灣内五十八萬平方哩の廣域を有する加奈陀のハドソン灣すらも、之を英國の領水と稱して憚らない(但し米國は之を否認する)。將た諾威も、ヴァランガールの灣峽は入口三十二哩の幅を算するも之を自國の領水と稱し、米國も入口十二哩のチエツサビク灣及び同十哩のデラウエア灣を共に自國の領水と稱する。萬國國際法學會は入口十二哩案を採擇したが、その以上の中廣の灣にしても一百年以上領水と認められ來つたものは之を當該國の領水と認むべしと爲した(Annuaire, XIII, p. 329 參照)。(Oppenheim, I, § 191, pp. 342-4)

前掲の萬國國際法學會の一八九四年案には、灣の領水に關し第三條に『沿岸の彎曲に従ふ。但し灣口の外海に向つて最も近き岬端が灣を横斷して相結ぶ一直線にして十二哩なるときは、その一直線より起算す。尤も多年に亘る不斷の慣例がその以上の幅員を認むる場合にはその幅員に依る』、又一九二四年案には第八條

に『灣及び入江に就ては領水はその彎に従ふ。但し既定の慣例がその以上の範圍を承認する場合はこの限に在らず』と孰れも立案した。その謂ゆる慣例とは一百年以上の永續を意味するの了解でありしものか。兎に角從來の多くの慣例に依れば、灣口の沿岸が同一國に屬する場合には、灣口の外面から見ても最初に兩岸の間隔十哩に當る所に一直線を引き、その線から外へ向つての三哩を領水とする(線の内面は無論沿岸國の領水である)。この間隔十哩は世界普遍的の慣例とは稱し難きも、一八六七年の英佛漁業條約、一八八二年の北海漁業に關する海牙條約、一八八三年の佛國の漁業法、一九〇四年の和蘭の日露戰役に對する中立規則等に於て採擇せられた所で、大體に於て多數國間の慣例と見るを得るものである。萬國國際法學會の一八九四年案は右の十哩を十二哩に擴張せんとするものであり、又一九二四年案は十哩が既定の慣例である限り之を承認せんとしたものと解すべきであらう。

更に灣口の沿岸が二國に分屬するものにおいて、從來の慣例に依れば、その入口の廣狹如何に拘らず普通の沿岸の例を追ひ灣内を双方に分領せしめ、中間に六哩以上の殘餘あるものは、その部分を公海に擬せしむるのが多數の學説の肯定する所のやうである。

三三〇 次は海峽の領水問題である。

海峽とは兩箇の水面を連結する所の比較的狹隘の水道である。その水道にしても、一國內を貫流するもので且水中が六哩以内であれば、完全にその國の領水として問題は無い。又兩沿岸その國を異にし、而して水中同じく六哩以内であれば、特別の條約なき限り、可航水面の中央を以て各自の領水を爲すこと、これ亦格別の難題は無い。然るに一國內を貫流する海峽にしても水中が六哩以上で、しかも沿岸の一方又は双方から

の砲力の制御し得る所なるに於ては、擧げて之をその國の領水と云ひ得るや否やに就ては議論一ならずで、例へば制御の實力と國家の安全を唯一の標準と視るホールは肯定説を取り、(Hall, *supra*, p. 113)、ウエストレークは否定説に賛する如く(Westlake, I, p. 157)、同じ英國の學者にしても見解を相異にする。詳細は平時國際法の多くの教科書に説かれてあるから今措くとし、萬國國際法學會にては領水管轄權に關する一八九四年案中に海峡に就て左の如く決議する所あつた。(但しその採擇に係る領水六哩案は一般に受諾せらるるに至らないから、第十條にある十二哩は六哩としてその原則を認むべきである)。

第十條 前諸條の規定「領水範圍に關する」は幅十二哩以内の海峡にも適用す。但し左の取捨及び區別に依るべし。
一。各沿岸の別國に屬する海峡は各沿岸國の領水の一部を構成し、沿岸はその中央線まで自國の主權を行使することを得。

二。兩沿岸が同一國に屬する海峡にして沿岸國以外の二國又は數國間の海上交通に不可欠なるものにおいては、沿岸國の距離如何に拘らず該沿岸國の領水の一部を構成す。

三。甲公海と乙公海との通路たるべき海峡は之を閉鎖することを得ず。

第十二條 現に特別の條約又は慣例に支配せらるる海峡の地位に關しては依然之を留保す。

第一次大戰の直後、國際聯盟の國際法漸進的成典化委員會にては海峡問題をも審議することになり、その主査を附託せられたる三名の法律家(獨逸の W. Schücking, 葡萄牙の B. de Magalhães, 及び米國の G. W. Wickersham)より成る小委員會にては一二の案文に就て討議したるが、特にシュッキングの提案第六條に對し種々意見の交換ありたる末、結局

第六條 現在特別の條約の下に立つ海峡の地位は之を留保す。兩沿岸の同一國に屬する海峡においては、兩岸間の距

離が十哩を超過するも、海峡の各口に於ける距離が之を超過せざる限り、その海面は該沿岸國の領水とす。兩沿岸の別國に屬する海峡にして幅の十哩を超過せざるものにおいては、その中央線に至るまで兩沿岸國の各領水を構成するものとす。

といふのが小委員の案となつた。けれども海峡に十哩制を採擇せんとする右の案に對しては、各國の間に少なからず異論もありて、遂にその成立を見るに至らなかつた。

それから少し後の一九二六年に壙都ウキーンにて開會の萬國國際法協會大會に於ては「平時に於ける領水法」案を採擇せるが、その中に海峡に關する左の案文がある。

第十四條 二箇又は數箇の海を連結する海峡及び天然水道にして幅員六哩又はその以内なるものにおいては、各國の領水權の境界はその中間の線たるべし。

第十五條 海峡又は水道の幅員六哩以上のものにおいては、沿岸國の領水權はその各自の沿岸より三哩までに及び、その以外の部分に關する地位は公海のそれに依る。

第十六條 通過規程を制定するの權能が國際機關に委任せられたるに非ざるものにおいては、沿岸國の制定する規程は能ふ限り劃一的なるを要すべく、且航海の自由を妨ぐるなきものたるを要す。

(Int. Law Assoc., Report of the 34th Conf., 1926, p. 103)

その折我が日本委員は國際法典に關する意見を提出したるが、中にありて海峡に關する部分は左の如くであつた。

第三條 同一國に屬する海峡の各口に於ける兩岸の距離が十哩を越えざるときは、公海に最も近き兩岸の距離の十哩を越えざる最初の地點に於て海峡の各入口を横切りて引ける直線より外方に沿岸海を測るものとす。

第一款 中立領水の主權尊重に基く交戰國の義務

兩岸が二國以上に屬する海峡に於ては、沿岸に沿ひて各國の沿岸海を測るの通則に依るものとす。但し兩岸の距離が六哩に達せざるときは、原則として兩岸よりの中央線に依り沿岸海の境界を分つものとす。

(Ibid., p. 227: 『國際法外交雜誌』大正十五年一月一日發行、第二十五卷第六號、一〇・一一頁)

海峡に關する學説は大體に於て以上擧げたる國際聯盟委員會案及び萬國國際法協會案に具體化せられてある。けれども國際的性質を有する特殊重要な海峡に關しては、前掲の一二の成案中にもあるが如く、之を特別の國際條約の規定する所に譲つてある。この類に屬する海峡としては、土耳其のボスフォラス及びダダネルスがその最も代表的のものであらう。この兩海峡の現地位に關しては一九三六年のモントルー條約を參照すべく、而してこの條約は戰時外國軍艦の中立領水通過に關する問題を含むものであるから、便宜追て該問題を説く所に至りて叙述する。

第二項 中立領水に於ける敵對行爲の禁止

三〇一 海戦に於ける中立國と交戰國の權利義務關係に就ては、古來各國間に意見の相違せる點は極めて多く、それだけ海戦に於ける統一的中立法規を編案することは、陸戦に於けるそれに比し一層困難の業と見られた。そは一は軍艦特有の性質にも由るのである。といふのは、海戦に於ける軍艦の地位と陸戦に於ける軍隊の地位とは、その對中立國關係に於て事情を著しく異にする。陸戦は交戰國の領土内に行はるるを常とし、隨つて交戰國の軍隊と中立國の機關とが直接の接觸を見るのは極めて稀である。交戰國の軍隊が中立國の領土内に入來るが如きことも、特別の場合以外には滅多にないことで、會々あつても、如何に之を處

置するかに關しては、多年の國際慣例に照して之を裁斷するに難きを覺えない。然るに海戦にありては之と大に趣を異にする。軍艦の移動性は陸上軍隊の比ではなく、海上を不斷に巡航するものであるから、隨つて燃料糧食等の補給その他の關係上隨時港津に入泊するの要もある。而して軍艦は必しも常に本國の港津附近に在るものでないから、中立國のそれに立寄ることの機會及び必要は自然多い譯である。軍隊は平時とても他國の領土に入るを許されない。(條約若くは慣例に由る所の例へば現に支那に外國軍隊の駐屯するが如きは別とする)。然るに軍艦は、平時外國の港津に入泊するのは恒例的待遇となつてある。(一國は特別の事由の下に外國軍艦の入泊を禁ずるの權を勿論有するも)。この待遇をば戰時には如何なる程度に許容すべきか。交戰國の軍隊は中立領土に入らば即時の武装解除が普通なるも、軍艦の中立領水に入る場合の武装解除に就ては如何にすべきか。その取扱振は、國に依りては平時國內法規の上に於て律定すること例へば伊國の如きもあり(一八七七年伊國制定の商船法第七章『交戰國に關する中立關係』第二百四十六條乃至第二百四十九條)、將た或は開戦毎に規則を制定するのもありて、立法の方式一ならざるのみならず、内容も亦その軌を一にせず、嘗に國々に依りて之を一にせざるのみならず、一國の立法規定も時に從つて變化し、一交戰中にありても隨時更正の加はることは珍しくない。

しかも交戰國軍艦の中立領水入泊問題は僅にその一例に過ぎず、他にも法規慣例の區々に亘るのは多々ある。それ等を統制的に一纏めにすることは容易でない。海戦關係の中立法規を編案するの困難は實に此に存する。乃ち困難ではあるが、能ふ限りは之を調和せしめ、而して交戰國をして能ふ限り中立國の主權を尊重せしむると同時に、中立國をして亦能ふ限り交戰國の作戰上の權利又は便利を商量せしめ、その共通點の

上に中立國の權利義務を規定する。これが第二回海牙平和會議に於て海戦中立權利義務條約を議定した精神である。

三三〇二 けれども各國の既往據り來れる法規慣例の相違は本條約討議の際に於ける意見の扞格となり、調和を頗る困難ならしめた。海戦關係の中立權利義務問題は、當初の露國政府の回牒には『中立國內に於て交戰國艦船の遵守すべき制規』と題したもので、會議の開かるるに及び露、英、西班牙、及び我が日本より之に關する各種の提案が出た。この四國提案は孰れも主義及び内容を異にするものであつたが、中にありて英國案は範圍最も廣く、獨り中立港に於ける交戰國軍艦に關する規定のみに止まらず、海戦に於ける中立國の一般的權利義務に關しても規定を設けんとするものであつた。そこで各案を取捨綜合して討議の基礎案を作るべき特別委員會に於ては、國際捕獲審檢所設置の場合に於て成るべく海戦に關する國際海上法を編纂するの要に鑑み、又第二委員會の審議に係る陸戦に於ける中立國の權利義務とその要旨を成るべく一致せしむるの要に顧み、本問題に關し英國案の表題たる『海戦の場合に於ける中立國の權利義務に關する條約案』を採用すると共に、他の提案中に含まるる長所を之に點綴して茲に基礎案を得、關係分科會の審議を経て本會議に報告するの段となつたが、その間にありて交戰國の中立港從泊期間の件、需要品殊に燃料供給の件、拿捕物件引致の件、武装解除の件等は特に議論の種となり、辛うじて互讓の末に漸く一成案に纏むるを得た。しかも本會議に於ける採決の結果は、總參加國四十六ヶ國中賛成三十七ヶ國の多數にて本條約は成立したけれども、同時に若干の條項を留保せるもの六ヶ國、棄權七ヶ國ありて、我が日本及び英米西の諸國は孰れも本案全部の取捨を本國政府の考量に仰ぐとの理由に於て棄權組となつた。

中立領水の根本に陸戦の義は同じ

三三〇三 本條約は全文三十三ヶ條より成り、之を陸戦中立權利義務條約に比すれば八ヶ條多いのであるが、海戦に於ける特殊の規定を除く外、一般的原則に至りては陸戦に於けるそれから推し得るものが多い。殊に交戰國の中立國の主權を尊重し、中立領水に於て一切の敵對行爲を爲すべからざるの義務の如き、敢て交戰國となつて始めて生ずる新規の義務ではなく、元々獨立國間に於ける當然の權利義務關係に胚胎するものであるから、陸戦に於て交戰國が中立領土を尊重すべき義務とその精神に於て何等變る所は無い。けれども本條約は特に第一條に於て之を明文に載せ、以てその根本の義務を一層明かにしたものであること既に陸戦中立の章に於て述べた如くである。

三三〇四 既に交戰國は中立國の領水主權を尊重すべき根本の義務を有するから、その當然の歸結として中立國の領水内にて敵對行爲を行ふが如きは中立侵害を構成することになり、隨つて嚴禁となつてある（第一條）。條文には特に『嚴禁』("strictly forbidden")の文字が用ひられてあるのは、之を行へば重大の中立侵害として責を問はるるの意を含蓄せしめたものである。この規定は必しも本條約が始めてではなく、同様の禁止を謳へる條約は疾く十六世紀にもあり、十八世紀の末葉には既に各國間の確定的法則となつた。海上に於ける敵私財産は尊重せらるべき限りに在らずとの現代の海戦法則も、その尊重せられざる地域に關し前記第一條及び第二條は重要な例外を作すものである。

三三〇五 しかも中立領水内に於ける敵對行爲、甚しきは現實の戰鬪又は戰鬪類似の行爲は、遠き以前に溯るを須らず、曩の第一次大戰中にもその實例は示された。一九一五年三月、英國巡洋艦 *Kent* 及び *Glasgow* の二隻が智利の領水内にて獨逸巡洋艦 *Dresden* に加へたる攻撃の如きはその一である。その始末は。

第一款 中立領水の主權尊重に基く交戰國の義務

三九七

敵對行爲の禁止は爲すに古來の法則

第一次大戰中の例

The
Dresden,
1915

ドレスデンは同三月九日、智利のフアン フェルナンデス島のカムパーランド港に入り、機關修理のため八日間の碇泊許可方を知港事に要求した。知港事は、機關は一見する所完全なるが故に修理のためといふは口實に過ぎず、事實は燃料不足のため石炭補給船の到来を俟つがためのみと認め、その要求を拒絶し、二十四時間以内に退去すべく、この時間を過ぐれば抑留すべしと通達した。而して右期限の盡きると共に、彼はドレスデンの艦長に抑留を實行する旨を告げ、同時にその旨を政府に報告した。彼れ是れする中に同月十四日となり、その日に英國巡洋艦ケント及びグラスゴウは武装の一運送船を伴ふて同港に入り、投錨中のドレスデンをば智利領水を避難所に利用し居るものと斷じ、之に向て即座に降伏するなくんば砲撃すべしと警告した。ドレスデンは休戦旗を掲ぐると共に將校一名をグラスゴウに派し、同港の中立領水なることに就て注意を喚起せしめたるに、英艦聽かず、次で砲門を開いたので、ドレスデンの艦長は火藥庫に點火し、自ら艦を爆沈せしめた。

智利政府は直ちに英獨兩國政府に對して抗議した。先づ獨逸政府への抗議から云へば、その要旨は主としてドレスデンが智利の領水内に二十四時間以上碇泊せること、及び抑留の命に従はなかつた點にある。この抗議に對し獨逸政府は

『海戦中立權利義務條約第十四條には破損修理の場合に二十四時間の期限を延期することを認めてあるから、假に獨逸は同條約の拘束を受くるとしても、ドレスデンの碇泊の二十四時間超過は以てその違反を構成せず、隨つて智利政府が右の時間が切れたからとて抑留の命令を發したのには不當である。況して獨逸は、二十四時間制は國際法に反すと思惟し、曾て之を承認したことなく、同條約の當該條項は之を留保したので、その拘束を受くものでない。』

と回答し、智利政府の抗議を斥けた。而して別に獨逸政府は、ドレスデンの爆沈後同艦員を智利政府に於て抑留したのはその意を得ず、彼等の智利領土に上陸したのは、英國軍艦の行へる國際法違反行爲の結果として已むを得ざるに出でたものであるから、抑留せらるべき理由なしと論じ、即時解放ありたしと要求した。

智利政府は

『交戦國の兵員にして苟も足を中立國の領土に印したる上は、之を抑留するは當然の措置で、ドレスデンにして豫期の如くに抑留の實を見るに至つたならば、乗員は當然均しく抑留となつた筈である。交戦國軍艦の乗員にして中立港を庇蔭所と爲したる以上は、その抑留は實に國際法の一般的原则に副ふものたるのみならず、海牙議定の赤十字原則海戦應用條約の第十五條及び第十九條も亦之を認むる所である。』

と論じて獨逸の要求を斥けた。

英國政府に至りては、率直に行違のあつたことを認め、在倫敦智利公使に對し三月三十日(一九一五年)付公文を以て遺憾の意を表したが、同時に

『ドレスデンは智利官憲の抑留命令を聽かず、又同艦には依然獨逸の國旗が掲げられ、砲手も部署に在りしと聞及べるが、果して事實とせば、而して同艦の抑留方を智利官憲に於て厲行する手段を取らざりしとすれば、同艦は機を狙つて脱出し、英國の通商を脅威することとなるべかりしが故に、英國艦隊は既往ドレスデンその他獨逸の果次中立領水を侵し、國際法違反の擧を演じたる先例に鑑み、勢ひ彼が如き手段を執るの已むなきを認めたのであらう。』

との見解を披陳した(*Brit. Parl. Papers, Misc. No. 9, 1915, Cd. 7859*)。之に對し智利政府は、

『智利官憲がドレスデンに對し抑留の命令を發したことは既に抑留を爲せると均しきものであり、且同艦に對する英國艦隊の攻撃の行はれた時には、同艦は現に事情の許す限り、即ち智利の本土との地理的關係に於て交通の便を缺く

も、その爲し得る範圍に於て有效的に抑留せられてあつたものである。假に抑留が有效的でないとしても、同艦にして脱出して英國の通商を脅威するものと英國艦隊にて思惟せば、英國艦隊は嚴重なる監視を之に加へ、之を遮るの道があるべき筈である。況して英國艦隊は知港事の訪問を受けてドレスデンの事情を聴取するの機會を作らず、いきなり智利の領水内に於て砲火を開きたるが如き、その行動は到底智利の主權に對する重大なる侵害たるを免れず。』と論じ、重ねて英國政府の反省を求めた。智利政府の右の論點が果して悉く適切であるや否やは暫く措き、英國政府の見解は、現場に中立國が有效的の武力を有せざる場合には、交戦國は代つてその中立國領水に於て武力を行使するを得といふに均しく、これは妥當の見であるまい。

右のドレスデン事件は中立領水に於て獨逸軍艦の受動的であつた例であるが、別に獨逸には同じ第一次大戦中にありて能動的に出でた例もある。一九一五年の八月十九日、英國の一潜水艦は丁抹のサルトルホルム島にて擱坐し、丁抹政府は同艦長に二十四時間を限る浮動工作を承認したるに、折から獨逸の一驅逐艦は同島に來りて該潜水艦に雷撃及び砲撃を加へ、離艦せんとする艦員に向つて更に機銃を浴せ、丁抹の一水雷艇が馳せ來りて兩艦の中間に投錨するに及んで漸く攻撃を中止した。丁抹政府は中立侵害として獨逸政府に對し強硬に抗議し、獨逸政府は曲の己れにあるを認めて陳謝する所あつた。これは中立領水侵害の問題以外に難破の艦員に對する加害行爲として、人道的見地からも當時非難を受けたやうである。

三三〇六 中立領水内にて嚴禁と規定されてある敵對行爲といふ中には、敵船又は中立船に對する臨檢搜索をも含むのである。必しも臨檢搜索の結果として船を拿捕するに至ると否とを問はず、臨檢搜索そのものを一の敵對行爲とし、之を中立侵害として嚴禁するのである。既に臨檢搜索が嚴禁であるから、況して拿捕を行ふの許されざるは尙ほさらである。交戦國にして中立領水に於て拿捕權を行使したるが如きあらば、常

禁止の敵對行爲は臨檢搜索をも含む

拿捕は尙

ほさらである

然中立侵害の責を負ひ、その拿捕物件を還元するを要する。一八〇一年、英國の一軍艦は丁抹の領水内にて瑞典の一艘を拿捕するや、英國政府は丁抹政府に對し主權侵害に就て遺憾の意を表したが、同時に政府としては拿捕したる船を還附するの何等權能を有せずと稱し、被害者はその救済を法廷に求むることに致されたしと回答したるに、丁國外相 (W. Pitt Rivers 伯) は、自國領水の公然侵害を法廷の決定に附するが如きは如何なる理由の下に於ても斷じて同意する能はずと聲明し、遂に英國をしてその主張を撤回せしめ、被拿捕船を船主に還附せしめた (Hall, § 25, p. 101, n. 2)。理まさにその通りである。

三三〇七 交戦國が中立領水に於て臨檢搜索權を行ふことを得ずとの禁令に關し、最近に一問題となるかと思はれたものは、第二次大戦の初期に英國がポート サイドに於て日本郵船の箱根丸に對して行へる臨檢であつた。同港は蘇士運河の起點地として、一八八八年の君府條約に依り同運河の中立性の及ぶ所である。隨つて右の臨檢は、該條約の違法たり中立の侵害たるの嫌がある。のみならず同港の領土國たる埃及は一九三六年の條約に依り英國と同盟關係にはあるが、右の臨檢當時は未だ宣戰その他交戦參加の意思表示なく、隨つて形式的には尙ほ中立國であつたので、この點から見ても中立侵害の譏は免れまい。本件に關しては帝國政府は右臨檢を默過したることに關し埃及政府に説明を求めたるに、同政府は英國との同盟關係に基く共同防衛の理由を以て之に答へたと聞けるが、その後の成行は詳でない。

然しながら蘇士運河は君府條約に依り中立性が認められたとは云へ、英國は他面に於ては同運河に關し埃及との共同防衛の責任を負ひ、隨つて運河を作戦上に使用するの地位に在るから、運河の中立性は事實に於て既に喪失されたものと見て然るべきであらう。尙ほ之に就ては追て細述する。

第二次大戦中蘇士運河の臨檢

謂ゆる急
追跡

三三〇八 古來交戦國が中立領水内に於て臨檢搜索又は拿捕を行ひ、ために問題を惹起したことは、獨り上記一二の例のみでなく、他にも澤山あつた。之に關し一應論究したきは、古來一部の學者の間に唱へらるる謂ゆる『急追跡』(“Hot pursuit”)の當否である。急追跡とは、恰も事實は甲の場所にて起りたるも乙の場所にて起りたるに擬して追跡の法的效果を之に認むる所の古來英國の刑法に謂ふ“Fresh pursuit”の法理に倣ひ、公海に於て敵の逃走艦船を追跡する交戦國軍艦が該艦船の中立國の領水に逃入つた所を拿捕したる場合に、その拿捕を中立侵害に問はずと爲す所の急迫的の追跡を意味する。この理論を國際法の上に創唱したる先覺者はバインカースフックならんとある(G. I. Williams, “The Juridical Basis of Hot Pursuit,” *Esch. Year Book of Int. Law*, 1939, p. 87)。彼は敵を中立國管轄内にて攻撃するの違法なることを一般的に論じたる末、中立領水への繼續的追跡は中立領水内に於ける敵對行爲と同一に論ずべきやの問題に移り、之を否らずと斷じ、即ち曰ふ、『公海に於て出會へる敵は之を中立國の領水内に追跡して拿捕するに妨げない、但し中立國の領水にあるも港内へは追跡するを得ない、なぜならば、港内に入りて敵對行爲を行へば該中立國に必然危害を與ふるの虞あるからである。陸上に於ても同じ理で、敗走して中立領土に逃入む敵は之を該中立領土内に追跡するを妨げず。』と(*Ibid.*, p. 88)。この所説を主義上肯定して逃走の敵船の中立領水内追跡を適法と檢定したる(但し條件附にて)判決例には、ストウエルの西班牙船 *The Anna* 事件がある。

The
Anna,
1805

アンナは一八〇五年の英西交戦中、木材及び正貨一萬三千弗を積んで西班牙より米國のニュー・オリアンヌに向け航海中、墨西哥灣にて之を發見したる英國の私艦は、追跡して之をミスシッピーの河口附近に要し、河口より一渾半の洲汀の所にて之を拿捕した。利害關係人は米國政府の旨を承け、本件をば中立國の領

水内に於て行はれたる不法の拿捕なりと爲し、同船及び載貨の返還方を英國捕獲審檢所に要求した。之に對しストウエルは、その檢定に於て本拿捕地點と領水との關係を述べ、領土權は拿捕の行はれたる地點所在の島嶼より起算せざる可らずと論じてその米國領水に屬することを明かにしたる末、

『拿捕の行爲は追跡の初めに溯らざる可らず、敵對行爲が拿捕以前に起つたとせば、交戦國軍艦は對手の船を追跡し中立國の領水内にて之を拿捕するも適法なりとの論ありて、之を支持するにバインカースフックの所説を以てする。予は之に多少の條件を附し、從來全然常則的方法にて行動し且何等中立領土の侵害を爲すなかりし交戦國軍艦が或船に向つて臨檢搜索を行はんとしたるに、その船は逃走して全然無人島であるが如き場所に遁入つたとする、而して該軍艦は何等他人に危害又は迷惑を與ふるることなしに之を拿捕したとする。この場合に拿捕者の行爲を右の故を以て違法の拿捕なりと論ずるは、中立侵害なるものを餘りに過稱するの嫌がある。拿捕者の從前の行動に何等排斥すべき廉なき限り、單に斯かる場所に追跡したとの一事は以て該拿捕の效力を非認せしむるに足らずと論じたい。然しながら拿捕者は中立國の河口に於て、況して河そのものに於て、交戦者權を行使するの目的にてその河口に航泊するは恕さるべきでない。然るに本件の場合に於ては、本艦の之を共に行ひたることはその航泊日誌の證する所で、隨つて本艦の行動の非難すべきものたることは否み得い。……隨つて本艦は中立國の領水權を侵害したるものとし、本船及び載貨は之を原所有者に還附すべきものであらう。』(Scott, *Cases on Int. Law*, pp. 195-7)

と裁斷した。即ち中立國の河口に於て之を要扼するが如きことなく、別語にて云へば、該河口を作戰基地に利用するが如きことをせず、單に公海より追跡し來りて拿捕を行へるものであるならば、それは中立侵害を構成せずと爲したものである。

三三〇九

然しながらストウエルの右の裁斷、即ち本件の特殊の場合は別とし原則として急追跡の效力を

學説も爾

後の判決も之を支持せず

肯定したる點は、その後の學者は多くは賛せず(例へば Halleck, II, § 51, p. 171; Dupuis, p. 423; Hall, § 250, p. 731)。米國の判決例にも、中立侵害の有無は現に拿捕の行はれたる地點そのものありて、當初停船の命ぜられたる場所の如何は問ふ所に非ず、と爲せるのがあり(The *Adela*, 1867—Prize Cases U. S. Sup. Court, III, p. 1771)。英國にありてすら第一次大戦中、英國の一驅逐艦が和蘭の領水内に追蹙して拿捕したる獨船 *Pellworm* に關する樞密院司法委員會の裁定に於て、本件拿捕を以て中立侵害を構成するものと斷じた。(但しその侵害は故意に出でたに非ざるが故に拿捕者は責任を問はるべき限りに在らずとなつた—Garner, *Prize Law*, § 169, p. 233; § 465, p. 681)。故に中立領水追蹙説の今日學說及び判決例の支持を得ず、中立領水に入りての拿捕は總て違法として取扱はるること知るべきである。ただ問題は、その違法とは當該中立國に對してのみ違法であるか、將た敵に對しても亦違法であるかの點で、之に就ては英國は前者を慣例とし、佛獨兩國は後説を執る如く、各國必しもその主義を一にしな。

III一〇 中立領水内に於て行へる拿捕を拿捕國政府自身違法として非認したる例は、南北戦役に於ける *The Florida* 事件にもあつた。フロリダは南軍側の一艦で、一八六四年の或時、糧食及び石炭積入と且は破損修理のため伯刺西爾のバイア港に入る折、北軍の軍艦 *Wachusett* も同港に入つた。伯國政府は兩艦の衝突を豫防するに就て警戒を加へ、兩艦に夫々繫留所を指定してそこに着繫せしめた。然るに一夜、フロリダの艦員の大部分が上陸せる折を機とし、ワッシュセツトは密かに繫留點を離れてフロリダに近づき、同艦に連鎖をつけて之を港外に曳行き、その儘北方に走り去つた。伯國政府は之を以て中立侵害なりと爲し、米國政府に向つてその責を問ふた。米國政府は「フロリダは海賊船で、交戦者たるの待遇を受くべき資格なきも

拿捕國自身違法と認めたる米國の例

The Florida, 1864

のである、之に港内碇泊を許し且必需品を供給したのは伯國政府の落度で、同政府こそ却つて米國に對し賠償の責に任すべきである。」と抗辯したが、しかも自國軍艦の右の措置は妥當を缺くものと認めて遺憾の意を表した。尤も本艦は間もなく米國の沿岸にて他船と衝突して沈没したので、之を南軍に還附せず、又することも能きなくなつたが、その艦員は之を解放したるのみならず、ワッシュセツト艦長を軍法會議に附し、且在バイア領事を罷免するの果斷に出でた (Cohett, *Bellotti's Leading Cases*, II, p. 410)。

III一一 古い例は措き、海戦中立權利義務條約が出来てから後に起れる最初の中立領水拿捕問題は、伊土戰役中に於て伊國軍艦が佛國商船 *タヴィニアノ* を禁制品輸送の嫌疑にて拿捕し、之をトリポリに引致した事件である。その嫌疑は晴れたので *タヴィニアノ* は解放せられたが、佛國はこの拿捕はチニユスの領水内に於て行はれたものと爲し、違法の拿捕及び抑留に伴へる損害賠償方を要求した。伊國は拿捕の地點は公海であると辯明したるも、議合はず、問題は畢竟事實に關するものとの理由で、遂に之を國際審査委員會の解決に委ぬること一決したが、その後伊國政府は折れ、若干の賠償支拂方を應諾したので、同委員會に附議せしむるに至らずして事は解決した。

III一二 拿捕そのものは中立領水外に於て行はれたにしても、その拿捕が中立領水を利用してのことであらば、例へば中立領水内碇泊の艦船が領水外に突進して之を行つたといふ場合には、やはり該中立國の領水權の侵害を以て問はれるといふ判決例が往昔英國にある。(勿論その拿捕が中立領水を遠く離れたる公海に於て行はれたものならば別論である)。一八〇〇年、英國と和蘭の交戦中、和蘭の東北端グロニンゲン州に面する西エムス河の沖合にて英國軍艦の派遣艇に依り拿捕せられたる和蘭商船四隻の一たる *Twee Gebroeders*

伊土戰役中のThe Taurig-junio

中立領水を領水外に利用せずの拿捕

に關するストウエルの判決はその一である。

當時該英艦は和蘭領水の東エムス河口に碇泊中であつたが、會々沖合に見えたるトウキー、ゲプロエダースを、折から封鎖中のアムステルダムに向ふものと認定し、急に同艦所屬の一艇を西エムス沖に派して之を拿捕せしめた。然るにその拿捕地點は和蘭の領水を少し外に出た所であるも、該軍艦の碇泊地點は中立國たる普魯西の保護に屬する領水内であるといふ所から、普魯西は英國に向つて抗議し、且該被拿捕船の解放方を要求した。之に關しストウエルの下したる檢定には

『拿捕を實行せんがために拿捕艇を中立領水より派遣するその行爲は、よしんば中立領水に於ける直接の敵對行爲に非ずとするも、敵對の總ての性質を着用するものである。若し拿捕が領水線外にて行はれたが故に然らずと論じ得るならば、領水内碇泊の軍艦より領水外碇泊の船に砲彈を發射することも妨げずと云ひ得ることになる、領水内からの砲彈の發射と拿捕艇に依る拿捕とは實質上差異は無く、孰れも敵對行爲が領水内より發程するものである。中立領水内に於ける敵對行爲の禁止は獨り直接の敵對行爲のみでなく、苟も敵對行爲と密接の關係ある行爲は總て禁止せらるべきである。俘虜や戰利品などを中立國領土内に持來りて之をそこに留置するを許さないのは、これ亦敵對行爲の繼續なるが故なり。』(Stowell & Munro, II, pp. 288-9)

とありて、即ち右の拿捕を違法とし、被拿捕船を還附すべきものと爲した。この判決は、交戰國は常に中立領水内に於て現實の敵對行爲を爲すを得ざるのみならず、該領水を利用し之をその附近に於ける敵對行爲の出發點と爲すことをも得ずとの先例を立てたものである。

三三三 交戰國は中立領水に於て拿捕その他の敵對行爲を行ふを得ざるも、假に之を行つたとし、その場合に被害の對手は保護を該中立國に求めず、自ら武力に訴へて之に抵抗するあらば、加害の交戰者は中立

The
Twee
Gebroeders,
1814

對手が抵抗せば中立侵害の責任は中

領水侵害の責任から免かるべきか。ホールは之を然りと肯定し、その先例として一八一四年の *The General Armstrong* 事件の仲裁裁判の判決を援引する (Hall, § 292, p. 747)。

The
General
Armstrong,
1814

ゼネラル アームストロングは當年の英米交戰中に於ける米國の一私艦である。本艦は大西洋のアゾレス群島の葡萄牙領の一港に碇泊中、英國艦隊來りて同港に入つた。而して英艦隊にては之を捕獲せんとて、或夜一艇を本艦に近寄らしめたるに、本艦は該艇に射撃を加へ、英兵中に死傷者若干が出た。翌朝英艦隊にては武力を以て捕獲を執行せんとしたるに、力及ばずと見たる本艦長は乗員を率ゐて離艦し、同時に自ら火を放つて艦を爆沈せしめた。

そこで米國政府は葡萄牙政府に對し、本件は同島の島守に於て英艦隊の行動を阻止すべき中立義務を盡さざりしに職由すと爲し、本艦の所有主のために損害賠償を要求した。葡國政府は、本艦自身も敵對行爲に出でて中立を侵害したものであるから、葡國官憲側に責任なしと論じて之を斥け、交渉幾十年の久しきに亘りて纏まらず、遂に一八五一年、兩國は之が裁定を時の佛共和國大統領ルイ ナポレオンに求むることになつた。ナポレオンは翌五二年葡國に有利の裁定を下した。理由は、葡萄牙領水に於ける本艦拿捕は中立侵害を構成するものなるも、本艦は保護を葡國官憲に求めずして自ら武力に訴へた、既に自ら武力に訴へた以上はその瞬間よりして葡國政府の責任は免除せられたり、といふにあつたのである。

右の裁定は、凡そ交戰國が中立領水に於て攻撃を受けたる場合に、先づ保護を該中立國政府に求むることなく、自ら武力に訴へて之に對抗する場合には、その行動は以て中立國の責任を一切解除せしむ、といふ原則を裏書するものとして知られてある。けれどもオッペンハイムの如きは、『この裁定に於て下されたる法則

が理論及び實際に照し一般の納得を得らるべきや確實ならず』と記し(Oppenheim, II, § 361, p. 498)その當否に疑を留める。蓋し保護を中立國官憲に求むるの道が開かれ、且その保護を有效的に期待し得ること明白なる限りは、右の裁定は正しきに相違ない。けれども之を求むるの不可能であり、又は求むるも効果なきことの明瞭なる場合には、攻撃を受けたる對手は漫然之を當てにして居る譯には行かぬから、自衛手段として武力に訴ふるは當然のこと、それがため加害者に對する該中立國の責任が一切解除せられたものと論ずるは正しき見方であるまい。この點に於て右の裁定には、説いて未だ詳ならざる所あるやに思ふ (Colbert, Bellot's, *Leading Cases*, I, p. 419, n. 参照)。一説に

『本編者の所見にては、ゼネラル アームストロング事件の裁定は正しい、然しながらその理由とせる所には謬見がある。本件は宜しく米艦が先づ發砲したといふこと(それは葡萄牙官憲の同艦を保護することの不能力なりしに鑑み蓋し自衛に於て爲せるものとして正當視せらるべきものであつた)の點よりも、總ての事情を商量し、葡國官憲には何等過失と稱すべきもの無かりしとの點に重きを置くべきであつた。ハーヴァード大學研究會の「自國領土内所在の外國人の生命財産に加へられたる損害に對する國家の責任」に關する法案第十四條には「國家はその領土内に於て外國人に對し行はれたる加害行爲に關しては、國家が之を豫防するに就て相當注意を施すを怠りたる場合に限り、その責に任ずべきものとす」とあるが、これは移して本件の如き場合にも適用し得るやうである』(H. W. Briggs, ed. by, *The Law of Nations: Cases, Documents, and Notes*, p. 886)

とあるが、この説妥當の見なるやに思ふ。

三三一四 右のゼネラル アームストロングの裁定の批評中には、自衛權に由る中立領水内の敵對行爲のことに觸れたものがあるので、この際を機とし茲に之に關する重なる判決例及び學說の一端を紹介して置き

自衛權に
由る中立
領水内の
敵對行爲

たい。

この問題に關し世間一般の國際法教科書に洽く記してある著名のものには、一八三八年のカロライン事件がある。この事件の概要は。

The
Caroline,
1838

一八三七年の初夏、加奈陀のモントリールを中心に『自由の子』(Fils de la Liberté)と稱する團體が主動で政治改革を標榜する叛亂起り、同年末叛徒の主腦者はナイアガラ河上の Navy Island (米加の境界線はこの島を横斷する)に假政府を設け、その統帥(Wm Lyon Mackenzie)は檣を四方に飛ばして一面には叛徒を激勵し、他面には米國內の同情者に援助を求めた。同河の米國側の諸市邑には叛徒の同情者少なからず、それがため官軍に追はれたる叛徒にして逃れて米國內に入り、兵員の徵募、武器彈藥類の蒐集を行ひ、再舉を計るもの往々あり、米國政府は領内に於て斯かることを爲さしめんとて相當取締を行ひ、嚴にその旨を關係地方の諸官憲に通達する所ありしも、尙ほ且之を潛りて右様のことが屢次行はれた。その中に同年十二月十九日カロライン事件が起つた。

カロラインは米國人所有の一小汽船で、叛徒は之を備入れ、専ら前述の假政府所在のネヴィー島(及び叛徒の據れる Black Rock)と加奈陀本土との連絡用、竝に兵員及び軍需品の輸送用に充てた。避難し得たる船長の口供に依れば、本船は十二月二十九日紐育州のシュロツサー港に向けブツファローを發し、途中若干の叛徒をブラック ロックに上陸せしめ、更に航行を續くる中、加奈陀側より小銃の一齊射撃を受けた。けれども損害は無かつた。間もなく本船はネヴィー島に立寄り、又若干名を上陸せしめ、やがてシュロツサーに着し、次で同港とネヴィー島との間に二回往復し、夕刻シュロツサーに歸着した。すると米人と稱する二

十三名の一團は本船に來り、一夜を船内に過ごさんことを求めて乗船せるが、同夜半、七八十名の武装せる加奈陀の官兵らしき者來船し、突如在船者を襲ひ、叛徒の首魁を始め十數名を殺傷し、火を船に放ち、纜を斷ち、ナイアガラ瀑の方向へと突出した。その折、對岸の加奈陀側に狼煙揚り、驛呼の聲も聞えた。負傷者中には船と共に飛瀑の中に没入せる者もありしといふ (Moore, *Tribes*, II, § 217, pp. 409—410)。要するに叛徒の一部隊は境界河を踏えて米國側に渡り、その同情者より武器彈藥類の補給を受け、コロラインにてネヴィー島に渡り、更に加奈陀に侵入せんとしたる所、之を嗅付けたる官兵は之をネヴィー島にて襲撃する積りであつたが、その未だ同島に到らずしてシュロツサーに碇泊中なるを見たので、米國領水の侵害となるに拘らず之を同港に襲撃することに決し、遂に之に斬込んで概略右の始末に及んだのである。

この事件に對しては、米國國務長官は在華府英國公使に對し取敢へず『大統領に於て國境に事端の生ぜざるやう折角努力しつつある際に、米國の領水に於て米國民の財産の破壊及び殺害の起りたることは驚愕至極で、救済要求の一問題たらざるを得ず。』と照會したるが、越えて數日、英國公使はコロラインの破壊を行へる一隊は官軍の一少佐の麾下に屬する者たるには相違なきも、本船の海賊的性質は之を充分立證するを得ること、米國の取締法規は國境に於て厲行せられずして違反が公然行はれつつあること、本船の破壊は自衛上已むなき措置なりしこと等を覆牒した。けれども米國政府は之に承服せず、別に在倫敦米國公使は訓令に由り、翌一九三八年五月二十二日英國政府に嚴重の照會を遂致した。

附帶的の
McLeod
事件

三二五 爾來交渉は數年に亘りて埒明かざりしが、會々一八四一年六月(或は一八四〇年十一月ともある)、紐育州の何れかにて、曩に加奈陀の叛徒襲撃隊の一員たりし Alexander McLeod なる者、一杯機嫌

の餘り、俺はコロラインに打入り首魁を斬仆したる殊勳者なりと口走りたるがため、米國官憲は直ちに彼を逮捕し、殺人犯として之を投獄した。コロラインの破壊を以て英國の自衛に基く當然の措置と聲言せる英國外相バルマーストンは、『本人を逮捕するに至れる抑もの事件は英國官憲の公力に由る一行爲で、隨つて本人は個人的に何等責を負ふものに非ざること國際法の原則なり、本國の正當官憲の命令の下に行動したることは外國の法廷に於て審問を受くべき筋合のものに非ず。』との理由の下に、被告の即時の解放方を要求した。米國政府は、本件は目下裁判所の審理中に屬するが故に、大統領に於て何等之に干渉するを得ざるものなるも、檢事總長をして審問に參席して英國政府の要求を申傳へしむることに取計ふべしと答へた。而して被告は審問の結果、事件發生當時現場に在らざりしことが立證せられたので、在獄數ヶ月にして放免となつた。(國家の命令の下に於ける行動に就ては本人は個人的にその責に任すべきものに非ずとの英國政府の當年の主張は米國政府も之を肯定し、一八四二年八月、米國議會はその意味に於ける法律、詳に云へば、外國人の行爲にしてその所屬國家の命令の下に行はれたるものに對する賠償要求事件は、米國にて州裁判所の管轄より切離して之を聯邦裁判所の管轄とすること、而して聯邦裁判所にては國際法の原則に依り之を裁斷すること、を規定する法律を制定した—Stowell & Munro, p. 123)。

三二六 その後本件に就ては、米國國務長官ウェブスターと在華府英國公使アッシャートンとの間に折衝を重ねたる末、一八四二年八月に至りその解決を告げた。即ち同公使は同年七月廿八日の國務長官宛公文に於て、コロラインの破壊は自衛上已むを得ざるに出でたる適法の措置なるも、この措置を急ぎ執行するに就て米國の領土権を侵害したる事實は否み得ず、英國は將來斯かる措置の再演せらるるなきやう注意するこ

コロライ
ン事件の
解決

と、本件發生の直後相當の釋明及び陳謝を爲さざりしは落度なりしこと等を率直に披瀝し、之に對し國務長官は翌八月六日付覆牒に於て、英國政府が他國の領土權を尊重するの意を表白せられたるは之を多とすると、米國政府は自衛權の行使に基く例外の存在すべきことは之を認むるも、その例外は一に『自衛の必要が即時の、急迫なる、而して手段の選擇に餘裕なく、思案に時を許さざるもの』("necessity of that self-defence is instant, overwhelming, and leaving no choice of means, and no moment for deliberation.")たる場合に限らるべく、且その行動も嚴に必要の範圍以外に超脱すべからざること、カロラインの場合に於て諸般の事實は果して自衛行爲として斯かる必要を要求せしめたるやは兩國の見解同じからざるも、英國政府の米國の主權を何等侵害するの意思ありしに非ずとの嚴肅なる聲明に鑑み、又その措置の適法なりしと否とに論なく、英國政府に於て米國の領土權を侵害したるの事實を承認せられたるに鑑み、米國政府は英國政府の證言を満足を以て迎へ、本件はこの以上論議の問題と爲すに及ばずと認むること、の意味を回答し、大統領も同年八月十一日の議會教書に於て『英國公使はその書翰に於て尙ほ急迫且壓倒的必要の理由の下に領土權侵害を辯護せんと試みたるも、同時に彼は、たとひ該行爲を適法のものとするべきにもせよ、陳謝を爲すの當然なるを認め、且添ゆるに英國政府の他國の領土權の不可侵を嚴肅に尊重するの保障を以てしたるが故に、予はこの以上本件をば我國の領土權侵害として論難するを差控ゆるに充分なるものと思惟す。』と述べ、以て本件解決の意を明かにした (Moore, Digest, II, § 217, pp. 411-413; V, § 913, p. 261)。

三三二七 カロライン事件は斯の如くにして落着したが、抑も加奈陀官兵の本船破壊は、嚴格なる意義に於ての謂ゆる自衛行爲を以て論じ得べきやに就ては、學者或はその見る所を異にするであらう。米國國務長

英國の諸
學者は自
衛行爲と
辯護す

官ウエプスターは自衛行爲の要件を上叙の如くに分析し、本件の場合に於て果してその要件を具備せるやに疑惑を挟みたるが、英國の諸學者、殊にホルルの如きは確に之を具備せりと爲し、

『米國の云へる要件は稍々強い語にて言表はされたるも、その骨子は勿論正しい。しかも本件の場合はその要件悉く具備せりと答ふるに毫も困難でない。先づ以て手段の選擇に餘裕は無かつた。なぜならば、之を米國政府に申込む時が無かつたからである。且米國政府は取締の無力を自身示した。且米國の民兵の一隊は事件の時に叛徒の行動を遮止せんと試むることなく、現に拱手傍觀して居つた。次に侵入は急迫であつた。隨つて思案に時が無かつた。最後に、官兵の執りたる措置は、侵入者から英國領土に近寄ることの手段を奪ふに就て必要なる武力の最少限度に止まつた。』 (Hall, § 84, p. 324)

と論じて正當の自衛行爲なりと辯護する。想ふに自衛權の問題となると、何れの國の國際法學者も兎角に自國の執りたる措置を自衛權に結付けて極力辯護するに傾き易いものであるから、本件に於てもホルルを始め英國の諸學者が之を當然の自衛行爲と論斷せることは怪むに足るまい。

三三二八 中立領水に於て被害の位地に立つ船が加害者に向つて敵對行爲に出づれば、最早や保護を該中立國政府に求むるを得ずと爲せる判決は、米國大審院にても一八一八年の *The Anne* のそれに於て下した所であるが(註)、この判決中には、中立領水内にて行へる拿捕は領水權の侵害を構成するが故に拿捕者は該中立國に對し侵害の責を負ふべきも、拿捕そのものは對手方に對しては有效なりとの意を高調したる點に於て注意に値するもので、この問題は尙ほ次款に於て詳述する。

註。アンヌは一八一五年三月、英米交戦中、サン・ドミンゴ群島の西班牙所屬島の領水内にて米國の一私艦に拿捕せられたる英船で、捕獲審檢のため紐育に引致せられ、マリーランド地方巡回裁判所の審檢に附せられた。紐育駐在

中立領水
内の拿捕
そのもの
の效力

The
Anne,
1815

の西班牙領事は、右の拿捕は西班牙の領水内にて行はれたものなるが故に中立侵害なり、随つて無効なりと論じ、その解放方を要求した。同審検廷にては之を却下し、本船及び載貨を没收と検定した。然るに間もなく英米間に講和成るや、船主たる英國人から同様還附方の申請出で、結局上級審検廷たる米國大審院の審理に移つた。

之に對し大審院長スティーラーは、本問題を(一)この拿捕の行はれたる所は西班牙の領水内なるや、(二)西班牙領事は本國政府よりの特別の委任なきに、單に領事たるの資格に於て本要求を提起するの權限を有するや、(三)船主の英國人は本船に關し何等權利を主張し得るものなるや、の三點に分つて論究したる末、右の(一)は肯定し、(二)と(三)は否定し、殊に(三)に就ては『拿捕が中立領水内にて行はれたものとしても、その拿捕は敵人に對する限りに於ては有效である。その拿捕の違法を論じ得るものは當該中立國政府のみで、敵人は之を違法として何等主張すべき權利を有しない。而して該中立國にして之を違法として權利を主張することなき限り「西班牙領事の異議は之を申立つる權限なき者の異議なるが故に本國政府の異議とは認めずと爲し」拿捕物件は當然拿捕者の權利に移るべきものとす。』と云へる前述の拿捕そのものは有效と爲す所の斷定を下し、更に一轉して『本件は假に他の諸點に於て請求者側に理ありとするも、尙ほ之を排斥すべき有力なる一理由がある。そは他なし、本船は先んじて拿捕私艦に向つて敵對行爲を開始したることである。これは總ての立證者が肯認せる事實である。抑も中立領水内に在る船は、自衛以外には一切の敵對行爲に出づるを得ざるもので、一たび之に出づるならば中立の保護を喪ひ、中立國政府も之に向つて何等救済を要求するを得ざるものである。この理由に於て本船は載貨と共に沒收せらるべきものなりと判決し、原檢定を確認した (Prize Cases U. S. Sup. Court, II, p. 1012 (Ft.))。』

三二一九 交戰國の一方が中立國の領水を以て他の一方に對する作戰根據地と爲すに至りたる場合には、對戰者はその中立領水内にて拿捕を行ふも中立侵害を構成しない。(作戰根據地の何たるかは次項に述べる)。之に關し我國の實行したる有名的事件に、日露戰役中の明治三十七年八月、旅順を脱して中立港の芝罘に竄

作戰根據地
中立領水
内の拿捕

入したる露國驅逐艦レシテルヌイの捕獲がある。この捕獲頭末は、詳に載せて當時大本營發表の明治三十七年八月十五日發東郷聯合艦隊司令長官の左記報告にある。

『芝罘に遁れたる敵驅逐艦レシテルヌイの捕獲に關し藤本第一驅逐隊司令の報告左の如し。

『同官は朝潮、霞の二艦を率ゐ敵艦隊を搜索巡行中、十日夜敵艦の西行するを認め、之を追撃したるも遂に其踪跡を失せり。翌十一日搜索の結果、敵艦の芝罘に遁走せるを知り、附近領海外にありて其出港を監視し居りたるも、遂に出で來らざるを以て、同夜同港に入り偵察を遂げたるに、敵艦はレシテルヌイにして、武裝を解きたるの事實なく、且乗員は皆乗組み居るのみならず、同港に於て石炭を搭載せしことを確め、翌十二日午前三時、朝潮の寺島中尉に下士卒十名を附して敵艦に赴かしめ、敵艦長に、吾は彼を追躡し來り監視し居りたるに、昨日午前四時入港の儘今に至るも出港せざるを以て、今より一時間以内に出港するか又は降伏せざれば我意の如く處分すべしと告げしめたるに、彼れ種々の口實を設けて従はざるのみならず、我將士に對し腕力を以て暴行を加へ、皆海中に飛び入り、其艦體の前面を自から爆發し去れり。依て直ちに之を捕獲し、午前五時十五分之處きて出港せり。捕獲艦と共に捕虜一名伴れ歸る。』

本件に關しては露國關東總督アレキシエフ大將よりも八月十二日發及び十三日發の二回、露帝へ長文の電奏ありたるが、その電奏はレシテルヌイの艦長の報告を基礎としたものであるから、露國側の申分を知るには該報告を見るに若くはなく、即ちその要を左に譯載する。

『七月二十九日「我が八月十一日」、予は重要電信を携へ驅逐艦レシテルヌイにて旅順を發し、敵の二重の封鎖線を脱して芝罘に入り、グリゴロウキツ少將の訓令に基き武裝を解き、軍艦旗を降し、その手續を完了せり。翌三十日の夜、敵の驅逐艦二隻及び巡洋艦一隻は我艦に近づき、何等か會談を欲するものの如く、將校は水兵を率ゐて我艦に乗り、海賊的襲撃を加へたり。我方は之に抵抗すべき武器なきを以て、予は部下に命じて本艦を爆發すべき準備を爲

The
Ryuziki-
Tetsu,
1904

さしめたり。敵は日本國旗を掲揚せんとするに及び、予は日本將校の顔面を撃打して侮辱を與へ、彼を海中に投じ、尙ほ予は部下に命じて敵の他の者をも海中に投せしめたり。然れども我方には勿論抵抗力なきが故に、敵は遂に我艦を占領せり。艦首の彈藥庫は爆發したるも、艦體の全部は沈没せず、軸部のみ沈みたり。之を敵は港外に曳き行きたり。然れども彼等は到底自國の港津までは曳行き能はざるものと信ず。水雷將校ワロウキツチ及び火夫スワイルブリスを除く外、將校及び水兵は悉く救命せり。負傷者四名ありしも重傷に非ず。ペトロフは敵が日本國旗を掲揚するに抵抗したる際、銃床もて胸部を撃打せられ、内部に出血を來せり。予も右臀部に銃傷を受け、彈丸肉中に留まる。我が將校及び水兵の行動に關しては賞讃するに辭なし。我が帝國副領事は予等一同に對し周到なる保護を加へ且同情を表せり。」

レシテルヌイ艦長の右報告は、我が藤本第一驅逐隊司令のそれとの間に事實かなり相違する所あれど、今その當否を逐一指摘せず、兎に角この捕獲事件に關しては、露國側では帝國海軍の行動を以て國際法違反と爲して列國に訴へた。而して列國中我國に同情を寄する國々の間にありても、本件に就て非難を我國に加ふるものが多々あつた。小村外務大臣は列國に對し『驅逐艦一隻の有無得喪の如きは我が帝國として何の問題とする所でない。ただ露國は芝罘を以て作戰の根據地と爲し、無線電信機を在同港自國領事館に架設して旅順と通信し、又同港を軍需品の輸送基點とした。我國は累次抗議してその反省を促したけれども、露國は頑として悔めない。故に芝罘は露國の軍事的策源地と看做すべきで、決して中立港を以て目すべきものではない。故に我國は已むなく該逃竄艦を捕獲して一の先例を作つたのである。』と聲明して列國の蒙を啓きたるが、別に我が外務省は八月二十三日を以て左の非公式的辯明書を公表し、帝國海軍の行動の適法なる所以を内外に闡明した。

當時芝罘の露國の事實的根據地

『日露戰爭に於ける清國の地位は全然異例に屬す。各般の戰鬪行爲は殆ど擧げて清國の境域内に行れつつあり。清國は戰爭の當事者に非ず。而も其の疆土の一部は交戰地にして、一部は中立地たり。此の種の事態たる、國際法上より云へば一の變體にして、理に於て矛盾せるものなるも、現下の場合に於ては全く兩交戰國が同意を與へたる一の特別協定に依り創造せられたるものなりとす。』

『帝國政府は清國の外國通商並に一般靜謐の爲め交戰區域を局限するの趣意を以て、露國に於ても同様の約束を爲し且之を誠實に履行するに於ては、現に戰爭に關係ある地方以外に於て清國の中立を尊重せんことを約束せり。帝國政府は以爲らく、右の約束は帝國をして自ら戰場たる地域以外の清國の土地又は港灣を占領し、若くは之を何等戰爭上の目的に使用するを得ざらしむるものなり。何となれば帝國にして一たび此の擧に出でんか、帝國の占領し若くは使用したる地點は當然中立地より交戰地に化すべきを以てなり。之と均しく露軍にして中立なる清國の土地又は港灣を占領し、若くは戰爭の目的に使用するに於ては、帝國政府約束の附帶條件は爲めに其の效果を生じ、帝國をして右の土地又は港灣を以て交戰地と見做さしむるを得べしと。之を概言するに、帝國政府の所見を以てすれば、清國の中立は完全なるものに非ずして、單に交戰國孰れかの兵力に依り占領せられざる地點に適用せらるるに過ぎず。隨つて露國は合意に依り條件附中立とせられたる清國の領域内に其の陸軍又は海軍を移動し、以て敗戦の禍害を免るるを得ざるなり。』

『今夫れレシテルヌイは旅順を逸出し、芝罘港内に於て其の既に自國の港灣に於て得べからざる避難所を求め、以て我が攻撃を免れんとしたるものなり。是れ即ち交戰國雙方の合意に依り定められたる清國の中立を破りたるものにして、帝國が芝罘を以て此の事件の關する限り交戰地と看做したるは固より其の所なりとす。而して此の事件の終結と共に芝罘の中立は爰に復活したるものなり。夫れ然り、芝罘に於て日本の採りたる措置は、露國が其の約束を無視したるより生ぜる直接且當然の結果なりとす。然りと雖も露國が清國の中立に對し重大の傷害を加へ、以て自家の約言

を無視したるは、單に此の事件に於てのみに非ず、又芝罘のみに限らざるなり。旅順の包圍に陥りて孤立するや、幾くもなく露國は同地の要塞と芝罘に於ける自國領事館との間に無線電信を開始し、而して此の通信機關は帝國政府累次の抗議にも拘はらず、依然運用を存續し居れり。又上海に於ては、開戦の當初露國砲艦マンチュールは清國の中立を無視し、清國官憲より出港の豫告を受けたる後數週の久しき港内に碇泊し、晴日彌久、幾回かの談判を重ねたる後漸く其の武装解除を承諾したり。今又巡洋艦アスコロド及び驅逐艦ドロゾウイは、上海に碇泊すること既に週日を越へ、而も依然として出港又は武装解除を肯ぜざるに非ずや。

『清國の中立は、露國に於て之を尊重する限り帝國政府に於ても之を無視するの意更に是れあるなしと雖も、露國軍艦が露國の與へたる約束を破り、清國の中立を侵害し、清國の港灣に避難して以て捕獲又は破壊を免るるを得べしとは、帝國政府の容諾し能はざる所なり。』

『レシテルヌイ艦長は芝罘到着後該艦の武装を解きたりと言へり。然れども是れ事實に反す。本月十二日の拂曉寺島中尉が該艦に臨みたる時、該艦は十分に武装し且全兵員を搭載し居りたるなり。且夫れ武装解除は未だ以て清國中立規則の所要に應ずるに足らず。況んや出港に代ゆるに武装解除を以てし得べきや否やを決すべきものは清國にして露國に非ざるをや。』

『世上動もすれば今回の事件を以てフロリダ號事件と同視するものあり。然れども帝國政府は、兩者の間に截然たる區別の存するあるを見る。フロリダ號事件に於ては、伯刺西爾國の中立は完全且無條件にして、パイア港は戰場より遠く相隔たれり。然るに今回の場合に於ては、清國の中立は不完全にして條件附なるのみならず、芝罘港は戰場と近く指呼の間に在り。』

『レシテルヌイは先づ自ら手を下して抗敵行爲を開始し、其の結果捕獲せられたるものなることは、芝罘事件に干與したる日露兩國士官の報告の共に一致する所なり。此の事實たる、帝國政府の見る所を以てするに、捕獲の合法なる

や否やに關し他に疑を容るべき餘地ありし場合に於て露國の或は有したるべき異議の根據を以て消滅せしむるものなりとす。此の點に於て今回の事件は、米國捕獲私艦ゼネラル・アームストロング號事件、及び英船アンヌ號事件と酷似すと謂ふべし。』

『抑もレシテルヌイ事件は、其れ自體に於て細事に過ぎずと雖も、主義の鑿る所は極めて重大に屬す。清國が自家の中立規則を履行するに適當の措置を採ることなるべきは實驗の示す所たり。此等の事情に於て、レシテルヌイ號にして芝罘を以て避難港と爲すを得べしとせば、露國海軍の巨艦も亦其の鑿に倣ふべく、而して何者か能く此等の軍艦が日本を攻撃せんが爲め再び脱出するを防遏し得んや。這般の事變に對し豫防の措置を講ずるの必要は至重至大にして、素よりレシテルヌイをして之が師を作らしむるを允さざるなり。之を要するに今回の事件たる、毫も清國の外國貿易を阻礙し、又は該國に於ける一般の事態を攪亂するものに非ず。其の結果は偶々以て露國に示すに將來自家の約束を遵守せざる可らざるを以てするの效あるべきなり。』

この事件に關しては、當時泰西の國際法學者の間に種々の批評もあつたが、特に事件の翌月に刊行ありしロウレンスの『極東に於ける交戦及び中立』の第二版には、帝國海軍の執りたる措置に對し左の如くに非難を加へた一節がある。

『レシテルヌイの芝罘に入れる後、同艦長と支那官憲との間に交渉ありたるが、その結果に關しては証言が正反對である。露艦長は曰ふ、「予は艦の武装を解き、艦旗を撤したり」と。アレキシエフ總督も砲銃の遊底は取つして之を支那官憲に引渡したりと聲明した。之に反し日本の藤本司令は、レシテルヌイの武装は尙ほ解除せられざりしと報告し、日本政府の發したる辯明書にも「本月十二日の拂曉寺島中尉が該艦に臨みたる時、該艦は十分に武装し且全兵員を搭載し居りたるなり」とある。然しながら假に日本側の説明を全然誤りなしと見るも、吾等は日本は中立の重大なる侵

ロウレン
スの非難
もやがて
解消した

害を爲したものと結論せざるを得ない。日本がその當時に至るまで常に國際法遵由の憤慮ある行動を爲し來れることは、以て本件の非を是とせしむるに足らない。避難の露艦が支那の一港に入れることは該港を軍事上の目的にて占領したるものにして、日本は同港の中立を無視するも可なり、との辯明は一顧にだに値しない。避難艦は軍事的占領者ではない。特にレンテルニの艦長は武裝員を率ゐて降伏勧告のため來艦したる日本士官を毆打したるが故に該艦は侵略者なりとの辯明は、人をして狼と羊の物語を想起せしめずんば措かない。この類の辯明は、辯明者に取りて却つて鼻負の引例となるに過ぎない。(Lawrence, *War and Neutrality*, pp. 292-3)

然しながら英國を始め中立諸國の識者の多數は概して事件の真相を正解したるもの如く、右様の非難もいつとはなしに消散した。

三三〇 右のレンテルヌイ事件と何程か類似せる事件は、大正三年の日獨戦役の折にもあつた。それは獨逸驅逐艦S九十號を帝國軍艦が支那領水内に追躡して武裝を解除せしめたことである。該獨艦は同年十月十七日、夜陰に乗じ青島の封鎖を破りて外海に出で、十八日午前一時半、折から幽かに見ゆる帝國軍艦高千穂に近づき、突如水雷三發を連射して遂に之を撃沈せしめた。而して翌朝未明に青島の南方約六十哩に位する靈山半島の南側の石血所といへる所の淺瀬に擱坐し、自ら水雷を以て艇の一部を破壊し、艦長以下艦員悉く上陸して逃走した。その行衛を追躡したる我が封鎖艦隊所屬の一驅逐艦は、翌十九日之を前記の地點に發見し、艦隊に通報して指揮を請へる後直ちに之に乘移り、艦内を搜索するに隻兵だに無かつたので、即ち直ちに同艦の武裝を解除し、日本國旗を之に掲げたといふ始末である。

然るに報が北京に達するや、支那政府は帝國公使に向つて支那領水内に於ける日本軍艦の右の措置は中立侵害である、直ちに國旗を撤去して同艦を支那に引渡されたと要求した。帝國政府は之に對し、S九十號

青島戰に於ける獨逸艦S九十號

第一次大戦中の佛國の判例

の擱坐したる地點は中立地帯の内何れに屬するや不明確であり、又前後の事情に鑑み日本軍艦の措置は決して支那の中立を侵害したものでない、との意を以て答へたが、事實同艦の損害は極めて大で、浮揚の見込立たぬ所から、我方は全然同艦を抛棄した。随つて支那政府の抗議も、事實その儘に立消えとなつた。但し石血所より上陸したる同艦の乗員は、その後支那領土内を武裝の儘公然旅行しつつあつたので、支那政府は中立違反の責を問はるるを氣遣ひ、彼等捕へて悉く南京に抑留し、之に對しては在北京獨逸公使より強き苦情があつたけれども、遂に之を實行し切つたやうである。

三三一 作戰根據地化したる中立領水内にて行へる拿捕の例は、第一次大戦中佛國にもあつた。即ち一九一六年七月、佛艦は當時中立領たりし希臘のピレウス水道にて *Tinos, Egoules*, その他十一隻の獨逸諸船を拿捕したのがそれである。佛國捕獲審檢所にては之に關する檢定に於て、希臘の領水は敵の軍隊及び官憲が幾たびか敵對行爲をそこに演じ、殊に敵は之を作戰根據地と爲したが故に、名は中立なれど事實は敵地も同様で、事實既に戦地と化したものであるから、最早や中立の利益を享受し得ざるものとなり、隨つて拿捕地が中立領水たりしの故を以て利害關係人はその違法を論争するを得ざるものと爲し、日露戰役中我が佐世保捕獲審檢所の露船エカテリノスラヴ(註一)及びムクデン(註二)に關する檢定(及び高等捕獲審檢所の同檢定に對する抗議の棄却)を援用して該諸船の沒收を宣告した。船主側からは、獨逸諸國が假に希臘の領水にて敵對行爲を行へることありしとするも、それは個人の行爲で、中歐諸國の文武官憲のそれに非ざること、獨逸が自國潛水艦への物資供給の基地に希臘領水を利用したとしても、それは獨逸限りの行爲で、希臘の與からざるものなること、希臘の領水の或部分に於て敵對行爲が行はれたにしても、それがため現に拿捕の行はれ

日露戰役中の我が捕獲審檢所を援用す

たる如き遠き他の部分までが戦地化したものとは云ふを得ざること、獨船を没収するに如何なる理由があるにもせよ、塊船をも希臘の領水内にて拿捕するが如きは明かに國際法違反たること等の諸點を擧げて抗告したが、高等捕獲審檢廷に於ては右の論點を悉く理由なきものと爲して棄却した (Fauchille, *Justice, France*, p. 330 以下)。

註一。佛國捕獲審檢所の右檢定に於て援用せる日露戰役當時の露船エカテリノストラツ (露國義勇艦隊會社の所屬船で、武器彈藥その他の雜品を積んで明治三十七年二月四日浦鹽港を發し、オデツサに向ふ途次、同月六日釜山を北に距る三海里の地點にて帝國軍艦に拿捕せられたもの) に對する帝國高等捕獲審檢所の抗議棄却理由中、中立領水の論點に關する部分を摘記すれば左の如くである。

『訴願代理人石橋友吉抗議の要旨及其の理由は：第二、本件汽船貨物拿捕の地點は韓國釜山港を北に距る三海里に在り：右拿捕の地點は國際法上中立國の領海なりしこと明なるを以て、本件拿捕の不法なるや言を俟たず：と謂ふに在りと雖、陸地を距る三海里の場所は現行の國際公法上公海にして領海に非ず。假に領海にして且韓國は中立國なりとするも、中立侵害に對する抗議の權は獨り其の中立國に存するものにして、捕獲せられたる敵船又は貨物の解放を求むるの理由とならざるなり。：日露兩國交戦に關し韓國は初めより其の領土内に日本軍隊の上陸通過することと同意したるのみならず、其の當初に於ける戰鬪の韓國領域内に行はれたる等の事實に徴すれば、之を目するに普通の所謂局外中立國を以てすべからざるや言を俟たず。故に拿捕の地點を以て中立國の領海なるを論じ其の無效を主張する抗議は根柢に於て既に誤謬たるを免れず。』(日露戰役捕獲審檢誌 第一七八頁以下)

註二。次にムクデンは露國東支鐵道會社の所有船で、同じく明治三十七年二月五日長崎を發して浦鹽港に向ふの途次、釜山に寄港したる所を帝國軍艦に拿捕せられ、佐世保審檢所にては沒收の檢定を下したるが、訴願人の抗議中に

『第六。本船は韓國釜山港に於て拿捕せられたるが故に、韓國を以て中立國と爲すや將た帝國と戰時同盟國と爲すやは捕獲審檢の檢定を爲すに付て明確にすべき論點なるに拘はらず、此の點に關し佐世保審檢所に於て國際法上韓國の地位を明瞭にせざるは遺憾なり。』と云へるに對し、高等捕獲審檢所にては『抗議人は抗議第六點に於て佐世保捕獲審檢所が國際法上韓國の地位を明にせざるを遺憾とすと謂ふと雖も、韓國が普通の所謂局外中立國に非ざる以上は、拿捕が其の領海内に行はれたるの故を以て之を不當なりとすべからず。故に佐世保捕獲審檢所が韓國の事實上中立國に非ざることを示して其他韓國の地位に付説明を與へざるも、之を以て不備の檢定なりとすることを得ず。』と爲して原檢定を確認した (同上、第一七二頁、第二二三頁、及び第二二六頁)。

III III 露國も第一次大戦中同じ見解を執り、事實戰地化したる中立領水に於ける拿捕を適法のものとする判決例を示した。即ち在セバストボル捕獲審檢所の下したる土耳其船 *Frattelli B. Mendl* に關する檢定がそれである。本船はダニューブ河の *Eizenher Tor (Iron Gate)* の下流、即ち一八七八年の伯林條約第五十二條に依り中立化されてある地點に於て拿捕されたものである。同審檢所にてはこの拿捕を適法と論ずる理由として、開戦以來同河を往復する多數の露國船は絶えず塊國軍艦に射撃せられ、斯くして塊太利は同河を既に戰場に化せしめたこと、且露國の一八九五年制定の海戦法規第四條は、露國の中立領水の不可侵の尊重を相互主義の條件附としたものであり、而してその不可侵を敵國は既に無視したが故に露國も亦同様の措置に出づるの權利あること、といふのを擧げた (Colombos, *Law of Prize*, p. 110)。

III III 此等の判決例より推し、たとひ中立國の領水であつても、その既に中立性が事實喪失せりと認めらるる所にありては、交戦國は拿捕權の行使その他の敵對行為を適法に爲すを得るものと見るに妨げない。學說にも之を裏書するものありて、即ちオツペンハイムに『中立國にして故意に又は自國海軍力の不充

露國も第一次大戦中我が見解を追ふ

The *Frattelli B. Mendl*

學說も之を肯定す

The *Ekaterinoslav*

The *Mukden*

分なるよりして、その領水内にて交戦國が敵對行爲を爲し又は之を作戦根據地と爲すことに對し之を防止せざる場合には、該領水は戦地の一部と化せるもので、隨つて對戦國も亦そこで敵對行爲を爲すを得るのである。(Oppenheim, II, § 71, p. 95) とあるはその一である。

三三三四 交戦國軍艦にして中立港を作戦根據地として此にて艦裝を整へ、然る上公海に出動して拿捕を行ふが如き場合には、一旦その航海を終つた上更に公海に出動しての拿捕ならば拿捕の效力に影響なきも、該中立港を出でてからの直航中に於て行へる拿捕であれば、その拿捕物件は原所有者に還附せざる可らず、と爲せる古い判決例が米國大審院にある。即ち一八二二年の *The Santissima Trinidad* 事件で(註)、その判決は今日幾何の程度に尙ほ權威を有するやは判明せざるも、有名なる判事ストーリーの取扱へる顯著の裁判の一として傳へらるるものであるから、その要旨を茲に註釋して置く。

註。この事件の要領は。十八世紀初葉の英米交戦の時、米國の一私艦に *Mammoth* と云へるのがあり、同戦役後原船主より之をポルチモアの一住民に賣渡したるが、折から西班牙と同國南米植民地との間に開戦となつたので、一八一六年一月、新船主は之に武裝を施し、之を亞爾然丁に回送し、同地所設の叛徒政府は之を買取りて軍艦に仕立て、名を *Independencia* と改めた。斯くてインデペンデンシアは本國を發して西班牙近海を遊弋し、同年十月再びポルチモアに入り、灣港中に更に新武裝を加へ、同年末同港を發して南下の途中、翌年二月八日米國マリーランド沖にて西班牙の商船 *La Santissima Trinidad* 外一隻を拿捕し、之をヴァージニア州の一港に引致し、載貨を陸揚げした。そこで同地方駐在の西班牙領事はヴァージニア州地方裁判所に(一)本拿捕艦の指揮者は米國人なるが、米國人が西班牙を敵とする艦船を指揮することは一七九五年の米西條約の禁ずる所なること、(二)本拿捕艦が元と米國にて武裝せられ、且船員に充つるに米國人を以てしたるは國際法違反なること、(三)本拿捕艦がポルチモア滞在中新

The
Santis-
sima
Trinidad,
Oct. 1822

作戦根據地より田
地の拿捕
の效力

に武裝を増加したるは違法なること、以上の三點を論據として載貨の還附方を申請した。同裁判所にては之を受理してその還附を發令し、巡回裁判所も之を肯認したので、拿捕艦側より大審院に上告した。

大審院にては本件を主として(一)インデペンデンシアは事實上亞爾然丁所在の叛徒政府に屬する一の公船を以て目すべきものなるや、(二)本件貨物は米國の中立を侵害して拿捕せられたるものとし、隨つて國際法上申請人に還附すべきものなるやの二點より論究し、結局右の二點共に之を肯定したが、その第二點に關する判決中に於て『中立領水に於ける兵力の増大又は違法の艦裝は、その増大又は艦裝を爲したる所の原巡邏の終了後に於ける拿捕には何等影響を與ふるものに非ず。然れども原巡邏の繼續中に於て行へる拿捕に關しては、斯かる違法の増大は國際法及び米國の國內法違反にして、その拿捕は不法行爲の性質に屬し、損害を受けたる當事者はその還附を受くべきを至當とす。』と爲して原判決を肯定した(*Prize Cases U. S. Sup. Court, II, pp. 1170-3, 1197-1205*)。

三三三五 之を要するに中立領水に於ける拿捕は、その嚴禁となつてあるに拘らず、古來何れの戦時に於ても多少の程度に行はれざるはなく、之がため中立國政府との間に悶着を惹起せるものであるが、第一次大戦中において亦その類に洩れなかつた。而してその都度何等かの新理由が案出せられ、それが後の範例となるに至るべしと思はるるものも少なくない。今第一次大戦中に於て英國の捕獲審檢の上に示されたる二三の檢定を綜合且要約すれば、大體左の如き原則をその上に認むるものとなつたやうである。

(一)拿捕を中立領水にて行ふも拿捕者がその拿捕地點を公海と確に信じて行へる場合には、而して拿捕者の側に何等懈怠ありしに非ずして被拿捕船が滅失したる場合には、該中立國は損害賠償を要求するの權なきなり(*The Talvia*)。

(二)中立領水にて拿捕したる船を拿捕國政府にて徵發し、而して徵發使用中に該船が滅失したるときは、
第一款 中立領水の主權尊重に基く交戦國の義務
四二五

第一次大
戰中英
國の示
せる原
則

その鑑定價格を該中立國に辨償すべきこと(The Pellworm)。¹⁾該船が敵の行動に由り滅失したる場合に於ても尙ほ且その辨償を爲すべきこと(The Florida, The Hercules, The Prosper)。²⁾

(三) 拿捕が善意の過失にて行はれたる場合に於ては、中立國は拿捕國に於て該船の引渡を受け且之を自國(中立國)に回航せしむるに要する費用の辨償を受くるの權あること。但し拿捕そのものに關する費用又は拿捕後該船の使用に依りて獲たる利得の辨償は之を要求するを得ざること(The Disseldorf)。³⁾

(四) 拿捕が中立國の領水權を故意に侵害して行はれたる場合には、拿捕國は該中立國に對しその船の返還と併せて損害及び諸掛を辨償すべきこと(The Anna)。⁴⁾
これ等諸檢定の詳細に就ては、尙ほ次款その他關係項目に於て重ねて述ぶることにする。

第三項 作戰根據地及び捕獲審檢地に利用の禁止

海牙條約の規定

三三二六 交戰國は中立國の領水權を尊重すべき義務を有するから、隨つて中立の港及び領水を敵に對する作戰根據地と爲し、又はそこに捕獲審檢所を設けることを許されない。之に關し海戦中立權利義務條約は之を左の如くに規定する。

第四條 交戰者ハ中立領土内又ハ中立領水ニ在ル船舶内ニ捕獲審檢所ヲ設クルコトヲ得ズ。

第五條 交戰者ハ中立ノ港及領水ヲ以テ敵ニ對スル海軍作戰根據地ト爲スコトヲ得ズ。殊ニ無線電信局又ハ陸上若ハ海上ニ於ケル交戰國兵力トノ通信ノ用ニ供スベキ一切ノ器械ヲ設置スルコトヲ得ズ。

右の規定は主として交戰者の義務として謳つてあるが、別に同條約第二十五條に『中立國ハ其ノ港、泊地

及領水ニ於テ前記規定ニ對スル一切ノ違反ヲ防止セシムルガ爲施シ得ベキ手段ニ依ル監視ヲ行フコトヲ要ス。』とあるが如く、第四條及び第五條(竝に第二十四條に至る各條)規定の交戰者の義務は同時に中立國に於て之を爲さしめざるの義務となつてある。この第二十五條は一八七一年の謂ゆる『華盛頓三法則』の第三則を踏襲したもので、多少の説明を要するが、それは追て該三法則を述ぶる所に譲る。

三三二七 右の第五條の規定は、理論としては至つて簡單であるが、適用となると時に六ヶしいことがある。その六ヶ敷いのは、主として作戰根據地(若くは作戰基地 Base of Operations)の解釋にある。中立領土内にて或は兵を徵募し、陸海空軍の勢力を増大せしめ、攻防を策し、將た電信電話若くは無線局、その他捕獲審檢所を設置する等は、之を作戰根據地に利用するものとして一目瞭然であるが、この以外にも解釋次第で之に利用したものと論ぜらるべき場合が多々あらう。一八七一・二年のアラバマ事件の仲裁裁判に際し、英國の委員たりし前檢事總長パルマー(Sir Roundell Palmer)は、同裁判廷に提出したる自國政府の陳辯書の中に作戰根據地の性質に説及し、

『この字句は、中立國の領土は海軍の作戰行動が依つて以て實行せらるべき所の場所として使用せられざるべきことの原則を簡單に言表はせるものである。交戰國の軍艦は適法に中立港に入り、碇泊し、糧食その他の必需品の補充を受け、海難又は戰闘に依りて受けたる破損を修理し、帆及び索具を取替え、汽罐に修繕を加へ、その他航海力を復舊せしめ、然る上航海を繼續するため、將た(シェルブルに於けるアラバマの如く)特に敵を攻撃するため、出港するに妨げなきこと、何れの學者も疑を挟まざる所である。交戰國軍艦が中立港に在りて敵を待伏し、又は沖合航行の船を拿捕するための驛に中立港を利用するが如きは恕すべからざるも、中立港にて糧食、帆布、燃料の補充を受け、糧食を取換ゆること、斯くして出港したる後に敵船を拿捕することとは縁遠きもので、その適法は一般に認めらるる

第一款 中立領水の主權尊重に基く交戰國の義務

四二七

作戰根據地とは何であるか

所 *Papers relating to the Treaty of Washington*, Vol. III, p. 434)

と記して作戦根據地なるものを比較的狭義に主張したが、米國委員は之を駁し、殊にその一人たるウェイト(後に米國大審院長となれる M. R. Waite)は、

『海軍の作戦根據地とは、單に海軍の作戦行動が依つて以て實行せらるべき場所のみではない。必しも交戦者が敵を監視し、そこから敵に對して行動する所の場所のみではない。何れの場所にても、苟も作戦に關する必要の準備を爲す所、將た船、武器彈藥、艦裝具、又は人員の供給を受くる所、軍艦が補充を受け及び必要の修理を加ふることを期待し得る所は、これ悉く作戦根據地で、約言すれば海軍行動を支持する所の支柱たり土臺たる所はそれである。米國委員團は敢て凡そ中立港にて交戦國軍艦に石炭を供給することは必然中立違反たり隨つて違法たりと論ずるのではない。ただ本争點の關する限りに於ては、英國はその港又は領水を米國に對抗する作戦根據地として使用せしむることを叛徒たる南軍に許容したるやの點が示さるれば足るのである』(ibid., p. 513)

と論じ、作戦根據地を英國の主張よりも廣義に解した。

抑も陸戦に於て普通に作戦根據地と云へば、軍の前進又は後退を行ふに就て兵站連絡の基地となる所の特定の地域のことであるが、海戦に於て作戦根據地と稱するは之よりも何程か廣く、即ち交戦國軍艦が敵に對する或種の軍事行動を執るに就てその準備を行ひ、又は便宜を之に供與する所の地點を總て包含するものと今日一般に解せられてある。然るにその準備なり供與なりを中立の領土又は領水にて行ふ場合には、幾許の程度のものであらば以て之を作戦根據地に利用したものと稱すべきか。昔は南北戰役中、南軍の一巡洋艦(The Shenandoah)は太平洋上に於て機關の修理、糧食及び石炭の補給、竝に艦員の補充の要を感じ、之がためメルボルンに入り、所要のそれ等を補充して洋上に出で、北軍側の捕鯨船を拿捕するの舉あるや、米國

政府はメルボルンは同艦のために作戦根據地と化せりと論じて苦情を唱へた。『陸軍隊又は海軍隊がその資源及び援兵を受け、又之を攻勢的遠征の發點と爲し、且必要の場合に之を避難所と爲す所の地を作戦基地と稱す』と云くるチョーミンの解説(Jomini, *Précis de l'Art de la Guerre*, I, Chap. iii, Art. 18, Cit. Hall, Higgins, § 221, p. 724)をその定義に採擇せるホールは、米國政府の右の苦情を評し、

『米國の論難は當を得ない。なぜならば、之を事實の問題として見るも、特に行爲それ自身は無害なるか又は曖昧である所の事柄に就て責を中立國に負はすとしても、連續的使用といふことが根據地の決定的標準として何事にも勝るが故である。交戦國軍隊が一度無害の行爲を演じたからとて、中立國は之を惡意に出でたものと推論すべき權利を有しない。けれども、それが幾たびか繰返へされ、且それが作戦行動の準備のためにするものたるを認むるに於ては、中立國は今後も亦同様に出征るものと推定するに理由あるべく、隨つてその自國領土内にて行はるるのを宜しく防止すべきである。植民地を一も有せざる交戦國の船にして太平洋上にて作戦に従事するに方り、中立の一港にて糧食の補給を受け、再三同一港又は同様の港に歸來し、しかも曾て己れの本國に歸還することなしといふ場合に於ては、該中立國は事實的に補給品の倉庫地と化した譯で、斯の如くんば該交戦國は、例へば露國が佛國と戰ふ場合に獨逸を経て軍を進むるを許さると均しく、まさに確實の利益を享受することになる』(Hall, pp. 724-8)

と云ひ、即ち中立領土が交戦國の作戦根據地となれりと認むるには、交戦國に於て數回連續して之をその目的に利用するといふを條件とすと爲すのである。別語にて云へば、中立領水を僅に一回、又は數回にしても間歇的に、利用する限りは不問に附せらるべき行爲も、之を連續的に利用するに至らば——例へば日露戰役中に於ける露國バルチック艦隊の佛國港灣利用の如き(註)——茲に始めて海軍作戦根據地に利用したものと云ふことになる。

或は云ふ、一回でもそれが長期に亘り、若くは一回短期の利用でも利用者が之に依り作戦上に甚大の利益を受くるものならば、以て明かに之に觸れると。ロウレンスの所説に曰ふ。

『作戦根據地なる語は軍事上の術語であるが、次第に發達し來れる國家義務の意識が交戦國の自由と中立國の寛容との境界を明確に限定するを必要ならしむるに至れると共に、それが國際法の上にも用ひらるるに至り、一八七一年の華盛頓條約の三法則の第二にも用ひられてある。けれどもデュネーツの仲裁裁判者「アラバマ事件の」は、その判決の上に敢て之が意義を説明しなかつた。又この語は一八九八年及び一九〇四年の佛國の中立規則にも、將た海牙の海戦中立權利義務條約第五條の上にも、何等の釋義を加へずして載つてある。ホールはこの問題に對し卓越せる一檢討を加へ、中に於て「連續的使用が結局決定的標準なり」と斷した。けれども連續的使用は供給及び援兵の依つて以て行はるる地點を一の根據地と認めしむるに足ること疑ないが、さりとて連續的使用なくんば以て中立侵害の問題は起らずとは云へない。例へば交戦國の一方に對する作戦行動の途上に於て修理及び載炭のため中立港に入泊することの許容は、他の一方に對しては附近の領地に向つて有效なる一打撃を加へしむるに役立つことあるべきを想像し得られる。斯かる場合に於ては、交戦國の軍艦の入港が僅に一回に止まるにしても、該中立港は以てその作戦根據地たりしものと確に云ひ得られる。作戦根據地の語は、普通に作戦のための武器彈藥の供給、兵の徵募、艦裝の増加等に關して用ひらるるが、これ等は作戦根據地の語が使用せらるるに至れる以前よりして確然禁ぜられたる所のもので、敢てこの語に依りて始めて禁ぜられたのではない。要は僅かの程度若くは短き期間に於て行はるる限りは中立國の敢て禁ずるに及ばざる行爲にしても、それが大規模若くは長期間に行はれ、ために交戦國をして作戦の目的達成上大なる利益を與ふるに至るが如き場合は、總て認むるに作戦根據地としての利用を以てすべきである。例へば中立の一港に一寸入泊するは毫も差支ないが、休養及び再武裝の目的にて長く繫泊することは禁すべく、又捕獲物件の如きも、一物件を拉し來りて暫時之を保留するは妨げなきも、中立港を多數の捕獲物件にて充溢せしめ、且その安全を計りて長く

之を港内に保留するが如きは、之を作戦根據地に利用するものと認むべしと解すべしと云ふ。』(Lawrence, *Princ. of Int. Law*, § 231, pp. 613-4)

想ふに中立港を作戦根據地に利用せんとする交戦國は、能ふ限り之を狹意に解して自由の餘地を留めんとすべく、之に反しその敵國は常に、而して中立國は多くの場合に於て、之を廣義に解して利用者の中立侵害を叫呼するに傾き易く、しかも之を裁定すべき特定の定義が現實國際法の上に示されてないとするれば、それだけ實際に當りて議論の生ずべき餘地がある譯である。けれどもロウレンスの右の所説は、大體に於て妥當の見たるものであらう。

註。日露戰役中露國東航艦隊の佛國港灣を作戦根據地に利用したる始末は概略左の如くである。

一九〇四年十月十六日、在バルチック露國第一艦隊はロヂェストヴェンスキー提督の指揮の下にリバウを發して東航の途に就き、途次佛國のシェルブルール及び西班牙のヴィゴに寄港したる後、摩洛哥のタンヂェルに入り、此にて同艦隊は二つに分れ、一はフェルカーシアム少將の指揮の下に蘇士を経てマダガスカルに進み、一はロヂェストヴェンスキー自ら指揮し、佛領西阿弗利加のダカルに寄港の上希望岬を経てマダガスカルに向ひ、同島のノッシ・ベ港の沖合にて兩隊相合し、一月五日より七十日間ほど此に碇泊した。碇泊地點は之を沿岸三哩の外に取りしも、常に同港との間に連絡を取り、石炭以外の軍需品の供給を同港より受けた。(石炭は別に艦隊所屬の石炭船に依り他方面より受けたとある)。斯くて全艦隊は三月十六日同地を發し、四月十二日佛領印度支那のカムラン灣に入り、此に碇泊すること十數日、その間石炭及び糧食の補充を受けた。(尤も石炭は露國の豫め西貢に設備したる貯炭場より石炭船にて供給したとも稱された—Hershey, *Int. Law. & Dip. Jur. R. J. II*, p. 183)。この間に於て帝國政府よりは佛國政府に果次抗議する所あつたので、露國艦隊は已むなく四月二十二日にカムラン灣を抜錨したが、しかも程なく

轉じて同灣を北に距ること約五十哩のホンホエ灣に入りて二週間ほど碇泊し、その間に是より先き二月十五日にリバウを發したるネボガトフ提督の率ゆる第二艦隊は來りて之に合し、斯くして五月八日愈々同灣を出發して一路浦鹽に向へる折、遂に同月二十七日對島東水道にて、あわれ東郷艦隊のために一擧殲滅する所となつたのである。

是より先き露國艦隊が東航の途次上叙の如く佛國の諸港灣にて軍需品を補充し、修理を加へ、將た之を艦隊の連絡及び集合地點たらしむる等、謂ゆる作戰根據地を利用するの歴然たるものあるや、帝國政府は佛國政府に對しその注意を喚起すると共に、佛國の中立義務不履行に就て強く抗議した。佛國政府は、露國艦隊はアルヂエルにて少量の石炭を水雷艇に積込めることありしも、その他佛國諸港に於ては積炭のことなかりしこと、修理はシエルプール及びマダガスカルに於て之を行ふことを許したるも、それは國際慣例の認むる範圍を越ゆるものに非ざりしこと、露國諸艦隊の來會の行はれたる地點は佛國の領水内にては非ざりしこと、露國艦隊は佛國の領土及び領水を繼續的に利用したることなく、又作戰根據地として之を利用することを許したることなきこと等を以て之に答へ、尙ほ『露國艦隊をして佛國の領水に碇泊するに至らしめたのは、畢竟東郷提督の戰場の選擇の結果に外ならず。假に東郷提督にして紅海に於て露國艦隊と會戦するに決意せしならんには、日本艦隊は印度支那の港灣に於て露國艦隊の受けたると同じ利益を受けたことなるべし。日本自身とても、その前に比律賓及び關領印度に於て中立領水を同様利用したことありしに非ずや。』と附記した。

想ふに佛國の露國の盟邦としての苦しき立場には同情すべかりしとするも、上叙の辯明が殆ど擧げて背案に中らざるものたりしは問はずして明かである。露國艦隊が佛國の領土領水の或ものを繼續的に利用したのは争はれざる事實で、よしんば投錨地は領水三哩の外なればとて、港灣内と連絡を取りて諸般の便宜を供與せられたのであるから、之を作戰根據地利用し又利用せしめたことは歴として動かない。石炭の補充とても、之を受けざりしとの反證は無いのであるから、時には之を受けたものと推定し得られる。佛國の上記諸港灣に於ける便宜の供與は、決して國際慣例の容認する範圍及び程度のものではなかつた。又なかつたればこそ、途上自國の一港をたに有せざる露國艦隊が遠く一萬七千哩を距る東亞まで遙々來航し得たのである。更に東郷艦隊にして戰場を假に紅海に選擇したならんには同一の便宜を享受せしなるべしとの論に至りては、中立義務の根本義を無視したる謬論である。中立違反の援助は之を交戦國の双方に與ふる故を以て違法が化して適法となるものでなく、双方に之を均等且公平に與へたからとて違法は依然違法である。要するに當年の佛國は、同盟國に對する友誼上より已むなく中立侵害を默認したものと率直に解すべく、隨つて帝國政府の抗議に對する上叙の辯明は、畢竟窮餘の辭柄に過ぎざりしと見るべきである。

三三二八 海牙平和會議に於て前掲第五條の討議の際、英國代表は、中立港入泊の交戦國艦艇が自國の補助船に依りて糧食の供給を受けるのは該港を作戰根據地と爲したものと認むべきも、乗員の當座の糧食を該港にて購入するのは爾く認むべからずと論じ、その意を明かにするため第五條に『交戦國軍艦がその艦隊の補助船に依り中立領水に於て糧食の供給を受けることは之を作戰根據地として使用するものと看做す。』の一項を加へんことを提議した。然るにこれは謂ゆる華盛頓三法則（追て第八條を説く所にて述べる）の第二則の既に規定する所であるから、特に挿加に及ばざるべしとの論もありて、英國の提案は委員會にては通過しなけれども、その後英國代表自身の撤回に依りて條文には加はらなかつた。然しながら右様の經過に徴し、交戦國軍艦の自國の補助船に依り糧食の供給を受けるのは禁令なるも、但し艦艇乗員の當座の糧食の購入はこの限に在らず、といふ解釋になつてあるものと了解すべきであらう。

三三二九 一九四〇年一月乃至二月伯都にて開催の汎米會議のことは前にも述べた（第三一四節）。同會議に於ては、戰時關係の國際法則に關し若干の決議を爲せるが、その中には中立國の港又は領水に於ける商船の交戦國軍艦への軍事的幫助の取締に關する規則案の採擇を米大陸諸國政府への勸告の形式に於て決議す

艦艇乗員の當座の糧食を補充せず

商船の交戦國軍艦の幫助の取締

租借地の如きも、之に含まると解すべきである。又同條に『船舶内』とあるその船舶(原文 "un navire", "a vessel")は、軍艦をも含むものと解したい。中立領水所在の交戦國軍艦は治外法権を有するも、その故を以て中立國の領水権を侵し、艦内にて捕獲審檢を行ふことは許されなす(Amer. Jour. of Int. Law, Vol. 33, July 1939, p. 341)。或はこの論法を以てすれば、軍艦内設置の軍法會議とても、中立領水内にありてはその職権を行使するを得ざることになるべく、そは不都合ならずや、との論も出でんが、捕獲審檢を中立國管轄内に於て行ふを許さない理由の一是、中立國にして之を許さば交戦國の一方に援助を供與することになり、ために中立違反を構成するが故といふにある。然るに軍艦内の軍法會議の職権行使は交戦國援助の問題には全然無關係のことであるから、捕獲審檢と同様に論ずるは當らないのである。

III-III-1 尤も往昔にありては、交戦國にして中立國の領土領水内に自國の捕獲審檢所を設置するも、將た中立國にして之を設置せしむるも、敢て目するに違法を以てせざりし時代もあつた。現に佛國には十八世紀の後半に、戦時之を中立國に設置することに關する法令もあつた(即ち一七七九年制定の "Règlement du Roi de France concernant les Prises qui seront conduites dans les Ports étrangers, et les Formalités que doivent remplir les Consuls de S. M. qui y sont établis")。その法令の下に佛國は同世紀の末葉、英國との交戦の際、米國に捕獲審檢所を設置し、在米の佛國領事をして審檢のことに當らしめた。英國は米國に向つて抗議し、米國國務省は在華府佛國公使デュネーに對しその撤去を求めたが、デュネーは國際法上及び佛米通商條約上之を妨げずと論じて容易に肯じなかつた。けれども米國は他國の米國內に於ける司法的行動を認むるが如きは國家の主權と相容れずと固く主張し、且米國大審院は一七九四年の The *Betsey* 事件(註一)

昔は之を
違法とせ
ざる時代
もあつた

英米兩國
は夙に之
を非認す

に於て佛國の審檢權を明確に非認するに及び、佛國はその米國內に設置したる捕獲審檢所を閉鎖するの已むなきに至つた。それから程なき一七九九年、同じ英佛交戦中、佛國の一私艦が捕獲し後に英國軍艦の奪回したる英國商船 *The Flad Ogen* 事件に關しストウエルの下したる判決にも『捕獲審檢所を中立國に設置することは常に國際慣例に反するのみならず、一般的原则とも兩立しない。何故ならば、捕獲審檢は常に物的であるから、問題の物件の本體は交戦者たる捕獲者の國に所在するものと必然推定せらるべきが故なり。』とあり(Whetton, *Phillips's*, p. 663)、捕獲審檢所の中立國管轄内設置のことを非認した。

The
Betsey,
1794

The
*Flad
Ogen*,
1799

註。此に記する *The Betsey* は、第三卷第二一六節の註(一)に述べたる米國船のベッシーとは同名異船の瑞典の一帆船である。

本船は一七九四年の英佛交戦中、米國の沿岸に近き公海に於て佛國の一私艦に拿捕せられ、該私艦は之をボルチモアに引致し、同地駐在佛國領事は本件の審檢を行はんとしたが、本船の船主及び載貨の荷主は、本船は中立の瑞典人の所有なること、又載貨は瑞典人及び米國人の共有に屬することを理由とし、その還附方をマリーランド地方裁判所に申請した。拿捕者は同裁判所の管轄權に異議を申立て、裁判所にては之を受理し、巡回裁判所も之を肯認したので、遂に大審院への上告となつた。而して問題の核心は(一)米國の地方裁判所は捕獲審檢に就て管轄權を有し、本件財産の還附を申渡すの權限を有するや、及び之に附帶して(二)外國はその國民が公海に於て敵より拿捕したる物件に關し審檢を行はしむるため、條約上の明確なる規定なき場合に於て、米國內に捕獲審檢所を設置するを得るや、との二點であつたが、大審院にては右の(一)は之を肯定し、(二)を否定するの判決を下した(*Prize Cases U. S. Sup. Court*, I, pp. 9, 18-9)。

III-III-2 米英兩國のこれ等判決例が出て以來、交戦國は捕獲審檢所を中立國內に設置するを得ざるこ

海牙條約

第一款 中立領水の主權尊重に基く交戦國の義務

四三七

の決定的
禁止規定

とは既定の慣例となつたが、海戦中立権利義務條約第四條は之を決定的に禁止し、今日にては最早や問題は無い。初め海牙平和會議に於て本條の討議基礎案でありし英國提案第二十五條は『凡そ捕獲審檢所は之を中立領土内又は中立領水所在の艦船内に設けることを得ず。』といふのであつたが、將來國際捕獲審檢所でも出来るとなると、それは中立領土に於て開延せらるべきであらうから、その場合の抵觸を避くるため文句を少しく變え、専ら交戦國に對する制限の意味に於て現行條文の如くに爲したのである。

第二款 中立維持に關する中立國の義務

第一項 中立領水内にて行はれたる拿捕の處置

中立維持
に必要の
措置を執
るを要す

三三三三 交戦國の中立領水尊重に關する諸義務は多くは中立國の之に對應する諸權利となるが、別に中立國は、その中立を維持するに就て諸般の義務を有する。交戦國が中立領水内にて船を拿捕したる場合にその船を解放せしめざる可らざるが如き、交戦國に對し軍艦、彈藥、その他一切の軍用材料を供給せざるが如き、敵對行爲に加はるものと認めたる一切の船をして己れの領水内にて艦裝又は武裝を爲さしめざるが如き、交戦國軍艦又はその拿捕したる船の入港に關する條件、制限、又は禁止は之を交戦國双方に均等に適用すべきが如き、孰れもその凡例に屬する。

中立領水
内拿捕の
船は解放

三三三四 交戦國の中立領水内に於ける臨檢搜索、拿捕、その他一切の敵對行爲の嚴禁のことは前款に説ける如くであるが、それでも時としては交戦國軍艦が、必しも故意でなくとも或は過失に由り、その禁を犯

を要す

ことなしとは限らない。殊に他種の敵對行爲は兎に角、敵船拿捕の如きは、事急なる場合には違法と知りつつ尙ほ且之を行ふことなきを保しない。斯かる場合に於ては、その拿捕せられたる船を解放せしむることに就て能ふ限りの手段を盡すべきを要する。之に關する海戦中立權利義務條約の規定は左の如くである。

第三條 船舶が中立國領水ニ於テ捕獲セラレタル場合ニ於テ、該國ハ捕獲セラレタル船舶ガ尙其ノ管轄内ニ在ルトキハ、其ノ職員及船員ト共ニ之ヲ解放スル爲、且捕獲者ガ右船舶ニ乗込マシメタル艦員ヲ抑留スル爲、施シ得ベキ一切ノ手段ヲ盡スコトヲ要ス。

右捕獲セラレタル船舶ガ既ニ中立國ノ管轄外ニアルトキハ、捕獲國政府ハ右中立國ノ要求ニ依リ該船舶ヲ其ノ職員及船員ト共ニ解放スルコトヲ要ス。

該船の尙
ほ中立領
水に在る
場合

三三三五 右の拿捕せられたる船が尙ほ中立領水内に在る場合には該中立國は『其ノ職員及船員ト共ニ之ヲ解放スル爲……施シ得ベキ一切ノ手段ヲ盡スコトヲ要ス。』との規定に關しては、英國提出の原案第二十八條では、この場合に『中立國は該船舶を解放すべし。』となつてあつた。然るにこの文句は強過ぎる、解放することができれば無論解放すべきであるが、解放を實行するだけの力が無い場合もあらうから、その場合には解放の實現し得るやう能ふ限りの力を盡さしめるといふ風にして置く方が實際的であらう、といふ意見で右様の條文となつたのである。船の解放と共にその職員及び船員の解放せらるべきは論なく、又拿捕者が該船に乗組みしめたる艦員、謂ゆる捕獲士官は、元々中立領水に於て行ふべからざることを行つたといふ違法行爲のものであるから、中立國に於て之を抑留すべきで、之に就ても亦施し得べき一切の手段を盡すを要するのである。

既中立に
領水外に
拉致され
た場合

三三三六 之に反し拿捕されたる船が既に中立領水以外に拉致せられた場合には、中立國としては直接手を下して之を解放せしむるを得ないから、その拿捕を行へる交戦國政府に向つて主權侵害の責を問ふと共にその解放を要求するといふ順序に出づべきである。而してこの場合には、該政府は之を解放せねばならぬ義務を有する。殊にこの場合には、第一項の如き『解放スル爲…施シ得べき一切ノ手段ヲ盡ス』といふ手續きことは許されず、斷然と『該船舶ヲ其ノ職員及船員ト共ニ解放スルヲ要ス』るのである。

解放の要
求に由り
中立國に
之を行ふ

三三三七 拿捕せられたる船が既に中立領水外に拉去せられたる場合には、被害側の交戦國は、その解放方を直接加害の對戦國に要求せず、之を該中立國政府に由り行ふのが法則である。ハレックは『この法則は拿捕に依り侵害を受けたものは該中立國のみであること、及び被害側の交戦國は拿捕の違法を論ずるため出廷するの何等權利を有せざることによるもので、その救済は之を中立國政府に求め、同政府に於て船の還附又は賠償の要求の取計を爲すを要する。この要求は普通に拿捕國駐在の該中立國外交代表者に於て拿捕國の捕獲審檢所に向つて之を行ふ』と説く(Halleck, II, p. 172)。けれども現代の一般的慣例に依れば、中立國政府は拿捕國の捕獲審檢所に對し右の要求を爲すの司法手續に依るよりも、その政府に對する外交手續にて之を行ふを普通とする。

中立國の
解放要求
は義務的
なるや

三三三八 領水權の侵害を受けたる中立國政府は、被害側の交戦國の依頼ありたる場合は別とし、是非共被拿捕船の解放方を拿捕國政府に對し要求せざる可らざるか。第二回海牙平和會議に於て本條項討議の際、英國代表は之を義務的と爲すべし、その要求は國際捕獲審檢所の設置を他日見るに至るまでは、外交的交渉に由るの外なかるべきが、それでも要求は必ず之を爲すべきやう義務的のものたらしむべし、と提議した。

けれども多數の賛成を得なかつた。故に本條第二項の下にありては、解放は中立國に於て之を要求するも將たせざるも、そは任意のことと解すべきである。但し米國の上院は本條約の批准に同意を與ふるに方り『米國は第三條第二項は中立國の管轄内に於て拿捕せられ而して既に該管轄内に在らざる船の還附に關し本項記載の要求を爲すは該中立國の義務なることを含蓄すとの了解の下に本條約に加盟するものとす。』との留保をした(一九〇八年四月十七日)。故に米國は中立國が右の要求を爲すのを義務的と解釋するのである。

三三三九 拿捕國政府は、その拿捕したる船の解放方の要求を中立國政府より受くるあらば、該船の職員及び船員と共に之を解放せざる可らざること本條第二項の命する所であるが、中立國政府にしてこの要求を爲さざる場合には如何にするか。この問題に關しては、英米と歐大陸諸國殊に獨佛兩國の各見解は正反對となつてある。

三三四〇 即ち獨佛の捕獲法規に依れば、中立領水に於ける拿捕は該中立國よりの抗議があるや否とに論なく絶對に違法であるから、たとひ要求なしとするも當然解放すべきものとの主義を執る。その一端は第一次大戰中の獨逸の白耳義船 *Ambiorix* (註一)、佛國の諾威船 *Teina* 外數隻(註二)の檢定の上に示された。

註一。白耳義船 *Ambiorix* は一九一五年八月、瑞典のマルモエよりゲーテベルグに向け航行中、獨逸水雷艇に拿捕せられたが、その拿捕地點は瑞典の領水内であるといふ所から、船長は之に對して抗議したるも、その儘キールに送致せられ、同地捕獲審檢所にては之を沒收と檢定した。然るに船長の控告にて伯林の高等捕獲審檢所の再審となるに及び、同審檢所にては原檢定を覆へし、『凡そ中立領水内にて行はれたる拿捕は何等權利を拿捕者に與ふるものに非ず。拿捕の如何なる地點に於て行はれたるやを決定するは捕獲審檢所の權内に屬し、而して本件拿捕が中立領水内にて行はれたるものに非ずとの反證あるに非ざる限りは之を適法のものとして斷する能はざるが、本件の場合にはその反證

その要求
を中立國
が爲さざ
る場合

それでも
解放すべ
しとする
獨佛主義

The
Ambiorix
Feb. 1915

が無い。檢察官は先づ本船の拿捕が中立領水内にて行はれたものに非ざることを立證すべき責任あるに、その立證が無いから、本件は適法のもの認め難く、随つて原檢定は當を得ざるものなり。』との理由の下に、瑞典政府より格別の要求なかりしに拘らず本船は之を船主に還附すべきものとの判決となつた (Fauchille, *Jurisp. Allem.*, p. 131)。

(註二) 諾威船ヘイナは、第一次大戦の始まつてから程なき一九一四年九月十三日、丁抹の沿岸より四哩六分の五の地點に於て佛國軍艦に拿捕された。丁抹は領水四哩主義を執る國であるが、それにしても丁抹の領水外の拿捕であるから、領水侵害にならない。のみならず本船は獨逸の汽船會社の備船となり、大西洋巡航の獨逸艦隊への燃料及び糧食の輸送に従事しつつありて、且その任務を帯べる獨逸人をも搭載して居つたので、佛國捕獲審檢所にては本船をば敵に軍事的幫助を爲せるものとの理由の下に、載貨と共に沒收すべきものと檢定したが、しかもその檢定中に於て特に『假に本件拿捕地點にして丁抹の沿岸を距ること三哩以上なるも四哩以内なりしならんには、本廷は丁抹の領水權を尊重し、その拿捕を無効と爲すに躊躇せざりしならん。』と諷ひ、即ち領水權の侵害を受けたる中立國が黙して抗議せざりし場合にも尙且之を無効と宣告するの意を示した (Fauchille, *Jurisp. Franç.*, pp. 119-123; Colombes, *Law of Prize*, pp. 118-120; Garner, *Prize Law*, § 160, p. 226; § 447, p. 610)。

三四一 然るに英米にありては之と異なり、中立領水に於て行へる拿捕の違法なるは該中立國に對してのこと、被拿捕船所屬の對手國に對してのことでない、故に中立國に對しては違法の拿捕なるにもせよ、對手方に對しては拿捕の効力は失はれない、ただ中立國の領水權侵害の點に於て、而して該中立國政府より抗議及び救済の要求ありたる場合に限り、該中立國との間に權利侵害問題が生ずるのみ、随つて中立國に對し違法の拿捕たる所の船の解放も、該中立國の要求ありて始めて行へば足る、と爲すのである。米國大審院に於てこの點に論及せる *The Anne* (1818) の判決例のことは前款に述べたが、この外にも南北戦役當時、

要求あり
て始めて
英米主義

The
Heim,
1914

英船 *The Sir William Peel*, 1861 (註一) 及び *The Adela*, 1867 (註二) に関し同大審院の下したる同様の判決例がある。英國も第一次大戦中、中立國の領水内に於て拿捕したる諾威船 *Lanong* (註三) 及び獨船 *Achata* No. 2 (註四) の各捕獲審檢に於て同様の意見を明かにした。又中立國よりの解放要求ありたるにもせよ、交戦國が中立領水にて行へる拿捕の違法は該中立國に對してのことであるから、之を解放するに方り被拿捕船の船主側に對しては何等賠償の義務なしと論ずる。これは同大戦中の樞密院司法委員會の獨船 *Missaldorf* の裁定の上に見た所である (註五)。蓋しこの主義の論據は、元々交戦國の中立領水權の尊重は中立國との義務關係で、第三者を對象としたものでないから、その侵害を受けたる中立國が黙するに拘らず第三者たる被拿捕船關係者がその違法を論争するのは筋違である、といふにあるやうである。

註一。英船サー ウェリアム ピールは南北戦役中の一八六一年九月、米墨境界のリオ グランデ河の墨西哥側の河口にて米國の一軍艦に拿捕せられたもので、米國大審院に於てはルイジアナ州地方裁判所の原檢定を確認して本船の解放の判決を下したが、中に中立領水侵害の點に關しては『本船は拿捕を受けたる際には墨西哥の領水に在りしとの立證あり。然れども船又はその載貨が敵財産たる場合、又はその孰れか沒收となるべき場合には、中立領水の侵害そのものは以て本申請人の要求を捕獲審檢所に提起せしむるに足らざるものとす。その侵害を受けたる中立國には陳謝なり賠償なりの要求を爲すに理由を認むべきも、敵人若くは敵人のため行動する中立人「この場合英國の船主及び荷主のこと」は、拿捕が中立領水内に於て行はれたるの故を以て拿捕物件の還附を要求するを得べき筋合に在らず。』との理由に於て右の要求を斥けた (*Prize Cases U. S. Sup. Court*, III, p. 1738)。

註二。英船アデラも南北戦役中、西印度所在の英領島嶼附近にて同じく米艦に拿捕されたものなるが、本船は禁制品の積載及び封鎖侵破の意圖の證據明瞭たるの故を以て沒收の檢定となつた。然るに米國大審院の之に關する判決中

The
Adela,
1867

には『本拿捕は現に中立領水内にて行はれたものとするも、その事實のみにては没收を非とする理由にならない。殊に拿捕が中立國の管轄権を侵害するの意思に出でず、將た之を侵害したとの事實を承知せざる所の善意の下に行はれ且該中立政府より何等抗告又は要求の提起なきに於て尙ほさらである。領水權の侵害を受けたる中立國は陳謝又は賠償を要求するの理由を或は有すべきことサー ウェリアム ビール事件に於ても述べた所であるが、敵人も將た敵人を代表する中立人も、共に拿捕が中立領水内にて行はれたとの單なる理由に於て還附を要求するを得ざるものとす。』
supra (Ibid., III, p. 177)。

註三。諾威船バンゴルは第一次大戦中の或時、南大西洋に於て獨逸艦隊に石炭その他の軍需品を供給せんがため、紐育を發して南下し、智利の南方マゼラン海峡を過ぎる折に、英國の一軍艦に拿捕せられた。同海峡の幅巾は七哩なるも、その拿捕の地點は沿岸より三哩以内の智利の領水内であつた。この拿捕に關しては、智利政府からは格別苦情の提起なかりしも、船主側からは之を以て中立領水内にて行はれたる違法の拿捕なりとし、本船の還附方を英國捕獲審檢所に申請した。そこで問題は、交戦國が中立領水内にて船を拿捕した場合に、而して該中立國が特に苦情を提起せざる場合にも、船主自身が中立領水權侵害を理由に船の還附の請求權を有するものなるやであつたが、審檢所長官エヴァンズは『凡そ交戦國が中立領水内に於て行へる拿捕は、その船に對しては全然正當のもので、ただその拿捕の適法如何を問ふを得るものは該中立國のみ、といふ點ほど國際法上明確なる法則は他に類を見ない。……この拿捕が中立國の領水にて行はれたりとの單なる理由に於て、獨逸政府も諾威政府も之を違法としてその解放を要求し得べきでなく、之を爲し得るものは中立が侵害せられたりと認むる智利政府のみである。その無効を宣すべきは該中立國に對してで、敵國に對してではない。』と論じ、米國大審院の前掲の *The Anne* 及び *The Sir William Peel* の判決を援用してその論據を確めた (*Garner, Prize Law, § 483, p. 475*)。

註四。獨船アチアア第二號は、第一次大戦中、英艦アレキサンドリア港内にて拿捕したものである。この事件

The
Bangor,
1916

The

Achata
No. 2,
1915

Düsseld-

dorf,
1920

が英國の樞密院司法委員會の再審に移るに及び、同委員會は埃及は敵港として取扱ふべきものなるやの問題に説及し『假にアレキサンドリアを中立港と認むるにしても、その事實は本件に無關係である。敵船を中立港にて拿捕することとは中立違反なるも、それは以て捕獲審檢廷に於てその敵船を解放せざる可らざる理由とはならない。』と論じ、中立侵害問題はただ當該中立國との間の問題のみとの見解を力説した (*Fauchille, Jurisp. Brit., II, p. 168* 以下)。

註五。獨船デュッセルドルフは一九一八年二月、諾威の北方のナルヴィック港より鐵鑛を積み、諾威の沿岸に沿ひ、殊に英艦に依る拿捕を避けんがため、努めて同國の領水内を航しつつ南下して獨逸のエムデン港に向はんとせる折、會々英艦に拿捕せられた。その拿捕地點は、本土から一條の水路干潮の際には乾上る所の()にて分るる一小岩島より測りて三哩弱(三哩に約二百米突不足)に位し、英艦は測量を誤れる過失にて右の拿捕を行へるものとある。諾威政府は、自國は領水四哩制を主張するものなるも、このことは今敢て主張せず、兎に角本土より三哩以内の岩なり洲なりがあるならば、その大小を問はず、又人の住み得る所なると否とを論ぜず、それは諾威の領土の一部で、領水の分界はその岩島から起算せざる可らず、隨つて本拿捕は諾威の領水内にて行はれたものである、との理由にて在倫敦諾威國總領事は本國政府を代表し本船及び載貨の解放方と、併せて損害賠償並に本國への回航費用の要求を提起した。

この要求に對し英國捕獲審檢所にては『本土と干潮の際に斷絶せられざる斯かる地片が本土の一部に非ずと稱するは困難である。隨つて本拿捕は諾威の沿岸三哩以内にて行はれたるものとし、拿捕物件は解放すべきものと論ぜざる能はず。』と檢定したが、檢察官よりの抗告となるに及び、樞密院司法委員會にては檢定の一部を覆へし、殊に損害賠償に就ては『諾威政府は本船を英國より諾威に回航せしむる費用は之を要求するの權あるも、諾威の領水權の侵害は元々故意でなくして過失の結果であるから、何等賠償を要求するを得ざるものである。のみならず船の損害は、之を主張するときは船主側なるが、領水權侵害問題は諾威に對する關係で、獨逸人たる船主に對する限りは拿捕は敵船として適法に屬し、隨つて船主側はこの問題を楯に何等要求を爲し得べき筋合にあらず。』との裁定を下した (*Garner,*

Prize Law, § 161, p. 299; § 167, p. 331; § 484, p. 676 (以下)。

我國も日露戦役當時英米主義に則つたことは、露船エカテリノスラヴに關する前掲の帝國高等捕獲審檢所の檢定の上に示された(第三二二節、註一)。

三四二 前述の英國捕獲審檢所に於けるデュッセルドルフに關する檢定は、中立領水侵害問題は該中立國に對する問題で、敵人たる船主の關係する所でないといふ以外に、領水侵害が故意でなくして過失の結果であらば、その損害に對し何等賠償を爲すに及ばずといふ論素をも含んだものである。抑も領水侵害が故意に非ずして過失に由れる場合には損害賠償を爲すを要せずとの主義は、英國に於ては往昔ストウエルが *The Twee Gebroeders* (1800) 及び *The Vrouw Anna Catharina* (1803) の檢定に於ても説いた所であるが、その以外に中立領水内にて拿捕したる船が破壊せられたる場合に於て、船主又は該中立國への賠償は如何にするかの問題に關しては、第一次大戦中英國に少なくとも二つの新判決例が出來た。獨逸船 *Valeria* 及び *Palluorn* に關するものがそれである。

獨逸船ヴァレリアは諾威の領水内にて英艦之を拿捕したるも、天候不良のため英國港に引致するを得なかつたので、拿捕艦に於て之を撃沈した。そこで、その船價は之を諾威政府に償還すべきものなるやが英國の捕獲審檢所にて一問題となつた。海牙議定の國際捕獲審檢所設置條約案第八條第二項には『拿捕が無効なりと檢定せられたるときは國際審檢所は船又は載貨の返還を命じ、必要の場合には損害賠償の額を定む。船又は載貨が賣却又は破壊せられたるときは之に關して其の持主に與ふべき賠償額を定む』とある。けれども同條約案は英國も他の諸國も之を批准しなかつたので、一の參考案たるに止まり、拘束力は無い。學説として

The
Valeria,
1919

我國も日露戦役中
英米主義に則つた
中立領水の被拿捕
後の賠償

は、例へばホールは、中立領水侵害の下に拿捕せる船に關する救済としては『之を能ふ限り以前の狀態に引戻すを常則とす』と説く(Hall, § 227, p. 741)。けれども本件の場合に於ては、現物は既に撃沈されたのであるから、之を以前の狀態に引戻すに由ない。そこで審檢所長官スタンデルは、拿捕者が中立國の領水内に故意でなく侵入したる場合には、過失にて拿捕されたる中立船の船主ならば有せざる所の請求權を敵船の船主に代りて該中立國は之を提起するの權を有せずと爲し、本船の船價は賠償するに及ばずと檢定した。而して樞密院司法委員會に於ても『本件は羅馬法の謂ゆる原物回復 (*restitutio in integrum*) を以て論ずるを得ず、將た故意に若くは不注意に財産の上に加へたる損害を以て見るも當らず。要するに金を出したからとて船が蘇生するものでなく、さればとて代船の價格又は船價の賠償を要求するが如きは、要求の理由を還附問題から賠償問題に轉化せるものである。本件の如き場合に於て船の損失を金錢にて賠償することは、獨逸の船主側の主張あるに於て始めて認めらるべきも、該船主は本件に就ては何等權利を有せざるが故にその道なし』と爲して原檢定を確認した(Garner, *Prize Law*, § 483, p. 676 以下)。

然るに同じく英艦が和蘭の領水内にて拿捕したるベルウォルム外三隻の獨船に關しては、樞密院司法委員會にては反對に審檢所長官メリヴァールの檢定を覆へし、獨艦に依り撃沈せられたるその中の二隻の船價を和蘭政府に賠償すべきものと爲した。この四隻の獨逸船は和蘭の沿岸三漚外を航行中、英艦は之を拿捕せんとて停船を命じたるに、同船は國旗を卸したるも、潮流を利用して沿岸に近づくやう徐行し、遂に三漚内に入つた。そこを英艦は四隻共に拿捕したのである。而してその拿捕後、英國政府は該船の評定價格の代金を捕獲審檢所に供託して之を徵發することにしたが(一九一七年七月)、その徵發中に四隻中の二隻は獨逸領水

The
Pelluorn,
1922

艦の襲撃に遭ふて沈没した。樞密院司法委員会の意見では、「たとひ船體は滅しても、之を還附すべき或物は存在する。即ち船を代表する價格がそれである。拿捕者はその違法行為より生ずる利得を獲る權を有しないから、英國政府は沈没船の評定價格を船に代へて還附すべき義務を有す。」といふのであつた(Garner, *Told*)。これは明かにヴァリアに關する前記の裁定と矛盾するやうである。一學者は之を評して

兩判決の
矛盾

『この判決「ベルウオルムの」をヴァレリアのそれと調和せしむることは不可能である。ベルウオルム事件に於て船價が捕獲審檢所に供託せられたとの單なる形式的の事實は、交戦國は中立國の領水主權を侵害して拿捕したる船を該中立國の要請に由り還附すべき義務あることの根本原則の適用上に何等差異を示すものでない。兩事件共船は既に喪失し、船體は最早や審檢所の前に存在しないのである。然るにヴァレリアの場合に於ては拿捕者は喪失船の代價を支拂ふに及ばずと爲せるに、ベルウオルムの場合には、殊にその喪失が敵の違法行為に基けるものたるに拘らず、之を支拂ふべきものと爲せるは解し難い。ヴァレリアの代價償還を拒める司法委員會の主たる論據は、その代價は敵の船主之を償還すべきならんといふにあるが、ベルウオルムの場合にありても、和蘭政府がその代金を用意すべしとは思はれぬから、結果は同じ譯である。且拿捕者が捕獲審檢所に船價を供託することは全然國內的の事柄に過ぎない。國際法の確定法則を適用すべきや否やは、國內の法規命令の如何に係るが如きこと勿らしむべきである。』(Colombos, *Law of Prize*, p. 116)

と云へるが、この評蓋し適切のやうに思ふ。

第二項 艦艇の供給を以てする戦闘力増加の禁制

第一目 軍艦その他軍用器材の供給禁止

往昔は供
給自由

三三四三 中立國政府は、その中立を維持するに就ての當然の義務として、交戦國の孰れの側に對しても軍艦、武器彈藥、その他一切の軍用材料を直接たると間接たるとを問はず供給すべからざること論を俟たない。往昔にありては、中立國の交戦國に對するこれ等の供給殊に軍艦のそれは自由に行はれ、又は少なくとも默許の姿であつた。別して私艦の流行時代にありては、又軍艦と商船の各専門的構造の間に今日の如き確たる分界の薄かりし時代に於ては、軍艦の供給も商船のそれとの間に是非の區別は殆ど無かつた。この時代にありては、中立國の賣主にして自國領水外にて之を交戦國に供給せんとすれば對戦國より禁制品として捕獲せられ、領水内にて供給すれば敵財産としてこれ亦對戦國より捕獲せらるるの孰れかの危険を冒さへすれば、中立人は交戦國のために自國內にて軍艦を建造構築し、之を交戦國に供給するは自由で、政府も之を公認又は默認するのが常であつた。

之を禁ず
る慣例の
發達

三三四四 然るに十八世紀の中葉以降、中立國はその領土領水内に於て自國民の交戦國のために軍艦を建造又は艦裝し、將た之を交戦國に供給するを國內法を以て禁ずるの風が伊太利半島諸國の間に行はれ(Hall, *Stat. R. 704*)、他の諸國中にも之に倣ふものが出で、例へば米國は一七九三年、奧太利は一八〇三年、孰れも自國の法令にて之を律定し、更に米國の一七九四年の中立法及び一八一八年の外國軍服役禁止法、並に英國の一八一九年の同じく外國軍服役禁止法に於ても、同様の規定が設けられた。けれども、その禁止は當年の國際慣例として未だ以て普遍的ではなく、且禁止の範圍及びその適用上にも曖昧の點が少なからずあつた。ホールの説に

『軍艦及び作戰の目的に使用され得べき船にして中立領水に於て交戦國に依り又は交戦國のために艦裝せらるるもの

に關しては、該中立國は如何なる義務の下に立つか、之を決するには時に困難なきを得ない。即ち(一)交戦國が之を作戰上に使用し得るが如き風に船を建造及び艦裝することだけにて、それが國際的罪科となるか、(二)斯かる建造は適法の通商行爲と認むべきか、且國際的罪科を構成するには、該船に依り遠征に適せしむるが如くに或行爲を爲すことが必要であるかの問題である。

『中立の根本主義より來る直接の論理的結論は、交戦國の任命を受けたる船又は交戦國に屬し且敵に加害を爲すを得る船の中立領水より出航するのを禁ずる以上に互らなない。交戦國の任命といふことは、敵對意思の事實に關する決定的證據で、必しも該船の完全に武裝すると否とを問はない。砲四門、乗員二百名を載せんと欲する船も、一門の砲と百名の乗員を現に有する船には到底匹敵しない。けれども兎に角船が武力を有するといふには或程度の武器を有し、且その武器を取扱ひ船を操縦するに足る相應の乗員を有せねばならぬ。船が中立港を出航する際に斯かる條件を具備するものと認めらるる於ては、該中立國は事實より判斷して敵對意思を有するものと推定し、その出港を禁ずるを要するのである。

『しかも他の一方に於て、船が完全に武裝せられ、且兵員を乗組ましめ次第軍艦として行動するを得るものにおいて、その受渡の單に一の通商行爲に止まることも充分認むべきである。斯かる船の所有者たる中立人にして之を交戦國に賣り、中立港に於て又は買主の港に於て之を交戦國に引渡すことを不可とすべき何等理由は無い(但し敵にして公海に於て又は自國の領水内にて之に遭遇すれば戰時禁制品として之を拿捕するを得るは勿論なるも)。判事ストーリーは曰く、「我が米國民にして武裝船並に軍需品を賣渡すため外國港に送出すことを妨ぐべき何等理由は國際法上存しない。それは一の通商的投機に屬し、何れの國も之を禁ずるの義務なきものである。」(La Santissima Trinidad, vii Wheaton, 240)。中立人にして己れの船を建造後賣渡すを得とせば、注文に應じて之を建造することも爲し得る理で、即ち交戦國はその建造を中立人に注文し、中立人はその注文を實行するに妨げあるまい。故に一般的原則論よ

りのみ見、軍艦を建造し且之に武裝を加へ、供するに航海に必要な最少限度の乗員を以てし、而して交戦國よりの軍艦たるの任命を受くるに非ざる限り、中立港を發して交戦國の港に向ふも、何等中立義務に違反せずと云ひ得べしと思ふ。

『尙ほ殘る問題は、船の建造及び艦裝に關しては普通法上の中立國の特權を非認するが如き特殊の慣例が世に存するやのそれである。

『既に云へる如く、一七七九年、伊太利半島の諸市國は當年の交戦國に私艦又は軍艦を賣込み、若くは交戦國のために之を建造し又は武裝することを禁ずる法規を設け、一八〇三年の奧太利の布令にも同様の規定があつた。米國大統領ワシントンの一七九三年十二月三日付の議會教書の第一項には「交戦國が米國の諸港に於て船を攻防を問はず軍事上の目的のために武裝且裝備することは違法とす」、又第七項に「米國の諸港に於てその性質上専ら軍事のためにする船の艦裝は違法とす」とあり。米國の一七九五年の中立法は更に一步進み、何等の船を問はず米國の友國に對し敵對行爲を行ふため何等外國政府の役務に服するの意圖を以て艦裝又は武裝を爲し又は爲さしむることを禁じた。『以下英、佛、蘭諸國の往昔の法規を摘記し』これ等を比較する結果として到達する所の結論は他なし、(一)軍艦の建造及び艦裝を禁ずる國際慣例なるものは、その嚴格なる意義に於ては、今尙ほ發達の道程にあること、この禁止は重なる海上諸國の採擇する所なるも、未だ以て之を任意採擇するに至らざる諸國をも拘束する迄に廣く行はるるに至らざること、(二)中立國は交戦國の注文に應じ軍艦を建造及び武裝し、艦員を乗組ましむべく用意したる中立領水以外の地點に於て之を交戦國に引渡すを得ること、將た之を中立領水内に於て引渡すことも、直ちに敵對行爲を爲すを得るやう任命を受け又は艦員を乗組ましむるに非ざる限りは、且斯かる意圖を抱くものと推定すべき相當の理由なき限りは、必しも違法に非ざること是れである。』(Ibid., §§ 224-5, pp. 730-735)。

とあるが、往昔にありては中立國の政府の行爲と國民のそれとの間に明確なる區別が立たず、隨つて中立國

民としての適法の通商行爲も政府としての禁止行爲と時には混線し、許否の適用上に困難を醸すことも稀ではなかつた。

三三四五 一八二五年、西班牙とその米大陸植民地との交戦中、瑞典政府は自國の海軍を縮小するの考から、軍艦六隻を西班牙に賣込まんと交渉せるも、西班牙は之に應じなかつたが、その中の三隻を瑞典政府は程なく個人に拂下げ、買主は更に之を英國の一商社に轉賣した。然るに現物の受渡未了の間に、轉買主は更に之を當時西班牙に對して叛旗を翻せる墨西哥政府に賣渡したといふことが判つた。そこで西班牙政府は右の取引に對し故障を申込み、賣買の取消方を瑞典政府に要求した。瑞典政府は、法律的には賣買の有効を主張せるも、取敢へず右の三艦の英國への回航を見合はすべきことを關係者に命じた。そんな譯で現物の受渡は愈々遷延するに至つたがため、轉買主の方から賣買取消の申出があり、瑞典政府は早速之を諾し、之に依り問題は落着した、といふことがあつた。

三三四六 この事件に於て瑞典政府の軍艦拂下は元と善意に出で、且終局の行先が墨西哥なりといふことも無論豫知しなかつたものと云はれてあるが、同政府が法律的主張は別とし、事實的に西班牙の要求を容れたことは、中立國は交戦國に對し軍艦（その他彈藥及び一切の軍用器材）を供給するを得ずとの慣例を熟せしむるに與りて力あつた。尤もその後とても、中立國よりの供給が時ありてか行はれぬではなかつた。殊に南北戦役の折には有名なるアラバマ事件（註）ありて、英米間の大問題となり、延いて一八七一年五月の華府條約に依り謂ゆる『華盛頓三法則』（"The Three Rules of Washington"）の成立を見るに至りし始末は、國際法史に傳はる顯著の事柄である。

一八二五年の瑞典軍艦賣渡問題

供給禁止の慣例を熟せしむ

The
Ala-
bama,
1862

註。アラバマは南北戦役の始まつてから間もなく南軍のために英國リヴァプールにて建造せられ、一八六二年五月竣工したる表面は商船、事實は補助軍艦である。その竣工後程なき同年六月二十三日、在倫敦米國公使は英國政府に對し、本船は南軍用として近日出港の様子なる旨を告げてその注意を促したので、同政府部内の法律家は之に就て研究の末、同年七月十六日を以て本船の出港は之を差止むるに理由ありとの意見を具申し、政府は之に基き同月三十一日その命令を發した。然るに本船は是に先だつ同月二十九日にリヴァプールを解纜し（但し無武装にて）、大西洋上のアゾレス島に到り、同島にて同じく英國より來れる三隻の運送船より砲銃彈藥類を受取り、又該運送船の輸送し來れる船員をも之に轉乗せしめ、茲に武装を整備し、南軍の純乎たる軍艦となつた。斯くしてアラバマは、爾後大西洋上にありて北軍の船を幾隻か拿捕したる外、軍艦一隻をも破壊し、且是に前後し幾回となく英國の諸港に出入し、石炭の積入及び諸種の修理をも行つた。米國政府は英國政府に向つてその取押方を要求したるも、アラバマは交戦團體として承認せられたる南軍の公的軍艦なるが故に軍艦としての保護を享有す、と稱して英國政府は右の要求に應じなかつた。

その後アラバマは一八六四年六月十九日、米國の一軍艦と佛國シェルブール港の沖合に戦つて撃沈せられたが、米國政府は戦後英國政府に對し、アラバマは米國に敵對する目的を以て英國の管轄内にて建造且武装せられ、而してその意圖を英國政府は承知すと認むべき理由が充分ありしに拘らず、その實行を防止すべき適當の監視を怠りたること、且英國政府は本艦のリヴァプールその他爾後本艦の入港せる諸港より出發するを防止するに就ても、これ亦適當の監視を加ふべき義務あるに拘らず之を怠りたること等を理由に、本艦（外に同様の南軍艦船數隻）の行動に因りて受けたる損害の賠償を要求した。

當時英米兩國間には、この以外にも米國沿岸漁業問題その他重要な懸案多々ありて、しかも容易に解決せず、ために兩國の關係頗る緊張せる際であり、隨つて右の要求に對しても英國英府は當初は頭として應じなかつた。然るに

一八六六年六月第三次ダービー内閣成り、外相にはスタンレーの就任すると共に、その對米態度は多少緩和し、アラバマ事件を始め凡ゆる懸案の解決に向つて交渉は進められ、一八六八年及び翌六九年には一時成功の曙光も見えた。けれども兩國共米國上院の反對のために頓挫し、漸く一八七一年に入り一切の懸案を共同委員會その他の特別機關に委ねることに妥協成り、アラバマ事件は則ち仲裁裁判に附議することに決せられた。

斯くして仲裁裁判その他の特別機關に依りて行はるべき裁定の準據法として、一八七一年五月八日を以て謂ゆる『華盛頓三法則』を含む所の一條約が華府にて調印せられた。該三法則の内容は次節に譲り、アラバマ事件に關する仲裁裁判廷は米英兩國及び伊太利、瑞西、伯刺西爾の五元首に於て各一名宛を指名したる五名にて構成せられ、同七年十二月デユネーグにて伊國委員の司會の下に審理を開始し、爾後九ヶ月、三十二回に互り之を進めたる末、翌七年九月十四日、英國をして賠償金一千五百五十萬弗（約三百二十五萬磅）を支拂はしむることの裁定が下され、一時英米の國交を危殆に瀕せしめたる本事件も、之に依り平和的に解決を告げた。この裁定は國際仲裁裁判の發達史の上に極めて重要な頁を作せるものとして知られてある。

三三四七 交戰國の手に渡るべき軍艦の供給問題は、右のアラバマ事件の直後にも起つた。即ちその翌一八六三年、英國政府は *Victor* と稱する古い砲艦一隻を一商會に拂下げたるに、同艦は轉じて南軍側の代理人の手に渡つた。而して該代理人は之に修理を加へ、新艦装を施し、名も *The Kuyahumock* と改めて將に解纜せんとする時、英國政府は命を下してその出港を差止め、且現南北戰役中この上軍艦の拂下を爲さざることとし、事態を未前に防いだ。それよりも面白いのは、同じ年に英國にては支那政府との契約にて砲艦數隻を建造し、支那の海軍に就職する筈の英國の一士官之を指揮し、英國水兵の操縦の下に支那に回航した。然るに上海に着すると、何か行違が起り、該士官は就職を拒絶した。處が、該回航艦の近く米國の南軍側に

アラバマ事件直後の軍艦供給問題

轉賣せらるるの懸念ありと見たる英國政府にては、急ぎ之を買収することにし、原價に更に十幾萬磅かを加へて之を引取つたとある (*Lawrence, War and Neutrality, pp. 177-8*)。

『華盛頓三法則』

三三四八 溯つて、前に云へる『華盛頓三法則』は、後年の海戦中立權利義務條約の第八條その他二三の重要條項の基礎たるものであるから、その概要を茲に紹介して置くのが後の叙述の上に便宜かと思ふ。

右に云へるアラバマ事件の仲裁裁判に關する一八七一年五月八日の華盛頓條約は、第一條乃至第十一條に於て該事件に關する仲裁裁判廷の構成、その準據法等の諸事項を規定し、特に第六條に於て『本件を仲裁裁判に附するに方り、仲裁裁判者は本件に適用せらるべき法則として兩締約國間に協定せられたる左記の三法則、及び之と矛盾せざる範圍に於て仲裁裁判者の本件に適用すべしと決したる國際法の諸原則に遵由すべきものとす。』と爲し、凡そ中立國の將來遵由すべき義務として之に關する三法則を定めた。(特に將來といへるは、英國政府はその同じ第六條中に於て、『以上の三法則はアラバマ事件の起りたる當時に於て現に行はれ居りたる國際法上の原則とは認めざるも、英米兩國間の親好を鞏固にし且將來に對する満足なる協定を得んこととの希望よりして、以上の法則に示されたる主義に遵由することを仲裁裁判者に於て諒知すべきものとす。』と規定して英國の立場を明かにしたが故である)。それが則ち『華盛頓三法則』である。その第一則は海戦中立權利義務條約の第八條の規定と大體同一である。第二則は『中立國はその港及び領水を交戰國の一方をして他の一方に對する作戰根據地と爲さしめ、若くは武器又は軍需品の補充又は増大、又は兵の徵募の目的に利用するを許容せざること。』で、即ち本海牙條約第五條の前段を敷衍したるもの、第三則は『中立國はその港及び領水に於て上述の義務違反の行はるるに對し、及びその管轄内に於ける一切の人々に關し、適當の監

海牙條約との對照

視を行ふべきこと』といふにある。この最後の第三則は、海戦中立権利義務條約にては

第二十五條 中立國ハ其ノ港、泊地、及領水ニ於テ前記規定ニ對スル一切ノ違反ヲ防止セムカ爲、施シ得ベキ手段ニ依ル監視ヲ行フコトヲ要ス。

として採擇されてある。故に本條約の第五條乃至第八條、及び第二十五條の規定は、要するに當年の華盛頓三法則の換骨奪胎したものと見るべきである。

三三四九 前掲の海戦中立権利義務條約第二十五條に關しては、この際を機會に一二の補足的説明を加へたいと思ふは他なし、華盛頓三法則の第三則には『中立國は：：適當の監視を行ふべきこと』(“To exercise due diligence”)とあるが、港だけならば兎に角、廣く領水に於てまで適當の監視を爲すの義務は中立國に取りて重過ぎるとの感から、保證は爲し得ざるも能ふ限り努力するの意味にて『施シ得ベキ手段ニ依ル監視』“la surveillance que comportent les moyens dont elle dispose”; “such surveillance as the means at its disposal”)と改めたものである。尙ほ海牙平和會議に於て本條案討議の際、我が帝國代表は『中立國はその中立を一層能く擁護するために必要なりと認めたるときは、本條約の規定以外に更に一層嚴重なる法規を維持又は設定することを得。』の一項を加へんことを提議した。然るにこの提議に對しては、本條約の基礎は中立國の主權そのものにある、本條約の諸條項中において、例へば第九條、第十二條、第十五條、第二十三條の如く、中立國に認むるに一層嚴重なる法規を制定するの權を以てしたものが多々ある、要は中立國の別に制定することあるべき法規の適用が交戰國の一方に對して偏重的でなく、双方に對し均等的であれば可い迄である、といふ反對論が強かつた。この反對論に對しては、本條約の規定する諸條件は中立國が交戰國に

本條約第
二十五條

讓歩し得る最大限度を示したに止まるから、中立國が本條約以外に別に一層嚴重なる法則を制定するの自由ある所以を明かにするの要ありと辯じたるも、多數者の贊成を得ず、結局我が代表は、日本は右の解釋を執りて動かすとの意を聲明したる上、右の提案を撤回した。

序でながら、本條にある『前記規定』は單數でなく、第二十四條までの諸條項の全規定を意味すること英文に“the provisions of the above Articles”とある通りで、即ち前記諸規定である。

三三五〇 海戦中立権利義務條約には前述の如く『華盛頓三法則』の文字及び精神を踏襲したる條項若干あるが、中立國の交戰國に對する軍艦、彈藥、その他軍用器材の供給の禁止に關しては、該法則の第二則の後半の精神を採り、第六條に於て『中立國ハ如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハズ、交戰國ニ對シ直接又ハ間接ニ軍艦、彈藥、又ハ一切ノ軍用材料ヲ交付スルコトヲ得ズ。』と規定する。『交付』は英語“supply”で、即ち供給といふも同じである。英國提出の原案には *will*。即ち賣渡となつてあつたが、それでは禁制の範圍が狭いといふ所から、廣く *supply* としたものである。その交付は直接には勿論、間接にも之を爲すを得ないから、曩に述べたる普佛戰役中に於ける米國政府の不用武器の佛國筋への賣却の如き、オッペンハイムが『米國の當年の態度は今日では一般に非難せられる。而して海牙第十三號條約「即ち海戦中立権利義務條約」第六條は、將來中立國の斯かることを爲すを得ざることを規定したものである。』(Oppenheim, II, § 349, p. 471)と云へる如く、今日にては本規定の下に明かに違法たるものである。

三三五一 一八九八年の米西戰役に於て英國政府は、豫て伯刺西爾の注文に依り自國內にて建造し、その建造中に伯國より米國に讓渡せられたる巡洋艦一隻と、外に英國より米國に賣渡すべき契約の下に殆ど竣工

軍艦彈藥
類の供給
を禁ずる
第六條

既契約の
軍艦も引
渡すを得

ない
 せる水雷艇の引渡をば、該兩艦艇の讓渡は開戦前の契約に係るものたりしに拘らず、遂に許さなかつた。又日露戦役當時、亞爾然丁在住の或獨逸商は同國政府に對しその軍艦一二隻を土耳其のために讓受けたしと申出たので、同國政府は事實の真相を調査したるに、土耳其政府は之を自國用に買取るの意思あるに非ず、ただ之を露國に轉賣するため仲介的の囹となるに過ぎずとのが明瞭となつたので、亞國政府はその申出を却下したことがある。英亞兩國のこれ等の態度は、孰れも中立義務の本旨に副ふたものと思ふ。

交戦國軍艦の中立讓渡への譲

三三五二 海戦中立權利義務條約第六條には、中立國は如何なる名義を以てするを問はず、又直接間接を論ぜず、交戦國に對し軍艦を供給するを得ざるものとしてあるが、之を逆にし交戦國が中立國へ軍艦を讓渡することに關しては、同條約は之に觸れてない。然しながら交戦國が自國軍艦の敵艦に拿捕せらるることの危険を慮り、名義だけにも之を中立國に讓渡するのは、時には有り得ることを想像すべく、又古來その實例も若干ある。斯かる場合に於ては、商船の讓渡とはその取扱を異にし、その讓受主が中立國の政府たる個人たるを問はず、共に全然許すべからずといふのが古來の慣例となつてある。之に關しては、十九世紀以降に一二の顯著なる判決例がある。

The Minerva, 1817

三三五三 第一は十九世紀の初葉(一八〇七年)、當時英國と交戦中の和蘭は、諾威のベルゲンに逃竄せる自國軍艦 *Minerva* を中立の或一小國の君主に讓渡したが、その讓渡後英國の一軍艦は之を拿捕し、捕獲審檢所にては讓受主側の抗議せる該讓渡の有効、隨つて拿捕違法の主張を審理した。而して審檢所長官ストウエルはその判決に於て

『予は本廷に於ても將た控訴廷に於ても、斯かる讓渡の適法性が認められたる事件の曾てありしを知らない。商船の

戦時中は許されずとの慣例

中立港に逃竄し、而して出港するの危険を感じ、之をその港にて賣却せるの有効と認めたる例は若干ある。けれども軍艦にして敵の壓迫を受け、中立港に逃竄したるものの賣却にありては、果して斯かる賣却を有効と認め、その艦の屬する敵をして己れの陥りたる不利の地位より身を安全ならしめ、讓受主たる中立人より少くも艦價をその手に握るといふが如きことが許さるべきものなるや、之を然りとして讓渡の效力を肯定するには、予は先づ上級法廷の意見に俟つべき問題なりと思惟する。予の所見にては、斯かる事情の下に於ける軍艦は商事的損得の範圍に入るを得ざるもの *Prize Cases U. S. Sup. Court, III, p. 1784* の援引する所に據る)

と論じ、結局『凡そ中立港に逃竄してそこに碇泊中なる軍艦の國籍移轉は無効である。本讓渡は英國の適法の捕獲權を奪ふの意に出でたものなるが故に違法である。隨つて本艦は當然沒收すべきものである。』と檢定した。

The Etila, 1864

三三五四 次は南北戦役中、米國の捕獲したる南軍の私艦 *Etila* 及び同じく南軍の巡洋艦 *Georgia* である。エッタは元と *Kelrhution* と稱せるもので、一八六三年の或時、西印度のナッサウに碇泊中、南軍側では之を或中立人に讓渡し、艦名もエッタと改まつた。然るに北軍は之を拿捕し、右の讓渡を違法と認めて戦利品とした。これは格別の問題とならなかつたやうであるが、チオルチアの沒收の檢定に對しては、讓受主側から大に苦情が出た。

The Georgia, 1866

チオルチアは南北開戦の翌年、英國にて南軍用として建造せられ、一八六三年の春竣工して南軍の手に渡り、同年四月佛國の一港にて艤裝を了へ、艦長以下ヴァーブルより來れる艦員之に乗組み、南軍旗を掲げて本國に回航し、その際當時まで *The Jayan* と稱したる艦名を *The Georgia* と改め、爾來北軍所屬船の拿捕その他の敵對行爲に従事すること約一年に及べるが、翌六四年五月、北軍の艦隊に追はれてリヴァーブル

に逃竄した。然るに入港後、北軍艦隊は依然英佛兩國の沿岸を巡邏し居るので、容易に出港するを得ず、ために在港南軍代表員は之を在港の儘他に賣却するを得策なりと認め、公賣の廣告をした。するとリヴァールの船商人の英人 Edward Barks なる者その買入方を申込んだ。但し武装は不用に付之を解除してのことといふ希望であつたので、砲その他の武器は之を取外し、次で賣買の契約成り、同六年六月十一日、ベイツより代金一萬五千磅を支拂ふて受渡が済んだ。そこでベイツは之を商船に改造し、間もなく彼は葡萄牙政府の阿弗利加沿岸の葡領植民地への航海用として同政府へ貸渡すことになり、同年八月之をリスボンへ回航せしめた。

是より先き在倫敦米國公使は、同艦の賣買談がベイツと仲介人との間に始まりし頃、英國外相に對し交戰國軍艦の中立人への戰時中に於ける讓渡は之を無効とすと爲したる英國の判決例を援用してその注意を喚起し、次で賣買の將に成らんとする頃、重ねて米國政府は斯かる賣買の效力を認めざること、公海に於て同艦に遭遇せば直ちに之を拿捕すべきこと等の意を英國政府に通告し、同時に英國近海巡邏の米國の諸艦長に對し、デオルヂアは公海の何れの地點にて遭遇するも、將た何人の手に渡り居るも、之を適法に拿捕するを得べしと訓令した。

去程にデオルヂアは八月八日（一八六四年）リヴァールを發し、同月十五日リスボンに差掛かりし折、米國の一軍艦は來りて之を同港の沖合にて拿捕し、之を本國に送致して捕獲審檢に附し、管轄廷たるマッサチュセッツ州地方裁判所は之に沒收の檢定を下した。

然るに買主のベイツは、本艦は武装解除済の一商船として買取つたものであるから、その取引に不都合な

かりしとの理由を以て抗告したので、問題は大審院の審理に移つた。之に對する大審院の判決の要旨は、

『抗告人は本艦の性質に關してはリヴァールの税關に問合せてその買取に不都合なきを確め、且賣買は公然たる廣告の下に行はれたもので、在倫敦米國公使館は無論之を知らぬ筈ないから、若し之に異議ありしならんには、豫めその旨を買取人に注意するの道ありしに、何等之に就て注意する所なく、而して賣買成立後之を無効として拿捕を行へるは解し難しと云ふも、抗告人にして假に税關の吏員に照會することの代りに自國の政府に就て事情を調査したらんには、在倫敦米國公使が本賣買の無効なることに關し疾く英國政府の注意を喚起せる始末を承知し得た筈である』と論じたる上往昔の英國法廷に於けるミネルヴァ事件及び之に關する判決を援用して之を本件に照し合せ。抗告人は本艦は既に武装を解き、單なる一商船として買取りたるもので、之に修理を加へ商船に改装するに約三千磅を費せりと云ふも、甲板砲架その他の構造は依然として存し、更に三千磅内外を投すれば再び武装を舊態に戻すことは容易で、買主は何時にても之を爲さんとすれば爲し得るのである。抑も交戰國軍艦の戰時中立港に於ける賣買を商船のそれと異にして禁止する所以のものは、一は中立國をして逃竄軍艦を敵の拿捕より免れしむることに依りて交戰國の一方に偏倚するの嫌を避けしむると、一は買主の再び武装を之に施すことに依りて敵に對する兵力の増大に共謀するの誘惑を豫防せんとの趣旨に出づ。…尚ほ本艦のリヴァールを發してリスボンに向へるその日、英國外相は在倫敦米國公使に對し「自今交戰國の孰れの側の軍艦も、武装解除又は賣却の目的を以て英國の何れの港にも入ることは之を許さざるべきの命令を政府は當該官憲に發したり。」と聲明したることは之を茲に附記するを適當なりと思惟す。』(Pine Cases U. S. Sup. Court, III, p. 173 (1864))

といふにありて、即ち原判決を確認し買主側の抗告を棄却した。

三三五 降つて第一次大戦の初期に於て、交戰國軍艦の國籍移轉に關し難しき問題となつたのは、土耳其の當年の首都君府に投錨の獨逸軍艦 *Goeben* 及び *Brusar* の二隻を獨逸が當時尙ほ中立國たりし土耳其

政府への讓渡の形式にて謂ゆる着色的國旗移轉を行つた事件である。

獨逸のこの兩軍艦は、英獨開戦の日、恰もシシリ島のメシナに碇泊して居つたので、伊國政府は中立規定に依り二十四時間以内の退去方を之に求めた。英國艦隊はデブラルクル及び蘇士に據りて地中海の門戸を扼せる外、その一支隊はアドリア海のオトランド灣に遊弋して兩艦の塊港ボローに竄入する所を撃止めんと待構へた。されば兩艦の逃行く先は、強て求むれば君府あるのみであつた。然るにダルダネルスは一八五六年の巴里條約及び一八七一年の倫敦條約にて各國軍艦の前に鎖されてある。けれども獨逸の『兩艦はダルダネルス海峽に進航すべし。』との電命は八月五日(一九一四年)の午後五時ゲーベン艦長に達した。兩艦は即時錨を上げてメシナを出た。英國の一砲艦は遂にその針路を監視し、一々之を所屬支隊に電牒した。之を嗅付けたる兩艦は、スバルチヴェンドを過ぎるや、無電機を縦横に働かしめ、無意味の打電を亂調子にやり、英砲艦の電牒を妨げつつ全速力にて西南に駛走した。英砲艦は之を追躡し、九日に至り遂に兩艦影を認め、砲弾二三を打飛ばしたが、命中しない。英本艦隊も之を追撃したが、これ亦及ばなかつた。その間に在君府獨逸大使は土耳其政府を動かして兩艦買収方を決定せしめ、同時に英艦に追躡せられつつありし兩艦に『ダルダネルス海峽に入らば直ちに土耳其國旗を掲げよ。』と傳へた。

斯くて兩艦は十日同海峽に入り、翌十一日君府に投錨した。英國政府は土耳其政府に對し兩艦を二十四時間以内に立去らしむるか又は武装を解除せしむべしと要求した。土耳其政府は該兩艦は自國が買収したものであること、且從來の乗員は獨逸に歸還せしむべきことを以て答へた。けれども同政府は獨逸人乗員を本國に歸還せしめないで、依然その操縦に當らしめた。之に對し英國政府は、交戦國軍艦の中立國への讓渡は國際

法上違法に屬すと論じて嚴に注意する所あつたが、土耳其は煮切らざる回答を繰返して辯疏これ努むるに過ぎず。その中に土耳其艦隊は攻勢を執り、十月廿八日黒海の露國沿岸を砲撃し(その際該兩艦も參加した)、土耳其と露國、次では佛英兩國との間に開戦となり、兩艦共に表面は土耳其、事實は獨逸の軍艦として行動した。土耳其既に交戦國に加はつたから、該讓渡の效力問題は自然消滅となつたが(その後三年餘を経たる一九一八年一月二十日、兩艦はダルダネルスの沖合にて英國艦隊と交戦中、プレスラウは機雷に觸れて沈没し、ゲーベン海峽に坐礁した)、要するに兩艦の當年の國旗移轉は、土耳其が中立國である限り、國際慣例上違法を以て問はるべきを免れまい。

想ふに中立國の交戦國軍艦を讓受くるを非とすることに就ては、過去の判決例は必しもその理由を一にせざるが、要するに中立國はその讓受代金を交戦國に交付することに依り該交戦國の軍資金を幫助することになるといふに歸着すべく、この點に於て嚴格に論ぜば中立違反を構成する理である。随つて對戦國政府としては該中立國政府に對し、斯かる讓受を爲さざるべきことを要求するに理由がある。右の獨逸軍艦ゲーベン及びプレスラウの土耳其への讓渡に關しては、英國政府は兩艦の艦員を悉く獨逸に送還し、乗員に充つるに悉く土耳其の將兵を以てする以上は該讓渡を承認すべきも、獨逸人艦員を本國へ送還せざる限りは依然之を獨逸軍艦と認むべしとの態度であつた如くであるが(Hall, § 217, p. 713, n. 參照)、果して然らば蓋し目前の外交的必要に鑑み政策上の取捨を加味したる讓歩的態度なりしなるべく、理論としては軍資金の供給を以てする中立違反行爲として、讓渡そのものを非認するに妨げなかりしものであつたのである。

三三五六 これは中立國への讓渡ではないが、同じく交戦國軍艦の色替に關し、別に獨逸軍艦 *Valerland*

及び *Odessa* に係る事件もあつた。この兩艦は第一次大戦の初めに上海に在りしが、開戦後間もなく上海の獨逸官憲は兩艦の武装を解除し、之を上海の獨逸の一人人に拂下げた。然るに支那政府は、その譲渡の效力を認めずして依然軍艦たるの性質を有するものと爲し、交戦期間之を抑留することにした（有賀、佛文『支那と歐洲大戦』第一一五頁以下）。

三三五七 溯つて、中立國の交戦國への軍艦供給は前述の如く當然中立違反を構成するが、然らば中立國政府は、戦時補助巡洋艦として海軍に編入するものと爲してある洋航船の交戦國への譲渡をその屬する汽船會社をして爲さしめざる義務あるか。別語にて云へば、その譲渡を取縮らすんば以て中立違反を構成すべきか。

この問題は日露戦役中に於て一疑問となつた。即ち當時北獨逸ロイド汽船會社は、その所有する *Augusta Victoria* 及び *Kaiserin Maria Theresia* の二隻を、又漢堡亞米利加汽船會社にても同じくその所有の *Pirna Bismarck* 及び *Columbia* のこれ亦二隻を、孰れも露國に譲渡し、露國は直ちにこれ等を二等巡洋艦に編入した。（艦名は之を *Kubun, Urel, Don, Terek* と改めた）。この四船は獨逸政府に於て戦時補助巡洋艦に編入するものと事實平時より爲してありしや否やは詳でないが、假に戦時とならば當然獨逸海軍の補助巡洋艦となるものとしてあつたならば、且その露國への譲渡を獨逸政府に於て認許したものとすれば、獨逸は中立違反を免れざりしものであつた。この疑惑に關し内外新聞紙に二三の論議現はるるや、獨逸政府は半官紙を通じ、右は孰れも獨逸海軍の補助巡洋艦と指定せられてあるものに非ずと辯明した。この辯明に信を置きたるが故なりしか、我國は右の譲渡に對し格別抗議する所なかつたやうである。該船にして果して右の辯明通り

の獨逸艦讓渡を非認せる例

補助巡洋艦たるべき船の讓渡

日露戦役中の一疑問

開戦前註文の軍艦の引渡の當否

慣例上引渡を得ない

のものであつたならば、關係汽船會社としては單に戦時禁制品たる船を賣渡した迄で、賣買そのものは適法であり、獨逸政府としても中立違反の廉は無かつたものと謂へるであらう。

三三五八 軍艦の讓渡も、開戦前に於けるものにおいて、たとひ開戦が如何に不可避的の危機に迫れる場合にありても、毫も妨げなきこと勿論で、例へば明治三十七年の日露開戦の直前、亞爾然丁が我國に軍艦二隻（後の日進及び春日）を賣渡したるが如き、何等議すべき點はない。然らば交戦國が開戦前に中立國に軍艦の製造を註文し、又は買入方を契約し、而してその引渡を受けざる中に開戦となつた場合には、それが出來揚つて居つても、又は注文契約上引渡し得る状態になつてあつても、該中立國政府は之を註文國に引渡すを許されざるべきか。第二回海牙平和會議に於ては本條案（及び第八條案）の討議の際、伯刺西爾代表からは『中立國の造船所に於て現に建造中の軍艦は、その回航委員にして開戦に先だつ少なくとも六ヶ月以前に任命せられたるものなるに於ては、一切の裝備と共に之を該回航委員に引渡すことを得。』の一項を加ふべしとの提議が出た。意は、開戦を豫期せざる以前に註文したる軍艦は當然註文國の海軍力の構成部分たるべきもので、開戦となりたればとて之を註文國の手より奪ふは公正に非ず、といふにあつた。然るに亞爾然丁の代表にして南米有数の國際法學者たるドラゴ（謂ゆるドラゴ主義の主唱者の Luis M. Drago）は強く反對し、多數國代表も亦反對したので、僅に丁抹代表の賛成を得たるみにて、遂に否決となつたといふ來歴もある。要するに建造註文の引渡未済の軍艦は、開戦後は中立國政府之を註文國に引渡を得ずといふのが略々周認の慣例となつてある。

三三五九 この問題に關しては、會て我國にても幕末當時に一問題があつた。即ち米國の軍艦 *Stonewall*

幕末に於

の明治新政府への引渡問題で、その始末の概要は。

徳川幕府は安政年間、初代の米國公使ハリスを通じ米國に二隻の軍艦を註文したが、ハリスの後任プライン公使 (Robert H. Pruyn) の時に至り、改めてコルベット型二隻と砲艦一隻、合せて三隻の註文となり、その代金八十萬弗の内六十萬弗を同公使に手交した。然るに當時米國は南北戦役中のこととて、造船工事は抄取らず、漸く慶應元年末に一隻だけ送り來り(後に富士山艦と命名)、餘の二隻に就ては消息なく、代金の返送もなく、又當時ブラインは歸國し、幕府は米國代理公使に懸合つて見たが要領を得ない。恰もその頃、曩に南軍の佛國に註文したる千三百餘噸の一軍艦が戦後米國に到達したので、米國政府は分捕品として之を押收した。しかも同艦は未だ米國の艦籍に編入されてなかつたので、米國政府は幕府に對し、日本にて之を譲受けんと希望あらば應ずべしとの意を通じた。そこで幕府は、ブラインの後任ファルケンブルグ (Valkenburgh) と交渉の末、勘定吟味役小野友五郎を米國に派遣し、註文軍艦未渡の代金を決済し、同艦を受領することにした。それがストーンウォールである。斯くしてストーンウォールは、幕府の海軍掛岩田平作、小笠原賢藏等、外に米國海軍のブラウン大佐 (Capt. George Brown) 之に乗組み、南米を迂回して慶應四年四月横濱に到着した。然るに是に先だち、幕府征討のこと起つたので、在本邦各國公使は相議し、慶應四年二月二十八日(陽曆)一の覺書を作つた。意は、皇幕兩軍に對し嚴正中立を守ること、之がためには双方を交戦團體と認むるに若くはなきこと、皇幕兩軍の米歐諸國に註文したる軍艦は日本に到着するも之を兩軍孰れにも引渡さざるに努むべきこと、といふ決議である。この報告に接したる米國國務省の國際法係官は、『ストーンウォールは米國領水に於て既に日本政府に引渡され、既に日本の國籍の下に置かれ、士官その他

の乗員は日本政府の役人で、米國の勤務に屬せざるものであるから、右の覺書決議は本艦には適用し難きものである。随つて米國の代表者は本艦の進退に干渉する何等權利を有しない。』といふ意見を立て、之を國務長官に具申した。然るにこの意見を含める訓令が國務長官から在本邦米國公使に向つて發せらるるに先だち、ストーンウォールは横濱に到着した。

されば米國公使は前述の外交團決議に基き、ストーンウォールに乗組める米國海軍大佐ブラウンに對し、本國政府より何分の訓令に接するまで本艦を日本政府に引渡すべからざること、その掲げ來れる日の丸の旗は之を撤去せしめ、代ゆるに米國の國旗を以てすべきことを命じた。當時榎本の率ゆる幕府の大艦隊は制海權を握り、海上にありては官軍は何等手を下すに由なき状態であつたので、本艦を手に收むると否とは官軍に取りては死活の問題であつた。然るにそれが引渡されぬといふのであるから、新政府の當惑察するに餘りある。そこで明治元年九月、東北の平定に歸するに及び、新政府にては各國公使に對し先づ以て局外中立撤廢の議を交渉することに決し、伊達外國官知事は十一月四日を以て左の照會を彼等に發した。

過日及御布告候通、奥羽之地も鎮靜相成、最早全國平穩之事に相成候上者、總而我 皇帝陛下之政事一途に歸し申候。就而者貴國政府と我國政府とは前々の通御親睦の交を以て相接對相成、局外中立と申儀更に無之儀と我政府に於て相心得可申候。此旨得貴意候に付、貴國政府へも御通達有之様致希望候。謹言。

十一月四日

外國官知事伊達中納言

然しながら幕軍敗れたるも北海に脱走したる榎本軍には、現に幕府傭聘の佛國將校數名が參加して居り、

随つて同軍に對して同情を有する佛國公使の如きは、新政府の局外中立撤去の要求は専ら同軍追討のためストーンウォールを入手せんがために外ならずと見、容易に之に同意せず。米國公使も、尊王攘夷主義で幕府を倒したる新政府の對外方針は必然幕府よりも一層排外的なるべしとの見地から、新政府に餘り好意を有せずと云はれし國務長官シューアルドの意圖の下に、これ亦中立撤去の要求に直ちに應じない。そこで同年十二月初め、岩倉は横濱に往いて各國公使に面談し、尙ほ左の書面を彼等に送つた。

以手紙致啓上候。然者、當春我國變動之際、兵甲衣に於て局外中立之儀に付及御願談、其後徳川慶喜恭順致候、右之儀取止に致度旨申入候。一應之御挨拶は有之候得共、其節國內未定之譯故を以御不承諾之爭と被察候。然る處此即に至り奥羽越等之叛藩都而降伏、其主人始臣下之者まで悔悟謝罪、各誓紙を出し、此上者如何共只朝廷之裁判を仰ぎ候に付、政府に於て其願を許容致し、右降伏之各藩速に東京江可罷出様申達候。既に會津仙臺米澤等東江着し、其餘も不日に來着之事に候。依之我國内に於て干戈を用ひ政府に御抗する之藩更に無之、全國始而平定、政令之出る處一途に歸候。就而者右局外中立と申儀者全く取止め可申事我政府に於て當然と存候に付、前件夫々篤と御了察相成、右件速に御取消有之度旨及御願談候。尙其餘事細密之儀は昨日御面會之節御談申盡置候通に付、御納得之事と存候。右申入度如斯御座候。謹言。

辰十二月四日

岩倉右兵衛督

之に對し英蘭佛伊等の諸公使から夫々回答ありて、孰れも要は、内亂の鎮定は承認するも中立撤去の儀に就ては同僚と熟談を遂ぐるため暫く猶豫ありたしとの意味であつた。斯く各國公使共に中立撤去の即時承諾を濫つたので、或時英國公使パークスの參朝の折、接待の岩倉は彼に向つてこの件に談及し、『各國は日本

皇帝を正當君主と認めながら函館の賊徒を交戦團體と認むるは解し難し。』と詰りたるに、パークスは『自分は勿論、蘭佛公使も榎本の一昧徒黨を交戦團體と認めず、随つて中立關係は存在せず。』と答へたから、岩倉は『然らば米國公使が正當政府たる我が朝廷にストーンウォールの引渡を肯ぜざる理由に中立を云爲するは何故であるか。』と反問したるに、パークスは『中立なかりせば榎本は諸軍艦を叛徒軍の手に入れたに相違あるまいから、中立の宣明は新政府に取りて却つて好都合であつた譯である。』と答へたとある (Zit. E. Satow, *A Diplomat in Japan*, p. 402)。或はさうであつたかも知れない。けれども、その頃函館駐在の英佛領事は榎本軍を事實的政府と認めて之に對し局地的中立を宣言して居つたから、パークスの中立存在の全然の非認は事實に合はざる嫌ありしも、流石にパークスの炯眼は夙に朝廷の勢力の上一條の曙光を認め、米國公使の如くに徒らに局外中立を墨守するの偏見を持たなかつた。米國公使の態度は、畢竟本國にありて日本新政府は攘夷主義の排外黨のみ、日本の革命は昔日の鎖國主義に立還へるべき退歩のみと視、即ち比較的幕府に對して同情を吝まざりし當年の國務長官シューアルドの僻見の餘映に外ならなかつたと思はれる。

その後間もなく各國公使は十二月二十八日を以て書を我が新政府に寄せ、局外中立解除の旨を聲明した。政府は是に於てストーンウォールの即時引渡のことを交渉し、未拂殘金の十萬弗を工面して支拂ひ、漸くにして翌二年二月三日之を維新政府の手に收むるを得た。このストーンウォールは新政府に於て初めは之を甲鐵艦と命名し、明治四年五月に東艦と改稱せられし新興日本の海軍搖籃期に於ける一大雄艦であつたのである。

英國側に甚しく偏倚するの態度を執りたることは既に述べたが(第二九六八節參照)、殊に米國政府は一九四〇年九月、ニューファウンドランド及びバーミューダ島、竝に西印度方面に於けるバハマス、ジャマイカ、聖ルシア、トリニダット、及びアンチガの各島嶼、外に南米の英領ギアナ、以上の各地に於ける海軍及び空軍の根據地を英國より租借するに至つた。この中ニューファウンドランド及びバーミューダ島の租借は無償なるも、バハマス以下の租借は米國の艦齡超過と稱する驅逐艦五十隻の對英提供の代償として獲たのである。是より先き大統領ローズヴェルトは、該租借地を獲取すること及び該驅逐艦を英國へ提供することの適法性如何に就て、精しく云へば(一)該租借地の獲取は大統領に於てその行政的取極にて爲すを得るや、又は上院の批准を要する一の條約として商議するを要すべきや、(二)該驅逐艦その他不用材料を讓渡するの權能は大統領に存するや、若し然りとせば如何なる條件を要すべきや、(三)現下建造中の小輕艇("mosquito boats")又は艦齡超過の驅逐艦を引渡すことの權能は、英國の交戰國たるの故を以て米國として法令上制限を受くべきや、の三點を擧げて檢事總長(R. H. Jackson)の意見を徴した。之に對し同總長は専ら米國の憲法上及び法令上より研究したる末、長文の意見書を復申したが(一九四〇年八月二十七日付)、その結論を要約すれば「(a)本件取極は上院の批准を要せず、大統領の行政的權能に於て取結ぶを得ること、(b)本件讓渡は大統領に於て單に適當なる海軍將校の審査の結果に基き之を爲すの權能を有すること、(c)小輕艇の交付は米國の法令の違反を構成すべきも「即ち一九一七年六月十五日發令の中立規則第五章第三款「戰時米國が中立國たる際に於ては、軍艦として建造、武裝、又は艦裝し若くは私船を軍艦に変更したる何等の船にして、之を交戰國に又はその代理人、將校、又は市民に交付せしむべき何等意圖の下に、若くは文書に依ると口頭たるを問

はず何等約束の下に、米國の管轄内より送出すことは違法たるべし。該船にして米國の管轄外に出でたる後交戰國の役務に使用せらるべきものと信すべき相當理由あるものに就ても亦同じ。」に牴觸すとの意」、この例外を外にし、本引渡の達成を妨ぐべき何等法律的妨礙は存在せず、但しその交付方に關し中立法の當該條項に遵據すべきは勿論なりとす。』といふにあつた。且現下建造中の小輕艇に關しては右の如くなるも、艦齡超過の驅逐艦に關しては、これは前掲の何等意圖若くは交戰國の役務に服すべきものと信すべき相當理由の下に建造、武裝、又は艦裝せらるべきものに非ざるが故に、前掲の法令違反は構成せられずとの意見が添記されてある。(以上 *Amer. Jour. of Int. Law*, Vol. 34, Oct. 1940, pp. 738-736 に據る)。

三三六一 米國の檢事總長の右の意見に關しては、同國の國際法學者の間にも種々の見解があれど(*Ibid.*, pp. 736-737, 730-737)、同總長の意見は専ら米國の憲法上及び國內法規の見地に立脚せるものであるから、その批評は本論の範圍外として措くとし、米國の本件艦艇の對英提供は國際法の見地よりすれば如何に批判すべきか。殊に同總長の意見には、艦齡超過の驅逐艦に關しては法令違反を構成せずとあるも、これは單なる米國の國內法規の問題ではなく、同時に國際法上に於ける重要な一問題たるものであるから、別に國際法の見地に於てその當否を検討せねばならぬ性質のものである。尤も米國の一國際法學者の云へるやうに、獨伊は侵略國なるが故に米國は被侵略國に對し謂ゆる「支持國」の地位に立つもので、既に「中立國」たるものに非ずといふが如き説を肯定すれば別論なるも(第二九六九節參照)、米國を依然中立國たるものとして見れば、米國の對英態度は國際法上周認の中立法則の鏡に照してその當否を批判せねばなるまい。而して現代の中立法則としては、既に海牙議定の海戰中立權利義務條約の存在する限りは、同條約第八條に依り本件

讓渡の違法たることを論を俟たぬのである。

或は曰はん、本條約には現に交戦國たる英伊の兩國之に加入し居らず、故に本條約は第二十八條の連帶條項に依り、本戰役に於ては有效のものとして援用するを得ざるものであると。技術的には確にそう云ひ得るに相違ない。然しながら第八條の規定は、實は本條約に依り創設せられたものではなく、既に多年の慣例の間に周認の中立法則として熟化したもので、随つて連帶條項を云爲してその效力を非認するを得ざるものである。現に第一次大戦中、英國捕獲審檢所は獨船 *Moue* 及び *Blonde* に關する檢定中に於て、たとひ我が英國は本條約を批准せざりしとは云へ、本廷は本條約をば海上諸國を支配する國際法則としてその效力を肯認せざる能はずと言明した (*Fauchille, Jurisp. Prt., I, p. 49; Colombos, Law of Prize, p. 5*)。この外第一次大戦當時、本條約の批准國に非ざる中立諸國にして本規定を既定の國際法則として各自の中立法規の上に採擇したるものは少なからず (歐洲にありては西班牙、希臘の如き、又南米にありては亞爾然丁、智利の如き)、一九三三年のポリヴィアとパラグアイの戰役に於ても、亞爾然丁、智利、及び祕露は孰れも同様の宣言を發した。これ等の事實は孰れも本條約殊に同第八條の規定に關し、徒らに連帶條項を援用してその效力を否定すべきに非ずとの學説及び立法例の趨向を示して餘師あるものである。

米國檢事總長は前述の意見復申の末段に『一九〇四・五年の日露戰役中、獨逸政府は水雷艇及び獨逸補助海軍附屬の洋航商船各若干隻の露國への賣渡方を許可せり (*Wheaton's Int. Law, 6th ed. (Kith), Vol. 2, p. 277* を見よ)』と記し、以て之を軍艦讓渡を適法と辯ずる一先例に援用する (*Amer. Jour. of Int. Law, Lillo, p. 736*)。然しながらケイス監修のホキートン第六版には、この記事の末に『船の善意の賣渡と中立領

水の敵對的遠征の組織とを區別するの困難は、遂に英國政府をして自國臣民の交戦國への船の賣渡を一切禁ぜしむるに至つた。この禁令は海牙議定の海戦中立權利義務條約第八條の要求に完全に副へるものである。』と述べて右の禁令の當然なることを裏書する。ハッシュェーも、獨逸の賣渡船の屬する北獨逸ロイド及び漢堡亞米利加の兩汽船會社と獨逸政府との密接なる關係は、その所屬船を事實同國の補助海軍の一部たらしめるものなるに顧み、『右の賣渡は中立義務の重大なる違反たることなしに獨逸政府之を許可するを得ざることに疑ふの餘地なし。』と論斷する (*Herschel, Essentials, p. 110*)。米國の國際法學者すら斯く非難を加ふる所の獨逸の當年の露國への艦船賣渡を本件に有利の先例なるが如くに援用したのは解し難い。

又米國の一二の新聞紙中には、中立國がその軍艦を交戦國へ適法に賣渡したる先例として、米西戰役中の英國政府の米國への軍艦讓渡を援引し、本件讓渡の違法に非ざる所以を辯じたものもあつた。けれども、これは事情を相異にし、随つて先例に援引し得ざるものである。當年の事實は斯うである。英國は米西戰役の開始の直前、二隻の軍艦を米國に讓渡したとあるが、これは英國が伯刺西爾政府の註文で建造中であつたもので、賣主は英國ではなくして伯國であつた。それは孰れにても可なりとし、伯國が米國への右の讓渡の手續を濟せたのは一八九八年の三月十六日で、即ち米國議會の對米宣戰を決議せる同年四月二十一日に先だつたと一ヶ月餘りも前のことである。而してその中の一隻 (舊名 *Amacoms* で、後に米國にて *The New Orleans* と命名) は、右の手續が濟むと直ちに英國を發して開戦前に米國に着した。故に同艦の讓渡は平時のそれに屬し、戰時に於ける讓渡でないから、中立違反の問題には全然ならぬものであつた。それから他の一隻 (舊名 *Admirante Alrew* 「一八二六年のウルグアイとの役に戰死せる伯國有數の提督の名を取りたるもの」、新

名 *The Albany*) は開戦の時は引渡が間に合はなかつたので、英國政府は米西間の他日の講和の日までその出發を許さなかつた。そういふ事情であつたから、本件とは全然別種のものであつたのである。

因みに記す。右のアルベニーに關しては、その後一八九八年八月十二日に米西兩國間に休戦規約成り、次で巴里にて講和會議を開くこととなるや、米國政府は英國政府に對し、米西兩國間に交戦の再開を見るが如きことは萬々なかるべきが、萬一にも再開となるが如き場合には之を戰艦に使用せざるべしとの證言の下に、同艦の引渡しを許されたしと要求し、而して英國政府は右の證言に基き、米西講和條約の調印(同年十二月十日)に先だつ二日前、この要求に應じて同艦を米國に引渡した(*Moore, Digest, VII, § 1587, p. 361*)。これは中立國は開戦後は交戦國に註文引受の軍艦を引渡すを得ずと爲す所の原則に對し、註文國に於て之を現交戦に使用せずとの保障を爲すに於ては之を引渡すも妨げずとの例外の一先例を作せるものである。

前掲の米國驅逐艦五十隻の讓渡問題を國際法及び米國の國內法規の上から縦横に検討したるコルネル大學のブリッグスは、結ぶに『驅逐艦は今や既に讓渡せられた。然しながら何人をして、この讓渡は「適法に」行はれたものと云はしむべからず。米國の交戦國への斯かる提供は、我が米國の中立國たる地位の違反であり、我が國內法規の違反であり、而して國際法の違反である。』の一句を以てせるが(*Amer. Jour. of Int. Law, Ibid., p. 587*)、まさに結句力ありと評すべきである。

三三六二 しかも米國政府は國際法(及び米國自身の國內法)違反を顧みず、驅逐艦五十隻の對英提供を執行したが、之が代償として同國政府の英國政府より獲たる前掲の海軍及び空軍基地の租借に關しては、英米兩國政府間に一九四〇年九月二日付にて左記の重要な外交文書の交換があつた。即ち在華府英國大使の米國國務長官宛往翰に曰ふ。

米國の代
償的獲得
たる租借
基地

『本使は本國外務大臣の訓令に由り、茲に左のことを貴官に通告するの光榮を有す。即ち英國政府は米國の國安に對し友誼的且同情的の關心を有し、且西半球の防禦に就て他の米洲諸國と友誼的に協力せられんとする米國の能力の強化に資せんことの希望を有するに鑑み、乃ち英國政府はアグアロン半島に於ける及びニューファウンドランドの南岸に於ける、並にバームューダの大灣に於ける海軍及び空軍の基地の即時の設定及び使用と、且之に出入し及び施設且保護を爲すに就ての便宜に向つて、自由且無代償にて(*freely and without consideration*)之を米國政府に租賃することを確言せんと欲す。

『尙ほ上叙の外カリビアン海及び英領ギアナに於ても空軍及び海軍の基地を獲取せられんこと米國の希望に鑑み、且所係の幾多の有形無形の權利及び財産の上に金錢的又は商業的價値を附せんと試むることなしに、乃ち英國政府はバハマス島の東邊、ジャマイカの南岸、パリア灣のトリニダッドの西岸、アンチクア島及び英領ギアナに於てデョルヂタウンの五十哩以内に於ける、各海軍及び空軍の基地の即時の設定及び使用と且之に出入し及び施設且保護を爲すに就ての便宜に向つて、米國政府が英國政府に讓渡すべき海陸軍裝備及び材料の代償として提供すべし。

『前二項に記載する一切の基地及び便宜は九十九ヶ年間之を米國に租賃すべし。但し本件基地及び便宜の設定より生ずる收用に由る損失及び損害に對し私有財産の所有者に補償せんがため米國政府の支拂ふべき相互協定の補償額以外には、地代及び負擔は總て免除せらるべし。

『英國政府は右の租賃期間米國に對し、該租賃地内に於ける且該基地の出入及び防禦並にその管理上必要なる該基地近接又は附近の領水及び上空の境界内に於ける一切の *rights, power, and authority* を認許すべし。

『該租賃地内に於ける米國官憲の法權と該租賃地の存在する領土の官憲の法權との間の調理及び調和は、双方間の協議に依り之を決定すべし。但し該租賃地内の米國の官憲及びその法權に係る前記權利は之がために妨げられざるものとす。

『上記基地の正確なる地點及び境域、必要なる海面、沿岸、及び對空の防備、相當の守備兵舎、貯藏所、その他必要なる補助的便宜の地點は、双方間の協議に依りて之を決定すべし。』

『英國政府は右の目的のため米國政府のそれと會同せしむべき専門委員を直ちに任命するの用意を有す。該専門委員間に於てニューファウンドランド及びバークレーの場合を除き、何等特殊の事態に關し意見の一致を見ざる時は、米國國務長官と英國外務大臣との間に於て之を解決すべし。』

之に對する米國國務長官の覆牒は、要するに英國側の右の往翰の趣旨を了承且確認したるもので、ただ末段に『前記の諸聲明に對應し、米國政府は茲に米國海軍の普通に一千二百噸型と稱せらるる驅逐艦五十隻を直ちに英國政府に提供すべし。』との一句が添記してある。

大統領ローズヴェルトは右の交換文書の寫を參考として議會に移牒するに方り、その手簡中に於て

『ニューファウンドランド及びバークレーに於ける基地の權利は贈與行爲である——寛大に給付せられ而して喜んで受領したる。他の前記諸基地は我國の艦齡超過の驅逐艦五十隻との交換にて獲取したものである。これは我國の平和的地位と何等撞着せず。況して何れの國に對しても脅威たるものでなく、ただ重大なる危機に直面し大陸防禦の用意としての劃時代的且遠大の行爲たるに外ならない。防禦の用意は凡そ主權國たるもの不動の一特權で、この主權の行使は現事態の下にありて我國の平和及び安全の維持に取り須要である。往年のルイジアナ買収も今日と同様に、海外よりの攻撃に對する安全の考慮が基礎的であつたが、今回のことは該買収の時以來の我が國防強化のために最重要の行爲たるものである。』

『これ等國防の前哨地の西半球に取りての價値は無量である。我國は夙にその獲取の必要を感じ、殊に我國の主として海陸の防備の責任を有する當局者に依り痛感され來りたる所で、巴拿馬運河、中米、南米の北部、アンチレス群島、加奈陀、墨西哥、及び我國の東部及び灣外海面の防備上不可缺のものに屬する。この理由に因り予は現下の機會を

捉へて右の獲取を行つたのである。

(以上 Amer. Jour. of Int. Law, Ibid., pp. 183-5 に據る)

と聲明する所あつた。以て本租借の由來及び性質の一斑を推知すべきである。

三三六三 交戦國に供給することが禁止となつてある物件としては、前掲の第六條には『軍艦、彈藥、又ハ一切ノ軍用材料』とあるが、水上飛行機の如きはその供給禁止の中に入るや否やは、第一次大戰の初期に於て米獨兩間の問題となつたことがある。これは便宜空戦に於ける中立國の義務を説く所に譲るとする。

三三六四 交戦國に對し軍艦、彈藥、その他軍用材料を供給するを得ずと爲す所の第六條の禁止規定は、専ら中立國の政府に係るもので、中立國の個人に依る之が供給は、陸戦の場合に於ける武器彈藥その他軍用品のそれと同じく、現行國際法規の上では政府として之を禁ぜざる可らざる義務があるのではない。日露戦役に於ても、一九一二年の巴爾幹戰役に際しても、獨逸の武器製造會社は交戦國双方に彈藥その他軍用器材を盛に賣込んだが、何等問題とならなかつた。第一次大戰に於ても、米國の參戰前に同國當業者にして武器彈藥類を歐洲諸交戦國に賣込めるものは驚くべき多量に上り、而して之に關する苦情に對し米國政府當局者が、政府は個人に依る武器彈藥類の交戦國への賣込を差止むる權能を有せざること、國際法は未だ會て中立人の之を交戦國に賣込むを禁じ居らざること、米國政府の政策としても、中米及び南米諸國の内亂の場合に於ける外、故さら之を禁ずるを欲せざること、但し政府は右の賣込に關しては總ての交戦國に對して均等の取扱を爲さしむるに極力努め來りたることを以て答へたる次第は既に記した。尤も當時米國の一會社 (Fove River Co.) が交戦國の一方に供給すべき潛水艦數隻を建造しつつありし折、ウキルソン大統領は之を

水上飛行機は供給するや禁止なるや
現行法規は個人に依る供給を禁ぜず

以て、たとひ個人の營利上の供給なりとはいへ、中立の精神に悖戻する嫌ありとして之に注意を與へ、その結果同會社にては、戦時中孰れの交戦國のためにも潜水艦の建造を請負はざることにしたことも、これ亦既に述べた。潜水艦の交戦國への供給の如き、たとひ個人に依るとしても中立の精神に顧みて面白からざることとて、之を差控ゆること又差控えしむることの望ましきは論を俟たない。又政府として國內立法上その供給を禁ずるの權能は無論之を有する。ただ然しながら現行國際法上、及び第六條の規定上、之を禁ぜざる可らざる義務は無いといふに止まる。尙ほ本條の次即ち第七條には『中立國ハ交戦者ノ一方又ハ他方ノ爲ニスル武器、彈藥、其ノ他軍隊又ハ艦隊ノ用ニ供シ得ベキ一切ノ物件ノ輸出又ハ通過ヲ防止スルヲ要セザルモノトス。』とある。これは第六條の末尾に假に『但し』とか『然れども』とかの一句を入れ、然る上之を續けて書いても可いので、言はば第六條の但書と見るも妨げない。而してこの第七條の條文は陸戦中立權利義務條約の第七條と全然同一で、既に陸戦中立の所にて細説したから、今重ねて贅しない。

三三六五 交戦國の中立國への軍艦の讓渡に關しては前に述べた。然らば軍艦以外の例へば航空機その他の軍用器材の交戦國より中立國への供給の許否は如何。勿論交戦國は凡ゆる軍用器材の需要に日夜急を感ずべきであるから、交戦國より之を中立國に割與するが如き場合は殆ど想像し得られないが、それでも何等か報償的の意味にて之を供給する場合が絶無とも限らない。第一次大戦中にありても、英國は智利の註文にて建造しつありし一軍艦を航空母艦として徵發することに智利國政府が同意したる報償の一部として、航空機若干臺を智利に贈與したことがある。外に同大戦中、和蘭は伊太利のスコタ工廠より大砲數十門を、又獨逸より航空機十二基を買入れたこともありしと聞く(個人としての供給でありしや否や詳でないが)。察する

交戦國への
中立國の
軍用器材
の供給

に第一線に立たしめ難き舊式のものでありしならんが、孰れにしても中立國が交戦國より軍用器材の供給を受くる場合は、稀有ならんも絶無ではあるまい。而して中立國がその供給を交戦國より受くることに關しては、國際法規の上に於て何等禁ずる所でなく、又之を禁ぜしむべき格別の理由も無いから、随つて何等中立違反を構成するものに非ずと云ひ得るであらう。

第二目 艦船の中立國內に於ける艦裝の防止

三三六六 中立國政府は敵對行爲に加はるべきものと認めらるる一切の船に對し、自國領水内に於てその艦裝又は武裝の行はるることを極力防止すべしと爲す所の本條約の左記規定、即ち

第八條 中立國政府ハ自己ト平和關係ヲ有スル國ニ對シ巡邏ノ用ニ供シ又ハ敵對行爲ニ加ルベキモノト信ズベキ相當ノ理由アル一切ノ船舶ガ其ノ管轄内ニ於テ艦裝又ハ武裝セラルルコトヲ防止スル爲施シ得ベキ手段ヲ盡スコトヲ要ス。中立國政府ハ又巡邏ノ用ニ供シ又ハ敵對行爲ニ加ルベキ船舶ニシテ其ノ管轄内ニ於テ全部又ハ一部戰爭ノ用途ニ適合セシメタルモノハ總テ其ノ管轄外ニ出發スルコトヲ防止スル爲同様ノ監視ヲ爲スコトヲ要ス。

は、前に述べたる『華盛頓三法則』の第一則の文句を殆どその儘に踏襲したもので、ただその第一則の前段にある『適當の監視を用ゆる』("to use due diligence)——この語は適用上に聊か曖昧の感ありて、現にアラバマ事件の仲裁裁判に於て英米兩國その見解を異にして一論争となつたものである——の語をば "bound to employ the means at its disposal." (『施シ得ベキ手段ヲ盡スコトヲ要ス。』)に、又後段の "to use like

海牙條約
の規定

diligence" を "to display the same vigilance". (同様ノ監視ヲ爲スコトヲ要ス。) に孰れも改めた迄である。この更正の意味は、既に本條約第二十五條を解説する所に於て述べた。

三二六七 然しながら右の第八條の字句中にも、語義聊か明晰を缺くの嫌あるものがある。『巡邏ノ用ニ供ス』 ("Testing a cruiser"; "intended to cruise") とは敵船又は中立船の拿捕に従事するを意味すと解せらるるが、次の『艦装又ハ武装セラルコトヲ防止スル爲』とあるその『艦装』とは如何なる程度のを意味するか。又『武装』とは、之を施されたる船の直ちに能動的敵對行動に加はるに足るだけの武装を云ふか、或は若干の銃砲を防禦的に裝備するのにも當嵌まるか。(この點は一八七一年のアラバマ事件に於ても大に討論せられ、しかも遂に確たる定解を得ざりし未解決の問題である)。『巡邏ノ用ニ供シ又ハ敵對行爲ニ加ハルベキモノト信ズベキ』 ("to believe is intended to cruise or engage in hostile operations . . .") とは何を標準として爾く信ずべきか。聊か曖昧の感なきを得ない。且『信ズベキ』即ち "believe" の主格は中立國であるが、『加ハルベキモノ』の主格即ちその intention を有するものは中立領水に於ける該船である。その『加ハルベキモノ』といふ意思を推定するには、將來加はることあるべき可能性ありといふのでは足らず、加はるべき蓋然性ある場合たるを要する。而してその蓋然性は、多くは船の性質、構造、用途等から推定すべきで、これ等を檢案し然る上にて出港の許否を決すべきであらうが、兎に角本條文の上のみでは明晰でない。本條は『華盛頓三法則』の第一則を殆どその儘に踏襲するに方り、これ等不明晰の文字をも敢て明晰にするなくしてその儘に謄寫し、ために意義の不鮮明を條文の上に残したものであらう。

三二六八 敵對行爲に加はるべきものと信ぜらるる船の『艦装又ハ武装』を防止するといふ中には、その

船の建造

工事の程

目的を有する船の建造そのことをも當然含むと解すべきであらう。既に建造の船が中立港に於て敵對行爲に加はるため艦装せらるるを防止すべきものとすれば、同じ目的にて船の建造せらるるのを能ふ限り防止すべきは尙ほさらのことである。然るに船の建造工事が如何なる程度まで進んだならば以てその船は建造されたものと云ひ、之を船と稱するを得べきであるか。米國大審院の判決例に *Tucker v. Alexandroff* といふのがあるが(註)、その判決中に『船は進水の時に於て生出する。∴船は進水前にありては單に鐵と木材即ち尋常私材の断片の集合に過ぎず。』とある。造船工程の上に一段落を求むるならば、進水の前後に之を別つのが蓋し最も妥當であらう。即ち進水前のものは艦装といふ中に入らず、又建造中のものとも稱せられず、隨つて第八條の適用せらるる限に在らずと論すべきであらう。

註。この事件の始末は概略左の如くである。

一八九九年(明治三十二年)、米國費府の一造船所 Cramp & Sons は露國政府の注文にて巡洋艦一隻(日露戰役の最初期に仁川沖にて我が艦隊に撃破せられたるヴァリアグ)の建造を引受けた。之に關する同政府との契約に依れば、代金は工事の進行に應じ分割支拂ふべく、但しその各支拂分の何割かづつは之を供託し置き、最後の支拂分と共に露國政府に於て本艦受領の上にて完済すること、同政府に於て本艦の吃水速力等に不完全の點ありと見ばその受領を拒絶するを得ること、本艦建造用の諸材料は造船所の構内に入りたる上は總て露國海軍省の專有財産となること、工事進行中露國政府の當該官吏は隨時之を檢分すべく、又檢分中は、本艦の露國のものたることを證するため露國の國旗を掲げしむることあること、露國海軍省は何時にても吏員を派し、その竣工の了未了を問はず本艦及び諸材料を占有せしむるを得べく、但し造船所は代價の未拂分に對しては留置權を留保すること等の規定がある。

折から本艦の同年十月進水式を了へ、尙ほ船渠に繋留されて餘の工事の進行中、露國政府派遣の本艦の回航員は着

第二款 中立維持に關する中立國の義務

四八一

Tucker v. Alexandroff, 1902

費した。その回航員は五十三名より成り、中に Leo Alexandroff なる者があつた。彼は翌一九〇〇年四月紐育に行き、同地の米國官衙に出頭し米國の市民籍を取得したとの希望を披陳した。然るに他方、同地の露國領事は彼を脱艦罪とし、一八三二年の露米條約第九條に依りその逮捕方を米國官憲に依頼したので、彼は間もなく逮捕され、收監の身となつた。然るに同條約第九條は、締約國の領事官は「軍艦及び商船の逃亡者」の逮捕方に就て駐在國官憲の共助を求むるを得ることの規定に係るものなるが、本艦は未だ露國のものとなつたに非ざること、隨つて脱艦罪は成立せざること（その他本人逮捕の要求に關し方式に一二缺くる所ありしこと）の理由に於て異議の申立ありしが、州裁判所を経て大審院に移るに及び、同院にては本艦は既に進水を了へたものなるが故に該條約に謂ふ船であり、又造艦契約上から露國の軍艦と認むるを得ること、隨つて本人は露國軍艦の逃亡人を以て論ずるを得ること、といふ論旨の下に右の異議は却下となつた (Moore, Digest, II, § 252, p. 523; § 256, p. 590; IV, § 622, pp. 433-4)。

三二六九 本條約第八條に於て中立國の義務とする施し得べき防止手段を盡すことに關しては、英國にては一八一九年の外國軍服役禁止法にもその規定があるが、同法の制定後八年にして、その規定を適用せるものにテルセイラ事件 (The Terceira Affair) なるものがあつた。事件の始末は。一八二七年、時の葡萄牙國王ドソン・ペドロは選ばれて南米伯刺西爾の皇帝となつたので、彼は國王の位を姫のドンナ・マリアに譲り、弟のドン・ミグエルを攝政に任じた。然るに翌年、攝政のミグエルは王位を篡奪し、國內ために擾亂に陥り、マリア女王の黨及び伯帝ペドロは英國に干渉を懇望した。けれども英國は、該内亂に對して嚴正中立を守ることに決し、之に應じなかつた。その中に葡國內の大部分軍人である王黨の一派は英國に渡り、英國にて艦船の艤裝、兵員の徵募を爲し、以て篡王軍に當らんとした。英國は之を以て中立侵害と認め、斯かる遠征軍の英國より出發するを許さざる旨を在倫敦葡國公使に通じた。然るに同公使は、該艦船及び兵員は葡國に行

くに非ずして伯刺西爾に向ふものなる旨を證言したので、英國政府は之に基き、英國にて艤裝の艦船四隻、及び葡國王黨のサルダンハ將軍の統率の下に之に搭乘する將兵六百五十二名の英國よりの出港を許した。所が程なく英國政府は、彼等の向ふ所は實は大西洋上のアゾレス島のテルセイラなること、他の一港より積出せる武器は同地附近にて之を同艦船に轉載するの計畫なること、而して彼等の眞目的は同地より葡國に渡り、ミグエルの天下を倒してマリアの王位を復立すること等を聞及んだ。そこで英國は軍艦をテルセイラに派遣し之を喰止めんとしたが、サルダンハ將軍は既に艦船を率ゐて本國へ向け出發した後であつたので、直ちに之を追躡し、葡國の領水内に到りて之に追付き、砲彈一發を放つてその上陸を妨げ（その際同將軍側に死傷各一名あつた）、遂に之を英國に引戻した、といふのが事件の概略である (Cobbett, Leading Cases, II, pp. 432-3 に據る)。

英國軍艦の右の措置の當否に就ては程なく同國議會の問題となり、之を違法と爲すの決議案も出たが、政府は（一）該遠征軍は事實英國の領土内にてその準備を行ひたること、（二）該遠征軍は伯刺西爾に向ふと僞稱して艤裝を行ひ且英國港を出發したること、（三）隨つて英國は中立義務の上から、たとひ葡國の領水内に於てと雖もその上陸を防止せざるを得ざること、と論じてその行動を辯護し、議會の多數者も結局之を適法と承認した。之に關するピット・コベットの批評に曰ふ。

『本件に關しては論究すべき問題が二つある。即ち一は、その遠征は中立國として當然防止せざる可らざるが如き「敵對的遠征」 ("hostile expedition") を構成するや（尤も本件の場合に嚴格の意義に於ける國際戰ではなかつたけれども、双方共に交戦者と認められたものである）、二は、英國の斯かる時期及び事情の下に於ける干渉は之を正當

視すべきものなるやである。右の第一點に關しては、その明かに一の敵對的遠征を構成せるものなること疑を容れな
い。四隻の艦船は中立領土内にて艦裝せられ、乗員も中立領土内にて徵募且編成せられ、而して該中立國「英國」の
一友國に對し交戦に從事するの意圖を以て中立領土より出發したものである。故に出發の際には、たとひ武裝せざり
しにもせよ、必要の武器は途上之を遠征軍に供給するの目的を以て他の一港より貨物として積出されたものである。
されど暫く之を外にし、武器は遠征軍が上陸後その地方にて供給を受けたものとしても、その遠征は中立國として之
を防止且留置するに就て必要なる一切の手段を盡すべきものたることは一である。又第二點に關しては、假に該遠征
が違法のものたりしとするも、英國の當時行ひしが如き干渉は、或時は外國の領土主權を侵害し或時は公海に於て領
土主權を行はんとしたもので、これ亦違法たるを免れない。(Ibid. p. 410)

三三〇 然るに英國の一八七〇年改定の外國軍服禁止法に於ては、右様の場合に處すべき取締方が一
層明確に規定されてある。この改正禁止法の要旨、及びその規定事項が國際法の一般原則の要求する所のそ
れ以上に互れることは曩に述べた(第二九五節)。今その中の交戦國のためにする船の艦裝に關する部分、
即ち第八條、第九條、及び第十一條の條文を披露すれば左の如くである。

第八條 英國の領域内に於ては何人を問はず、又英國臣民は何れの地に在るを論ぜず、政府の許可なしに左記の行爲
を爲すことを禁ず。即ち(第一)英國の友國と交戦中の外國の陸海軍に使用せらるべき意圖を以て、又は之を承知し
若くは承知せるものと推定せらるべき事由の下に於て、何等の船を建造し又は建造するの約束を爲し、又は建造せ
しむること、(第二)同様の意圖を何等の船に委任すること、(第三)同様の意圖を以て何等の船に艦裝を施すこと、
(第四)同様の意圖を以て何等の船を差立て又は差立てしむること。以上諸項の孰れにても之を行ふ者は本法を犯せ
るものとし、左の處分を受くるものとす。

(二)犯人を罰金又は禁錮に處し、又は兩刑を併課す。禁錮は有苦役又は無苦役とす

(二)犯行に用ひたる船及びその裝具は之を沒收す。但し前諸項の目的に向つて開戦前に取結びたる契約に基き船を
建造し、又は建造せしめ、又は艦裝したる者にして左の條件を履行するときは本條所定の處罰を免除す。(イ)女皇
陛下の中立布告と共に該契約の詳細その他必要なる一切の事項を政府に申告したるとき、(ロ)戦時中該船を女皇陛
下の許可なしに差立て、交附し、又は移動せしめざることに關し政府の要求する保證を提供し且必要なる措置を執
りたるとき。

第九條 友國と交戦中の外國の註文に依り又は該外國のために船を建造し、又は之を該外國に若くはその指圖する所
に引渡し、又は建造者に於て該外國の代理人たること若くは該外國又はその代理人の支給の下にありて該外國の陸
海軍の役務に従事する者たることを承知する人に之を引渡したる場合には、該船は反證なき限りその役務に用ひら
るることの目的にて建造せられたるものと推定す。その反證を擧ぐるの責任は該船の建造者に屬す。

第十一條 何人を問はず英國の領域内に於て政府の許可なしに友國の領域に對して進攻すべき陸海軍の遠征を準備し
又は艦裝する者は左の處分を受くるものとす。

(一)該遠征の準備又は艦裝に従事し、又は之を幫助し、又は何等の資格に於てするを問はず之に役務する者は本法
を犯せるものとし、之を罰金又は禁錮に處し、又は兩刑を併課す。禁錮は有苦役又は無苦役とす。
(二)前項の遠征に使用せられ又はその一部を構成する一切の船、その艦裝諸具、及び一切の武器彈藥類は、之を沒收
す。

三三一 尙ほ第八條に於ては、船の有する意思を『巡邏ノ用ニ供シ』(for cruise)と『敵對行爲ニ加ハ
ル』("engage in hostile operations")に限つてある。この目的を有するものと『信ズベキ相當ノ理由アル
一切ノ船舶』には、大體三種あるものと考ふることが能きる。

その第一種は戦闘専門の各種艦艇である。この種類のものには構造上一見該船の性質を辨知し得るから、確

に中立國自身の使用すべきもの以外の艦艇で、戦時中立領土内に於て行はるるその建造艦装は、以て交戦國の一方に對し『巡邏ノ用ニ供シ又ハ敵對行爲ニ加ルベキモノト信ズベキ相當ノ理由アルモノ』と推定し、その艦装又は武装を防止するため施し得べき手段を盡し、且その出港を防止するため同様の監視を爲すべきである。曩に述べたる米西戦役中英國政府が自國建造中の米國政府讓受の艦艇二隻の引渡を一時差止めたのは則ちその一例である。

然らば建造の艦艇を解體して之を交戦國に送るのはどうであるか。日露戦役中、露國が米國に注文したる潜水艦二隻を造船所から露國に輸送するに方り、孰れも之を普通商船の甲板に積んで輸送した。米國政府當局者は之を辯明し『本政府は何等之を妨げない。數年前國務省の定めたる法則に依れば、本件の如き大船に積める小艦は一の戦時禁制品である。禁制品を買取り又は船積する者は、畢竟交戦國に依り拿捕せしむるの危険に於て之を爲すもので、随つて日本は之を禁制品として拿捕し得るものである。∴∴假に本艦にして當國にて艦装し且乗員自身之を操縦して出航するものなりならんには、問題は全然別で、當國は中立國として之を許さざりしなるべし』と稱したとある(Hervey, *Int. Law and Dip. Mar. R. J. W. P. 365*)。又同じく日露戦役中、獨逸政府も國內にて建造の露國の驅逐艦及び水雷艇を解體の上、陸路リバウへの輸送を認許した。これ等は本條約議定以前のことであるが、その以後の今日にありて、第九條は斯かる解體輸送を如何に是非するかと問へば、畢竟は解體の程度如何に由ると答ふるのが妥當であらう。即ち解體して全然箇々の部分品と爲すに於ては尋常の禁制品を以て論すべく、之に反し解體が僅に一部分に止まり、海上に出で將た一小島嶼にでも立寄り、少しく手入を加ふれば化して一通りの艦艇となるといふが如きものであらば、以て

第八條の除外とならずと解すべく、その分界は常識判斷にて之を決するに難くあるまい。

第二種は、船の構造は商船型なるも、その大きさと速力とは以て戦時之を補助巡洋艦と爲すに足るものである。米西及び日露の兩戦役中、獨逸は斯かる船の幾隻かを西班牙及び露國に賣込んだ(高橋、英文日露戦役國際法、第四八八頁)。この種類の船にして中立領土内にて商船として建造艦装するものは、その註文主なり買主なりの交戦國が特に之を巡邏用又は敵對用に供するものとの推定なき限り、中立國政府として敢て之を防止すべき理由はない。けれども中立領土内にて既に之を補助巡洋艦に艦装する以上は、右の推定を下すに理由あること勿論で、随つて之を防止するに就て施し得べき手段を盡すを要するものとなる。

第三種は、その構造に於て全然戦闘用に不合格なる純乎たる商船型の船である。この種類の船は、よしんば給炭船なり運送船なりに使用し得るものなるにしても、特に反證あるに非ざる限り、前記の目的を有するものと推定すべき限りでない。

第三款 交戦國軍艦の中立領水にて受くる

許容及び制限

第一項 領水及び港の出入

第一目 領水通過及び領水近接の沿岸巡邏

中立領水の通過は中立侵害とならず

三三七一 交戦國軍艦が中立國の領水を通過すること（且その港に入り及び特定の期間そこに碇泊すること）は、以て中立侵害を構成するものとはならない。通過とは軍艦が必しも常に航進しつある状態のみとは限らず、その航進に附隨的の、將た天候その他不可抗力に由る所の、一時的の停船及び投錨は無論その中に含まれる。これは一九三〇年の海牙の國際法成典會議の報告にも謳つてある（*Amer. Jour. of Int. Law*, Vol. 24, Suppl., 1930, p. 240）。

三三七三 抑も陸戦の場合に於ては、交戦國の軍隊が中立領土を單に通過することだけでも中立侵害を構成し、苟も中立領土に入つた以上は當然武装解除及び抑留となるのであるが、海戦の場合に於ては、それが中立侵害とならぬといふ水陸に依り寛嚴を相異にする理由に關しては、オッペンハイムは『斯かる通過及び入港「交戦國軍艦の中立領水及び港の」は殆ど幫助供與とならざること、且海の國際的公道としての性質が之を是認することの理由に存す。』と説く（*Oppenheim, II, § 325, p. 423*）。けれども時と場合に依りては、それが重大なる幫助とならぬとは限らざるべく、又領水を以て國際的公道の性質を有するものと爲すのも變な話であるから、この説は首肯するを得ない。蓋し水陸その取扱を異にせしむる論據として從來説かれたる所は、一は領土と領水の中立觀念には古來強弱の差ありて、それがため自然後者に關する中立の要求と前者のそれとの間に輕重の隙を生ぜしめたといふ歴史的因縁と、一は交戦國の軍隊は中立領土に入らずとも他に物資の補給を得るに道ありて、餓死するに至るの憂は先づ無いと見て可なるが、軍艦にありては長途の航海に伴ふ糧食燃料の缺乏、甚しき險惡の天候に遭ふあらば、難を附近の港津に避け、補給をそこに求むる以外に自己を救ふに由なく、隨つて中立領水に絶對に入るを許さざるものと爲すが如きは人道の上からも妥當に

その理由

非ず、といふ人道的要求にある。さりながら右の歴史的因縁は、中立國の領土も領水もその中立性に強弱輕重の差は今日毫も認むるの餘地なく、又右の人道的要求とても、軍艦の型態及び速力は増大し、且無線電信にて救助を自國の艦船に求むるの容易となれる現代にありては、その理由は薄弱となれりと謂ふべきで、隨つて右の兩論據では、陸上の軍隊と海上の軍艦との間に於ける取扱の差異を辯護する力足らぬやうである。然らば眞箇の理由は之を何れに求むべきか。

想ふに陸戦に於ては、交戦國軍隊が中立領土に入るの多くは優勢の敵軍の壓迫を受け、已むなく庇蔭を中立領土に求むるか、又は敵國を攻撃するに方り中立を侵害しても尙ほ且その領土を通過することの作戰上の要求に由るかであるが、交戦國軍艦の中立領水通過は單なる普通の航海のためたるに過ぎず、將た敵國を攻撃するための通路としても、領水線の一步外は自由に航行し得る公海であるから、特にその目的のためならば態々中立領水を通するにも及ばぬ譯で、隨つてその通過は陸兵の中立領土のそれと異なり、概して無害の性質のものとするを得べし、といふ實際的見地に即する理由が比較的妥當であるまいか。學者或は交戦國軍艦の中立領水の通過は交戦國軍隊の中立領土の通過と同一の法則の下に立たしめざる可らず、隨つて軍艦の通過は絶對に禁制とすべしと説くのもあれど（例へば *Klein, Neutralité, I, p. 307* 以下）、この説には支持者少なく、要するに中立國の領土と領水は之を殊別し、中立國は交戦國軍艦の領水通過を禁すべき理由あらば之を禁するの權を勿論有するも、現に之を禁じ居らざる限りは、交戦國軍艦が通過したからとて中立侵害を構成せずといふのが、今日多數の學説及び法規慣例となつてある。

三三七四 海戦中立權利義務條約に於ては、交戦國軍艦の中立領水通過を中立侵害と認めざることに關し

海牙條約

第十條及
來びその由

第十條に於て『交戦國軍艦及其ノ捕獲シタル船舶ガ單ニ中立領水ヲ通過スルコトハ其ノ國ノ中立ヲ侵害スルモノニ非ズ。』と規定する。この第十條は、草案討議の際に少なからず問題となつたものである。英國提出の原案第三十條には『中立國は必要と認むる場合には交戦國軍艦又はその捕獲したる船、若くは交戦國の特定の船の該戦時中又は一定期間自國の港又は領水の全部又は一部に入るを禁ずることを得。』、又同第三十二條には『前諸條の規定は孰れも戦時に於て交戦國の軍艦又は海軍補助船が中立領水を單に通過するを禁ずるものと解釋せられざるものとす。』となつてあつた。この第三十二條案では、中立國はその領水を交戦國軍艦が通過するを禁ずるの權を有せずとも解せられるので、二三の國々より異議が起り、殊に瑞典國代表は右の英國原案第三十條に對し、萬國國際法學會に於て曾て一八九四年に採擇したる『甲公海より乙公海への通路たる海峡は之を閉鎖するを得ざるものとす。』を之に挿加せんことを提議し、又丁抹國代表は同第三十二條に對し、交戦國軍艦は單なる通過ならば中立領水を無制限に通過するの權ありと爲すのは、中立國が中立擁護のために自國の内水、殊に二つの入口を有する水域にして交戦國の作戦根據地に利用され易き所を閉鎖することを得る中立國の權利と調和し難しといふ見地から、交戦國の軍艦及び補助船の單なる通過を爲すの權は甲公海と乙公海とを連結する領水のみに限らしむべしとの修正案を提出したが、孰れも成立せず。斯くて討議の末に起草委員會案として『第八條。中立國は自國港に交戦國軍艦及びその捕獲物件の入ることを特定條件の下に許し、又は必要と認むるときは之を禁ずることを得。』、『第九條。中立國は自國領水を交戦國軍艦の單に通過するを禁ずるに及ばざるものとす。』の兩條文を得たるも、小委員會にて更に洗煉を加へ、右の第八條案を削除し、第九條案の文字を修正し、茲に前掲の現行第十條の確定條項となつたのである。

被拿捕船
の中立領
水通過拿捕の効
力に無影
響との獨
逸判決例The
Thors-
lev,
1917

三二七五 既に交戦國軍艦及びその拿捕したる船の中立領水の單なる通過は中立侵害とならぬのであるから、隨つて被拿捕船が中立領水を通過したからとて、その拿捕の効力に影響なきは論を俟たない。之を明かにせる判決例には、第一次大戦中獨逸高等捕獲審檢所の下したる瑞典船 *Thorslev* 及び *Reserv* の兩事件の檢定にある。兩船は獨艦之を拿捕して本國港へ引致中、瑞典の領水を通過し、殊に後者はその領水内に一夜碇泊したものである。そこで船主は在キール獨逸捕獲審檢所に對し、中立領水殊に本船所屬國の領水の通過、別してその碇泊は、これ則ち中立港に入つたも同様で、隨つてその被拿捕船は當然解放せらるべきものとありと論じ、殊にレセルヴのマルモ碇泊に關しては、海牙平和會議に於ける海戦中立權利義務條約案討議の際に於ける獨逸の代表ニーマイアーの所説を援用して爾く解釋すべきものと力説した。然るに捕獲審檢所にては、

『被拿捕船の中立領水通過は、たとひ通過中に中立港に碇泊するにしても、該船を解放せしむべき理由は國際法上見出されないのみならず、却つて反對に、海戦中立權利義務條約第十條には、中立領水の通過は其の國の中立を侵害するものに非ずと明規してある。訴願人の云ふが如くに該船を解放すべきものと爲すには、その通過は恰も中立領水内にて拿捕を行ふと同様に中立侵害を構成するものであらねばならぬ。けれども海牙平和會議の本條約案の議事録を閲讀するも、斯かる原則を容認したる點は一も無い。のみならず本條約案の討議に際し、第二十三條に對して「拿捕せられたる船にして該船所屬國の港に引致せられたるときは之を解放すべきものとす。」との修正案が出でしも、それは遂に否決となつたのである。既に中立港に引致したるの故を以てその被拿捕船は解放せらるべきに非ずとすれば、況して單に中立領水を通過したからとて解放の理由とならざるは問はずして明かである。』(Fauchille, *Jurisp. Allem.*, pp. 79-81, 200-201)

と爲してその抗告を棄却した。尤も獨逸はその後 *Themis* なる中立船の拿捕事件に於て右と反對に、本船を瑞典の一港に引致したとの故を以て同國政府よりその解放方の要求を受けたるに對し、之に應じて本船を解放したとあるが (Garner, *Prize Law*, § 170, p. 234, n. 4) 此れは單なる中立領水通過でなくして中立港への引致であるから、自ら別の見地に於て論ずべきものである。

俘虜收容
の交戦國
公船の通

三三七六 交戦國の公船、例へば海軍附屬船の如きものにして、敵の俘虜を船内に收容するものは、中立國に於てその領水を通過せしむるも、以て中立義務違反を構成することなきか。

この問題は第二次大戦中、諾威の領水を経て獨逸本國に歸航しつつありし獨船 *Almark* に對して英國軍艦が同領水内にて臨檢し、船内收容の英人俘虜約三百名を本船より拉致したる事件に關し起つた。本船は元と民間の油槽船であつたが、開戦後獨逸海軍の補助船となり、南太平洋に遊弋の獨逸軍艦に隨伴中、謂ゆるボケット戰艦 *シュベイ* の南米方面にて拿捕又は撃沈せる數隻の英船の乗員約三百名を受取りて之を船内に收容し、航上して北海に入り、中立國の沿岸を縫ひつつ安全の航路を取りて本國港に歸航せんとし、間もなく諾威の領水に入つた(一九四〇年二月十四日)。本船は高射砲を裝備せしも、同領水に入るに先だち之を甲板上より撤去したとある。

The Al-
mark,
1940

斯くて本船の諾威領水に入るや、同國の一水雷艇は來りて種々の訊問を爲せるが、船長は本船は米國テキサス州のアーサー港を發して獨逸に歸航中のものと偽答した。而してそこを去りて少しく南下せる折、復た他の一隻の諾威水雷艇に呼止められ、船内に軍隊所屬員又は敵國船員の搭載の有無如何を訊問せられたが、船員は『無し』と答へた。然るに本船徘徊のことが英國の航空機に依り同國驅逐艦隊に通報せらるるや、そ

の一艦は駛走し來りて本船にデッキング灣峽への回航方を指命し、峽内にて臨檢の上、在船の英人俘虜を悉く拉去して之を英本國に送致した。以上が當時報道せられし事實關係である。

諾威の抗
議に對す
る英國の
辯明

三三七七 諾威政府は英國の措置を以て領水侵害なりと爲し、英國政府に抗議した。之に對し同政府は、諾威政府が本船の獨逸海軍補助船たるの事實を確むるを怠りたること、英人俘虜を搭載する本船を諾威領水に入らしめたるは諾威側に於ける非中立的行爲なること、本船は諾威領水に入るに方り、その管に獨逸の公船たるのみならず、臨時に俘虜輸送の任務に當れるものたるの事實を故さら隠匿したること、諾威官憲は本船に臨檢して船舶書類を檢閲し、本船の任務を突止め、英人俘虜收容の事實を發見せば該俘虜を解放すべき義務あるに、その義務を怠りたること、本船の諾威領水に入りたるは畢竟本國港に歸航するに方り英艦の檢問を避けんがために外ならざりしこと等、要するに諾威政府側に中立義務違反の廉ありしが故に、英國軍艦の措置は正當なりしと辯じ、その抗議を斥けた。

その批判

三三七八 想ふに本件の法律的論點は斯く要約するを得べきであらう。即ち凡そ交戦者は中立領水に於て何等敵對行爲を爲すを得ざるを既定の原則なりとし、然らば本船が俘虜となれる英人船員を搭載して諾威領水に入り、諾威官憲に對しその出發港を偽告し、英人船員搭載の事實を隠匿したること、及び諾威官憲に於て英人船員を搜出することを怠り、且之を英艦の拉致するが儘に任せたることの事實は、諾威の中立が本船に依りて侵害せられ、將た諾威政府自身その中立義務の履行を怠りたるものと認むべきにある。

この問題に對しては左の如くに答へ得べしと信ずる。即ち第一に、中立領水に於ける禁止の敵對行爲とは戰鬪行爲は勿論とし、専ら臨檢搜索、作戰基地に利用、その他直接交戦に關係ある行爲を意味するので、俘

虜を搭載して單に中立領水を通過するが如きは、敢て敵對行爲と稱すべきものでない。第二に、諾威官憲は自國領水通過の船に對しその搭載物件(人又は貨物)の性質を是非共檢問舉證せねばならぬ義務は無く、隨つて船長の答辯が假に虚偽であつたにもせよ、又虚偽の答辯を爲すことの不都合なるは論なしとし、その虚偽に對し制裁的行動を執らざる可らざる義務は無い。第三に、中立國は交戰國の一方の俘虜を搭載するの事實を假に知り得たにもせよ、之を解放せしめねばならぬ義務を有しない。或は中立國はその領土を交戰軍をして俘虜を引率して通過せしむるを得ざると均しく、領水に於ても亦同様の義務を有せずと云はんか、これ陸戦に於ける中立領土と海戦に於ける中立領水とを同一に擬想するの誤謬を前提とした見である。中立領水の陸上領土と同一に論じ得ざる理由は前に述べた如くで、隨つて交戰國軍艦(及びその拿捕物件)の通過を以て中立侵害と看做すべからざることは現代の通義となつてある。勿論中立國に於て交戰國軍艦の領水通過に制限を附するの權利はあるも、是非共その權利を厲行せねばならぬ義務あるのではなく、自由航行を之に許すのは毫も妨げない。而して之を許す以上は、交戰國軍艦が單に敵國の俘虜を搭載して通過するの事實を以て中立義務に反すとの理論は成立たない。而して第四には、本船の諾威領水通過の目的は英艦の檢問拿捕を免れんとの意圖にあつたにしても(事實それに相違なかつたとし)、既に通過が妨げなきものとすれば、肚の眞底に如何なる意圖を藏するも之を問ふべき限りでない。領水通過の意圖如何はその通過の行爲とは無關係である。

英國政府の前掲の對諾辯明に關しては、英國自身の往昔執りたる態度に於て今日の諾威の主張に裏書したものであるを想起すべきである。そは他なし、一八七〇年の普佛の役に、佛國の一軍艦にして英國の *Franca*

of *Franca* 灣のリース港に入つたのがある。而して同艦には獨逸兵の俘虜を搭載し居りしかば、同港駐在の北獨逸聯邦領事は英國政府に對し、該俘虜は中立領水に入らば當然自由の身となるべきものとの理由の下にその解放方を要求した。之に對し英國政府は、該俘虜にして佛艦より出でて上陸すれば當然自由の身となるべきも、彼等にして佛艦内に在る限りは佛國の法權の下に置かるべきもので、中立國官憲は之に干渉するの權なしと爲して右の要求を斥けた (*Amer. Jour. of Int. Law, Vol. 34, April 1940, p. 293, n.*)。軍艦と本船の如き海軍補助船とでは法權の關係に於て多少の差ありとするも、艦船内の收容の俘虜は上陸してこそ則ち領土國に之が解放の義務が生ずるの理は一である。但し中立領水に入れる交戰國軍艦にして許可の滞在期間を過ぎ尙ほ離去せざる場合には、該軍艦は抑留となると共に、艦内收容の俘虜(若しあらば)も亦解放せらるべきこと論を俟たない。

三二七九 前掲の第十條は、交戰國軍艦(及び被拿捕船)が中立領水を單に通過するのみを以てその國の中立を侵害するものに非ずとの意を明かにしたに止まり、中立國は交戰國軍艦の單なる通過をも禁ずるを得るやの點には直接觸れてないが、その文意より推し、且該條文の成るに至れる前述の來歴に顧み、中立國はその權を有するものと解すべきで、當年の本條關係の公的報告に『會議に現はれたる諸意見よりして、凡そ中立國はその中立維持のために必要と認むる限り、自國領水の特定部分に於ける無害通過をも禁ずるの權あるものと解すべし。但しこの禁止は、兩公海を連結する海峡には之を及ぼすを得ざるものとす。』とあるに徴すべきである。尤もこの但書に關しては、土耳其代表は『自國領土の構成部分たるダルダネルス及びボスフォラスの兩海峡は現行關係條約の下に於ける特別の事態に鑑み、土國政府は同兩海峡に對する自國の争ふべからず』とあるに徴すべきである。

らざる権利の上に制限の加へらるるが如き何等協定を爲すを欲せざること』を聲明し、我が日本代表も『日本帝國を構成する多數の島嶼及び入江の間に在りて帝國の構成部分たる所の諸海峡に關しては何等の協定を爲すを欲せず』との旨を聲明し、孰れも之を議事録の上に留めた。

想ふに國家は平時に於ても、領土主權の發動上、自國領水を外國軍艦が通過するのを禁ずるの權利を有するに鑑み(但し條約又は慣例に依り國際的公道となつてある所は別である)、戰時に於ては尙ほさらであることと論を俟たない。オッペンハイムは『多くの學者はこの權利「一國の領水内を外國軍艦が故障を受くることなく通過するの權利」の存在を肯定するも、之を極力否定する學者もある。けれども實際に於て、何れの國も平時その領水を外國軍艦が通過するに反對する國は現に無い。平時その通過にして何れの點より見るも非攻撃的であり且非危險性のものではあらば、之を拒むべきに非ずといふ慣例が成るに至つたものと云ふに妨げなく』と説くが (Oppenheim, I, § 188, p. 338)、この説とても外國軍艦にして無害性のものたる限りは領水通過を承認するを慣例とすと云へる迄で、通過非認の權利そのものを否定したのではない。一九二四年(大正十三年)の末、米國が露領チュコット半島(ベーリング海の北部)のエムマ灣に測地所を建設したることに關し蘇露國外相チエリンの米國政府に送りし抗議書(一九二四年十二月五日付)中に『予は先づ米國軍艦が國際法に反し、蘇露國政府の何等同意なしに幾回となくその領水に航入せることの事實を指摘し：』と云へるが、外國軍艦の領水航入に就ては豫め該領水國の同意を要すべきものとの見解の果して國際法上妥當であるやは問題なるべきも、假に默示的にも之を要するものとせば、之に同意せざることあるべきをも豫想すべく、隨つて領水國は之に對し許否の權を有すること理に於て疑ふの餘地なきものである。況して戰時に

於て、中立國は或場合に自國領水の交戰國軍艦の通過を禁じ得ざる理なきは勿論である。

第一次大戦中にありても、和蘭は歐洲の自國領水を交戰國軍艦が通過するのを禁じ、會々その領水に入れる獨逸、次では英國の潛水艦をば、それが海難のためでなかつたにも拘らず、捕へてその乗員を抑留した。諾威も自國の領水を交戰國の潛水艦が通過するのを禁じた。斯く中立國は交戰國軍艦の領水通過を禁ずるの權はあり、又禁じたる例もあるが、それは多くは中立擁護の豫戒的政策に由れるもので、通過そのことは敢て中立侵害を構成するのではないから、中立國として敢て之を禁ぜねばならぬ義務があるのではない。畢竟交戰國軍艦の中立領水の單なる通過位では、必しも作戰上の利益を格別その交戰國に偏與するものでないといふ理由に因るのである。尤も交戰國軍艦として中立領水通過の際に敵國軍艦に向つて敵對行爲を爲したり、中立領水に入つてから之を作戰根據地に利用したりすることの許されざるは論を俟たない。斯かる場合には、當該中立國に於てその通過を禁ずるを得ることは、たとひ國際法規の上に明文なしとするも(第九條第二項に『領水』の文字を缺くことに就ては別に述べる)、苟も反對の明文なき限り、當然之を禁ずるを得るものと解すべきである。

別に記せるハーヴァード大學案にては『中立國はその領水を交戰國軍艦の通過するを防止すべき義務なきものとす。』(第二十五條)と規定し、即ちその義務は有せざるも之を防止せんと欲せば防止し得るの意を間接に表明してある。

三二八〇 交戰國軍艦の中立領水の單なる通過は中立侵害を構成するものに非ずといふことに關しては、第一次大戦中に米國政府と諾威政府との間に參考となるべき照覆があつた。即ち一九一八年八月二十七日、

米國政府は在諾威國米國代理公使に訓令し、任國政府に對し左の照會を爲さしめた。

『米國政府は中歐諸國に對する作戰の遂行上、現下大西洋を越えて數十萬の軍隊とその維持及び使用のために多量の軍需品を輸送しつつあるの事實は諾威國政府の知悉せらるる所なるべし。隨つて諾威國政府は、獨逸潛水艦が北海より大西洋に出づるに方り諾威の沿岸水の無難通過の許さるる限り、米國の軍隊及びその必需品は公海に於て該潛水艦に依り攻撃及び破壊を受くるの甚大の危険の下にあることを了知せらるべき筈である。』

『米國政府は獨逸潛水艦の諾威領水の自由通過に伴ひ米國の利益の受くる脅威に鑑み、諾威國政府が右の自由通過をば凡ゆる方法に依りて防止するの義務あることを認知せらるべきことを信じて疑はない。敵國潛水艦が諾威の領水をその會合地として利用し、そこより作戰の目的にて自由に大西洋に出づるに於ては、斯く利用せらるる諾威の領水はまさしく海軍行動の一基地たるものと看做さるべく、それは諾威國政府の意圖に全然相反するものと米國政府は思惟する。故を以て米國政府は、米諾兩國に取りて極めて迷惑なる、且累を兩國の國交上に及ぼすの懸念ある斯かる状態を防遏することに關し、諾威國に於て凡ゆる必要手段を執られんことを最も熱心に要望す。』(U. S. For. Rel., 1918, Suppl. I, Vol. II, p. 1783)

之に對し諾威政府は、同年九月二十八日付覆牒中に於て左の如く答ふる所あつた。

『一九〇七年の海牙第十三號條約「海戦中立權利義務條約」第十條は、一國の中立はその領水を交戰國軍隊が單に通過することの事實に依りて問題となるものに非ざることを明規する。この規定には潛水艦に關し何等例外が設けられてない。我國がその國內法規を以て自國領水の交戰國潛水艦の通過を條件的に禁ずるの事實は、我國の國際法上の地位を何等變更するものでない。又國際法の一般法則に基礎づけられざる所の要求を我が政府に向つて爲すの權利を交戰國に與ふるものでない。我國の中立規則は、八月二十日の抽輪にて申進したる如く、全然我國自身の利益に鑑みて制定したるもので、他の中立諸國のそれとても亦同様である。隨つて我國は、該規定にして自國の利益と兩立せずと

認むべき事態に遭遇したる場合には、隨時之を取消すの自由を國際法上完全に有するのである。

『諾威の領水を外國軍艦が一の集合地に利用せりとことは本政府の未だ何等聞及ばざる所である。我國海軍官憲の承知する限り、且本政府の英國政府より接したる内報に依れば、獨逸潛水艦の行動は我國領水の通過以上に互れるものなきを示すものなり。』(ibid., p. 1783)

諾威政府のこの回答は當を得たるものと思ふ。その後同國政府は自國領水内に機雷を敷設したる旨を布告し、交戰國軍艦の自國領水への出入を事實的に遮斷したが、それは國家主權の自主的作用で、之を爲さずんば中立違反となるといふ譯のものではない。

三二八一 前掲第十條の交戰國軍艦の通過を以て中立侵害に非ずと爲す所の中立領水とは、中立國の沿海の水域のみならず、その内水即ち河川運河等をも含むや否や。領水とは交戰國の管轄内に屬する一切の水域を含める廣き言葉であるが、普通には専ら沿海の水域を指し、國內の運河の如きは領水とは云はない。故に純乎たる國內運河は、特に反對の國際約定があるに非ざる限り、本條の規定以外に屬すと解するのが妥當であらう。又それが國際慣例のやうでもある。

三二八二 交戰國軍艦は敵國艦船の中立港への出入を監視するため、苟も中立領水内に踏入りて之を追跡するが如きことを爲さざる限り、その領水の分界線外の中立國沿岸を巡邏することは勿論妨げない。けれども餘りに中立國の領水線に接近して不斷に巡邏を行ふとなると、中立國はその中立に脅威を受くるが如くに感じ、國際禮讓の上から苦情を持出すこともある。けれども、それは國際禮讓の問題たるに止まり、國際法上の權利として抗議を挟み得る事柄ではない。

交戰國軍艦の中立領水の通過

領水近接の沿岸の通過

三二八三

この問題に關しては第一次大戦中、英米兩國政府間に斯ういふ照覆があつた。同大戦の初期の頃より一九一五年中に亘り、英國軍艦は獨逸軍艦にして大西洋西部の米國諸港に入り、又獨逸商船の同じく米國諸港殊に紐育へ回避せる又は回避せんとするのを公海に扼し、その出入を試むる際に之を拿捕せんとて、米國領水に接近する公海を不斷に巡邏せるが、米國政府は之を以て米國に甚しき不快の念を與ふるものと爲し、國務長官は既に一九一四年十月在華府英國大使に對し、

『英國軍艦の米國近海巡邏は必しも英國に依る何等封鎖類似のものを構成するに非ざるは勿論なるも、その結果に於ては米國の對獨通商に干渉するもので、よしんば事實の上には非ずとするも、外形に於て米國の通商權の侵害たらざるを得ず。既に The Suffolk の巡邏は米國に甚大の關心を與へ、その續行は非友誼的行動と解されて公的の問題となるの虞あること予の曩に閣下に對し非公式的に語りたる通りで、その虞を避けんがため予は本信を個人的に閣下に申進する次第なり。』

と申入れたが、翌一九一五年十二月、國務長官は重ねて同大使へ

『本政府は豫て交戦國軍艦が米國の領水に極めて接近してその沿岸を巡邏し、附近を見張場と爲すことを以て戦時友國の軍艦に期待すべき待遇と兩立すべからざるものと爲し、且米國の通商の自由に對する脅威であり、米國として迷惑且不快と感ずる所と爲し來れることは貴國政府の諒知せらるる所なるべし。故に予は閣下がこの儀を貴國政府に傳達せられ、本政府及び我が關係當業者の不快とする所の斯かる慣行を中止せらるるやう貴國政府の當該軍艦に發調せられんことを切望す。』

と要望した。之し對に英國大使は翌一九一六年三月二十日付の長文の覺書を以て本國政府の所見を答へた。要旨は左の如くである。

『本使の政府は累次の貴翰の内容に就て慎重に研究したるが、その得たる印象は他なし、貴翰の執れに於ても、英國巡洋艦が曾て米國の領水内に入りたりとの何等申出なきこと是れである。而して英國政府の理解する所では、貴翰の意は結局その明かに公海たる所を航する英國巡洋艦の行動に例外を設けしめんとするにある。米國の異議は實に公海の或部分と或部分との間に區劃を立てしめんとするの要求に基礎づけらるるもの如くであるが、交戦國の行動が公海の或部分に於ては適法なり、或部分に於ては違法なりと爲すが如き國際法上の法則又は原則の曾て存在することを知らざる英國としては、ただ驚愕を以て之を迎ふるの外ない。斯かる事情なるが故に、米國政府の要望は一層明確に披露せられんことを希はざるを得ない。故を以て貴國政府の要求の的確の性質及び基礎並にその範圍に關し更に充分の見解を承はりたく、訓令に依り本使は貴下の好意に訴ふるものである。』

『本件に關し米國政府の従前の戦時に於て主張せられたる權利は、今日他國が之を主張するに就て米國政府は無論之を承認せらるるに相違あるまいと信ずる。貴下も記憶せらるる如く、本使の先任ライオン卿は、ウキルクス少將〔南北戦役中英國郵船トレントを海上に扼し、南軍より佛國へ派遣の使節を同船内より拉致したる米國の Capt. Wilkes〕が麾下の艦船に英領バーミユダ港に出入せんとする諸船の監視の部署に就くべく命じたること、及び彼が交戦者としての權利を逸脱してバーミユダの中立領水を巡邏せることに對し異議を挟みたるが、當年の英國の苦情は今日米國が提する所のものよりも遙に重大性のものであつた。然るに一八六三年一月十五日、國務長官を通しライオン公使に送られたるウキルクス提督の回答は、彼の艦船は「バーミユダの中立領水の外面を交戦者の權利として巡邏するの方式を執れるのみ」といふにあつた。即ち知る、この米國提督は今日米國政府が苦情の種とする所の領水外の巡邏を適法のことと固持し、而して當年の米國政府は右の主張を明かに裏書したもなることを。現下獨逸の商船にして米國諸港に逃竄するもの頗る多く、その脱出を遮るため英國政府としては之が進路に巡洋艦を配置するを必要とする。殊に中立船にして米國港にて物資を積み、公海に於て之を敵國軍艦に供給せんとするものあるを聞知するが故に、これ則ち

自然英國軍艦が米國沿岸近くを巡邏し、米國港より出で來んとする船を監視するの要ある所以である。』
英國大使の右の覺書に對し、米國國務長官は更に四月二十六日（一九一六年）付の長文の覆牒を同大使に送り、中に於て

『米國政府は米國港の沖合三哩外を國際法上嚴格なる法的權利の範圍内に於て巡邏する所の英國軍艦に向つて敢て之を爲し得ざるものと主張するのではない。米國港の近海巡邏に米國政府の異議を挟む根據は、斯かる行動の適法性如何には在らずして、その自然に中立の一國に與ふる憤懣（"irritation which it naturally causes to a neutral country"）に存するのである。米國の通商の大中心地の沖合に於ける英國軍艦の不斷の出現は、苦惱及び侮辱感の不可避免的原因（"inevitable source of annoyance and offence"）たるべきこと英國政府も同感なるべしと信ず。……南北戦役當時米國軍艦のバーミユダ島附近を巡邏したのは、同島が曾て封鎖侵破を企圖する諸船の會合所となれるが故で、事情を全然相異にし、且英國に不快を與へたとしても、極めて微弱のものであつた。全世界の樞要航路の集中する米國の大通商港の附近を英國軍艦の巡邏することに由り蒙る所の苦痛は、右とは決して同一の論でない。米國の諸港に避難せる多數の敵船の脱出を監視するを要すとの點に關しては、米國政府はその脱出を防ぐの義務を履行するに就て曾て怠る所ない。』

『抑も平時に於て、一國が殊に國境附近に於てその軍隊を動員するならば、隣國は之を以て重大なる侮辱と感じ、當然抗議の種となること珍しくない。現下の交戦も、實に端を之に發したものである。同じ見地に於て、中立港接近の公海に於ける交戦國軍艦の不斷且脅威的の巡邏は、よしんば嚴格に云へば適法の行動なるにもせよ、國際禮讓の法則上まきしく侮辱感の正當の理由たらざるを得ざるものである。』

と論じて英國政府の考慮を求めた（以上 *U. S. For. Rel.*, 1914, Suppl., pp. 657-763 に據る）。斯の如く米英兩國政府互にその支持する見解の下に照覆する所あつたが、結局英國政府は、その交戦者權としての地歩

南北戦役
中の事例
と米國の
前後撞着

は終りまで之を讓歩せざりしも、同時に自國海軍に對し紐育港口のアムプロース燈臺より六哩以内には軍艦を航入せしめざることを訓令を發し、之に依り兩國間に折合がついたやうである。

三三八 前掲の英國の回答及び米國の再照會の中には南北戦役當時の米艦のバーミユダ島附近巡邏のことが記してあり、而して米國は英國の該例を援用せるに對し事情相異なるとの見地に於て之を辯駁せるが、他方同じ戦役中に斯ういふこともあつた。即ち一八六四年、米國軍艦 *Kearsarge* は南軍の巡洋艦アラバマが佛國のシェルブルール港より脱出し來る折を狙つて之を撃破せんとて、同港の沖合にて待構へ居りしを、佛國政府は聞いて不快に感じ、同國務大臣は在巴里米國公使に對し、交戦國軍艦がその打出す砲彈の沿岸に到達せぬとも限らざる近距離に徘徊するのは「佛國の威嚴に對する凌辱」たるもので、佛國は之を恕する能はずと爲して抗議した。然るに同公使は「國際法上認めらるる所のものは三哩以内に於ける敵對行爲不許容のことのみ。」として之を斥けると共に、「但し作戦上不利なきに於ては貴方の要望に對し異議を有せず。」と答へ、別に右の交渉の次第をカーサルジ艦長に報せる中に於て

『斯かる事情なるが故に、予は佛國政府は三哩以外の所に於ける貴下の行動に國際法上毫も干渉するの權利あるものと思惟せず。但し貴下に於て遙か六七哩の沖合に出でて闘ふも作戦上何等不利なしと認めらるるならば、爾く爲さるるに若くはなかるべし。尤もこれは單に佛國との無用の悶着を避けんがために云ふに過ぎず。貴官に於て之に従ふを作戦上不利と認めらるるならば、勿論貴官の裁量次第で三哩の直ぐ外にて行動するに毫も妨げあるに非ず。』

と申添えた。斯くてカーサルジとアラバマとの戦闘は沿岸から七哩乃至九哩の沖合にて始まり（一八六四年六月十九日）、後者は敗績して沿岸から五哩の地點にて沈没した。而して在佛公使より右の報告に接したる米國國務長官は同公使に對し

『貴下のカーサルジ艦長への注意の件は追認す。けれども貴官が佛國外相に對し更に一步進み、同外相の註文は「禮讓の點からは考慮すべきも、米國は佛國が三漚以外の如何なる地點に於ける米國軍艦の行動に干渉するの權利を承認する能はず。……」と言明せられて然るべきものなりしと認む。』(Moore, Digest, I, § 150, pp. 723-4)

と訓令した。即ち米國政府は、權利としては佛國の要望を排斥し、三漚以外に於ける自國軍艦の行動の自由を固持したものである。然るに今や米國は地を易え、當年排斥したる佛國の苦情を學んで逆まに之を英國に持込んだのであるから、撞着矛盾の譏は蓋し免れまい。且領水線に近き公海に於ける交戰國軍艦の巡邏を以て平時に於ける陸上の國境附近の動員に比するものも、比倫その當を得たものとは云へまい。自尊心強き中立國は、交戰國軍艦の近海巡邏を以て自國の威嚴が傷けらるるものと時には感ずることありとしても、それは謂ゆる國際禮讓の論としては兎に角、國際法上の問題としては、既に交戰國軍艦の中立領水の通過すら中立侵害に非ざるに顧み、領水外の沿岸即ち公海の通過は、それが如何に中立領水に近接する所なるにもせよ、又如何なる目的にて巡邏するにもせよ、之を違法として論じ得る理由は考へられない。されば右の抗議は、米國政府自身も初めより承認せるものの如く、隨つて國際法上の權利として要求したのではなく、謂ゆる國際禮讓に訴へて英國の好意的反省を促したに過ぎぬものであつたのである。

三二八五 中立領水近接沿岸の巡邏問題は、一九三九年の第二次大戰の初期に於て我が近海方面にもあつた。即ち昭和十四年十一月の或日、都下の一新聞に左の記事が見えた。

『歐洲戰爭勃發以來臺灣附近海面に於て英國軍艦の我が商船誰何事件が頻々と傳へられ、しかも最近では我が本土の近海たる長崎縣大瀬附近での誰何事件が惹起したが、斯かる英國の行爲は勿論公海で行はれたとはいへ、歐洲戰爭に絕對不介入の態度を宣明したる我國に對し國際關係上頗る非禮なるものといふべく、特に大瀬附近は事變下の我國に

取り重要な交通線であるに鑑み、何等かの挑戰的意圖を藏するものと解されても致方なく、之に加ふるに去月二十八日午後、英國巡洋艦ドーセットシャー型一隻が四國沖を遊弋し、紀伊水道方面に亘りて何ものかを監視中の様子だつたことを始めとして翌二十九日午後六時半頃、同じくビデフォード型一隻が濟州島附近に姿を現はし、更に七日にはケント型一隻が和歌山縣日御崎附近に出没した等々、近海航行中の我が商船船長等から次々に報告されてゐるが、英國艦艇のこれ等度重なる我が近海への奇怪なる出沒に對し事變下の帝國海軍としては當然重大なる關心を拂はざるを得ない譯であり、國民としてもこの英艦艇怪行動の眞意は諒解に苦むものである。』(昭和十四年十月十一日『東京日日』)

右の記事が事實なりしとせば、英艦の行動は我が近海——勿論公海たる——に於て中立船の禁制品輸送又は非中立的役務従事を監視するか、將た寧ろ敵船(當初我國には各港を通じ獨逸船二十二隻、約十六萬噸が碇泊して居つた)の公海に出づるを待受け又は入港せんとするのを拿捕するがためでありしと思はれた。果して間もなく、同紙に左のことが傳へられた。

『我が海軍當局は英艦の我が近海出沒問題に對してこの程駐日英國大使館附武官に對し「英艦の屢々我が近海に出沒し、我が商船に對する誰何事件の頻發するは、國際法上の不法行爲とはせざるも明かに非禮的行爲と云ひ得る」との意味の申入を行つたが、右に對し英武官タネル大佐は、今回の英艦の行爲は日本に對し決して無禮を働く意思を以て爲されたるものではなく、一に獨逸船舶の港灣出入監視のためのものであるとの辯明を發表した。その内容左の如し「日本の商船を誰何するは日本に對し無禮を爲す意思毛頭なく、日本も斯く解すべきに非ず。該行動は單にこれ等船舶が果して日本のものにして獨逸のものならざるをや確めんがためなり。英艦が日本近海にあるは全く警備任務に過ぎずして、日本に來着し又は日本より出帆する獨逸船舶を差押ゆるを目的とす。』(同月十四日同上)

事實その通りであつたとすれば、敢て英國のために毫も辯護する譯ではないが、必しも挑戰的意思の行動を以て論ずべきであるまい。我國が歐洲戦争に絶對不介入の態度を宣明したことは、現に香港を領有する英國として見れば、東亞の海面——たとひ我國の近海なるにもせよ——に自國艦艇を巡邏せしむる國際法上適法の行動を拘束せしむべき理由とはならぬのである（別に記する淺間丸事件参照）。尤もそれが『頗る非禮たるもの』と目すべきや否やは、見やう次第で肯否孰れにも云へる。國際法上の當否の問題は之を裁斷するの標準比較的に明晰であるが、國際禮讓上の是非の問題は感情の尺度次第で伸縮自在となるから、一定の原則を以て論斷するを得ない。この類の問題は國際法上の適法違法のそれとはせず、國際禮讓の問題として取扱ひ、國民の心理を能く對手國政府に會得せしめ、徒らに不快の念情を挑發せしめざるやう互に外交手段の上に最善を盡すのが執るべきの道であらう。

三二八六 然しながら、たとひ公海に於てなるにもせよ、中立國の領水の直近地點に於て戰鬪の行はることは時として該中立人の生命財産に危険を及ぼすの懸念なしとせず、殊に空中戰であると、その懸念は一層大であり、又直接の戰鬪に非ざる別種目的の巡邏にありても、該中立國の通商に脅威を與ふるなしとせずといふ見地から、單に禮儀の問題とせず國際法の法則として之を爲し得ざることにすべしとの論は、近時學說として聞えぬではなく、殊に米國の學者の間にこの説は多いやうである。乃ち既に披露せるハーヴァード大學案に於ても『交戦者は中立國の領域内の生命又は財産に危険を及ぼすが如き該地域近接の公海に於て、若くはその水中又は上空に於て、敵對行動に従事することを得ず』（第十八條）、又『交戦者はその軍艦又は軍用航空機をして中立國の通商又は産業を苦惱せしむるが如き方法にて該國の沿岸沖を巡邏せしむることを

本問題に
關するハ
F1 ヴァ
關するハ
大學案

得ず』（第十九條）との規定案を立てた。現行の國際法則の解釋論でなく將來の立法問題としては、必しも考究に値せぬではない。

三二八七 交戦國軍艦が中立領水を通過する場合（及び進んで中立港に入らんとする場合）には、或は該中立國の水先案内人を必要とすることもあらう。この際には該中立國は交戦國軍艦の之が使用に敢て干渉するに及ばぬ譯で、海戦中立權利義務條約も第十一條に於て『中立國ハ其ノ公許水先人ヲ交戦國軍艦ニ於テ使用スルニ任スルコトヲ得。』と規定する。（獨逸は之に不同意で、本條約調印の際に本條を留保した。）

右にある『公許』とは“licenced”や、即ち“official pilots”を意味し、各場合毎に一々政府の authorize する水先人を意味するのではない、といふことが當年の會議議事録の上に明かにされてある。

本條の交戦國軍艦に依る公許水先人の使用は、無論中立領水内に於ての使用に係るものと解すべく（Oppenheim, II, § 353, p. 467; Westlake, II, p. 247）、領水外に於ての使用は中立國政府之を禁すべきこと一八七〇年の普佛の役に英國政府の執りたる例、即ち英國水先人の英國の領水以外に於て兩交戦國の孰れのためにも水先案内に當るのを禁じたることに徴すべきである（但し海難の場合はこの限りにあらずとし）。中立國にしてその水先人を自國の領水外に於て交戦國軍艦に許すやうな場合には、對戦國は之に對して抗議し得るは勿論である（Oppenheim, II, § 353, p. 467）。

三二八八 交戦國軍艦の中立領水通過に關しては、土耳其の海峡は一種の特異性を有し、而して該海峡の現地位を確定したる一九三六年のモントルウ條約には我國も調印國の一員であるから（留保附ではあるも）、茲に同條約の由來及びその内容を略述して置きたい。

第三款 交戦國軍艦の中立領水にて受くる許容及び制限

五〇七

中立國公
先案
水先人の
内人自由
使用

土耳其
其外
海峡
通過
問題

土耳其のマルモラ海を西はエヂアン海に、東は黒海に相連ぬるダルダネルス及びボスフォラス兩海峽の地位、簡単に云へばダルダネルス問題が、過去一百三十年の久しきに亘り英國の甚大の關心を繋ぐ所であり、別して十九世紀の後半以降近東に於ける英露角逐の焦點であつたことは、歐洲外交史の一端を窺へる何人も熟知する所で、今さら絮説を須むない。

ダルダネルスに依りて扼せらるる君府は、今より千五百有餘年前にビザンチン帝國の首府となりたるが、十五世紀の中葉土耳其が之を領有するに至りたる以來、外國軍艦の兩峽通航を禁ずる方針を執り、今より百三十年前の一八〇七年、英國艦隊は土廷の故障を排して通峽を強行したが、翌々〇九年の土耳其との謂ゆる『ダルダネルス條約』に於て外國軍艦の兩峽通航禁止に關する土耳其の權利を承認し、更に一八四一年の倫敦條約、一八五六年のバリ條約はそれを確認した。(尤もバリ條約では外國使臣館用及びダニユブ河の航行保護用の輕巡洋艦各二隻の通峽は認められてあるも、それは例外的認許に過ぎない。)のみならず同じバリ條約は黒海を中立化し、隨つて露國は黒海沿岸の武装を撤去し、且海軍力を黒海に維持するを得ざることになり、その結果として露國海軍の地中海に活動するの道は全く鎖された。露國は勿論不満であつた。故を以て露國は普佛の開戦を機として、自らその拘束より既に解放されたりと稱し、以て國際條約を一方的に廢棄するの惡先例を開いた。それでは條約の神聖が保たれぬといふ所から、翌一八七一年一月國際會議が倫敦にて開かれ、露國も之に参加し、而して『凡そ國際條約は平和的協定の手段にて締約諸國全體の同意あるに非ざる限り、何れの國もその約束より離るるを得ず、又その條項を變更するを得ずといふを以て國際法の須要なる一原則とす。』との決議を見るに至つた。次で同年三月十三日調印の倫敦條約に於て改めて露國の主張を容れ、

黒海中立化の條項は之を削除し、隨つて露國が黒海に海軍力を備へ及び要塞を築くのを自由とし、外國軍艦の通峽は原則として之を禁ずるも、土耳其はその裁量に依り外國軍艦の通峽を許すを得と爲し、斯くして露國のバリ條約無視の行動をば改めて合法化したものである。

三二八九 當年の倫敦條約の規定は爾後五十年の久しき、兎も角も效力を持続したが、第一次大戰直後の一九二三年にダルダネルス海峽條約の成るに及び、事態は一變した。この海峽條約は、同年七月二十四日ラウサヌに於て調印の對土講和條約の附屬として同日付にて土耳其を一方とし英佛伊日の四國及び兩海峽を貫流する水面に利害關係を有するバル幹の三國(羅馬尼、勃牙利、及び希臘)を他の一方として調印されたもので、蘇露國は會議には参加したるも、條約には調印しなかつた。斯くして新に成れる一九二三年の海峽條約は、兩海峽に於ける『海路又は空中の通過及び航行の自由の原則を承認』し、以て兩海峽の地位に根本的更正を加へた。嘗に商船が平時戰時を問はず自由に通峽するを得るのみならず(但し土耳其が交戦國たる場合には該商船が敵を援助することなきの條件に於て)、軍艦とても平時自由通峽の權が之に認められる(但し噸數隻數に關する特定制限の下に)。嘗に平時のみならず戰時とても、軍艦は土耳其にして中立國たる場合には亦自由通航權を有する(但し『海峽に於て拿捕を行ひ、臨檢の權利を行使し、その他如何なる敵對行爲をも爲すこと』なきの條件に於て)。斯くの如くにして土耳其の古來の外國軍艦通峽禁止の權能は本條約に依り正式に非認められたのみならず、土耳其は兩峽の沿岸及び島嶼を無武装地帯とし、そこに要塞その他軍用機關の永久的設備、軍用航空設備、海軍根據地の設定等を爲すことを許されない(第四條及び第六條)。乃ち兩海峽の沿岸に對する土耳其の主權は認められたるにもせよ、恰もヴェルサイユ條約、次ではロカルノ

條約が獨逸のラインランドを無武装地帯としたる如く、該沿岸を擧げて無武装地帯と爲したもので、要は兩海峽及びその沿岸を調印諸國代表の監督の下に半ば國際化せしめた概がある。土耳其は之に調印はしたものの、即ちその締結は合意の結果に由れるものなるにもせよ、心底では無論之に慊らない。尤も土耳其の之がために感すべき軍事上の危険に對し安心を與ふる條項としては、これ亦恰もラインランドの防備がロカルノ條約調印國に依りて保障せらるると同様に、

第十八條 締約國は海峽及びその隣接地帯の武装解除が土耳其に對し軍事上不當なる危険の原因とならざること、並に交戦行爲が海峽の自由又は武装解除地帯の安全を危殆に陥らしめざることを希望し、左の規定に同意す。
通過の自由に關する規定の違反、不意の攻撃、又は何等の交戦行爲、若くは交戦の脅威が海峽航行の自由又は武装解除地帯の安全を危殆に陥らしめたる場合には、締約國殊に如何なる場合に於ても佛蘭西國、英帝國、伊太利國、及び日本國は國際聯盟理事會に於て之がため決定すべき一切の方法に依り共同して之を阻止すべし。

前項に規定する行動を必要ならしめたる行爲の終止したる後に於ては、直ちに本條約に規定する海峽の規定は再び嚴格に適用せらるべし。

海峽の武装解除及び自由に關する規定の一部を爲す本規定は、締約國が國際聯盟規約に基きて有すべき權利義務を害せざるものとす。

の規定はあるも、僅にこの一ヶ條だけで、且僅に國際聯盟理事會の決定なるものに保護を繋ぐといふに過ぎない。即ちその安全保障はロカルノ條約の下に於けるその如くに、保障國の自動的發動に依るものではなくして、國際聯盟の決定ありて始めて發動するのである。而して國際聯盟の決定の概して不徹底、不得要領のものたることは、過去の經驗の證する所である。國際聯盟にして當初の理想通り眞箇に國際政治の樞軸で

あり、聯盟理事會の決定が各國の行動を律する最權威のものであるならば別であるが、滿洲事變に引續いてエチオピア問題、支那事變等に對する措置振りよりして、聯盟の權威が今日よしんば全く地を拂つて去れりと見るは酷評なりとするも(現戦時中は別論とし)、大國の前にはその行動を牽止するの力なく、聯盟などを當てにして居つたのでは不安限りなし、といふ感想の殆く全世界の人心を支配せるの事實は、到底掩はんとしても掩ひ得ない。特に土耳其の如き、之を痛切に感じた。

三二九〇 是に於てか、輓近國際政治に著しく目覺め來れる土耳其は、一九二三年の海峽條約を根本的に更正することに決意し、一九三六年四月、海峽條約の調印諸國に對し、歐洲の政治的及び軍事的局面の變化に鑑み前掲第十八條の規定は最早や土耳其の安全に對する有效的保障とならずと論じて同條約の改定方を要求した。その結果が同年七月のモントルウ(デュネーヴ湖畔の Montreux) 會議である。

この會議に於て土耳其代表は兩海峽に關する新條約案を提出した。その核心となれる條項は概略左の如きものであつた。

- (一) 土耳其は兩海峽及び附近の島嶼に要塞を築き守備兵を置くの權を回收すること。
- (二) 現條約規定の海峽國際委員會を廢止すること。
- (三) 兩海峽の軍艦通過に關する規定を一層硬化せしめ、航空機は軍用及び民用共にその通過を禁ずること。土耳其以外の國々の軍艦の海峽通過は一時に一萬四千噸を超ゆべからざること。黒海に入れる海軍力は一時に二萬八千噸以上を維持するを得ず、又黒海より出づる黒海沿岸國のそれは艦數に制限なきも、一時に一萬四千噸を超えしむるを得ざること。

(四)海峡の武装解除地帯の攻撃に對し之を防護する英佛伊日の四國の保障は之を廢止すること。

この新案は自然從來の海峡條約の全更正に互るのみならず、特に右の(三)は外國軍艦の黒海への入峽權及び黒海沿岸國殊に蘇露國の軍艦の出峽權の消長に係るや大である。抑も一九二三年の海峡條約は、嘗に土耳其が之に依りその主權行使の上に制限を受けたに止まらず、露國から見ても不利とする所のものであつた。同條約には『一國が黒海を目的地として海峡を通過せしめ得る最大の軍力は黒海沿岸諸國に屬する最強の艦隊にしてその通過の當時同海に現存するものの軍力を超ゆることを得ず。尤も諸國は時及び事情の如何を問はず一萬噸を各超過せざる軍艦三隻を超えざる軍力を黒海に派遣するの權利を留保す。』とありて(附屬書、二のイ第二項)、この規定は戰時土耳其が中立國たる場合にも適用せられ(同上第一項)、隨つて蘇露國は他國と交戦する場合に黒海に於て劣勢ならざる海軍力を維持するを得る譯であるが、對戰國が強大の海軍を有する數ヶ國となる場合には、海峡を通過して黒海に入り得る敵艦は、別箇的には右の制限の下に蘇露國の艦艇に比し優勢ならずとするも、聯合せば遙に優勢となるべく、この優勢なる敵の聯合艦隊を黒海に邀ふることの可能性あるを想へば、右の規定に對し蘇露國は自然不安を感じざるを得ないのである。

されば外國軍艦の通峽に關する制限は之を黒海沿岸國(主として蘇露國)には適用すること勿らしめんと欲する蘇露國の代表リトヴィノフは、土耳其の提案に對し右の主張に基く修正案を提出した。要は蘇露國艦隊の黒海と地中海との連絡を全然自由にせんといふにある。蘇露國の海軍力は今日に於ては問題と爲すに足らざるも、將來は増大せらるるの可能性なしとせず、然る場合には黒海は宛然蘇露國の一湖水と化され、地中海は蘇露國海軍の活動舞臺となるであらう。故を以て地中海に利害關係を有する英伊兩國、及び太平洋國

たる我が日本も、蘇露國の右の主張に同意するを好まない。英國代表は右の見地から當初之に反對したが、後に讓歩的の一對案を提出した。その要旨は、黒海に濱せざる諸國には三萬噸までの軍艦の通峽權を認むべく、特別の場合には四萬五千噸までを認むること、といふのである。つまり墾詰の黒海沿岸國の軍艦が地中海に出づるのを許すのは他國の軍艦が黒海の壘内を搔廻すことに比し危険少なかるべしといふ見地から、黒海を小海軍以外の外國の前には事實的に閉鎖するも、黒海沿岸國の海軍の地中海に出動することは大目に見てやるといふ新主義である。この對案は事實に於て露國の修正案を受諾するものである。英國既にこの態度に出でたのであるから、他の列國も勿論異議なく、そこで折衝約一ヶ月に互りたる末、右の點に關し左の妥協案(第十六條)が成立した。

『戰時土耳其政府が中立國たる場合には、各國の軍艦並に補助艦艇は第九條乃至第十五條に規定せられたる平時に關する條件の下に海峡通航の完全なる權利を享有す。

『但し交戰國の軍艦並に補助艦艇に對しては、國際聯盟規約上の義務に關する第二十三條に基く場合、及び聯盟規約の體制内に於て土耳其政府の締結したる協約又は締約に基く場合を除き海峡通航を禁ず。』

即ちこの妥協案に依れば、兩海峡は戰時に於て交戰國軍艦の通航を一切禁ずるも、その例外として(一)國際聯盟規約の權利義務上、即ち主として第十六條の制裁規定發動の場合に於て、制裁參加國がその軍艦を通航せしめんとするとき、及び(二)土耳其を調印國の一員とする聯盟の機構内に於ける局地的協定(例へば相互援助條約の如き)に基く義務を履行するため一國又は數國が被侵略國を援助せんとするとき、この兩場合には通航の自由を有する。別言すれば、聯盟規約又は准聯盟規約に基いて行動する場合に限り兩海峡通航の自

由が認めらるるのである。

三三九一 然るに右の如くになると、非聯盟國にして聯盟機構内に於ける相互援助條約の如きものに加入し居らざる國には、その自由が認められない。この差別的待遇の結果として、例へば日蘇間に萬が一にも開戦を見るが如き場合に、蘇露國にして聯盟を利用するに於ては、我國は聊か不利の地位に立つを免れない。故を以て帝國政府は右の調印に際し、概要(一)新條約に定められたる各種の規定は非聯盟國たる日本の地位を何等改修するものに非ざること、(二)聯盟規約及び局地的相互援助條約より生ずる以上の二例外に該當する事態の發生したる場合には、帝國政府はその事態に關し認定の自由を有すること、の二點を留保した。この留保は、徒らに聯盟の決定する所に引廻はさるるの危険に向つて止めを刺すに效あつたこと勿論である。而して帝國政府の右の留保は議事録の上に於て明確に参加各國の承認を得たと承知する。

三三九二 斯の如くにして一九二三年の海峽條約に代はるべき新條約——土耳其の主權に對する從來の制限の撤去及び土耳其の海峽地帯の再武装を主眼としたる——は成立した。新條約は本文五款、二十九ヶ條、外に附屬書四部、議定書一部より成り、本文の第一款は商船の通峽に關する原則を定めたもので、大體は一九二三年の條約規定を踏襲し、更に通峽の商船に對し土耳其政府の施行すべき検査に關する詳細の規定を加へたものである。第二款は軍艦の通峽に關する規定であり、第三款は非軍用航空機の海峽上空の通過に關するもの、第四款は一般的規定の題下に海峽國際委員會の廢止、外國軍艦の通峽に關する土耳其政府の國際聯盟への報告等のこと、第五款は本條約の批准交換、實施期日及び存続期間、修正手續等に關する最終規定である。以上の各款及び附屬書竝に議定書の規定事項の重なるものを一つ書にすれば概略左の如くである。

帝國政府
の留保新條約の
内容

第一。締約國は兩海峽及びマルモラ海に於ける通航自由の原則を承認すること(第一條)。

第二。商船は平時戰時を通じ自由通峽の權利を有すること。但し土耳其と交戰状態にある國の商船はこの限に在らず(第二條及び第五條)。

第三。舊條約にありては、平時通峽の外國軍艦數に關し土耳其は何等責任を負ふことなしとの規定ありたるが、新條約にありては、輕小軍艦及び補助艦艇にはその國籍を問はず自由通峽の權を認めたるも、通峽の外國軍艦の最大限度をば合して九隻、一萬五千噸と爲したること(第十四條第一項及び第二項)。大噸數の主力艦の通峽は一隻とするも、その一隻は護衛として二隻までの水雷艇を伴ふは妨げなきこと(第十一條)。燃料輸送の補助船は噸數の制限を受けざること(第九條)。前記の隻數噸數の制限に關しては、通峽の際に海難を蒙りたる場合はその限に在らざること。右軍艦の修理は土耳其政府の規則に従つて之を行ふこと(第十四條第四項)。

第四。外國軍艦にして土耳其政府の招請に基き短期間の儀禮的訪問を爲すものにおいて、艦種及び噸數の如何に拘らず通峽するを得ること(第十七條)。

第五。舊條約にありては、非黑海沿岸國が黑海に於て保有するを得べき海軍力の最大限度は之を蘇露國の艦隊の勢力に標準を取りて定めたるが、新條約にありては、非黑海沿岸國の右の限度は、黑海に於ける最大の艦隊の噸數に順應して一國に付一萬噸乃至一萬五千噸、合計して三萬噸乃至四萬五千噸と爲したること(第十八條第一項)。且新條約には舊條約に無かりし制限、即ち非黑海沿岸國の軍艦は黑海に二十一日以上碇泊するを得ざることの規定が設けられたること(第十八條第二項)。

第六。日本海軍練習艦隊の海峽港訪問に關しては、既に艦齡を超過したる淺間、八雲、磐手の三隻中その二隻は同時に之を爲すを得ること。二隻の噸數は合せて一萬五千噸に相當するものと看做すこと(第三附屬書)。

第七。潛水艦の通峽は黑海沿岸國が外國に於て建造し又は修理するものに限り土耳其政府へ通報の上根據地に向つて

第三款 交戰國軍艦の中立領水にて受くる許容及び制限

通航するを妨げざること。但し晝間水面を航行するを条件とすること(第十二條)。

第八 戦時土耳其が中立國たる場合には、交戦國以外の外國の軍艦には第十條乃至第十八條規定の平時に於ける條件の下に通航の完全なる權利を認むるも、交戦國の軍艦に對しては、それが國際聯盟規約の制裁規定に依りて行動するもの、若くは聯盟規約の機構内に於て土耳其をその調印國の一員として拘束する所の相互援助條約の下に被侵略國に援助を與ふるもの、を除く外その通航を禁ずること(第十九條)。

第九 土耳其が交戦國たる場合には、外國軍艦の通航の許否は一に土耳其政府の裁量にて決するを得ること(第二十條)。たとひ未だ開戦に至らずとも、土耳其が開戦の脅威に直面したるとき亦同じ(第二十一條第一項)。尤もこの場合に於て、聯盟理事會が三分の二以上の多數を以て反對の決意を爲したるときは別であること(同條第四項)。

第十 非軍用航空機は、舊條約に依れば兩海峽の上空の通過の自由に制限は無かつたが、新條約の下にありては土耳其政府の指定する航路に依るべきこと(第二十三條第一項)。

第十一 非軍用航空機の定期業務の飛行にありては、通過期日の總括的預告を土耳其政府に提出するを要すること。不定期のそれによりては三日以前に豫告するを要すること(以上)。

第十二 海峽國際委員會は之を廢止し、その權限は之を土耳其政府に移讓すること(第二十四條第一項)。

第十三 土耳其政府は海峽に於ける外國軍艦の動靜に關し國際聯盟事務總長及び締約國政府に年報を送付すべきこと(同條第五項)。

第十四 土耳其政府は即時海峽地帯の再武裝を行ふことを得ること(議定書)。

即ち之を要約すれば、この新條約により土耳其は舊條約に依る拘束より脱却し、往昔に還元して再び兩海峽の完全なる支配權及び海峽沿岸(並に附近の島嶼)の武裝權を把握するを得たのである。勿論土耳其は新條約の下にありても、特定艦船の自由通航に關し一種の國際地役の義務を負ふて居る。けれども、これは例へば

丁抹のサウンド海峽、南米の南端のマゼラン海峽等にも見る所で、必しも土耳其として不名譽のことではない。又蘇露國も之に依り今や黒海の自國海軍力に關する從來の羈束より正式に離脱するに至りたるのみならず、黒海沿岸國以外の諸外國がその軍艦を黒海に入れんとするには噸數に就て制限を受くるに反し、蘇露國の方からは事實無制限的に自國軍艦を地中海に繰出すを得ることになつた。これは蘇露國として一大成功たるに相違ない。これ等の新事態を英、佛、蘇露、希臘、ユーゴスラヴィア、羅馬尼、及び土耳其は無條件にて、又我が日本(及び勃牙利)は前述の留保附にて、孰れも受諾したる結果、之を骨子とする新條約即ち謂ゆるモントルー條約は同一九三六年七月二十日を以て前記九ヶ國間に調印せられ、多年の海峽問題も茲に解決を告げた。

第二目 入港

三二九三 凡そ中立國は、その港、泊地、又は領水に交戦國軍艦(又はその拿捕したる船)の航入を是非共許さねばならぬ義務あるのではなく、必要と認めばその全部又は一部を閉鎖し、之に航入するを禁ずるを得るは勿論である。昔に戦時のみと限らず平時に於ても、外國軍艦の入港に關しては、以前は無制限且無條件的たるを普通とせしも、近代にありては之に制限を設け又は條件を附する例は往々ある(殊に北歐諸國の如き)。例へば入港の場合は豫め外交機關を通じて通告を爲さしむること、碇泊日數を限ること、特定の港に入るを許さざること、港則を遵守せしめ殊に檢疫規則に服せしむること等はその一端である。別してそれが軍港であると、取締を一層嚴重にする。諾威の一九二二年一月二十日制定の規則(同年八月二十一日及び

入港の條、
件、制限、
又は禁止
の制定權

一九一四年九月十一日に累次改正ありに依れば、凡そ外國軍艦にして諾威の軍港又は要港に入らんとするものは、特別の例外を除き（外國元首の搭乗する軍艦及び護衛艦、その他二三の例外が掲げてある）、豫め艦名及び艦型を記して諾威政府の許可を受くるを要し、且特別の場合の外同時に三隻以上碇泊することを得ず、又碇泊期は八日を超ゆることを得ずとしてある。況して戦時となると、交戦國軍艦の入港に關し平時と異なる種々の取締法規を平時より、又は中立國として戦時に於て、特に制定するのが寧ろ普通で、その取締の主眼は、中立港を作戦根據地を利用せしめざることにある。時には戦時に於て特定の港を交戦國軍艦の前に全然閉鎖することもある。一八五三年の露土戦役に埃甸國はカッタ港を、一八六二年即ち南北戦役中英國は西印度の英領バハマ島諸港を、又一九〇四年の日露戦役に瑞典諾威は國內の若干の港及び水道を、孰れも一時閉鎖した。既に之を閉鎖するの權があるから、況してその航入に關し特定の條件若くは制限を自主的に設くるの權あることは論を俟たない。

三二九四 中立國が交戦國軍艦の拿捕したる船を入港せしむることに關しては、英國は南北戦役、普丁戰役（一八六四年）、及び普佛戰役に孰れも發布せるその中立規則に於て（一）被拿捕船を伴ふて入港する艦船は直ちに出港するを要す、（二）軍艦に變更せられたる船は之を被拿捕船と認めず、（三）天候險惡の場合に於ては前二條を適用せざることを得と定め、米西戦役に於ては、更に『交戦國の武装船はその拿捕したる船を英國及び海外屬領地並に植民地の領水若くは水道に引致することを得ず』（第四條）と規定し、日露戦役の折にもこの規定を適用した。即ち要するに被拿捕船の入港を許さざるを原則としたものである。斯く入港を禁じ若くは許すにしても、その條件は中立國政府之を自由に制定するの權を有すること論を俟たない。ただ然し

但し均等
の適用を
要す

ながら、斯かる禁止若くは條件を規定したる上は、その規定は須らく之を交戦國の双方に均等に適用すべきで、一方に偏課するが如きは許されず、といふのが海戦中立權利義務條約の左記條項の趣旨である。

第九條 中立國ハ其ノ港、泊地、又ハ領水ニ交戦國軍艦又ハ其ノ捕獲シタル船舶ヲ入ラシムルコトニ關シテ定メタル條件、制限、又ハ禁止ヲ交戦者雙方ニ對シテ均等ニ適用スルコトヲ要ス。
中立國ハ其ノ定メタル命令及規則ヲ遵守スルコトヲ怠リ又ハ中立ヲ侵害シタル交戦國艦船ニ對シ其ノ港又ハ泊地ニ入ルヲ禁ズルコトヲ得。

三二九五 凡そ軍艦は平時と戦時とを問はず、外國の領水に入るあらば、その地の港則、檢疫規則等地方的法規を遵守すべきことは、右の第二項を俟つ迄もなく當然のことである。軍艦は外國の領水に於て治外法權を有するから、その國の法規の拘束を受けぬことは勿論であるが、その故を以て軍艦は入港地の法規を無視して可なりといふ結論を伴ふものではない。治外法權と地方的法規の遵守とは全然別で、兩者同時に兩立するものである。帝國軍艦外務令には第三條の第二號に『軍艦ハ外國ノ法權ニ服セズ、從テ外國ノ警察權、裁判權、臨檢搜索權等ノ艦内ニ行ハルコトヲ許サズ。』とあるも、同時に第七條に於て『軍艦ハ外國港灣ニ出入ノ際及其ノ碇泊中ハ其ノ地ノ港則及衛生規則ヲ遵守セムコトヲ要ス。』とあるは、この理に由れる當然且適切の規定である。

三二九六 されば交戦國軍艦（及びその捕獲したる船）にしても、それが中立領水に入る場合には、その領水の地方的取締法規を遵守すべきは當然であり、而して之を遵守することを怠り又は中立侵害の行爲あるに於ては、該中立國はその之に入るを禁ずるを得るは勿論である。その入るを禁ずるを得る場所は、右の第

軍艦は外
國の港則
を遵守す
るを要す

法規を無
視せば入
港を禁ず
るを得

二項の文句では専ら港又は泊地 (ports or roadsteads) に限られてある。本條項の原案には港、泊地の次に領水の文字があつた。けれども確立案に於ては、それが削除せられた。削除の理由は詳でないが、たとひ港又は泊地以外の領水に於けるにしても、交戦國軍艦にして例へば該中立國制定の港の内外に亘る檢疫規則、水上警察規則、その他領水内の安寧秩序を維持するに必要な地方的法規を無視し、又は領水内に於て中立侵害の行爲あるに於ては、領水主權の發動として之に入るを禁じ得ざる理は無い。(前掲の帝國軍艦外務令第七條の『港灣』の語も、必しも港と灣とのみに限らず、寧ろ廣く領水の意味に解するのが妥當であらう)。會ては南北戰役の折に伯刺西爾政府の發したる中立規則には、孰れの交戦國側の軍艦にしても、一たび帝國(當時伯刺西爾は帝國であつた)の中立を侵害したるものは、現戰役中再び國內諸港に入るを許さず、又中立侵害となるべき行爲を企圖したる艦船は總て何等補給品を得さしむることなくして即時之を領水外に退去せしむ、との規定があつた (Hall, § 307, p. 176)。又中立國はその中立維持の政策上の必要に鑑み、當分の間絶對に交戦國軍艦の入港を許さずと爲すも敢て違法でない。斯かる例は日露戰役當時、北歐諸國の執つた所である。中立國にして兩交戦國軍艦の間に不均等且不公平の取扱を爲さば、不利を感ずる交戦國は勿論異議を挟むに何等妨げないが、且之を挟むを當然とすべきが、苟も双方に對し均等且公正に入港の許否を爲す限りは、苦情の種とは成り得ないのである。(中立侵害の交戦國軍艦に對し入港その他の便宜を拒否するのは均等の取扱と毫も撞着するものでない)。

潜水艦の
入港に關
する取締

三三九七 前記第九條にある交戦國軍艦とは、該條約の議定當時に於ては専ら水上艦を意味したものであるが、その後潜水艦が異常の發達を遂げ來りたる現代にありては、右の規定は潜水艦にも均しく適用せらる

潜水艦の
別投に關
する英佛
の要求

べきであるか。このことは第一次大戦中に一問題となつた。一九一六年八月二十九日、英佛兩國政府は中立諸國政府に對し『交戦國の潜水艦船はその如何なる目的に供せらるるものたるを問はず [“all submarine vessels whatever the purpose to which they are put”] で、即ち軍用の潜水艦たる通商用の潜水艦たるを問はずとの意味』中立國の領水、水道、及び港を之に利用するを得ざらしむべく、中立諸國政府に於て今日まで未だ適當の措置を執るに至らずば、至急之を執ることに致されし』と要求し、尙ほ

『潜水艦は水中に潜んで航行且碇泊し、總ての取締及び監視を逃るるを得るものであり、又交戦國のものか中立國のものか、將た軍用の潜水艦か非軍用の潜水艦かの見定めもつかない。斯かる特殊且新規の事態に依り、潜水艦には國際法の從來の主義をその儘に適用し難き點がある。且潜水艦にして根據地を遠く距る中立國の領水内に於て或は休息し、或は物資の補給を得るに於ては、その領水は則ち事實に於て一の作戰基地と化し、潜水艦はそれに依り勢力を増大するを得るものである。故に潜水艦には宜しく從來國際法規の認めたる利益を享有せしむるを廢し、之を中立國の領水、水道、又は港に入り且碇泊するを許さず、入るものは直ちに抑留することと爲すの要がある。』と縷述した。

三三九八 抑も戰時交戦國軍艦の領水通過に關し取締を爲すは該領水の主權者たる中立國の權利に屬すること勿論である。一八九四年の萬國國際法學會の領水に關する決議中には、中立國政府は右の取締を開戦の際に中立布告に於てするも將た交戦の進行中特別の規定を以てするも妨げずとある。これは戰時中に於て交戦國に對する取締規則の制定即ち取締方針の變更は中立義務の違反を構成する、と世上往々唱へらるる議論に止めを刺すの意に出でたものである。要するに交戦國軍艦の取締は中立國政府の權内にありて、交戦國よりの指圖に依りて行はるべきものでない。米國政府は蓋しこの見地からであらう、右の英佛兩國の要求に對

米國政府
は英佛の
要求を驚
愕視す

し同年十月十一日付の回答に於て、該兩國政府が潜水艦に關する新規の事態と稱するもの見解を以て中立國に押付けんとするを驚愕なりと爲し、殊に潜水艦が交戦國のものなるや中立國の所屬なるやを判定するは交戦國の義務に屬し、その判定を誤ることより生ずる悶着の責任は一に之を見誤りたる交戦國自身に屬すとの意を以て酬いた。

三三九 程なく獨逸潜水艦U五三號は、大西洋を航駛して米國のニューボート港に入つた。米國政府はその入港及び法定時間の碇泊を許した。斯くして該潜水艦は、同港にて別に補給を受けたる模様は無かつたが、間もなく同港を出で、マッサチュセツツの沖合(但し領水外)にて英船四隻、蘭船一隻、及び諾威船一隻を撃沈したる後再び同港に入つた(一九一六年十月八日)。米國政府の該潜水艦の入港を當初許したことは英國に於て勿論不滿の聲を以て迎へられ、上院の一問題ともなつたが、英國からは特に正式の抗議は出でなかつた。蓋し該潜水艦にしてニューボートに於て假に物資の補給を受け、その他作戦行動上に特別の便宜を得たならば兎に角、さもない限りは、正式の抗議を爲すに薄弱であつた關係でもあらう。然るに該艦がニューボートを出でて敵船及び中立船を撃沈し、然る上再び同港に歸泊したるに就ては、該敵對行動は領水外なりしとは云へ、その餘りに米國の沿岸に接近せる所であり、しかも襲撃を行つて後、指呼の間にある米國港に入りて一休みするなどは事實中立港を作戦基地として利用するものなりとて、米國內にも少なからず異論が起つた。その論旨は、假に英國軍艦の獨逸船の出入を監視するの目的にて米國諸港の沖合を徘徊することが米英の親善を脅威するものとすれば、獨逸潜水艦の米國沿岸より指呼の間の所にありて敵對行爲を演じ、敵船及び中立船を撃沈するなどは尙ほさら恕すべからざるものなること、殊に潜水艦は右の暴行を演ずる數時

米國は獨
潜水艦の
碇泊を許す

但し許否
の權は米
國にあり
と主張す

他の諸國
に於ける
潜水艦の
別取扱
諾、瑞、西諸
國の規定

間前までは米國港にありて碇泊の好意に浴し、且自由に出港するを許されたるに鑑み、その暴行は米國人に對し一層不快の念を興へたること、該艦の大西洋西部の出現は米國港出入の諸船を極度に危険ならしめ、隨つて米國港を事實的に封鎖したも同様なること等にあつた。米國政府内にては之に關し熟議を凝らしたるが、その結論は、該潜水艦の敵對行動は、その地點が如何に米國の沿岸に接近するにもせよ、兎に角公海であるから、その適法なることは大洋の眞中にて行はれものと同様で、米國としては之に對し苦情を云ふべき法的根據なきこと、然れども中立國の斯かる潜水艦を水上艦と同じ條件の下に於て同様に入港せしめざる可らざるかの問題に至りては自ら別で、即ちその入港を許容せざることの權利に就ては何等議論の餘地なきことといふにあつた(Garner, *Int. Law and the W. W.*, § 563, pp. 445-6)。但し米國がその權利と認むる所のものを爾後獨逸潜水艦に對し如何に行使したかは詳でない。

三三〇 斯の如く米國は、潜水艦を特に水上艦と殊別して取扱ふの理由なしとの見解を持したが、他の諸國中には潜水艦の別種取扱方を制定公布したものもあつた。例へば諾威政府は一九一六年十月十三日の布令を以て、交戦國の潜水艦は天候不良又は航海不能の如き不可抗力に由る以外に諾威の領水を航行するを許さざること、航海不能にて諾威の領水に入る場合には水上を航し且所屬國の國旗を掲ぐべきこと、通商的水船は日中に限り、且潜水することなく、國旗を常に掲ぐることを條件に於て入港を許可すべきことと定められた。獨逸は之を以て海牙條約の規定及び公平なる中立態度と相容れざるものと爲し、殊に米國が獨逸潜水艦の入港を容認するに比し不當の取扱なりと論じ、諾威政府に向つて抗議したが、その聽かれざるを見るに及び、報復的に諾威船の撃沈を一層強く行つたやうである。

瑞典政府も大體に於て諾威政府と同じ方針を執り、交戦國潜水艦の瑞典の領水の航行及び碇泊は左の布令（一九一六年七月十九日付）を以て之を禁ずることにした。

『外國潜水艦は瑞典の領水三哩以内に航入又は碇泊することを禁ず。犯すものは豫告を須みずして武力を以て之を擧げることあるべし。但し北はヴィキング燈臺（五十六度八分二〇）南はクラグシム燈臺（五十五度三十一分二〇）間に位するオレスンド通路を航行することは此の限に在らず。

『潜水艦にして天候不良若くは難破のため禁止區域に入らざるを得ざるに至りたる場合には、右の規定は之を適用せざるべし。但し該艦は禁止區域碇泊中常に水面に在るべく、且その存在を示す所の國際的信號の外、自國の國旗を掲ぐべし。該艦は碇泊の事由已み次第成るべく速に離去するを要す。』

されど瑞典政府は、當時英獨兩國の軍艦が頻々瑞典の領内に出入し、その取締の煩に苦む所から、遂にコグランド水道(Kogrand Channel)に水雷を敷設し、且自國以外の一切の船の出入を禁ずるの舉に出でた。即ち交戦國の潜水艦は勿論、その水上艦及び商船の通航をも禁じたのである。英佛諸國政府は、この禁令は聯合與國の船が獨逸軍艦の脅威を受くるなくして比較的安全にバルチック海に出入するを得る唯一の通路を閉鎖したもので、しかも瑞典政府は獨逸諸船のために一航路を開放し置くが如きは聯合與國に對する差別的待遇なりと爲し、獨逸が諾威政府に抗議したと同じやうに瑞典政府に向つて抗議した。瑞典政府は、右の禁令は兩交戦國の間に何等差別的待遇を爲すの意に非ずと回答し、瑞典の中立の誠意且公平を疑ふが如き問題はその交渉に入ることすら之を辭す時まで言明した（一九一六年九月九日付同政府の回答）。

その他和蘭及び西班牙兩政府も、凡そ交戦國の潜水艦は、天候不良又は船體機關の破損等の特別の場合の外、自國領水内に一切入ることを得ず、犯すものは戦時中之を抑留すべく、中立國の潜水艦は水上を航し且

國旗を鮮明に掲ぐる限り入港を許すことの布令を發して之を取締つた。之に對し聯合與國側にありては、潜水艦は水中を潛りて自由に航泊し得るものであるから、水上航行の要求及び監視は實際に於て困難であること、且交戦國に屬するものと中立國に屬するものとの識別も亦事實困難なることに鑑み、凡そ潜水艦は交戦國所屬たると中立國所屬たるとを問はず、一切中立領水に立入らしめざることに爲すべしとの要求を以て蘭西諸國政府に交渉する所あつたが、その妥結を見るに至らざる間に戦局は終焉を告げた。

IIIIOI 右様の次第であつたので、第一次大戦後には潜水艦の入港取締に關し種々の學說が世に現はれた。中には潜水艦の監視は絶対に困難であるから、その入港は絶対に禁ずることにすべしとの強硬説もあり（例へば O. Warren, "Troubles of a Neutral," *Foreign Affairs*, XII, 1934, pp. 377, 383）、將た中立領水には必ず水上に在るべきことを條件として入港を許すべしとの條件附許可説もある（例へば Higgins, *Notes on Hall's Int. Law*, § 231 a, p. 754）。孰れにしても潜水艦船は、その航行機能の特性に鑑み、中立港に入るに方りて水上艦船と異なる取締の要求せらるべきは當然で、殊に水上浮出の如きは必須の條件たるべきであらう。學說以外に國際條約又は條約案にして右様の規定を設けたるものには、例へば別に記する一九三八年の北歐諸國間の中立條約が第三條、又ハーヴァード大學案もある（第二十七條）。

IIIIOII 一九四〇年の汎米會議に於て戦時の國際法則に關する若干の決議ありたることは既に披露したが、その一つに潜水艦の米大陸諸國の港及び領水への航入に關するものがある。中には近代の學說の傾向を多分に取りて編綴したる條項もあるので、参考のため之を左に譯出する。

（前文略す）

第一。米洲諸共和国は巴奈馬調印の中立の一般的宣言に遵由し、その港津又は領水に交戦國潜水艦の航入を許さざることに決したるが、不可抗力に由る左の場合には之に例外を認むべし。(イ)海上の状態に由る避難の必要、(ロ)修理を爲すべき緊急の必要、(ハ)人道的性質の要求。

(一)以上の場合に於ては、中立國は該潜水艦をしてその中甲板以上を視識し得ざしむるが如くにして水上を航し、國旗を掲げ、且領水を航し又は港に入るを餘儀なくせしめたる事由を萬國信號にて表示せしむるを要すべく、尙ほ地方官憲の指令する水路及び水道を航せしむべし。

(二)航行の國際的自由が慣例又は條約に依り認めらるる領水にありては、潜水艦の航入禁止より除外すべし。

第二。巴奈馬調印の中立の一般的宣言に遵由し、その領水内に交戦國潜水艦の航入を許すことに決したる米洲諸共和国は、左の條件の下に之を許すことにすべし。

(一)該潜水艦をしてその中甲板以上を視識し得ざしむるが如くにして水上を航し、且國旗を掲げしむべく、尙ほ地方官憲の指令する水路及び水道を航せしむべし。

(二)港津に入る場合には、各場合毎に地方官憲の特別許可を受けしむべし。

第三。交戦國潜水艦にして第一條及び第二條に依り中立國の領水又は港に入るを許されたる一切の場合に於ては、潜水艦に關し特別の規則なき限り、交戦國の水上艦を律する一般的規則の下に立たしむべし。

第四。交戦國潜水艦にして前項に掲ぐる法則の違反となるべき行爲又は不履行ありたりと中立國に於て認定したるときは、交戦の終局まで該潜水艦をその艦員と共に留置することを得。

第五。中立國はその領水に於ける中立國潜水艦の航行に關し、該艦の國籍を確め且交戦國のそれと混同することを防ぐため、之をして前記第二の(一)の規則に依らしむべき條件の下に立たしむることを得。

(Amer. Jour. of Int. Law, Vol. 34, April 1940, Suppl., pp. 78-80)

碇泊に關する二十四時間制

その由来

第三目 碇泊及び出港

IIIIOIII 中立國の港、泊地、又は領水に於ける交戦國軍艦の碇泊に關しては、由来『二十四時間碇泊制』(“The rule of twenty-four hours' stay”)なるものがある。この二十四時間碇泊制は、後に述ぶる兩交戦國軍艦の出港に關する『二十四時間間隔制』(“The rule of twenty-four hours' interval”)より後に發達したる國際慣例で、隨つて沿革上からすれば、間隔制を説いた上にて碇泊制に移るのを順序とすべきが、出港は碇泊した上のことであるから、行動の順序から先づ碇泊制のことを述ぶることとする。

IIIIOIV 二十四時間碇泊制を創めて案出し、創めて之を交戦國軍艦に適用したのは、南北戦役中に於ける英國であらう。その頃までの二十四時間制と云へば専ら二十四時間の間隔制——中立港内に於て交戦國の双方の軍艦が同時に入港し合ふた場合には一方の軍艦が出港してから二十四時間を経過した上に非ずんば他方のそれは出港するを得ずといふ法則——のみであつた。この二十四時間間隔制は、元々交戦國軍艦をして中立港を害用するの弊を防ぐの趣旨に出でたものであるが、しかも該間隔制のみにては未だ以て所期の目的を達するに不充分であることを英國は發見した。といふのは、南北戦役中、南軍の一巡洋艦 *Yashville* が修理のため英國サウザムプトン港の一船渠に入るや、之を間知れる北軍の一巡洋艦 *Tuscarora* は、前者を同港に長へに閉込めんとて、來りて同港の入口に碇泊し、陸上の同志と通信連絡を取り、斯くして前者がその修理を終へて同港を出發せんとするや、後者は之に先んで出港し、次で二十四時間以内に再び入港し、更に同港又入港し、之を反覆すること回を知らず、ために前者は毎々出港の機会を失し、遂に事實的にサウザムプ

トン港に封緘せらるるの姿となつた。されば從來の二十四時間の間隔制のみにては斯かる弊害の生ずる穴あることに氣附きたる英國は、凡そ交戦國軍艦にして英國の港に入れるものは必ず二十四時間以内に出港すべく、天候の險惡、破損の修理、若くは必需的糧食の補給のため該時間内に出港し能はざる場合には、その事由の已むと共に能ふ限り速に出港すべし、との新布令を出し、後には米國及び伊、蘭、その他北歐諸國も之を自國の法令に採擇した。(但し佛、露、獨の三國は當時之に賛しなかつた)。これが二十四時間碇泊制の起原と云はれてある。

三三〇五 斯くして二十四時間碇泊制は漸次國際慣例となり、米西及び日露の兩戰役に於ても中立諸國に依りて概ね適用せられた。この兩戰役に際し英國政府の布告したる中立規則には、孰れも

『交戦國の軍艦にして英國の港、泊地、又は領水に入りたるものは、天候險惡の場合、若くは乗員の生活又は破損修理のために必要なる糧食又は物資を要する場合の外、二十四時間以内に離去して航行することを要す。孰れの場合に於ても當該港又は最附近港の官憲は、二十四時間の經過後は能ふ限り速に航行すべきことを該軍艦に要求すべく、需物資はその即時の使用に必要なるもの以上の積入れを許さざるべし。修理のため碇泊を許されたる交戦國軍艦は、必要の修理の終りたる後は二十四時間以上の碇泊を之に許すことを得ず。但し右限定したる期間は、必要の場合には二十四時間の間隔制を有效ならしむる限度に於て之を延長するを得るも、その以外には如何なる場合にも延長することなし。』(第二條)

とあつた。海戦中立權利義務條約もこの二十四時間碇泊を採擇し、第十二條乃至第十四條に於て之を左の如くに規定する。(一八八八年の蘇士運河條約、及び巴奈馬運河に關する一九〇一年のヘー・ボウンスフォート條約にも同様の規定がある)。

米西、日露兩戰役に於けるその適用

第十二條 中立國ノ法令中別段ノ規定ナキトキハ、交戦國軍艦ハ本條約ニ規定シタル場合ヲ除クノ外、二十四時間以上中立國ノ港、泊地、又ハ領水ニ碇泊スルコトヲ得ズ。

第十三條 開戦ノ通知ヲ受ケタル國ガ自國ノ港、泊地、又ハ領水ニ交戦國軍艦ノ在ルコトヲ知リタルトキハ、該國ハ右軍艦ニ對シ二十四時間内又ハ自國法令ニ規定シタル期間内ニ出發スベキコトヲ通告スルコトヲ要ス。

第十四條 交戦國軍艦ハ破損ノ爲又ハ海上ノ状態ニ因ル場合ヲ除クノ外、法定期間以上中立港内ノ碇泊ヲ延長スルコトヲ得ズ。右軍艦ハ遅延ノ原因止ムトキハ直ニ出發スベキモノトス。

中立ノ港、泊地、及領水ニ於ケル碇泊ノ制限ニ關スル規則ハ専ラ宗教、學術、又ハ博愛ノ任務ヲ有スル軍艦ニ之ヲ適用セズ。

三三〇六 第二回海牙平和會議に於ては、右の第十二條に關し當初種々の原案が提出された。中にありて露國案(第四條)には、交戦國軍艦の中立港及び中立領水に碇泊するを得る期間は該中立國之を定むとしてあつた。意は、英國その他若干國の國內法規に規定してある二十四時間制は必しも普遍的の法則と認め難きこと、碇泊期間は一に中立國の裁量にて決せしめて然るべきこと、といふにある。これには獨逸代表も賛成であつた。之に反し英國案(第十一條及び第十二條)、日本案(第二條)、西班牙案(第三條)には、孰れも交戦國軍艦は特別の場合を除く外二十四時間を限り碇泊するを得としてあつた。審査委員會にてはこれ等の諸案を討究したる末、中立國は交戦國軍艦の碇泊期を限定するの權あること、中立國がこの權利を行使せざる場合には該期間は二十四時間たるべきこと、といふ原則を立てた。之に對し日英兩國は賛成したるも、獨露兩國

海牙會議に於ける本條約第十二條

戦場の近
接地に限
らしむる
獨逸案

は慊らない。されば第十二條(及び第十三條)の案文が成るや、獨逸代表は兩條の『中立國ノ港、泊地、又ハ領水』の前に『戦場に近接する』の一句を挿入せんことを提議した。謂ゆる戦場とは、交戦國の一方の軍艦が巡邏し、臨檢搜索を行ひ、船の拿捕を行ふ所の廣き海面ではなく、交戦國の双方の艦隊が現に出會ひ又は出會ふものと豫期せらるる所の限られたる海面の意味といふ説明であつた。この提議の要旨は、

『交戦國軍艦の碇泊期間を、特別の場合に別とし、二十四時間に限るに於ては、廣き海岸線若くは多數の島嶼を有するも海軍力の比較的微弱なる中立國としては、監視の責任が容易でないから、二十四時間制は之を戦場附近の領水に限らしめ、その餘の領水に就ては、單に交戦國をして中立侵害の擧なからしむるだけの監視を爲すに止め、碇泊期間の如きは時と場合の裁量にて然るべく決せしむれば足りる話である。或は戦場なるものの範圍は、當該中立國をして任意に決定せしむるには餘りに漠たりとの説もあらんが、事實必しも之を決定するに難からず、現に米西戦役の海面戦場といへば、専ら比律賓及び西印度方面のみで、地中海や大西洋東部の如きは全然之に入らざりしことに徴しても知るべきである。通信機關の發達せる現代にありては、交戦國の艦隊の根據地が大凡どの邊にあり、海戦が大凡どの方面で起るべきかは推定し得べく、隨つて中立國としては、その推定にて當該方面の領水を戦場附近のそれと決定するに格別困難を感ぜざるべき理である。而して之を決定するの權は獨り中立國にあるのだから、交戦國は之に對し異議を挟むべき筋合にあらず、隨つて紛議の起るべき筈はあるまい。要するに戦場附近の中國領水に於ける交戦國軍艦の碇泊期間に就ては國際條約を以て律定すべし、戦場附近以外のそれに就ては、當該中立國の國內立法の規定する所に任せば足る。』

その不成
立

といふにあつた。獨逸のこの修正意見に對し露國は賛成したが、英國は反對した。反對の要旨は、海戦の戦場は陸戦のそれと異なり廣大無邊である、軍艦の速力の進歩せる現代にありては、海洋何れの方面も戦場た

別段の法
令に由る
廿四時間
以上碇泊

らざるはない、英國の過去四十五年來採擇し多數列國の均しく是認する二十四時間制は既に試験済みで、中立國として洽く之を適用するの容易なること獨逸案の比に非ず、といふにあつた。而して採決に及び、獨逸案は少數で成立せず、外に尙ほ二三の修正説も出たが、結局賛成を得ないで現行條文となつたのである。

三三〇七 本條約第十二條の二十四時間制は、交戦國軍艦にして開戦後新に入り來るものには勿論、開戦の際に中立領水に在るものにも均しく適用されるものなること第十三條の規定に依り明瞭であるが(第十三條は別に述ぶる日露開戦當時の上海に於ける露艦マンチュール事件に鑑みて設けられた規定であらう)、その二十四時間の制限は『中立國の法令中別段ノ規定ナキトキ』に限られてある。故に中立國は別段の法令を以て交戦國軍艦に二十四時間以上の碇泊を許すを得るのである。けれども近代にありては、大多數の國々は國內法規に於ても二十四時間制を採り(*Jessup and Deak, Collections of Neutrality Laws, p. 54 以下参照*)、稀にはその以上の期間を許すのもあれど、殊に獨逸は一九一三年の關係規則に於て十四日といふ長期間を設けたとあるも(*ibid., p. 661*)、斯かるは例外に屬する。

交戦國軍艦の二十四時間以内の出發は、第十三條に依れば、中立國政府に於て之を該軍艦に對し通告するの義務あるものとなつてあるが、中立國がその通告義務を行ふを俟たず交戦國軍艦自身に於て當然出發せざる可らざることに爲すべしとの趣旨から、ハーヴァード大學案では交戦者をして自發的に自國軍艦を二十四時間以内に出發せしむるを要することにしてある(第三十二條)。この方が妥當であらう。

三三〇八 前掲の米西及び日露の兩戦役に於ける英國政府公布の中立規則の規定にありても、將た本條約第十二條に於ても、交戦國軍艦の入港の事由に關しては、例へばその入港が戦場に赴くの途中に於てするの

入港の事
由には種
別が無い

か、敵艦に追撃せられてその捕獲を免れんがためか、天候險悪のためか、將たその外の都合に由れるものか、に就ては、何等區別を立ててない。萬國國際法學會の一八九八年の立案では、敵の追撃を避け又は敗戦に由り、若くは乗員に不足を生じて航海に堪へざるに至りたるがため中立領水に入れる交戦國軍艦は、戦の終りの時まで滞留するを要すること、傷病者を護送し、而してその傷病者を上陸せしむるに於ては戦闘に堪ゆる状態にある所の交戦國軍艦に就ても亦同様なること、と爲して入港の事由に殊別を立てた。ウエストレークはこの殊別を賞揚し

『英國の一八九八年及び一九〇四年の訓令の第二條に掲記せられたる二十四時間制には、交戦國軍艦の敵より逃れ又は海難を避けんがため、又は自己の自由意思に因る他の理由に於て、中立領水に入る所の各場合に關し何等區別が設けられてない。けれども、これ等の各場合は原則上區別せらるべきである。曾て萬國國際法學會の「交戦國軍艦にして敵の追躡を免るるため、又は敵に依り敗られたる後、又は航海に必要な乗員に不足を告ぐるに至りたるがため、中立港に竄入したるときは、戦の終了の日までそこに留まるを要す。傷病者を搭載し而して之を上陸せしめたる上は戦闘に従事し得る状態にあるもの亦同じ。救護を與へられたる傷病者にしても、治療後再び兵役に堪へずと認められたるもの外、均しく抑留せらるべきものとす。』(17 Annuaire, 365)と立案したのは至當である。「一八九八年海牙開會の同學會決議の中立港に於ける交戦國軍艦に關する規則案第四十二條第三項参照」。航海に必要な乗員の不足を敵より逃れたる場合と同列に置ける右の規則案は、乗員の補充を許すことは需要品の補給及び修理を許すに比し更に中立の顯著なる違反となるが故である。英國の法令を以て國際法學會案に比するに方り注意すべきは他なし。前者は單に交戦國軍艦の滞留の制限を規定したるに止まり、斯く制限したる待遇に對してすら、敢て一の權利を承認又は賦與したるに非ざることである。隨つて之を以て中立義務の原則の要求する所に從つて總ての場合を處理する所の皇

ウエスト
レークの
入港事由
の殊別論

帝の權能を毫も抛棄又は拘束したものと見れば誤まる。故に英國の法則は、敵より逃れ又は乗員に不足を告げて入港する軍艦に對し、全然抑留することなく之に二十四時間の碇泊權を保障したものと解するなきを要する。又斯かることを之に允許し得るものとは信ぜられなく。(Westlake, II, p. 238)

と論じ、英國の當年の中立規則の規定も亦敵の追撃を避け、又は乗員に不足を生じ航海に堪へずして入港したる交戦國軍艦に對しては、之を抑留することなく二十四時間の碇泊を保障したものと解すべからずと説く (Westlake, *Ibid.*)。果して然らば右の第十二條も亦爾く解釋すべきものならんが、條文を通讀した所では、この解釋には無理があらう。問題は要するに交戦國軍艦の入港の眞の理由を中立國に於ては判斷し難きことにある。誤れる判斷の下に入港の交戦國軍艦を取扱へば、ために面白からざる結果を招致せぬとも限らない。又正確なる判斷の責を中立國に負はしむることは、この負擔が中立國として餘りに苛重であると云へぬでもない。故を以て凡そ交戦國軍艦にして中立港に入れるものは、中立國の法令中別段の規定なき限り、その入港の事由如何を問はず通じて之に二十四時間制を適用するの簡なるに若かず、といふのも有力なる見方であらう。海戦中立權利義務條約の第十二條も亦この見方に則つたものと思はれる。

三三〇九 二十四時間制は、交戦國軍艦が中立國の領水三哩内に入つた時から起算するのではなく、港内に入つてからの二十四時間と解すべきである。軍艦は中立國領水内に入つてから後も、潮流の關係や艦體破損の工合で港内に入るまでに十數時間を空費せねばならぬこともあらう。それを込めての二十四時間としては不合理であるから、港外の領水通過の時間は之を除外するのが妥當である。

三三一〇 茲に些末ながら一の問題となるのは、二十四時間の制限は之を監視すべき中立國の官廳の執務

第三款 交戦國軍艦の中立領水にて受くる許容及び制限

五三三

その殊別
は時に困
難がある

領水通過
中の時間
は除外

廿四時間

の制限は
日曜日
除算せず

第五章 海戦に於ける特則

五三四

關係上、日曜日は之を除算すべきものなるや否やである。之に關しては普遍的に定解あるを聞かぬが、第一次大戦中、米國政府は日曜日を除算せずとの解釋を立て、之を部内に令達したことがある。即ち同國大蔵長官は一九一五年十一月二十四日を以て部下の稅關官憲に訓令を發して曰く、「一九一四年八月四日の大統領令〔歐洲第一次開戦に對する中立規則〕に規定する交戰國軍艦の碇泊に關する二十四時間制の施行に就ては日曜日は之を除算することなし。右國務長官と協議の上茲に訓令す。」と。これは米國政府の米國限りの見解に過ぎざること勿論なるも、特に之を非とすべき理由も考へられぬから、蓋し各國共に同様の解釋を執るべきものと思ふ。

破損又は
天候のため
碇泊
延長

三三一 中立港碇泊の交戰國軍艦は、破損のためとあらば（及び海上の天候の如何に依りては）、第十四條第一項の反對解釋から、二十四時間の期間を延長せらるるを得るものであるが、名を破損に藉りて長く碇泊し得るやうでは本規定は空文となるから、その濫用を防ぐため破損の修理に最長期限を附しては如何、といふのが本條約案の討議の際に我が日本代表の提議したる意見であつた。然るに修理に要する期間の長短はその港の位置と設備の如何に由ること、豫め之を限定するは難く、随つてその長短は該中立國政府の裁量にて之を定め、中立國政府に於て之を監督することと爲すに若かずとの多數意見のため、特に期限を附せざる所の本條第一項となつたのである。

宗教學術
又は博愛
任務の軍
艦は別扱

三三二 第十四條の第二項は別に説明を要しない。軍用病院船の如きも、若し軍艦を以て之に充つる場合には「博愛ノ任務ヲ有スル軍艦」として無論本項の下に立つのである。同じく第二回海牙平和會議議定の赤十字原則海戰應用條約の第一條第二項にも、軍用病院船は「中立港内ノ滯留ニ關シ亦軍艦ト同一視セラル

河川用の
小軍艦

ルコトナシ。』との規定がある。

三三三 河川用の小軍艦も亦別扱とし、之に二十四時間碇泊制を適用しないことがある。その例は一八九八年の米西間の開戦に伴へる米支交渉の結果に見えた。

米西戦中
砲艦の揚
子江碇泊

即ち同開戦後間もなく、支那政府は揚子江流域及び沿海諸省の總督道臺等に對し中立法規を嚴守すべきこと、殊に交戰國軍艦の支那港に碇泊するを許さざることとし、之を在北京米國公使に通牒し、尙ほ上海道臺は右の訓令に基き、凡そ交戰國軍艦は碇泊又は作戦の目的を以て支那の領水及び港を利用することを得ず、又軍需品積入のため其處に投錨することを得ず、天候不良のため又は必要なる糧食補給又は修理のためにするに非ずして支那港に入りたる場合には、二十四時間以内に立去ることを要すと布告した（光緒二十四年、一八九八年、五月二十二日）。

然るに米國は、揚子江流域各地に於ける米國人保護のため、多年河川用の小型の砲艦 *Monoway* を揚子江に航泊せしめて居つた。そこで在北京米國公使は（一）本艦の多年揚子江に於ける航泊と且その海上就役に堪へざるものたるの事情は、本艦の存在は本交戦と何等關係なきものたることを明瞭ならしむるに付、本艦には右訓令及び布告を適用すべき限りに在らず、（二）米國と第三國との交戦は、支那をして米國が支那在留の自國民の保護のために慣例的措施を執るの權利を奪はしむるものに非ず、との見解を支那政府に通牒し、結局本艦は米西戦役中引續き揚子江に留まることになつた（Moore, *Legal*, VII, § 1315, p. 991）。

大正三年の日獨戦に於ては、中立國たる支那の港その他領水（揚子江を含む）に在りし帝國警備艦隊は總て引揚げとなり、その一部は上海にて自ら武装解除を行ひ、敢て米西戦役に於ける右の例を追はなかつたやう

日獨戦に
際し帝國

に承知する。尤もその後支那が交戦に参加するに及び、新編成の帝國第一遣外艦隊は更に支那領水に航泊して警備の任に當ることになつた。

三三二 交戦國軍艦の中立港碇泊二十四時間の制限は、第一次大戦中に於て諸中立國政府概して之に則り、特に破損のため又は海上の状態に因る場合は別とし、孰れも該時間を限りてその碇泊を許すの風であつた。南米ウルグアイの如きは、當初は七十二時間以内の碇泊を許したが、後には二十四時間制に改めた。智利も二十四時間制であつたが、或時獨逸軍艦 *Dresden* の入港し、二十四時間を経ても出港しないので、智利政府之を抑留せんとするや、獨逸は『二十四時間制は決して國際法上の法則ではなく、現に獨逸は海戦中立權利義務條約の二十四時間云々を規定する第十二條及び第十三條を留保したことに於ても、決して普遍的の法則に非ざること知るべきである。』と稱してその命令を肯じなかつた。その結末がどうでありしかは詳でない。(外に獨逸は該條約の第十一條及び第二十條をも留保した)。他の中立諸國中にありて和蘭、瑞典、諾威の如きは更に一歩進み、凡そ交戦國の軍艦(潛水艦を含むは)は、緊急已むを得ざる場合の外、一切入港を禁ずとし、丁抹は特定の港及び領水に限り同じく一切の交戦國軍艦の航入するを禁じ、西班牙は潛水艦に限り入港を禁ずるの方針に出でたこと既に述べた。けれども多少の例外を除き、概言するに中立國の多數は二十四時間制を能ふ限り厲行したやうである。

三三一 中立國の一港に於ける各交戦國軍艦の同時の碇泊數に關しては、往昔にありては多くは特別の條約に依り又は國內法規にて之を規定し、殊に最も古きは一六〇四年の英西條約に於て英國港には六隻、西班牙港には八隻を限ると規定せるのもありて、國內法規の規定も爾後擧ぐるに勝へざるほどであるが、統一

的の國際法規慣例としては、十九世紀の末までは無かつた。然るに日露戰役に於て露國のバルチック艦隊が東航の途次、中立國たる佛國の港灣に於ける連日の滞在に由り物議を醸したことに鑑み、碇泊の交戦國軍艦數殊に同時碇泊のそれに関し或法則を立つるの要あるべしとの議が第二回平和會議に於て起り、審議の末海戦中立權利義務條約に左の規定を設くることとなつた。

第十五條 中立國ノ法令中別段ノ規定ナキトキハ、該國ノ港又ハ泊地ノ一ニ同時ニ滞在シ得ベキ各交戦國軍艦ノ數ハ三隻ヲ超ユルコトヲ得ズ。

この三隻の制限は、要するに多數の各交戦國軍艦が同時に中立の一港又は一泊地に集中するに於ては、自然或は之を作戰根據地に利用し、或は相互の衝突をその間に見るの虞なきを保せぬが、三隻以内ならば先づその懸念も薄かるべく、且多數の艦隻の滞在を許さば該交戦國に間接に援助を供するの感を與ふべきも、三隻に限るならばその嫌なかるべし、といふ考慮に出でたのである。尤も中立國は國內法規を以て、之と異なる別段の規定を設くるに妨げない。例へば特別の場合には特別の許可の下に五隻までの同時滞在を容認するといふが如き規定をも設けんとすれば設け得るのである。大戦開艦の如きは或は必要の補助艦艇を伴ふこともあらうから、三隻に限られたのでは一單位の艦隊が揃つて同時に一港に滞在し能はざることになる。斯かる場合には特別に三隻以上の滞在を許すの道が本條に於て開かれてある。本條案討議の際、日英兩國は三隻制限の絶對主義を執り、露獨代表は隻數は各國自主的に之を定むべしとの意見であつたが、結局三隻を原則とし多少の融通性を加味すべしといふことになり、以て現行條文となつたのである。

交戦國の一方又は双方に同盟國ありて共同作戰に當りつつある場合に、その同盟の二國若くは數國の軍艦

が相共に中立の一港に入りて碇泊せんとするときは、碇泊の軍艦数は交戦國の一國三隻と限るべきか、將た同盟國の軍艦を合して三隻と爲すべきか。之に就ては明文なきも、元々交戦國の碇泊軍艦数を三隻に限るの趣旨が該中立港を作戦根據地に利用し、或は對戦國の碇泊軍艦との間に萬一の衝突を見るが如きことを避けしむるにありとすれば、その精神より推し、同盟國の軍艦を合せて三隻に限ると爲すのが妥當の見解であらう。尤も該中立國は別段の法令を以て、斯かる場合に於ける特別の規定を設くるに勿論妨げない。

出港に關する二十四時間間隔制

三三二六 以上は主として交戦國軍艦の碇泊に關する二十四時間間隔制であるが、更にその出港に關する二十四時間間隔制、即ち中立港内に於て交戦國の双方の軍艦が入港し合ふた場合には、一方の軍艦が出港してから二十四時間を経過した上ならば他方の軍艦は出港するを許されず、といふ法則は疾く十八世紀の中葉以降歐洲二三の國々の間に行はれ、當初は専ら私艦に適用されたものであるが、後には公艦にも及び、且十九世紀の後半に入りては歐米諸國の間に略々普遍的の慣例となり、海牙條約に先だつ蘇士及び巴奈馬兩運河條約にも既にその規定を見、海戦中立權利義務條約も亦之を左の如くに採擇した。

海牙條約の規定

第十六條 交戦國雙方ノ軍艦ガ同時ニ中立國ノ港又ハ泊地ノ一ニ在ルトキハ、一方ノ軍艦ノ出發ト他ノ軍艦ノ出發トノ間ニ少クモ二十四時間ヲ經過セシムルコトヲ要ス。

出發ノ順序ハ到着ノ順序ニ依リテ之ヲ定ム。但シ最初到着シタル軍艦ニシテ碇泊ノ法定期間ノ延長ヲ許可セラルル場合ニハ此ノ限ニ在ラズ。

交戦國軍艦ハ其ノ對手國ノ國旗ヲ掲グル商船ガ中立ノ港又ハ泊地ヲ出發シタル後二十四時間内ニ出發スルコトヲ得ズ。

出港の順序に關する該規定の由來

三三二七 第二回海牙平和會議に於て右の二十四時間間隔制を討議するに方り、その出發の順序に就ては多少の議論があり、之に關しては大別して四つの案が提出せられた。その第一は、出發の順序は入港のそれに依らしむべしとの案(英國案)、第二は出發の申請順に依りて決すべしとの案(主として露國案)、第三は劣勢の軍艦が先發すべしとの案(主唱者は今詳でない)、第四は中立國の決定する所に依らしむべしとの案(日本案、但し日本は英國案にも賛した)である。この中で第一案が最も無難であり、適用上にも最も容易であるとして採擇せられた。勿論破損修理のために碇泊の法定期間の延長が許可せられてある方は、たとひ先着であつても後から出港するの取計が認められるのである。

尙ほ本條案の討議の際、交戦國の一方の軍艦が既に碇泊する港に他の一方の軍艦が入港せんとする場合に、中立國の地方官憲は能ふ限り後者に向つて前者の港内碇泊のことを警告することの規定を設くべしとの提議もあつた。意は、斯く警告を與へらるるに於ては、先着軍艦よりも劣勢と自覺する對戦國の軍艦は或は入港を差控ゆるか、或は少なくとも二十四時間の間隔を置いてから出港する覺悟にて入港するであらうから、その軍艦に取りても便利であり、中立國としても煩累が輕くなるべし、といふのである。けれども中立國の責任は之がために却つて重くなるとの反對論もありて、結局廢案となつた。

三三二八 二十四時間間隔制は、交戦國の一方の軍艦と他の一方の商船との關係にも適用せられ、軍艦は對戦國の商船が出發してから少なくとも二十四時間を経過した上でなければ出發するを得ない(第十六條第三項)。けれども反對に、商船は對戦國の軍艦が出發してから敢て二十四時間の間隔を取るに及ばず、直ぐ出發するも可いと思はば直ぐにでも出發するを得るのである。交戦國双方の商船の間には、出發期間に何等間隔

一方の軍艦と他方の商船の間隔

を要しない。

交戦國軍艦は對戰國の商船が出發してから二十四時間以上を經過した上ならでは出發するを得ないといふ規定の結果として、該商船がいつ迄も碇泊して居つたのでは軍艦は遂に出發の機會を得ず、事實に於て港内に封鎖せらるることにならう。前掲の第十六條第三項はこの點に關し不備の點がある。曩に記したる一九三八年の北歐諸國間の新中立規則(第二九八九節參照)には、之に關し第四條第四項に『交戦國軍艦は對戰國の國旗を掲ぐる商船が港又は泊地を出發したる後二十四時間以内に出發することを得ず。當該官憲は軍艦の碇泊期間の不必要の延長を避けしむるため、商船の出發方を適當に取定むべし。』とある。この後段の規定は右様の弊を避けしむる上に於て須要のことであらう。

三三一九 二十四時間間隔制は前述の如く交戦國の軍艦と商船の間にも適用せらるるのであるが、之に關し明治の初年(一八七〇年)の普佛開戦の直後、佛國軍艦 *Le Lincolns* が獨逸の一商船の横濱より出港せるを直ちに追躡且捕獲し、ために日獨間に一問題の生じたことは前にも一寸觸れた(第三〇〇一節)。その始末の概要は左の如くである。

當時横濱碇泊の佛艦リノアーは、我が新政府の布告せる改定中立布告第三項の規定せる二十四時間の間隔制が單に双方の軍艦のみに係り、一方が商船である場合のことを規定する所なかつたので、右布告後程なき十月六日(明治三年、陽曆)、折から碇泊の獨逸商船ライン(*Der Rhein*)が横濱を出港するや、直ぐさま之を追ふて出港し、ラインの川崎沖に到りて投錨せる所を捕獲した(捕獲の地點は沿岸より三哩を僅に出た所とある)。翌七日、前夕横濱に歸港せるリノアーは再び出港し、觀音崎の沖合にて英國の一商船(*The Hart*)に

明治初年
の佛軍艦
Le Lincolns
事件

停船を命じて臨檢搜索を行つた(この地點は三哩を出でざる我が領水内である)。故にリノアーは我が中立布告の第四項をも無視し、横濱港を作戰の基地としたものと云へるのである。されば普魯西公使は同年十月十日付(陽曆)書翰を以て右の點に就て明治新政府の注意を喚起し、併せて中立布告の第三項に商船の出發後の間隔のことを追加すること、且日本の港及び領水を作戰の基地と爲すを得ざる旨を一層明確に規定することを要求した。我が政府にてはこの要求を容れ、右の二ヶ條を追加せんとした。然るに之を聽ける佛國公使は異議を挟み、強硬に反對したので、政府は遂に之を實行するを得なかつた。つまり我が改定中立布告は一度普佛兩公使に相諮りて作つたことが累を成し、この惡先例に囚はれ、佛國公使の異議を排して再改定を行ふを得ざる立場に顧みたる結果である。關稅率の如き條約上の拘束があるならば兎に角、その然らざるに獨立國たる我が帝國の獨自の立法に對し外國公使の掣肘を受くるといふが如き、今日から見れば、慷慨するよりも寧ろ嘖飯を禁じ得ない。

その後リノアー外若干の佛國軍艦は、明かに我國の沿岸にて臨檢搜索及び拿捕に従事するの目的にて、横濱を基地として絶えず出入し、しかもその聲言する所は艦員の保養のためなり、又は近海往復の佛國商船の保護のためなりと云ふにあつた。流石に時の神奈川縣知事陸奥は、斯の如きは帝國の領水主權を蔑視するの甚しきものと爲し、その差止方に關し同三年十月二十三日付を以て澤外務卿に對し熱烈なる意見を上申したが、ひたすら事勿れ主義を株守せる當年の外務當局者は、之に就て格別の措置を執る所なかつた。普魯西公使は、佛艦の斯かる行動のため獨逸商船は港内に蟄居するの外なく、ために損失を受くること極めて大で、そは一に日本政府の中立義務の不履行に由るのであるから、隨つて責任は日本政府に在りと爲し、一時は損

害賠償を要求するの劍幕であつたが、事は畢竟日本新政府の國際の法規慣例に未熟なる結果なりと見直し、同公使はその後本國政府の訓令の下に賠償の要求を撤回し、問題は落着を告げた。

第二項 碇泊中戦闘力増加の禁制

第一目 破損修理の程度

航海の安全に妨害せず

IIIIO 中立國は交戦國軍艦の作戦行動に援助を與ふるを得ず、又交戦國軍艦は中立國領水に於て一切の軍用材料の交付を直接にも間接にも受けることを得ざるが、航海の安全に缺くべからざる程度の破損修理は、この禁令に觸れざるものとしてある。随つてその程度の破損修理に必要な便宜を與へ、及び軍用材料を供給するのは、敢て中立違反とならない。尤も航海の安全に缺くべからざる程度の修理とは、風や潮流を目前に航海したる昔日の小軍艦時代には之を判別すること容易であつたが、現代の大軍艦の世にありては、その修理の程度に關し見解を異にする場合は多々あらう。且その修理も艦内限りのことであらば或は二十四時間にも足らんが、修理の材料その他に關し陸上の力を藉るを要する場合には、二十四時間では大概の場合には不足を感すべく、随つて碇泊の延長を必要とすることになるべく、その場合に中立國政府は、右修理が該軍艦をして自港を作戦根據地たらしむるが如き嫌なからしむる注意の下に、適當の延長期間を之に認むるの外あるまい。その程度の修理をだに許さずして退去せしむるは人道に反すとの論も出づべく、さりとして

海牙條約の規定

中立國政府としては、いつ迄も交戦國軍艦の港内滞留を許す譯には行かない。要は該軍艦をして中立港の碇泊を利用し、航海の安全に缺くべからざる修理を名として戦闘力の増加を遂行せしむるが如きこと勿らしむれば可いのである。

IIIIII 右は曩に述べたる一八七一年の『華盛頓三法則』の第二則にも謳へる所であるが、海戦中立權利義務條約は之を受繼いで左の如くに規定する。要は追て掲ぐる第十八條と共に、中立港を作戦根據地と爲すを得ざらしむるの趣旨に外ならない。

第十七條 交戦國軍艦ハ中立ノ港及泊地ニ於テ航海ノ安全ニ缺クベカラザル程度以上ニ其ノ破損ヲ修理

シ、且如何ナル方法ニ依ルヲ問ハズ其ノ戦闘力ヲ増加スルコトヲ得ズ。中立國官憲ハ實行スベキ修理ノ範圍ヲ定メ、爲シ得ル限速ニ之ヲ行ハシムベシ。

IIIIVII これと同様の規定は二三の國々の國內法規の上にも見る所で、例へば丁抹、諾威、及び瑞典の一九二二年十二月二十一日を以て共同的に公布したる各中立規則には

第五條(e) 交戦國軍艦は王國の港及び泊地に於て航海の安全に必要な程度に限りその破損を修理することを得。

如何なる方法に依るを問はず、その戦闘力を増加することを得ず。王國官憲はその行ふべき修理の性質を指示すべし。修理は能ふ限り迅速に之を行ふことを要す。

とあり、又伯刺西爾政府の第一次大戰の開始直後に公布の同國中立規則（一九一四年八月八日發令）にも同様の規則を設け、且之に關し交戦國軍艦に二十四時間以上の碇泊を許す場合を左の如くに列記する。

第七條 ……左記の場合には二十四時間以上の碇泊を交戦國の軍艦又は私艦に認むることを得。

一。航海に必要な修理を二十四時間以内に終了するを得ざるとき。

第三款 交戦國軍艦の中立領水にて受くる許容及び制限

同様の規定ある二國の國內法規

二。天候に甚しく危険あるとき。

三。避難港外に敵艦の巡航に由る脅威あるとき。

避難艦に出港猶豫を興ふる場合には政府は以上の三事情を考量すべし。

第十三條 交戦國軍艦はその破損を伯刺西爾の港に於て航海に必要な程度に限り修理することを得べし。但し如何なる方法に依るを問はず、その戦闘力を増加することを得ず。

伯國海軍官憲は適當なる修理の性質及び範圍を確むべし。修理は能ふ限り迅速に之を行はしむることを要す。

三三三三 交戦國軍艦が破損修理に名を藉りて中立港に居据り、それがため問題を惹起したことは、日露戦役にその例があつた。

即ち明治三十七年八月十日の海戦に於て破損を受けたる露艦 *Iskold* 及び *Grozonin* の二隻は、間もなく上海に入り(同月十三日)、修理を名として數日を経るも尙ほ去らない。是に於てか帝國政府は支那政府に對し(一)速に兩艦の武装解除を行ふべきこと、(二)武器彈藥その他機關の重要部分は之を陸揚して支那官憲之を保管すること、(三)露國の國旗を撤去せしむること、(四)修理は戦闘力を増加すべきが故に之を許すべからざること、(五)武装解除の上は艦體を支那官憲の保管に移し、如何なる事情あるも上海より離去せしめざること、(六)乗員は艦より退去せしめ、本戦役の終局まで支那官憲に於て之を拘置すべきこと、以上を嚴重に要求し、漸くにして之を實行せしむるを得た。

又同じ八月十日の海戦に於て運好く撃沈を免れたる露國義勇艦隊の補助巡洋艦 *Lenta* は、遠く走つて九月十一日桑港に入つた。在桑港帝國總領事は米國官憲に對し、本艦に二十四時間以内に退去すべきを命ぜんとを要求した。艦長は汽罐の破損修理のため數日間の滞在を請ふた。帝國總領事は、その果して修理に數日

破損修理を名とし居る例

日露戦役中の露艦

間を要する破損なるやに就て本艦の實地檢分方を米國官憲に要求したるに、同官憲は『米國の中立は日本領事官の何等要求又は行動の有無如何に關せず維持せらるべし。本件は専ら米露兩國間の問題に屬す。』と稱して右の要求を拒絶したとある(Horsley, *Int. Law and Dip. Jur.* R. J. W., p. 307)。是と前後し在華府日露兩國使臣は交々米國政府に對し各自の要求を爲せるが、露國大使の要求は、本艦は航海に堪へざる状態にあるので、中立違反とならざる範圍に於て能ふ限りの便宜を供與せられしといふにあつた。米國政府は之に對し、修理は最近の本國港に到達すべき航海に堪へ得る程度に止め、且長期を要せずして爲し得るものに限るべきこと、且在桑港米國官憲の實地檢分したる所にては、要求の修理には機關の改造及び汽罐の全然新取付が含まるるも、これには少なくとも四五ヶ月を要すべく、艦長の見込にては八ヶ月とあり、つまり艦の新艦装と異ならず、斯かるは中立の本義に鑑み到底許すを得ざること、依つて修理は前述の限度内に止むるか將た武装を解除するか、二者その一を擇ぶべしと答へた。露國大使は本國政府の訓令を仰ぐため四十八時間の猶豫を求めたが、米國政府は更に回答するに、レナ艦長は在桑港米國海軍官憲に對し本艦は航海不能に付武装解除の外なしと語り、當座必要の修理を爲すを許されんことを要求したりとの旨を以てした。

レナ艦長既に右の要求を爲す所あつたので、米國政府は本艦を米國海軍官憲の保管に移し且左記條件の下に武装解除を行はしむべき命令を同官憲に下した。即ち

(一)本艦を在マール島海軍工廠に廻送し、同所にて艦内の小砲、遊底、彈藥、及び砲武庫を撤去し、その他工廠長の必要と認むる裝備を取外さしむること。(二)本艦は平和克復の日まで桑港を離去せざるべき旨を艦長に於て文書を以て保證し、且將校以下艦員も米國と兩交戦國との間に何分の協定あるまでは同じく桑港より退去せざるべき旨を宣誓

すること。(三)武装解除後は本艦を私立造船所に移し、航海に堪へ得る程度の且抑留中之を善良の状態に保持するに必要なる修理を之に加ふるを得ること。その修理は艦長にて希望とあらば海軍工廠に於て之を爲さしむるも妨げなきこと。私立造船所にて修理中は海軍工廠長本艦を保管し、且部下の機關將校一名をして修理を監視せしむること。(四)修理費、私立造船所の入渠費、並に保管中に於ける本艦、將校、及び艦員の維持給養費は露國政府の負擔とすべく、尤もマール島に於ける繋留費並に本艦の保管及び監視に要する諸費は米國政府之を負擔すること。(五)修理了りたる際平和尙ほ克復せざるときは再び本艦をマール島に移し、交戦終了の日まで同島に於て之を保管すること。

といふのである。露國大使は之に同意したが、ただ本艦の管理に必要な將校五名、及び下士卒一百名を除ける他の將校以下諸艦員には歸國を許されたしと要求した。然るに我國の要望は、米國政府に於て彼等艦員を悉く交戦終了の日まで留置されたしといふにあつた。そこで米國政府は、彼等を歸國せしむることは兩交戦國に於て共に同意するに非ざる限り中立と兩立せざること、その同意なき限りは彼等は恰も中立領土に入る陸上軍隊と同様に、中立國政府之を留置するの義務あること、といふ見解で全部之を留置することに決した。(然るに同艦の將校三名は宣誓を破り露都に歸還したので、露國政府は米國政府の要求に應じ彼等に歸米を命じた外、罰として官職を一級づつ黜下した由である——*Henley, Ibid., p. 308*)。當年の米國政府の措置は現行海戦中立權利義務條約の出来る前のものであるが、中立國の執るべき手段として大體間然する所なかつたやうで、乃ち該條約第二十四條の現行規定は、米國の當年の措置を成文化したものと見れば見られるのである。

尙ほ本艦のマール島抑留中、米國政府の執りたる一措置として抑留軍艦の性質に關し聊か参考となるべきものありしは他なし、十二月十九日は露國皇帝の命名祝日に當るといふ所から、之に先だつ數日前、露國大

使は同日は本艦に國旗を掲げ、滿艦飾を施し、且禮砲を放つことを許されたしと米國政府に要望したるに、米國政府は、國旗掲揚及び滿艦飾は差支なきも、禮砲の一事に至りては、本艦は就役中のものでなく、全然武装解除の上平和克服の日まで米國の保管に屬するもので、隨つて禮砲を放つの任務及び之を受くるの權を含む所の軍艦としての性質は中絶したものと事實に鑑み、之を承認するを能はと回答した(*Moore, Digest, VII, § 1317, p. 1000*)。これは將來同様の場合に於ける一の先例となるものであらう。

三三四 交戦國軍艦は破損修理のため又は海上の状態に由る場合には、法定期間以上中立港内の碇泊が許さるるも(その他の事由、例へば燃料糧食等の積込のためには許されない)、然らば謂ふ所の破損の性質は如何。別語にて言へば、その破損が専ら海難に由るものに限らるべきか、戦闘に由る艦の傷痕修理のためには碇泊の延長は許されざるべきか。

この點に關しては、従前の慣例若くは學說の多くはその事由に敢て殊別を認めざるやうであつた。ホールも『軍艦の中立港に航入且碇泊するには特殊の理由を問はない。敗戦後中立港に避難するも武装を解除せらるべきに非ず。』と説く(*Hull, § 231, p. 749*)。然るに日露戦役に於て、米國は敗戦の破損修理のためには右の特許を與へずとの主義を執り、最も鮮明に之を内外に表彰した。

即ち日本海海戦の敗餘、露艦アウロラ、オレグ、及びゼムチュツグの三隻はマニラに逃竄し、米國官憲に向つて修理のため且糧食及び石炭積載のため暫く同港に碇泊の許可を得たしと要求したるに、米國官憲は船體の破損を検分の末、オレグは六十日間、アウロラは三十日間、ゼムチュツグは七日間の孰れも修理を要するものと認め、この認定の下に比律賓總督は右修理期間の滞留を許し、且在艦の負傷兵百三十名の上陸をも

許した。然るにその報告に接したる華盛頓政府にては

『大統領の中立布告「一九〇四年二月十一日發令」にある交戦國軍艦の破損修理のため云々とあるその破損とは、専ら海難のために受けたるそれに係り、戦闘のために受けたる破損を意味するのではない。露艦にして或は大砲、或は裝甲艦を修理することに依りて戦闘力を回復することを許すとせば、その修理を行ふ中立港は化して該交戦國の海軍工廠となり、作戦行動の基地となる譯である。現に前年八月桑港に逃竄したる露艦レナは、その破損は戦闘にて受けたものではなかつたけれども、殆ど艦體を一新せしめ、戦闘力を回復せしむるに均しきほどの修理を要するものと認め、その修理を許さずして之を抑留した例もある。』

といふ理由の下に、マニラ逃竄の三隻の露艦は現交戦の終期まで抑留するに非ずんば修理を許すべきに非ずと爲し、大統領ローズヴェルトもこの意見を採用し、比律賓總督に對し『戰場にて受けたる破損の修理のためには特に猶豫を與ふべき限りに在らず、三隻の該露艦は二十四時間以内にマニラより退去せしむるか將た武装を解除せしむべし。』と命じ、その結果該露艦は孰れも武装解除の上、戦局の終了まで同港に抑留せらるることになつた。

ローズヴェルトの右の方針は、國際法上の新原則を樹てたものとして當時米國內にては大賞讃を以て迎へられ、紐育サン紙の如きはその社説に於て『この區別は正しきものである。敵に撃破せられたる交戦國軍艦に對し之をして再び侵略の目的を以て海上に遊弋するを得さしめんがため、中立國がその港を開くが如くんば、以て公平の措置を執るものとは稱し難く、事實交戦國の一方の同盟として行動すると擇ぶなし。』とまで論じたとある(Hershey, *Ibid.*, p. 209)。畢竟は當年の我國に對する米國朝野の深厚なる同情の反映であつたのであらうが、事實米國政府は特に右の區別を立て、露艦の破損修理のためにする滞留を許さなかつたこと

第十七條
は破損の
原因を問
はない

は、國際法上の一新例として重要視すべきものであつた。

三三三三 米國の當年の新例に鑑みたる結果でもありしか、第二回海牙平和會議に於て本條約案の討議に方り、英國の提出せる原案の第十九條即ち現行の前掲第十七條に該當するものには、中立國は交戦國軍艦が戦闘にて受けたる破損を修理するの目的を以て入港せんとするのを、情を知りながら許可するを得ずとしてあつた。之に對し露國代表は、中立國は破損の原因を討究するに及ばずと爲すべしと論じた。然るに審査委員會に於ては、破損が果して戦闘で受けたものなるや否やを判定するは困難であり、強て判定せんとすれば査問でも行はざる可らざることになるべく、旁々面白からずといふことで、破損の原因に區別を立つることは廢案となり、現行第十七條が成立したのである。故に本條の下にありては、修理のための滞留の許可にはその破損の原因如何を問はざるものと解すべきである。然しながらその當否に就ては、本條約の成れる當時に於て既に議論があつた。ハーシェーの本條を評せる中に『戦闘にて受けたる損害の修理は中立國その情を知りて之を許すを得ずとのこと——即ち日露戦役中マニラ抑留の露國艦三隻に關し大統領ローズヴェルトの作りたる一先例——を記入せざりし以外には、中立港に於ける交戦國軍艦の修理に關する好規定と謂ふべし。』(Hershey, *Int. Law and Organi.*, p. 656, n.)と云へるのも、戦傷の修理を除外せざりしを惜むの意を反面に諷したものである。

三三三六 海戦にて受けたる艦體の破損に應急修理を加ふるため中立港に入り、特定期間滞留するを許さることは、第一次大戦中にもその例があつた。伯都リオ デ ジャネイロに於ける英國巡洋艦 *Chagoyan* はその一である。一九一四年十一月一日、英獨兩國艦隊の智利沖の會戦に於てグラスゴウはかなりの損害を受

戦傷修理
滞留の第
一次大戦
中の例

その當否

け、殊に艦胴に敵弾に由る五ヶ所の大穴があいたので、隊を離れマゼラン海峡を北航し、十一月二十日にリオオポルトに入つた。伯國政府は本艦の應急修理を行ふため七日間の滞港を許した。斯くしてグラスゴウは同港の船渠に入りて應急修理を了へ、豫定の如く出港し、次で同年十二月八日のファルクランド島沖合の會戦に再び参加したのである。

このことありてから間もなく、戦闘に由る破損修理のために和蘭の一港に入りたる獨逸の一潜水艦があつた。その修理のために碇泊に關し英國は蘭國政府に向つて抗議したが、同政府は英艦が伯刺西爾にて受けたる前述の便宜を援用して之を斥け、該潜水艦に對し航海の安全に必要な限度の、即ち戦闘力の増加に非ざる、修理を許したことがある。

米國も第一次大戦中、その尙ほ中立國たりし折、交戦國軍艦の破損修理に關しては嚴格の方針を執り、特定期間内に修理竣了且出港せざるもの——獨逸巡洋艦 (U-Boat)——を抑留處分に附した例がある。これは追て再述する。

戦傷修理
不許設及
中立法例

三三三七 第一次大戦後、戦闘に由る破損の修理は中立國政府之を許すべきに非ずとの論は、斯學者の間に往々見える。ハイドの

『海牙條約「海戦中立權利義務條約」には破損の原因に關し何等の區別又は制限を立ててない。故に中立國は、交戦國軍艦の修理にしてそれが航海に必要なものたる以上は、對戦國軍艦に依りて受けたる破損に由るものとも、之を行はしむるに妨げないのである。嚴格に云へば、凡そ航海に必要な一切の修理は、その破損の原因如何を問はず、戦闘力の増加を來さざるはない。例へば武装の潜水艦をして航海に堪へ又は最近の本國港に到達するを得べき修理を爲さしむれば、海上に出でて後十二分の力を以て攻勢を執り得るのである。要するに現行法則の下にありては、

破損の修理の許さるる中立港を事實に於て作戦の基地と爲すを防止するに不充分のやうである。故を以て現行法則を將來再考するに方りては、海上諸國は修理の特權を切下げ、中立領土をして交戦國軍艦の戦闘力増大に利用せしむるの機會を少なからしむるの要なきか、の問題が研究の前に横はるの必要なり』(Hyde, Int. Law, p. 731)

との説もその一である。北歐諸國間の一九三八年の中立規則(第二九八九節参照)は、孰れも戦傷に因る破損修理を許さざるの主義を採り、孰れも第五條第一項に於て『……破損の艦船は敵との交戦に由りて受けたることの明瞭なる破損の修理に關し何等幫助を供與せられざるべし。』と規定した。

第二次大
戦中の獨
逸艦隊
Der
Spee

三三三八 第二次大戦中、交戦國軍艦の戦傷のため中立港に竄入せるものにして該交戦國政府の措置如何が列國間の注視の焦點となり、而してその極めて悲壯の最後を遂げたものは、獨逸の一戦艦 Der Admiral Graf Spee である。

シュペーは獨逸の一萬噸級の謂ゆる珍袖戦艦三隻中の一である。本艦は一九三九年秋の第二次大戦勃發以來、南大西洋に活躍して三ヶ月ならざるに英國商船を撃沈すること九隻を算したるが、同年十二月十三日、偶々南米のウルグアイ國の沖合にて三隻より成る英國巡洋艦隊と遭會し(一説に、後に記する獨逸の一油槽船タコマが是より先き數日前、伯刺西爾の一港にて英國筋の一會社より石油を買入れたる所から、英國艦隊にては獨逸の所在を測定し、之を同沖合方面に待受けた結果なりとある)、激戦四時間に互り、多大の損傷を受け(艦體及び裝備の大損傷の外死者三十六名、負傷者六十名、英艦隊側にありても死者十一名、負傷者十四名)、遂に逃れて同國の領水に入り、モンテヴィデオの港内に投錨した。時に同日午後十一時五十分とある(或は云ふ午後十時三十分と)。英艦隊も港外に假泊して本艦の出港を監視するの位置に就いた。ウルグ

アイ國政府は本艦を二十四時間限りにて退去せしむるや、その以上修理のため滞留せしむるとせば、その修理は單に航海可能の程度に止むべきや、將た戦鬪の損傷に由る修理の要求にも應じて滞留期間の延長を許すべきや、は列國の注視する所となつた。

三三二九 在モンテヴィデオ英國公使は十二月十四日の朝ウルグアイ國政府に對し、海戦中立權利義務條約の第十二條及び第十三條、並に同國外米大陸諸國の多數が調印且批准したる一九二八年のハバナ條約の第十四條——中立國政府は交戦國軍艦の天候險惡又は破損に由る場合の外自國領水に二十四時間以上の碇泊を許すを得ざること、而してその破損とは戦鬪に於て受けたるそれを除外することを規定したる——を援引し、シュベールの碇泊を二十四時間以上許さざることと致されたと要求し、同日午後再び右要求を繰返へした。この間にありてウルグアイ國政府は専門技師をしてシュベールに就て實地檢分を爲さしめ、その結果本艦の航海に堪ゆべき應急修理は三日間にて足るべしと認め、且海牙條約第十七條に照し、戦鬪に由る破損の修理も他の事由に因るそれと區別するの要なく、苟も戦鬪力を増加するに非ざる限り修理終了後の出港を許すを妨げずとの見解の下に、本艦に對し規定の二十四時間に航海に必要な修理期間を加算し、同月十七日の午後八時までの滞留を許した。獨逸公使は三日間では現地職工の不足から修理は到底不可能と爲し、十五日間の碇泊許可を要請したが、ウルグアイ國政府は肯じない。而して愈々十七日となるや、同國駐在の米國を始め中南米十一ヶ國の外交代表者は打揃ふて同國外務長官を訪ひ、同國政府の決定を後援する旨を彼に告げたとある。この情報に接したる獨逸公使は、最早や碇泊期延長の要請を斷念するの外なしと感じたとある。

三三三〇 斯くしてシュベールは、艦員中の重傷者二十一名及び年長者二百名を陸上に留め、モンテヴィデオ

同艦のモ
碇泊期
問題

同艦の自

爆及び艦
長の自裁

オ港に右の許可時間近く滞留の後、十七日午後六時十五分に抜錨し、亞爾然丁の領水に向け南航せるが、やがてオ港を距ること五哩の地點所在の淺瀬に到るや、午後七時二十八分、突如自爆を決行し、三分間にして沈没した。その自爆地點を特に淺瀬に擇んだのは、艦長が後に亞都にて語つた所に依れば、之を公海にて行ふよりも完全に艦體を爆破せしむるを得るが故とあつた。その自爆自沈は或はヒットラー總統の命令に由ると云ひ、將た處置を豫め總統より委任せられたる艦長自身の裁量にて行へりともあるが、その孰れが真相であるか詳でない。艦長はモンテヴィデオ港を去るに方り、在ウルグアイ自國公使に左の書簡を送つたとありて、彼の決心はその上に窺はれる。

『出航に當り小官はウルグアイ國民の我が勇敢なる部下死傷者に寄せられたる種々の便宜と厚き懇情に對し、閣下を通じ深甚の謝意を表したい。斯かる眞の博愛的精神に接しながら艦の修理に艱難を來したる點は遺憾至極である。閣下がウルグアイ國外相に照會の上小官に與へられたる通牒には、同國內閣の決定に基き本艦の出港期間を十七日午後八時と定められてあるが、この時間までに艦を修理して航海し得るまでに至らしむるのには不可能であつた。小官はウルグアイ政府の右の決定に對し抗議したいと思ふ。第一に、一九〇七年の海牙條約第十七條には、中立國はその港に入れる交戦國軍艦に對し航海の安全に缺くべからざる程度に修理を加へることを認むべく規定してある。前大戰の一九一四年に、英國巡洋艦グラスゴウは南米の一中立港に數週間も滞留せし前例がある。そこで小官は十五日間の修理期間を懇請した。然るに同政府の海軍技術委員會は、十五日の修理期間を許すことは本艦の戦鬪力を増大せしむるの決定を爲した。更に同委員會は料理室の被害を認めた「認めない？」のである。本書翰に於て小官はモンテヴィデオの修理工場の労働者が税關吏の命令にて午後六時には仕事を中止し、公使館の督促にて漸く二三時間の殘業を行ふといふ風な状態であつたことを正式に報告する。同政府の決定は小官をして未だ完全に航海に堪へるまでに修理の進み

居らざる艦と共に出發せしむるものである。斯かる状態の儘公海に出航することは、千に餘る乗員の生命を粗略に取扱はしむるもので、且海牙條約に於て示されてある交戦に於ける人道的精神を甚だしく蹂躪するものである。小官はウルグアイ政府の決定を不當と考へたが、既に決定された以上はその期限を遵守せんと欲する。この修理未了状態の儘にては安全解決の途なく、ただ残れる途は多數乗員の生命を救ふため本艦を海岸近くにて自爆自沈せしむる外なきことを考へ、それを擧ぶの外なしと信ずる。(十二月十九日モンテヴィデオ發「東京日日」特電)

又在モンテヴィデオ獨逸公使館附海軍武官は、十七日夜シュペー艦長ラングスドルフ大佐の名を以て左の陳述書を發表した。

『本職はウルグアイ國政府に對しシュペーの再航海に必要な修理のため充分の時間を與へらるるやう要請したが、遂に容れられざりし爲め、茲に本艦を自沈せしめ、以て乗員を救助するの途を擇ぶの餘儀なきに至れり。』(十七日同地發「同盟」)

而して艦長ラングスドルフは本艦爆破の瞬間前、一部の將兵を伴ひ艦載汽艇に乘移れるが、その汽艇が本艦より遠ざかつてから間もなく、亞爾然丁の一砲艦は馳せ來りて同艇に停船を命じ、在艇の諸員を全部收容して之をブエノスアイレスに送致した。他方シュペー自爆の際は、獨逸油槽船タコマは現場に急行して艦員の救助に當りたるが、その終ると共に同船はウルグアイ國の一軍艦よりモンテヴィデオに歸港するやう命ぜられ、その歸港するや同國政府は船長及び同船に收容のシュペー艦員三百餘名を悉く抑留したと聞く。

斯くて艦長以下約五百名の本艦將士は後に述ぶる獨逸油槽船タコマに乘移り、更に亞爾然丁の一商船(一説に砲艦とある)及び曳船に收容せられて亞都に着せるが、しかも艦長ラングスドルフは本艦爆破を執行せる時より既に自身の處置を決心せるものの如く、その亞都に着してから間もなき十九日の深更、留置所に於

て制服に身を正し、拳銃にて自殺を遂げた。翌二十日在亞都獨逸大使館は發表して曰く。

『輝しきグラフ シュペー艦長ラングスドルフ大佐は十九日夜、祖國のために自分の生命を犠牲に供した。彼が在亞爾然丁獨逸大使に宛てたる遺書に依れば、彼は最初から艦と進退を共にすることを決意して居つた。しかも彼は一千有餘名の少壯艦員を無事に上陸せしむるの責任を痛感し、強き克己心に依りその使命を遂行し、右事實が上司に報告せらるる迄その決意を實行に移すことを延ばして居つた。彼のこの使命は十九日を以て完了した。この勇敢なる海軍軍人の生涯こそは獨逸海軍史の上に輝しき一頁を附加へるものである。』(亞都二十日發「東京日々」特電)

獨逸の珍袖戰艦シュペーの最後は斯の如くにして艦長ラングスドルフの自殺を以て飾られた。これ確に獨逸海軍史の上に光彩を添えたものと稱するに足るであらう。

三三三 是より先きシュペーのモンテヴィデオを抜錨するや、豫て同港に碇泊中なりし獨逸油槽船タコマはシュペーの跡を追ふて出港せしが、シュペーの自爆するや直ちに同艦員の殘部を船内に收容し(艦員の多數は既にモ港碇泊中に本船に乘移つた)、次でその大部分を亞國船に轉乗せしめたる上、殘りの艦員四名及び支那人ボーイ若干名を船内に留めて再びモンテヴィデオに入港した。ウルグアイ國政府は本船が定規の出港證書を受けず且水先案内を乗せずして出港したること、シュペーの艦員を中立の亞爾然丁船に收容せしめ、難船者として同國に入るに就ての便宜を之を供與し、且殘餘の艦員若干名を自船に收容してモンテヴィデオに入れること、殊に本船はシュペーの艦長の命令の下に行動せる軍艦補助船たること等の理由の下に、乃ち本船に適用するに軍艦に關する規定を以てし、二十四時間以内に出港せざる場合には之を抑留すべしと決定し、同十二月三十一日午後六時三十分その旨を本船に傳へた。船長及び獨逸公使は右の認定に對しウルグアイ國政府に向つて抗議したが、同政府は之を斥け、而して本船の期限を過ぎ尙ほ出港せざりしがため、茲に

艦員收容
獨逸油槽
船の措置
國の措置